366
49
ら

第33集

日本労働年鑑

1961年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1961

VOL. XXXIII

法政大学 大原社会問題研究所

COMPILED BY

OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

法政大学図書館
廃棄
学習用図書
6158

法政大学図書館
廃棄
学習用図書

緒　言

一

本年鑑は、安保闘争の一応の終結をまって編集にとりかかったために例年に比べて刊行が遅れ、したがって扱った時期も一九五九年初頭から一九六〇年初秋にまで及んでいる。この時期における日本の労働情勢の背景となった世界および日本国内の一般的政治経済情勢は、次のようなものであった。

一九五九年九月におけるフルシチョフ・ソ連首相の訪米は、東西の雪解けをおし進め、冷戦から平和共存へと世界史を大きく転換させることになった。ダレス国務長官時代に「力」の政策をとっていたアメリカが対ソ交渉に多少柔らかい線をだしてきたのは、ソ連のミサイル兵器の発達により、軍事力バランスがソ連に優位になってきたこと、世界世論が緊張の緩和を強く望んでおり、特にイギリスの圧力が強いこと、更に国内的には増大する国防支出に国民の不満がしだいに高まり、軍事費削減の要求が無視できなくなってきたことなどがおもな理由となっている。

しかしベルリン問題、軍縮問題、核実験禁止問題、後進国援助問題などをめぐる東西の対立は、容易に解決しそうにもなく、かえって両陣営の対立を露出するいくたの事件が引き続いて発生した。特に六〇年五月一六日からパリで開かれるはずだった頂上会談を前にして起こったアメリカのU2型機のスパイ事件は、頂上会談をついに流産に終わらせる結果をまねいた。その後ソ連の外交攻勢はとみに活発化し、アメリカの海外軍事基地政策やこれらの基地を提供している諸国に対する強硬な警告が発せられ、マリノフスキー国防相は「ソ連及び社会主義諸国の領空が犯された場合、その侵入機が出

発した基地に対し、ミサイルによる攻撃を加える」と言明した。これによって日本やイギリスを含めたアメリカの軍事基地をもっている多くの西方諸国は、大きな衝撃を受けたのである。

更に六月二日ソ連は、一〇ヵ国軍縮委員会に対して新しい全面軍縮案を提示した。この新軍縮案の特徴は、第一にロケット兵器の廃棄と在外軍事基地撤廃をだき合わせにし、第二にフランスその他西方がわのこれまでの主張を大幅にとり入れて、可能なかぎりの歩みよりをしていることである。しかし、西方がわはこのソ連新提案をまともに検討しなかったため、東方がわ五ヵ国はいっせいに退場し、一〇ヵ国軍縮委員会は事実上決裂して、秋の国連定期総会まで軍縮交渉は空白化することになった。

一方、頂上会談流産後のアメリカの外交攻勢は、ソ連とは逆にためらいとよろめきをみせているといってよい。その一つの原因は、戦後十数年にわたってアメリカが営々として築きあげてきた「基地国家」の親米独裁政権が次々に連鎖反応的に動揺しつつあることである。四月における韓国李承晩政権の崩壊、五月初めトルコのメンデレス政権の没落、八月におけるラオスのクーデターおよび南ヴェトナムのゴージンジェム政権の動揺がそれである。また、セイロンでもナナヤケルNP（統一国民党）政権の崩壊（四月二二日）のあとで行なわれた総選挙の結果、中立主義路線をとる自由党が圧勝し、暗殺されたバンダラナイケ元首相の未亡人を首班とする新政権が誕生した。このような一連の事件は、アメリカの「力の政策」が次第に孤立化しつつあることを物語るものといえるであろう。

アメリカの足もとをゆるがしたもう一つの問題は、一九五九年の一月に始まったカストロ政権によるキューバの革命である。キューバの土地改革法や鉱業法、石油法などがアメリカ資産の重要部分を接収の対象にしていることが明らかになるに及んで、アメリカとキューバの対立は激化の一途をたどった。もともと中南米はアメリカにとって重要な意義をもち、第二次大戦後のアメリカの経済発展にとって、中南米の支配は大きな役割を果していた。キューバの革命は、このよ

うなアメリカの中南米支配を大きく動揺させることになったのである。

更に一九六〇年にはいってから世界史の動向に転機を与えた事件としては、アフリカにおける多数の独立国の誕生をあげることができる。第二次大戦終了時に、アフリカには四つの独立国しかなかったのに、一九六〇年にはカメルーンをトップに一六の独立国が生まれた。戦後一九六〇年までの独立国六を合わせると実に二二ヵ国、戦前のものを合わせると二六ヵ国になる。これらのなかには旧ベルギー領コンゴのように、独立直後に混乱に陥った国もあり、また独立後の行政上の未熟さ、経済的未開発性、種族間の対立感情などから、多くの難問題をかかえていることも否定できないが、しかし白人植民地主義が次第に後退せざるをえない情勢となってきたことは特筆すべきことである。しかも国連内のアフリカ・グループが最大のヴォートをにぎり、世界政治に大きな影響力をもつようになったことは、中国加盟問題などをとりあげた今秋の国連総会において如実に示されるにいたった。

次に世界経済の動向は、アメリカの支配力減退と欧州経済の自由化推進という二つの問題にしぼることができる。アメリカは五八年に三四億ドル、一九五九年に三七億ドルと巨額な国際収支の赤字を続け、世界経済に対する絶対的な優位がゆらぎはじめた。また五七年末に二八五億五七〇〇万ドルも保有していた金は一九五八年末二〇五億ドルになり、一九五九年九月末にはついに二〇〇億ドルの大台を割って一九五億ドルに低下し、ドル相場は軟調の一途をたどった。更にアメリカ経済の景気動向をみると、一九五九年中は前年からの発展過程をひきついで高原景気に推移したが、一九六〇年初めになると工業生産の低下、株価の暴落などがみられた。工業生産指数は、一月の一一一、二月の一一〇、三月の一〇九のあと、四月の一〇九、五月の一一〇、六月の一〇九とほぼ横ばいに推移している。しかし工業の最重要部門である鉄鋼産業では、景気の失速状態が顕著であり、鉄鋼スト終了後鉄鋼産業の操業率は、一月九六%、二月九四%とかなり高水準を維持したが、三月には早くも九二%となり、四月には八〇%、五月には七〇%に低下し、七月なかばの週間操業率はつい

に五〇%を割るにいたった。このほか住宅建築も引き続き不振で、一九六〇年上半期の新規着工数は一二一万戸であり、昨年同期の一三八万戸を大きく下回っている。

また、大衆消費は依然として活発であるとはいえ、一九六〇年六月末現在、テレビセット、じゅうたん、家具などの在庫は、年初以来最高量に達し、冷蔵庫、家庭用冷凍器、衣類乾燥機などの在庫は、前年同期の二五%増、皿洗機は三三%増、ストーブは五〇%増、ディスポーザーは七五%増を示している。更に自動車在庫は、五月二〇日現在一〇七万台で史上最高水準に達している。このように工業生産そのものは高水準の横ばいを続けているが、すでに多くの産業において過剰生産の傾向が現われているといってよいであろう。

以上のような経済情勢は、アメリカの世界経済政策の変更をもたらさずにはおかなかった。すなわち、アメリカが戦後の世界経済の支柱として援助政策を続行しえたのは、巨大な貿易黒字を前提としていたからであり、国際収支の赤字は援助政策の転換を余儀なくさせたのである。アメリカは一九五九年八月に西欧諸国に対して、貿易、為替制限の撤廃を強く要請し、同年一〇月にはPLF（開発借款基金）にアメリカ商品優先買付法の適用を発表、対外経済援助も自国経済の立て直しに直接役だたせるという方針に変わった。

一方欧州経済は一九五八、五九の両年にかけて急速な発展を示し、その強化された輸出競争力は、世界市場におけるアメリカの伝統的優位を脅かすにいたった。欧州の経済力の強化は、各国の外貨保有高の激増となって現われている。たとえばイギリスは、一九五九年九月末に一九五七年末より九億二四〇〇万ドルも増大し、フランスもドゴール大統領が一九五八年末から実施した経済再建総合政策によって立ち直りを示し、同期間に一二億一二〇〇万ドルの外貨保育を増大させた。またイタリアも一六億三五〇〇万ドルとヨーロッパ最大の蓄積増をなしとげるにいたった。

貿易面においても、西欧諸国は一九五九年から一九六〇年にかけて輸入自由化を大幅におし進め、たとえばイギリスで

は一九五八年九月以降一九五九年末までに自由化品目の拡大を三回にわたって実施し、対ＯＥＥＣ（欧州経済協力機構）地域九八％、対ドル地域九五％の自由化を達成した。また西ドイツも一九六〇年末までに対ドル輸入差別を撤廃し、自由化はかなり高率となり、フランスも一九五九年一月には、ＯＥＥＣ九〇％、ドル五〇％となり、更に一九六〇年一月にはドル物資に対してＯＥＥＣ待遇を与えた。

このような自由化の推進とともに大きな躍進を示したのは欧州共同市場である。これは米ソ二大国と肩を並べうる広域経済圏であり、経済、社会政策、運輸などの統一調整によって着実な前進を続けている。特に急速に進展したのは、加盟国内企業の提携、合同、専業化という一連の企業再編成である。発足以来九ヵ月間に、二国以上の企業提携は四八件に達した。ヨーロッパの工業生産は一九五八年末から回復に転じ、一九五九年中も拡大を続けた。一九六〇年上半期にはいると景気過熱のおそれのある国もでるほどの高水準に達した。西ドイツ、オランダ、デンマーク、スウェーデンなどでは、労働力不足と設備の高率稼動によってインフレに対する懸念さえでるにいたり、このため西欧では一九五九年秋から西ドイツ、オランダ、ベルギー、デンマーク、イギリスで公定歩合が引き上げられた。ヨーロッパ全体の工業生産は、一九五九年には一九五八年より八％増大したが、一九六〇年にはいると、イギリス、フランスなどのように工業生産の頭うちによる拡大テンポの鈍化をきたす国も現われた。

他方、社会主義諸国の一九五九年から一九六〇年にかけての経済発展はかなり大幅であった。たとえば、ソ連新七ヵ年計画（一九五九～一九六五年）第一年度に当たる一九五九年の工業生産は一九五八年より一一％増大し、このうち生産財は一二％、消費財は一二・三％増加した。更にソ連の一九六〇年度予算は、一九五九年より歳出入ともふえ、歳出面では国民経済費、社会文化費の増加が目だっている。また新七ヵ年計画の期間中に家庭用品、文化器具の増産と品質改善を行なうことを決定しており、一九六一年度中に達成する大幅な増産目標が決定された。

二

この時期における国内情勢の焦点は、なんといっても安保条約改定の問題である。一九六〇年一月一六日、岸首相、藤山外相ら渡米全権団の一行は、逃げるように羽田を出発し、国民の深い危惧をよそに、ワシントンで日米新安保条約の調印を行なった。新安保条約は、旧安保条約に引き続いて米軍に基地を貸して駐留を認め、その米軍事力に依存して極東の平和と日本の安全を守ろうという根本的なしくみをもつものである。旧条約ではあいまいであった防衛義務について、新条約では相互防衛的な性格を明白にさせ、日本が外国から侵略されたときは、必ずアメリカが共同で日本を防衛するという保障がとりきめられた。しかし同時に日本の在日米軍に対する防衛責任も明白となり、新条約全体を通じて、日米の軍事同盟的性格はいっそう強化されたといってよい。

社会党、共産党をはじめその他の文化団体の反対論の主要な論点は、一、現在のように国際情勢が緊張緩和の方向に進んでいるときに、日米安保体制を更に強化し、軍事同盟の性格を強めることは時代の流れに逆行する、二、条約五条でアメリカの日本防衛義務とひきかえに、日本が在日米軍に対する防衛の義務を負ったが、これは日本がその意思に反してアメリカが起こした戦争にまきこまれる危険性がある、三、条約前文と四・六条の極東条項は、極東の平和と安全の名のもとに在日米軍が日本の基地を使ってアメリカの極東戦略のため、勝手に行動できることを認めたものである、四、事前協議に拒否権が明記されないのはおかしい、またこの協議には抜け穴が多く、核兵器の持ち込みなど野放しとなるおそれが多い、などであった。

ところで安保条約の改定が具体的日程に上った一九五九年には、社共両党を中心とする改定阻止の動きもようやく活発化し、三月二八日に社共両党、総評、原水協、護憲連合などによって安保改定阻止国民会議が組織された。一九六〇年五

月一九日にいたり自民党は、五〇日間の会期延長、安保特別委員会の質疑の打ち切りを通告した。これに対し社会、民社両党は、五〇日間の大幅会期延長は安保の自然承認を意味するとして、実力で会期延長を阻止する体制を整えた。清瀬衆議院議長は、国会内に警官の導入を指示し、自民党代議士や衛士にだきかかえられて議場にはいって五〇日間の会期延長を決めた。その後いったん休憩ののち、二〇日午前零時五分国会再開して賛成反対の討論もなく安保条約を可決した。こうして社会党および民社党は、正式に会期延長を認めず、いっさいの審議に応じないことを決め、ここに空前の長期空白国会が現出したのである。

しかし岸首相は、なお政権担当の意思を捨てず、アイク訪日実現に望みを託しながら六月一九日の自然承認の日を待った。この間、院外のデモは日を追って激化し、安保改訂阻止の闘争は異常な盛り上がりをみせるにいたった。特に六月四日には労働組合が安保改定阻止、岸退陣、国会解散という純然たる政治的要求をかかげながら、従来の経済闘争においてさえみられなかったほどの底力を発揮した。この闘争の中心になったのは、国鉄労組、動力車労組であり、六・四ストの際には早朝の始発時から午前七時ごろまで全国で七五九本という戦後最大の運休本数となり、京浜地区では山手、中央、東海道など一〇線の運転がほとんど完全に止まった。このようなストライキの成功をもたらした条件は、なんといっても国民の広範で底の深い支持があったからだといってよいであろう。

六月一〇日、アイゼンハワー米大統領の新聞係秘書ハガチーは、ア大統領の訪日日程打ち合わせのため来日したが、羽田空港で全学連ほかのデモ隊に包囲され、米軍のヘリコプターで脱出するという事件が起きたが、この事件は岸内閣に大きな衝撃を与えた。続いて六月一五日にデモ隊と警官隊との大乱闘事件が起こり東大女子学生樺美智子氏が死亡した。この事件はアイク訪日の中止を決定するとともに、暗に総辞職をほのめかすにいたった。安保自然承認の一九日には、また十数万のデモ隊が深夜まで首相官邸と国会をとりまき、

不気味な空気に包まれたが、二〇日には参議院自民党が単独で条約関係法案を抜きうちに可決、二三日に批准書を交換し、ついに新安保条約は発効をみたのである。

ところで以上のような安保闘争のさなかにおいて社会党が分裂し、民主社会党が結成されたことは、闘争の力を弱める一つの条件になった。すなわち、一九五九年九月一三日の社会党大会で、西尾末広氏の統制委員会付議を不満として退場した西尾派は、一〇月一六日の再開大会にも河上派の一部とともに欠席戦術をとった。そして一〇月一八日、西尾派の「再建同志会」の代議員総会で、正式に社会党と訣別することを声明し、次いで一九六〇年一月二四日、民主社会党を結成し、一、階級政党を否定し、国民政党の立場をとる、二、議会制民主主義を擁護、発展させるなどの「民主社会党暫定綱領案」を発表した。民主社会党の結成は、労働運動にも大きな影響を及ぼし、第二組合の結成を促進すると同時に、総評、全労会議の対立もいっそう深刻化したことも否定できないといってよい。

三

この間における日本経済の大勢は、次のようなものであった。一九五九年における日本経済は、「岩戸景気」と呼ばれるほどの好景気が続き、生産は依然として増大した。すなわち一九五九年度の国民総生産は、一一兆六〇〇〇億円に達し、一九五八年より一二%の急増をみた。更に一九六〇年には経済企画庁によると一二兆五〇〇〇億円、七・五%の増加になると見積られている。鉱工業生産についていえば、一九五九年は前年の三割増であり、一九六〇年にはいって更にふえ続け、三月には一九五五年生産水準の二・四倍の規模に達した。

このような景気をささえた要因は、まず第一に一九五八年の景気後退と停滞に対する反動による上昇をあげることができる。第二に個人消費支出、在庫投資、設備投資、政府支出のすべてが増加したことである。なかんずく設備投資は一九

五八年に一五％の後退をみ、一九五九年上期まで停滞したが、一九五九年度下期以降急テンポの増大を示している。その結果、一九六〇年上期の投資水準は、前回の景気循環のピークであった一九五七年下期のピークを四〇％も越えるにいたった。特に増加のはなはだしかったのは、鉄鋼、紙パルプ、窯業、自動車、電気機械、石油化学、石油精製、一般機械などで、他方海運、石炭、食料品、化学は減少した。このような設備投資を通じて技術革新はいっそう進展をみることになった。

第三は、世界景気の好転につれて輸出が予想以上に増加し、国際収支の好調が持続したことである。すなわち一九五九年度の貿易は、内外景気上昇を反映して輸出入とも前年度を三割前後上回った。特に輸出数量は、戦後初めて戦前水準（昭和九～一一年平均）を突破し、このため一九五九年度の国際収支は、貿易面が輸出三三億一一〇〇万ドル、輸入三〇億四四〇〇万ドルで二億六七〇〇万ドルの黒字、貿易外を含めた総合収支は四億六〇〇万ドル（形式）の黒字に達し、一九六〇年三月末の外貨準備高は一三億六一〇〇万ドルと最高水準を示したのである。

このような生産の増大のなかで資本の利潤は膨大なものにのぼっている。三菱経済研究所調べの大企業約五七〇社の公表利益は、一九五八年下期一兆三六七五億円、一九五九年上期一兆八六五三億円と累増し、一九五九年下期決算の利益はこれを更に上回っている。前回の好況期のピークでは一九五六年下期決算における公表利益（約五八〇社）は、一回り大きくなったといってよいであろう。

以上のような経済発展も、内部的にみると大きな問題点を含んでいる。すなわち、生産の増加を産業別にみると、非常に伸びている産業と停滞している産業との格差がいっそう拡大をみている。たとえば非鉄金属工業、機械工業、食品などは、一九五七年から現在までおよそ二倍の成長をとげているのに対して、繊維はほとんど横ばい、鉱業にいたっては若干の低下をさえ示している。特に一九五九年における石炭産業は、価格や熱効率の点で重油その他の輸入エネルギーに市場

を荒らされ、貯炭はふえる一方となり、一九五九年七月末に全国貯炭は一三〇〇万トン台を記録した。一九六〇年にかけて貯炭は漸次減少したが、石炭各社の赤字は依然として続き、三井鉱山その他の企業合理化の背景となった。

経済の拡大は、雇用、賃金等の面に多少の好影響を及ぼしている。一九五九年の常用雇用指数は、一九五八年に対し一〇・一%の増加を示し、このなかでは製造業の一三・〇%を中心に第二次産業の増加が大きく、卸小売、金融保険業などの第三次産業では増加をみたとはいうものの、増加率は一九五八年度より下回っている。こうして一九五九年度の労働市場は、求人一人に対して求職者は一・七倍（一九五八年度は二・五倍）に低下し、労働力需給バランスは、大幅に改善された。しかも大都市周辺の工業地帯では、労働力不足の現象すら発生し、若年労働力および技能者にこの傾向が著しかった。このように雇用が増加したとはいえ、生産の増加率に比べるとはるかに低い率にとどまっており、労働者一人当たりの生産は、一九五九年は一九五八年に比べて約一五%の増加となっている。このことは有機的構成の高度化や、労働時間の延長や、労働強度の増進が行なわれたことを物語るものといえるであろう。

雇用の増加に伴って賃金の上昇もかなり著しく、一九五九年は一九五八年に比べて六・九%の上昇を示している。なかでも製造業は、八・四%の高い上昇となった。更に労働力不足のため、中小企業の賃金が上昇し、規模別賃金格差が若干縮小してきたことは注目に値する。

一九五九年から一九六〇年にかけての日本経済において最も重要な問題は、為替、貿易の自由化である。一九五八年末にいっせいに行なわれた西欧通貨の交換性回復を契機として為替・貿易の自由化は世界の大勢となった。ところがわが国の自由化は、明らかに立ちおくれを示し、神武景気の際の自由化率は二〇%台、その後景気上昇を続けた一九五九年度も上期外貨予算で三三%、下期には三一%といった状態であった。このように日本の自由化が遅れている原因は、第一に国際収支が不安定なこと、第二に経済的後進性が保護政策を要求したこと、第三にわが国の輸出市場の五〇%が後進国なの

で、自由化を進める余地が少なかったことなどである。

ところが一九五九年秋のIMF総会やガット総会で、日本の自由化促進が強く要望された。たとえば九月二九日から始まったIMF総会の一九五九年次報告は「西欧諸国の通貨交換性回復は第二次大戦後とられた諸措置のなかでももっとも特筆されるべきものであったが、加盟各国は残された諸制限、とくに差別的制限をなくすことを要望する」と述べている。また、一九五九年一〇月に東京で開かれたガット総会でもジロン米国務次官が「アメリカの国際収支を改善するためにも各国の貿易自由化、差別待遇の撤廃が必要である」と強調し、そして「ドルの差別待遇が続くならば、アメリカの進歩的な政策の維持はむずかしい」と、暗に日本、イタリアなどの政策を非難した。

このような外圧によってようやくわが国の自由化政策も動きはじめ、一九六〇年一月五日の初閣議で貿易自由化促進閣僚会議を設け、自由化スケジュールを明らかにした。このスケジュールによると、自由化はコスト引き下げに役だつ原料や国産品と競い合う程度が低いものから漸進的に進め、三年後には米麦などの政府購入分を除き、自由化率を八〇%に引き上げるという目標をかかげている。そして自由化は、一年以内に自由化するもの（銑鉄、光学機械など）、三年以内に自由化するもの（合成繊維製品、板ガラスなど）、三、四年を目途に自由化するもの（石炭・石油・乗用車など）、自由化が相当期間むずかしいもの（米麦・酪農製品など）の四段階に分けて進める方針をとっている。以上のような自由化は、戦後の日本経済にとってドッジ・ライン以来の大きな転機を画するものであり、資本の合理化攻勢は全面的に鋭いものになるであろう。

四　緒言

以上のような国際情勢と国内情勢を背景としたわが国の労働政策は、前年に引き続いて労働組合運動に対する弾圧的性

格を強めている。特に岸内閣は、安保改定のために労働組合その他の民主団体に対する強力な圧迫政策を必要としたといえるであろう。すなわち岸内閣は、成立直後第五回原水爆禁止世界大会と日本母親大会を前にして、これらの大会が「平和運動を政治闘争に利用するものである」という川島幹事長談話を発表した。また、安保改定に反対する第八次統一行動（一一月二七日）を契機に、政府は「デモ規制法」と全学連に対する「破防法適用」の動きを示した。更に一二月一六日には最高裁が、「米軍の駐留は違憲である」とした伊達判決を否定し、米軍の駐留が合憲であるとの判決を出したことは、時が時であるだけにきわめて重大な政治的意味をもった。

岸政府は、ＩＬＯ批准闘争の拡大のなかで、批准の代償として「公労法」、「公務員法」および鉄道、郵便、電信関係の「事業法」の改正を意図し、労働争議に刑罰を適用したり、「事業法」上の業務上の怠業行為を罷業行為に適用しうるようにしている。三井三池の合理化反対闘争に対しては、警察権力の介入があり激しい攻撃が行なわれた。

このような政府の労働政策と経営者の労働政策のきびしい圧力の中で、労働運動は安保闘争においてそれまでの低姿勢を脱却する高揚を示した。五月二〇日における一〇万人の請願行動、二六日一七万の空前の請願デモンストレーションから、六月四日全国各単産を通ずるストライキは、整然とした「静かなるスト」ではあったが、労働運動が国民運動の中核であり、先頭部隊であることを如実に示したといってよいであろう。この闘争の盛り上がりをささえいっそうの迫力を加えさせた重要な要因は、地域に根深く組まれた共闘組織であった。この地域共闘組織は、全国で二千を越えるといわれ、労働者を中心にしてすべての階層の人びとが組織的な結びつきをもちはじめるようになった。地域共闘組織の典型的なものは、群馬民擁連である。この組織は一九五二年から一九五五年にいたる妙義基地反対闘争と勤評反対闘争のなかから生みだされたものであり、社共両党、地評、日農、原水協、商工団体連合会等七〇団体で組織された。一九五九年半ば以降、中学校地域を最低の単位として下からの組織作りが行なわれ、一九六〇年六月には一三〇の支部を数えるにいたってい

る。このような地域活動の成果は、六月四日に群馬全体で一千軒にも及ぶ商店の二四時間ストライキとなって現われた。このような商店ストライキは、まさに日本の歴史始まって以来のことだといってよいであろう。

以上のように安保闘争における労働組合の運動には多くの成果がみられたが、しかし反面において欠陥のあったことも否定できない。六・四、六・二二ストの中心になったのは、なんといっても国鉄・動力車労組であり、他の民間単産の闘争は全体としてきわめて不十分であった。二四時間スト、半日ストなどがはっきり実施できたのは、炭労・全鉱・合化の一部にとどまり、金属労働者の中核である鉄鋼は、わずかに時間内一時間の職場大会を行なったにすぎなかった。

この時期における労働運動のもう一つの焦点は、三井三池の争議であった。石炭産業では業界不況のなかで中小炭鉱はもとより大手も、三井・三菱・住友・古河・明治・雄別・日炭・日鉄二瀬・杵島と合理化のための人員整理が相次いで行なわれた。このなかで三井と日鉄二瀬を除いては希望退職・配置転換・就職あっせんなどで解決した。三井では一月、八月と二次の企業整備案（一月六千名、八月四五八〇名の人員整理）が出され、三池を除いては交渉の過程でしだいに予定数の希望退職者が出たが、三池では会社が予定数の確保とともに業務阻害者の排除を主張したため、組合はこの措置を組合活動家の首切りだと反対した。

一一月一三日に提示された中山中労委会長のあっせん案は、会社、組合ともこれを拒否し、続いて会社は一二月、いわゆる業務阻害者約三〇〇名を含む一二七八名の指名解雇を行ない、組合は二四時間ストを反復して一九五九年を越した。一九六〇年一月以降、三池では会社がロック・アウトを実施し、組合は無期限ストに突入したが、三月わが国最強といわれた三池労組内部に批判勢力が台頭して、三池労組の三分の一約五千名が脱退して第二組合を作った。会社は第二組合の就労による生産再開を宣言し、ピケにより阻止しようとする第一組合との間に衝突がくり返された。四月には炭労の申請によって藤林中労委会長は「会社は指名解雇を撤回するが、その該当者は指名解雇の日をもって自発的に退職したものと

みなす」というあっせん案を提示し、会社は受諾したが、炭労は拒否を決定した。

五月以降、三川坑ホッパー（貯炭槽）が生産再開を進めようとする会社と阻止をはかる組合の対立の焦点となり、組合は三池労組員のほかに一万名の支援オルグを集め、警察も一万名の警官隊を集め、仮処分執行のさいは大量の流血の惨事必至の情勢となった。こうして七月一九日、池田新内閣のもとで石田労相が労使に対し、ピケ解除と中労委あっせんによる解決を勧告し、これを受けて中労委藤林、中山両あっせん員は、最終あっせん案を提示した。この案の内容は、一、指名解雇者については整理期間を一ヵ月おき、指名をやめて自発退職とする、二、自発退職は退職金五万円を加給、三、生産再開については労使の委員会できめるというものであり、会社、組合ともついにこれを受諾するにいたった。

以上のような経過をたどった三池の争議は、山元の炭婦協を含む一万の団結を基礎に気力をみなぎらせた闘争を行なったこと、総評が終始全国的な指導を行なって長期的な闘争をおし進めてきたこと、全産業別組織と地域組織、三池を守る会、学者、文化人などのカンパと動員を通ずる大きな支援態勢が進展したことなどの点で、戦後における画期的な闘争であった。しかしこのような成果の反面において、この争議が日本の労働組合の特質である企業別組合の限界を露呈していたことも否定することができない。すなわち、日本における最強の組合といわれた三池においてさえ、第二組合の発生を阻止することが困難であり、また炭労として合理化反対の統一闘争の体制を維持することができず、けっきょく企業別の闘争に分断されざるをえなかったのである。

一九六〇年度の総評の運動方針がこのような日本の労働組合の欠陥の克服を問題にしたのは、きわめて当然のことだったといってよい。総評の方針において最も力点がおかれているのは、組織と組合運営上の問題であり、第二組合対策、企業から独立した労働組合の確立、未組織労働者の組織化の確立の三本の柱がたてられている。このなかで企業から独立した労働組合の確立については、第一に「組合自身の手になる共済制度をつくること」、第二に「チェック・オフの禁止に

そなえて、みずからの力で組合費や、その他の資金を集める」、第三に「専従者廃止にそなえて、専従者は組合でかかえるとともに単産役員は、企業から離脱する」ということを提案している。このような具体策は、日本の労働組合を企業別組織から産業別組織へ発展させるためのものであり、組合が三池争議の問題点を深く掘り下げることを通じて、産業別組合の強化という課題を今後いっそうおし進めるであろうことが予想されるのである。

この期間における労働運動のもう一つの特徴は、中小企業の争議が激化したことである。労資ともに力による解決を行なおうとする傾向が強く、最初は賃上げ、一時金、協約締結などの要求から始まった争議が、解雇撤回、企業閉鎖反対などをかかげたいわゆる権利争議になり、著しく長期化する場合が多かった。メトロ交通、主婦と生活、高山精密、田原製作所、山葉精器などの争議はこの典型であった。いずれにせよ日本の労働組合運動は、企業別組合の脱皮を具体的に問題にしはじめたことや、いままで未開拓であった中小企業における運動の発展がみられたことなどにも示されているように、大きな転機を迎えているといってよいのである。

終りにのぞみ、この年鑑の編集に当たって多くの資料と便宜を与えられた公私の諸機関、団体および各位に対して心から謝意を表したい。そしてすでに四〇年以上の歴史をもつこの年鑑をますます完全なものにするために、いっそうの御援助を切にお願いする次第である。

一九六〇年一一月

法政大学　大原社会問題研究所

凡　例

一　本年鑑の記事は、労働者をはじめ、各官庁、労働組合、企業体、その他関係諸団体の報告、調査、発表記事、ならびに主要な新聞、雑誌の内容を、本研究所が取捨し、かつできるかぎり正確、確実な統計資料にもとづいて、客観的な記述をすることを期した。

一　本年鑑の編集様式は、前年版と同じく、第一部「労働者状態」、第二部「労働運動」、第三部「労働政策」の三部に大別し、それぞれの中をさらに編、章、節に分かった。

一　付録として、主要な労働組合、農民団体、経営者団体、その他の団体の現状を、組織名（略称）、組織人員（一九五九年六月末現在）、本部所在地、電話、一九五九年役員名を付して日常の便をはかるとともに、本年版にはとくに戦後刊行された社史文献目録を収めて、読者の参考に供した。

一　本文の記述は、原則として一九五九年四月から一九六〇年六月までとし、とくに重要な問題については、一九六〇年九月まで記述してある。ただし、第一部の統計のみは、一九五九年の確定数字のみ掲載した。

目次（Contents）

緒言（Preface）
労働日誌（Labor Diary）〔一九五九年七月―一九六〇年六月〕

第一部　労働者状態（Conditions of Working Classes）

第一編　労働人口の構成（Structure of Working Classes）……三
第一章　人口の社会的構成…（三）、第二章　雇用者…（一〇）、第三章　主要部門別労働者…（一七）、第四章　中小企業労働者…（一七）
第二編　雇用と失業（Employees and Unemployed）……一三
第一章　概況…（一三）、第二章　労働移動…（一三）、第三章　失業…（四六）
第三編　労働条件と労働者の生活（Working Conditions and Living Conditions of Laborers）……五七
第一章　賃金…（五七）、第二章　労働時間…（七五）、第三章　労働災害と職業病…（八三）、第四章　労働者の生活…（九三）、第五章　婦人・年少労働者の状態…（一一〇）
第四編　農家の状態と農民の生活（Conditions of Farm Households and Farmers）……一一五
第一章　農林漁家の人口の就業動向…（一一五）、第二章　農家の経済状態…（一一七）

第二部　労働運動 (Labor Movement)

第一編　労働組合運動 (Trade Union Movement) ……一三三

第一章　概況と特質…(一三三)、第二章　組織状況と組織運動…(一五四)、第三章　主要な争議…(一六九)、第四章　第三〇回メーデー…(二〇〇)、第五章　労働協約…(二〇四)、第六章　国際労働運動と日本…(二一八)

第二編　農民運動 (Farmers' Movement) ……二二九

第一章　農業情勢と農民運動の概況…(二二九)、第二章　主要な農民闘争…(二三四)、第三章　農民団体の活動…(二四一)

第三編　その他の社会運動 (Other Social Movements) ……二六三

第一章　日米安保条約改定阻止運動…(二六三)、第二章　人権擁護運動…(二七八)、第三章　部落解放運動…(二八九)

第四編　労農政党 (Labor Parties) ……二九四

第一章　概況…(二九四)、第二章　日本社会党…(三〇〇)、第三章　民主社会党…(三〇三)、第四章　日本共産党…(三〇八)

第三部　労働政策 (Social Policies)

第一編　概説 (Introduction) ……三一五

目次

第一章　弾圧立法…(三二五)、第二章　社会保障立法…(三二六)、第三章　最低賃金法施行規則…(三二八)、第四章　労働行政…(三二九)、第五章　労働運動に対する刑事弾圧……(三三〇)、第六章　労働判例の動向…(三三一)

第二編　労働立法 (Labor Laws) ……三三五

第一章　公労法、地公労法、国家公務員法、地方公務員法の改正…(三三五)、第二章　労働法規改正の動き…(三三五)

第三編　賃金政策 (Wage Policy) ……三三六

第一章　国家公務員および公共企業体職員の給与…(三三六)、第二章　最低賃金法の実施状況…(三四三)、第三章　一般職種別賃金(PW)、日雇労働者平均賃金の改正…(三四九)

第四編　労働行政 (Labor Policy) ……三五一

第一章　労政行政…(三五一)、第二章　労働基準行政…(三六八)

第五編　雇用・失業対策 (Employment and Unemployment Policies) ……三七五

第一章　失業対策事業、公共事業…(三七五)、第二章　炭鉱離職者対策…(三七九)、第三章　職業訓練…(三八三)、第四章　その他の諸対策…(三八七)

第六編　社会保障 (Social Security) ……三九二

第一章　総説…(三九二)、第二章　健康保険対策…(三九四)、第三章　年金保険対策…(三九九)、第四章　けい肺法の改正…(四〇二)、第五章　その他の諸対策…(四〇七)

第七編　経営者団体 (Management Organizations) ……四一〇

第一章　一九五九年春季以後における経営者団体の活動…(四一〇)、第二章　一九六〇年を迎えた経営者団体の中小企業労働対策…(四三)

第八編　ILOと日本 (International Labor Organization and Japan) …… 四三五

第一章　ILOの活動…(四三五)、第二章　ILO第八七号条約批准問題…(四三〇)

付　録 (Appendices)

一　主要な労働組合の現状 (Directory of Major Trade Unions) …… 四三五

二　主要な農民団体の現状 (Directory of Major Farmers' Unions) …… 四四五

三　主要な経営者団体の現状 (Directory of Major Management Organizations) …… 四四六

四　その他の団体の現状 (Directory of the Other Associations) …… 四四九

五　社史文献目録一覧(続き) (Literature on the Histories of Companies) …… 四五〇

事項索引 (Index) …… (巻末 1)

統計表索引 (List of Tables) …… (巻末 六)

労働日誌（一九五九年七月～一九六〇年六月）

一九五九年

七月

一日　社会党機構改革に関する審議会案まとまる
二日　太田総評議長、社会党の階級的大衆政党の考え方に反対表明
三日　第三二臨時国会閉会
四日　日教組教育課程研究集会（～四日）
五日　新産別、安保阻止国民会議不参加
六日　労働戦線統一懇談会、組織不可侵協定で対立
七日　安保問題で文化人ら研究会開催
八日　全労全国代表者会議、戦線統一・安保問題で当面の基本態度決定
九日　新聞労連第一一回大会（～一〇日）昭和三三年労働経済の分析、発表
一〇日　最低賃金法施行
一一日　全印総連第七回大会（～一二日）
一三日　炭労大手一四社二四時間スト
一四日　全炭鉱第六回大会（～一六日）国公・地公共闘、人事院すわり込み
一五日　住友炭連、企反闘争四八時間スト
一六日　社会主義インター第六回大会開会（ハンブルグ）
一七日　全米鉄鋼労組、賃上げ協約改定を要求ストに突入
一九日　人事院、一般職公務員給与で勧告
二〇日　三池労組、解雇撤回要求時限スト
二一日　社会党機構改革審議会案を決定
二二日　労働問題閣僚懇談会初会合
二三日　綿紡九社に中労委あっせん案提示
二四日　全電通第一二回大会（～二四日）国際電電第一五回大会（～二三日）経済企画庁、経済白書を発表
二五日　国鉄労組第一九回大会（～二六日）文部省教育課程講習会に日教組がピケ、警官が実力行使
二六日　都市交通第一三回大会（～二四日）機労第九回大会（～二八日）、国鉄動力車労組と改称
二七日　全司法第一五回大会（～二七日）安保阻止第四次統一行動
二八日　炭労大手一一社無期限スト
二九日　紙パ労連第二三回大会（～二八日）私鉄総連第二二回大会（～二八日）全日通第一四回大会（～三〇日）炭労期末手当、あっせん案で解決
三〇日　全電線第一三回大会（～二九日）炭労各労組、一番方より就労全繊同盟第一四回大会（～三一日）全逓第一一回大会（～二日）全農林第二回大会（～三一日）日教団連第四回大会（～三一日）

八月

一日　原水爆禁止世界大会予備会議
五日　原水爆禁止世界大会（～七日）
六日　安保阻止第五次統一行動
八日　共産党第六回中央委総会、「選挙戦の結果と当面の中心任務」採択総評、本年度運動方針案を発表

一〇日　東京地裁、公案条例は違憲と判決
全繊同盟統一スト突入、綿紡九社
九六時間スト、化繊・羊毛は妥結
松川事件最高裁判決、原判決破棄
一二日　最低賃金法にもとづく最低賃金第一号、静岡県で施行
一三日　在日朝鮮人の帰国問題で日本朝鮮赤十字協定調印（カルカッタ）
一七日　全繊同盟綿紡九社無期限スト突入
全専売第一二回大会（～二〇日）
一八日　成光電機争議、仮処分執行で乱闘
一九日　全林野第九回大会（～二三日）
田原製作所争議乱闘、一人死亡
二〇日　労働戦線統一懇談会世話人会で全労が打切り提案
日教組第一次統一行動
全国セメント第一四回大会（～二二日）
二一日　全国教育長協議会臨時総会、日教組の専従制限を決定
二二日　全繊綿紡賃上げ争議妥結、スト中止
二四日　労相、中小企業争議暴力化に警告
第五回日本母親大会（～二四日）
総評、日教組専従制限に反対声明
全国一般第五回大会（～二五日）
二六日　総評第一二回定期大会（～二九日）
二七日　警察庁、中小企業の争議白書発表
二八日　総評大会、政党支持の項廃案
三井鉱山、第二次企業整備案発表
二九日　労相、官公労組に専従制限と発言
三一日　全日農第二回全国大会（～三一日）
全交運第一六回定期委員会

九月

一日　全労、労働戦線統一懇談会を脱退
勤務評定書の提出始まる
三日　人事院、公務員懲戒処分白書発表
四日　全日本官公職労協議会結成大会
八日　安保改定阻止第六次統一行動
一二日　社会党第一六回定期大会（～一六日休会）
ソ連、月ロケット打上げに成功
一五日　ソ連首相訪米、米ソ首脳会談
国連第一四回総会開く
一六日　全鉱第三一回大会（～一九日）
三井・杵島・日鉄二四時間スト
一八日　社会党大会休会、西尾派は再建同志会結成趣意書発表
総評第一回評議員会、秋闘方針
ソ連首相、国連総会で演説、四年間に全軍備の解体を提案
二〇日　石橋・周共同声明（北京）
二三日　田原製作所争議一七五日ぶり解決
二五日　鉄鋼労連第一六回大会（～二八日）
黒い羽根の街頭募金始まる
二六日　総同盟神奈川金属、統一労働協約を締結
伊勢湾台風、愛知等で記録的被害
二七日　米ソ首脳会談終り共同声明発表
二九日　通産省、初の産業白書を発表
三〇日　電労連第六回大会（～二日）、全労に一本加盟を決定
社会党中執、再建同志会解散要求
米鉄鋼ストに大統領団交再開要請

一〇月

四日　ソ連、宇宙ステーション打上げ
五日　炭労第二三回臨時大会（～九日）
海員第一八回大会（～八日）
高知県教組、一〇割休暇闘争実施
六日　米港湾ストにタ・ハ法を発動
七日　ソ連、週四〇時間制など新労働法の基本原則を発表
九日　三鉱連、第二次合理化反対で非常事態宣言

一〇日　米鉄鋼ストにタ・ハ法を発動
一三日　総評九州拠点共闘第一次統一行動
総同盟第一四回大会（～一五日）
炭労企反闘争、三井・杵島二四時間スト、日鉄二瀬で強行就労
一四日　東京地裁、都公安条例を違憲とし全学連デモに無罪判決
一五日　日鉄二瀬七二時間反復スト
社会党統制委、西尾氏けん責処分
第一回アジア生産性委員会（～一九日）
一六日　三井・杵島の七山で二四時間スト
社会党第一六回大会再開（～一七日）、機構改革、役員改選
一八日　日経連臨時総会
一九日　社会党再建同志会、新党結成声明
総評拡大評議員会、安保闘争方針
二〇日　社会党、党の団結保持で通達
安保改定阻止第七次統一行動
九州拠点共闘第二次統一行動
二一日　炭労大手一四社二四時間スト
新産別第一一回大会（～二三日）
二二日　社会党左派、新左翼同志会結成
総評、西尾新党に関連する総評の態度を決定
二三日　三社連、妥結権の返還を要請
二三日　米連邦地裁、鉄鋼スト中止命令発出を無期限停止
二四日　三井・日鉄二瀬二四時間スト
二六日　自治労地方自治研集会（～二六日）
三池製作所支部、三鉱連を脱退
安保改定阻止・炭労合理化反対秋闘総決起大会
社会党、党大会後の情勢と社会党の進路について声明
二七日　第二三臨時国会召集
三〇日　ソ連、月の裏側の写真を公表
三鉱連二四時間スト
合化労連第一九回大会（～三一日）
三鉱連二四時間スト
全学連安保改定阻止全国統一行動
三一日　文部省、教育白書を発表
国民年金法施行

一一月

一日　中小企業退職金共済事業団発足
国民年金制度発足
二日　国連政治委、軍縮決議案を可決
六日　政府、次期採用戦闘機種を決定
七日　北海道拠点地区共闘総決起大会
米鉄鋼ストに職場復帰指令
八日　九州拠点地区共闘総決起大会
九日　ILO結社の自由委員会（～一〇日、一二日、ジュネーブ）
一二日　三鉱連指名解雇交渉決裂
中山中労委会長、辞意表明
一三日　炭労大手一四社二四時間スト
九州拠点地区第四次統一行動
総評、失業反対第一次中央行動
一四日　西独社会民主党臨時大会（～一五日）、新綱領を採択
全駐労臨時大会（～一五日）、ストを確立
一七日　主婦と生活社争議、団交再開
全日通第一二回大会（～一八日）
一八日　日織連の結成目ざし関係労組会合
一九日　総評第一三回臨時大会（～二〇日）、安保体制打破と春闘体制確立
二〇日　国連総会、軍縮決議案を可決
二一日　冷戦終結推進安保改定打破日本平和大会（～二三日）
二五日　民主社会主義新党結成準備会発足
二六日　全労会議第六回大会（～二八日）
二七日　安保改定阻止第八次統一行動、国会請願の労組員学生と警官衝突
二八日　炭労大手一四社二四時間スト
第八次行動国会事件で総評、全学

連等に手入れ
二九日　朝日新聞社労組二四時間スト
経済企画庁、国民生活白書発表
失業反対・臨時制度撤廃中央集会（～三〇日）

一二月

三日　国際自由労連第六回世界大会（～一二日・ブラッセル）
四日　三社連臨時大会（～五日）、妥結権移譲を再度炭労に申入れ決定
五日　総評・全労・新産別・中立労連、ILO条約批准で共同声明
六日　炭労、三社連に妥結権移譲認む
七日　紙パ労連臨時大会（～八日）、王子製紙の処分問題で共闘決定
一〇日　三社連、合理化問題で調印
安保改定阻止第九次統一行動
一四日　炭労全山二四時間スト
東大構内に籠城の二学生逮捕
三井三池労組、長期闘争方針を決定、反復二四時間ストすでに一八波
一五日　朝鮮帰国第一船新潟出港
総評中央討論集会（～一六日）、春闘方針案を検討
一六日　炭労、日鉄二瀬にスト中止指令
最高裁、砂川事件原判決を破棄、駐留軍は合憲と判決
一七日　衆院議長、職権で浅沼氏らを懲罰委に付託、社会党は議長不信任案
一九日　総評評議員会、春闘方針を決定
二一日　全逓争議、公労委あっせん案で三割休暇中止、一年八ヵ月ぶり団交
衆院本会議、議長不信任案と安保交渉打切り決議案を否決
二二日　安保改定阻止第一〇次統一行動
二四日　安保阻止デモ禁弾圧反対中央集会
二六日　全労会議安保改定反対中央集会
二九日　主婦と生活社争議三一八日ぶり解決

一九六〇年

一月

二日　社会党、砂川判決と安保改定違憲問題は無関係と政府に反論
四日　米鉄鋼争議、八ヵ月ぶり解決
五日　三池労組、指名解雇通告を返上
六日　日米安保条約改定交渉妥結
七日　総評・全ソ労組中央評議会、軍縮共同声明
九日　総評中小企業オルグ全国会議（～一一日）
一〇日　初の技能検定第一次試験実施
一一日　総評、社会保障・労働者福祉全国研究集会（～一三日）
一四日　安保改定阻止第一一次統一行動（～一六日）
安保改定調印阻止抗議団結成大会
ソ連首相、兵力一二〇万削減提案
一五日　全学連、羽田空港ロビーを占拠
一六日　安保阻止国民会議、求心デモ
全学連羽田すわり込み学生を検挙
安保改定調印全権団出発
文部省、全学連指導者の排除を要請、全国大学学長に次官通達
一九日　日米安保条約・行政協定など調印
総評など安保調印に抗議声明
総評、一九六〇年度賃金白書発表
二一日　第二回全国労働組合生産性討論集会（～二二日）
二三日　総評主流労働者同志会「労働運動前進のために」発表
第二回日本青年労働者研究全国集会（～二五日）

二月

一日　高山精密工業争議八ヵ月ぶり解決
三日　第三四通常国会、衆院議長選挙
五日　全鉱第三三回臨時大会（～六日）
七日　総評、時短闘争討論集会（～六日）
八日　日教団連第五回特別大会
一一日　原水協第七回全国総会（～九日）
一五日　春季闘争中央共闘会議発足
二三日　地公国公共闘春闘中央総決起大会
二四日　炭労第二四回臨時大会（～一八日）
失業と貧困をなくす中央集会
日経連、「わが国賃金問題の一考察」を発表
二五日　安保改定阻止第一二次統一行動
二六日　労働省、賃金・労働時間・雇用の三四年年間概要を発表
二七日　鉄鋼労連第一七回大会（～一日）
二九日　日高教第八回特別大会（～一日）

三月

一日　紙パ労連第二五回大会（～二日）
原水協、核実験禁止実現・軍備全廃要求・新安保批准阻止国民集会
二日　中労委総会、中山会長辞任を承認
九日　三池労組、非常事態宣言発す
一〇日　デモ規制法・勤評反対統一行動
一三日　総評職業教育研究集会（～一二日）
第三回総評弁護団全国総会（～一四日）、司法機構反動化反対決議
一五日　三池労組刷新同盟を批判派が結成
一六日　中労委総会、藤林新会長を選出
全学連第一五回大会（～一七日）
一七日　三池炭鉱新労働組合結成
一八日　三社連、炭労脱退を決定
一九日　安保改定阻止第一三次統一行動
メトロ交通争議三七八日ぶり解決
二二日　全鉱第三三回臨時大会（～二三日）
二三日　全日農民社系、新農村同志会結成
社会党第一七回臨時全国大会、新委員長に浅沼稲次郎氏を選出
二四日　三池新労スト中止指令、団交開始
人生坐争議解決、和解の調印
二五日　地公国公共闘第二次統一行動
二七日　炭労戦術転換、三池と賃金を中労委あっせん申請
二六日　安保批判の会、批准阻止で声明
二八日　三池生産再開強行で両組合が衝突
二九日　三池第一組合員、暴力団に刺殺される
三〇日　私鉄総連第二三回臨時大会
三一日　三鉱連団交再開、五ヵ月ぶり
成光電機争議三三九日ぶり解決
東京地裁、人民艦隊事件無罪判決
じん肺法案、予算案それぞれ成立

四月

五日　安保改定阻止第一四次統一行動
三池労組、久保さんの合同葬儀
六日　中労委、炭労賃金闘争にあっせん案提示、労使とも受諾
三池争議に中労委会長職権あっせん案提示、会社受諾、組合拒否

三井三池にロックアウト通告
二四日　民主社会党結党大会
アルジェリアに暴動起る
二五日　三井三池にロックアウト実施、組合無期限ストに突入
二六日　総同盟賃金討論集会（～二八日）
日教組第九次・日高教第六次合同教研全国集会（～二九日）
二七日　国鉄志免合理化問題妥結
自由民主党第七回党大会
ソ連政府、安保条約調印を非難
緑風会解散、参院同志会を結成

七日　映演総連第九回大会（～七日）
八日　三池乱闘事件で両組合員逮捕
　　社会党、三池あっせん案に反対
　　経済同友会総会「日本農業に対する見解」を発表
九日　炭労第二五回臨時大会（途中休会～一七日）、三池争議対策で対立
一〇日　周中国首相、日米安保条約を非難
一一日　炭労中闘委、三池を除く三鉱連五山代表があっせん案拒否に反対
　　片山哲氏、護憲連合を脱退
　　韓国馬山で大統領に抗議デモ
一二日　炭労臨時大会再開（第二日）
　　全労、三池争議収拾方策を決定
一五日　安保改定阻止第一五次統一行動
　　炭労臨時大会、自然休会にはいり
　　小委員会であっせん案拒否後対策
一六日　羽田デモ弁護団、全学連の態度を不満とし解散
　　安保批准阻止全国婦人大会
一七日　炭労大会、あっせん案拒否を決定
　　第五回働く婦人の中央集会（～一八日）
一八日　三池鉱業所新労就労強行で衝突
　　三鉱連中闘委で三池と他の五山とが収拾策で対立、三池は脱退通告
一九日　全炭鉱第七回大会（～二〇日）
二〇日　韓国反政府デモ拡大、四市戒厳令
二一日　三池鉱業所強行就労で再び衝突
　　三池労組、三鉱連脱退を確認、炭労に直接加盟
　　日経連第一三回定期総会
二二日　韓国内閣総辞職
　　三池闘争勝利獲得・安保改定阻止中央決起大会
二六日　安保阻止国民会議、国会へ請願行動、この日請願書一四万通
二七日　京城のデモ前日夕刻から市内制圧
二八日　李韓国大統領、辞表を提出
　　トルコ・イスタンブールで首相の辞職を要求、学生らデモ
三〇日　メーデー実行委、新産別提案の南北領土回復決議の取扱いきまらず

五月

一日　第三一回メーデー、全国八〇五ヵ所五〇〇万参加
　　中央メーデー六〇万（実行委発表）
四日　三池ホッパー仮処分を地裁決定
五日　ソ連首相、U2型機が領空侵犯しこれを撃墜と発表、米国を非難
六日　弘南バス争議流血、一名死亡
七日　米国務省、U2機スパイ行為認む
九日　衆院で在日U2機を野党が追及
一〇日　造船総連第一〇回大会（～一二日）
　　農林漁業基本問題調査会、農業の基本問題と対策を答申
一二日　安保改定阻止第一六次統一行動（～一六日）
　　三池ホッパー付近で衝突
　　全特定第九回大会（～一五日）
一四日　総評評議員会、運動方針骨子討議
一五日　三鉱連臨時大会（～一七日）、合理化問題の妥結調印を承認
一六日　パリ東西首脳会談、ソ連はU2機問題で米国を非難、会談延期提案
一七日　地銀連第五回大会（～一八日）
一八日　市銀連第五回大会（～一九日）
一九日　衆院自民党、警官隊導入で本会議開会を強行、安保条約と関係法案を単独採決で一気に可決
二〇日　社会党、自民党の単独採決を無効とし、国会審議を拒否
　　安保阻止で実力行使、国会請願
　　全学連主流派、首相官邸に突入
　　中国北京で反米大集会一二〇万
　　ソ連政府、日本政府に軍事基地提

二一日　供とU2機配置を非難の覚え書
安保阻止地方代表団、請願で上京
全銀総連第四回総会
二二日　全蚕労連 第一九回 大会（～二三日）、繊維労連と改称
二三日　社会党浅沼委員長ら、米大使館にア大統領の訪日延期を申入れ
二六日　安保阻止国会請願に一七万参加
全旅労連大会（～二七日）、全自交労連と改称
二七日　トルコ陸軍、無血クーデター成功
二八日　電機労連第八回大会（～三一日）
二九日　日教組第二二回大会（～一日）
三〇日　化学同盟第一〇回大会（～一日）
全日通第一五回大会（～四日）
三一日　安保改定阻止第一七次統一行動（～六月一〇日）

六月

一日　社会党、議員総辞職をきめる
ILO第四四回総会（～二三日）
四日　六・四スト、岸内閣退陣・国会解散要求で国鉄ストップなど実力行使、参加人員五六〇万
五日　三池港務所ロックアウト
六日　日高教第九回大会（～七日）
世界労連第一一回評議員会（～九日・北京）
八日　社会党第一八回臨時大会
総評第一四回臨時大会（～九日）、安保・三池闘争方針を決定
一〇日　ハガチー米大統領秘書来日、羽田でデモ隊に乗用車を阻止さる
一一日　安保改定阻止第一八次統一行動
一三日　炭労第二六回臨時大会（～一四日）
一五日　ハガチー事件で手入れ
安保阻止六・一五統一行動、実力行使参加人員五八〇万
一六日　夕刻からの国会デモで、全学連と警官が衝突、女子学生樺さん死亡
政府、アイク訪日延期を要請
国会流血問題で全国大学は抗議集会、緊急教授会で休講状態続く
一八日　国会デモ深夜に及び三三万に達す
一九日　午前〇時、新安保条約自然承認
社会党、議員総辞職方針を撤回
二〇日　参院自民党、単独審議で安保関係法案等を抜打ち採決
二一日　政府、極秘裡に安保批准手続完了
二二日　安保改定阻止第一九次統一行動、六・二二統一スト、国鉄など交通運輸中心に実力行使六二〇万参加
安保条約、日米批准書交換で発効
岸首相、辞意表明
二三日　全学連学生、共産党本部にデモ
樺美智子さん国民葬
二四日　全石油第八回大会（～二六日）
政府、貿易為替の自由化計画発表
二五日　動力車労組第一〇回大会（～二九日）総評加盟を決定
二七日　全繊同盟第一五回大会（～三〇日）
二九日　全港湾第一五回大会（～二九日）
総評、新運動方針案を発表
三〇日　共産党第一一回中央委総会（～三一日）安保闘争で今後の方針
国鉄等の安保闘争処分に反対デモ
昭和三四年労働経済の分析、発表

第一部

労働者状態

第一編　労働人口の構成

第一章　人口の社会的構成

わが国人口の社会的構成なかんずく雇用労働人口の数量上の地位を明らかにするための資料としては、国勢調査の結果が最も基本的なものであるといってよい。それに就業構造基本調査と事業所統計調査の結果も基本的な資料として加えることができよう。ところで、戦後の国勢調査では一定の期間、すなわち一九五五年の国勢調査では同年九月二四日から三〇日までの一週間（調査週間という）の就業状態によって、次のごとく定義される就業者と完全失業者とを調査し、双方を含めて労働力人口と呼んでいる。

就業者　(一)　従業中の者――調査週間中、賃金、給料、手当、利潤その他形態のいかんを問わず、収入になる仕事を少しでもした者。また、農家、商店、医院などの家族が家業の手伝いをした場合には、無給であっても収入になる仕事をしたこととして従業中の者に含む。

(二)　休業中の者――収入になる仕事をもってはいるが、調査週間中少しも仕事をしなかった人をいう。たとえば、休暇をとって仕事を休んでいた人、悪天候や労働争議で仕事をしなかった人、病気、家事その他の個人的事情で仕事ができなかった人などがこれに当たる。ただし、これらの人のうち雇用者で仕事を休んだためにこの一週間の賃金、給料などが全く支給されなかったような場合、および自分で事業を営んでいる人またはふだん無給で家業に従事している人が仕事を休んだ場合には、仕事を休みはじめてから三〇日にならない場合にかぎり、収入になる仕事をもっていることとして休業中の者に含む。

完全失業者　調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につくことが可能であって、かつ仕事を積極的に探していた者。

つまり、右の定義によれば、一週間内に多少でも仕事に従事して、収入を得ていたものまたは収入になる仕事をもっていたものはすべて就業者とみなされ、農家や零細小商工業の自営業主と家族従業者、臨時・日雇労働者その他からなる不完全就業者もしくは広範な低所得層を含むいわゆる潜在的な失業者のすべてを就業者中に数えあげてしまっている。一方、その完全失業者は、(1)調査週間中に収入を伴う仕事をしなかったもので、(2)休業中のものは除き、(3)就業が可能で、(4)就業を希望し、(5)求職活動をしているものに限られ、調査の結果ではそれは労働力人口中の二%前後を占めるに過ぎず、そのうちでは就業の経験がなくて新たに職を求めているもの、

すなわち学校を卒業して未就職の子弟と、女子では家庭内職を求めている主婦を多く含んでいる。そこで、

不完全就業者に関する資料としては、就業構造基本調査の結果がある。同調査はわが国における不完全就業の状況を明らかにすることを目的としたもので、約一九万世帯を対象とした標本調査ではあるが、就業状態を国勢調査の場合のように一週間という限定された期間によって調査するのでなく、平常の状態によって調査し、有業者と無業者とをわかち、また、転職希望、追加就業希望といった主観的希望意識のほかに、就業時間、所得など客観的な事実の面から就業状態の把握を試みている。

国勢調査と就業構造基本調査が、全人口の就業状態について、世帯を単位として調査するに対して、事業所統計調査は農林水産業、公務などを除いた全事業所について、「仕事のおこなわれている場所」すなわち事業所を単位として調査するもので、原則として同一の会社または業主に所属するものでも場所的に離れている支社、支店、分工場、出張所等をそれぞれ一事業所として調査するほか、農林水産業の事業所であっても、他の産業を兼営している従業者や収支決算が分離できるものはその兼業だけを一事業所として調査するが、一方、一定の場所をもたない行商人、露店等は調査の対象から除かれることになっている。したがって、国勢調査との比較のうえからいえば、事業所調査では零細自営業主や家族従業者について調査することが困難であり、また同一人が二つ以上の事業所で働いている場合には重複して調査されてしまうおそれもある。

ここではまず、最近の国勢調査の結果によって、わが国人口の社会的構成について概観し、進んで雇用労働者の数量上の地位とその配置についてみたいと思う。

最近の国勢調査の結果とは、総理府統計局編『昭和三〇年国勢調査報告（一％抽出集計結果）』であり、同報告では就業者をその従業上の地位によって、雇用者のない個人業主、雇用者のある個人業主、家族従業者、民間の雇用者、官公の雇用者に分けている。そのうち雇用者とは「個人経営の商店、工場、医院、法律事務所などや会社、組合その他の法人や団体に雇用され」あるいは「国または都道府県、市区町村に雇用され」て賃金、給料などを受けているものをいう。したがってこの雇用者から会社、団体の役員、高級官吏等資本家もしくは資本家的機能のにない手と目すべき人たちを控除することが可能であるならば、大体において無産者であって、その生活を自己の勤労または労働力の提供にもとづく賃金、給料その他これに準ずる報酬によって維持するものを区分しうるわけであって、それによって、雇用労働者のわが国人口中における地位について知ることができよう。なお、一九五五年国勢調査および一九五七年事業所統計調査における従業上の地位別区分は次のとおり。

㈠　国勢調査における区分

(1)　雇用者のある業主――個人で事業を経営している人で、その事業のために一人以上の雇用者を使用している人をいう。

(2)　雇用者のない業主――個人で事業を経営している人でその事業のために雇用者を一人も使用していない人をいう。無給の家族従業者だけを使用して事業を営んでいる人もこれに含まれる。

(3)　家族従業者――同一世帯の世帯員で世帯主または他の世帯員の経営する事業に無給で従事している人をいう。ただし、親類の人の経営する事業を無報酬で手伝ったような場合は、その事業主と同一世帯員でなくてもこれに含まれる。

(4)　民間の雇用者――個人経営の商店、工場、医院、法律事務所などや会社、組合、その他の法人や団体に雇用されて賃金、

給料などを受けている人をいう。会社、組合、その他の法人、団体などの有給の役員もこれに含まれる。日本専売公社、日本国有鉄道、農林中央金庫などに雇用されている人や駐留軍、国連軍で働いている人も民間の雇用者に含まれる。

(5) 官公の雇用者――国または都道府県、市区町村に雇用されて賃金給料などを受けている人をいう。この場合常勤・非常勤または現業・非現業のいかんを問わない。

(二) 事業所統計調査における区分

(1) 民営の場合

(イ) 会社または団体の役員――法人または団体における有給の役員（常勤・非常勤を問わない）で、会社では社長、取締役、監査役など、団体では理事、監事などがこれにあたる。また顧問、相談役などで有給のものもこれに含まれる。

(ロ) 個人業主――個人経営の事業所の経営主で、実際に事業を主宰経営しているものをいい、単に名義だけのものは除いてある。なお、共同経営の場合は、その一人を業主とし、他は便宜上「常雇の従業者」とする。

(ハ) 家族従業者――個人業主の家族で、別に賃金や給料を受けないで、主としてその事業所の仕事に従事しているものをいい、家族でも雇用者なみの賃金、給料をもらっている場合は「常雇の従業者」とする。

(二) 常雇の従業者――その事業所で常時雇用されている従業者であって徒弟や見習も含める。調査の当日（七月一日現在）臨時または日雇であっても、五月および六月にそれぞれ一八日以上、または一月以降に通算して六〇日以上その事業所に雇用されていたものは常雇とみなしてここに含める。

(ホ) 臨時または日雇の従業者――一ヵ月に三〇日以内の期間を定めて雇用されているものおよび日々雇い入れられるものをいい、調査当日に事業所に現在したものに限る。

(2) 国営および公営の場合

(イ) 常勤の者――一般職の職員、常勤労務者、特別職の常勤職員などである。

(ロ) その他の者――「常勤の者」以外、すなわち非常勤の職員、公務員以外の従業者をいう。

(3) 公社の場合

(イ) 役員――総裁、副総裁、理事および監事をいう。

(ロ) 常勤の者――職員（試用員を含む）、一九五七年四月から引続き勤務していた臨時の者および常勤の嘱託をいう。

(ハ) その他の者――「役員、常勤の者」以外の従業者をいう。

前掲国勢調査報告によるわが国内地総人口は八九二七万五千人で、満年齢一五歳以上の労働力総数は三九九〇万八千人である。そのうち就業者は三九一五万四千人で、その男女別数は男子二三八四万八千人、女子一五三〇万七千人とそれぞれ六〇・九%、三九・一%に当たる。

一五歳以上労働力の状態（単位　千人）

区分	総数	男	女
労働力	三九、九〇八	二四、三八二	一五、五二六
就業者	三九、一五四	二三、八四八	一五、三〇七
従業中の者	三八、五七三	二三、四五四	一五、一一九
休業中の者	五八一	三九三	一八九
完全失業者	七五四	五三四	二一九

右の就業者を従業上の地位別にみると（第1表）、雇用者のない業主八二五万九千人、家族従業者一一九七万五千人で、就業者総数に対する割合は、前者二一・一%、後者三〇・六%である。両者で五

第1表　従業上の地位別就業者数　（単位　1,000人）

従業上の地位別	1955年[1] 総数（同割合）	男	女	1950年[2] 総数（同割合）
総数	39,154(100.0)	23,848	15,307	35,575(100.0)
業主	9,350(23.9)	7,610	1,740	9,279(26.1)
雇用者のある業主	1,091(2.8)	940	152	769(2.1)
雇用者のない業主	8,259(21.1)	6,671	1,588	8,528(24.0)
家族従業者	11,975(30.6)	3,483	8,492	12,248(34.4)
雇用者	17,829(45.5)	12,754	5,075	13,967(39.3)
民間の雇用者[3]	14,680(37.5)	10,401	4,279	11,138(31.4)
官公の雇用者[3]	3,149(8.0)	2,353	796	2,829(7.9)
不詳	1(…)	1	…	61(0.2)

〔備考〕 1)　15歳以上「昭和30年国勢調査報告　第2巻　その2」による。
2)　14歳以上1950年国勢調査結果による。
3)　1950年は「進駐軍要員」(258,000人）は「官公の雇用者」に含まれていたが，1955年との比較のためこれを「民間の雇用者」に移した。

一・七%を占め、これに雇用者のある業主を合わせると就業者総数の五四・五%に及ぶ。個人業主総数のうち、その五二・七%が農業に含まれ、卸売および小売業一九・五%、サービス業一〇・七%、製造業八・〇%を占め、この三業主で個人業主総数中の三八・二%にたる。また、家族従業者総数のうちその七九・四%が農業に属している。次に第一四・〇%は卸売および小売業、製造業に属してみよう。表の示すところによって、人口の社会的構成を区分してみよう。

2　し当造

（注）　第2表は「昭和三〇年国勢調査報告　第二巻　その三職業」の第五表「職業（中分類、従業上の地位）、年齢（五歳階級）および男女別就業者数」を主として利用し、以下に述べる組替え手続きにより作成したものである。組替え手続を述べるに当たり、ここでは、「職業大分類」中の(Ⅰ)から(Ⅹ)までのローマ数字を、(Ⅰ)専門的・技術的職業従事者、(Ⅱ)管理的職業従事者、(Ⅲ)事務従事者、(Ⅳ)販売従事者、(Ⅴ)農林・漁業従事者およびその類似職業従事者、(Ⅵ)採鉱・採石従事者、(Ⅶ)運輸従事者、(Ⅷ)技能工・生産工程従事者および他に分類されない単純労働者、(Ⅸ)サービス職業従事者、(Ⅹ)分類不能の職業の意味で用い、また、従業上の地位については、(a)から(f)までのローマ字を、(a)雇用者のある業主、(b)雇用者のない業主、(c)家族従業者、(d)民間の雇用者、(e)官公の雇用者、(f)不詳の意味で用いる。ただし(Ⅹ)(f)はわずかに七〇〇人にすぎないので無視してある。

A　管理的職業従事者（資本家階級）には(Ⅱ)(d)および(c)の員数をとった。なお、(Ⅱ)(a)すなわち「個人で事業を経営している人で、その事業のために、一人以上の雇用者を使用している人」であって、しかもそれが「管理的職業従事者」に限定された場合には、「事業主、支配人、および幹部職員であっても、自ら直接、事務、販売、生産、研究等の仕事に従事するもの……は含まれていない」のであるから、そのかぎりでは主人は労働から解放され、小資本家、小事業主としての実質を持つものを

かなりに含むものといえよう。

B　個人業主および家族従業者（中間階級）中、個人業主としては(I)から(IX)までの(a)、(b)の員数を、また家族従業者は同じく(c)の員数をとった。

C　雇用労働者（労働者階級）中、(6)専門的技術的職業従事者には(I)(d)、(e)を、(7)一般事務従事者には、(III)(d)、(e)から「交通・通信事務従事者」を除いた員数を、(9)警察官・自衛官・消防員には「保安サービス職業従事者」中の同上員数（前掲国勢調査報告、「第六表職業小分類および男女別一五歳以上就業者数」をとった。また、(10)生産労働者としては(V)から(VIII)まで

第2表　人口の社会的構成（1955年）

（単位　1,000人）

区分	総数	同割合	男	女
15歳以上労働力人口	39,908	100.0	24,382	15,526
A　管理的職業従事者	734	1.8	715	19
(1)　民間	630	1.6	612	18
(2)　官公庁	104	0.3	103	1
B　個人業主および家族従業者	21,324	53.4	11,093	10,231
(3)　雇用者のない業主	8,259	20.7	6,671	1,588
(4)　雇用者のある業主	1.091	2.7	940	152
農林業	143	0.4	131	13
農林業以外	948	2.4	809	139
(5)　家族従業者	11,975	30.0	3,483	2,353
C　雇用労働者および完全失業者	17,849	44.7	12,593	5,275
(6)　専門的技術的職業従事者	1,634	4.1	1,142	492
技術者	359	0.9	358	1
医療保健技術者	278	0.7	88	189
教員	731	1.8	474	257
芸術家	28	0.1	20	8
その他	240	0.6	203	37
(7)　一般事務従事者	3,039	7.6	2,020	1,018
民間	2,123	5.3	1,335	787
官公庁	916	2.3	685	231
(8)　交通・運輸事務従事者	304	0.8	200	105
(9)　警察官・自衛官・消防員	308	0.8	307	1
(10)　生産労働者	8,958	22.4	6,964	1,993
農林業従事者	533	1.3	384	149
漁業従事者	265	0.7	252	13
採鉱・採石従事者	330	0.8	308	22
技能工・生産行程従事者および他に分類されない単純労働者	7,063	17.7	5,286	1,777
運輸従事者	766	1.9	734	32
(11)　販売従事者	1,409	3.5	1,000	409
(12)　サービス職業従事者	1,445	3.6	404	1,041
家事サービス従事者	337	0.8	711	331
保安サービス従事者	123	0.3	6	2
その他	986	2.5	122	709
(13)　完全失業者	754	1.9	534	219

世帯主の従業上の地位別普通世帯数および世帯人員	世帯数	世帯人員	
		実数	同割合
全従業上の地位	15,551,100	79,257	100.0
業主および家族従業者	8,069,000	45,440	57.3
民間の雇用者	5,889,200	26,796	33.8
官公の雇用者	1,529,500	7,020	8.9
従業上の地位不詳	400	1	…

〔備考〕　総理府統計局編「昭和30年国勢調査報告　第2巻　その3」による。

の(d)、(e)をとり、(11)販売従事者には(Ⅳ)(d)、(e)を、(12)サービス従事者には(Ⅳ)(d)、(e)から前掲「警察官・自衛官・消防員」を除いたものをとった。労働者階級としては、更に完全失業者が加わる。

すでに述べたように、農家と商工零細小営業個人業主は九三五万人、その家族従業者は一一九七万五千人、合わせて労働力人口総数中の五三・四%を占め、その比重が著しく高く、これらの中間階級人口は、更にそれぞれの経済上の位置に応じた諸階層を形成している。資本家もしくは資本家的機能のにない手と目すべき会社、団体の役員並びに官公庁の高級官吏（課長以上）、その他の管理的従事者は七三万四千人（労働力人口総数中の一・八%）で、資本家階級にはこれに無職業者としての資本の所有者(注)、雇用者のある個人業主中の一部、また雇用者中に含まれている管理的職業従事者が加わる。

雇用労働者と完全失業者とからなる労働者階級人口は一七八四万九千人、雇用者のみでは一七〇九万五千人で、労働力総人口中の四二・八%を占める。そのうち製造業を中心とする生産労働者が最も多く八九五万八千人、また、専門的技術的職業従事者と事務従事者とを合わせて四九七万七千人（保安サービス職業従事者中の警察官・海上保安官・鉄道公安官・自衛官・消防員を加えれば五二八万五千人）で、それぞれ労働力総人口中の二二・四%、一二・五%を占める。そして、この階級の人口中には単純労働者および販売従事者など不安定な就業状態のものがかなり多い（本年鑑第三二集第一部

第3表　経営組織別，従業上の地位別従業者数（民営，1957年）

（単位　1,000人）

従業上の地位別	総数	個人経営	法人経営	法人でない団体
総数	19,582	7,410	12,119	54
会社または団体の役員	1,127	—	1,118	9
個人業主	2,721	2,721	—	—
家族従業者	1,852	1,852	—	—
常雇の従業者	12,762	2,545	10,176	41
臨時または日雇の従業者	1,120	293	825	3

〔備考〕「昭和32年事業所統計調査報告」による。

第4表　産業別，従業上の地位別従業者数（民営，1957年）

（単位　1,000人）

産業別	総数	会社または団体の役員	個人業主	家族従業者	常雇の従業者	臨時または日雇の従業者
全産業	19,582	1,127	2,721	1,852	12,762	1,120
鉱業	526	6	7	4	476	33
建設業	1,242	59	147	49	632	354
製造業	7,443	351	384	363	5,913	432
卸売および小売業	5,967	437	1,521	1,130	2,741	139
金融および保険業	607	33	17	8	536	12
不動産業	61	7	19	4	30	2
運輸通信業	970	39	36	16	798	81
電気・ガス・水道業	155	1	0	—	149	5
サービス業	2,610	193	590	279	1,485	62

〔備考〕「昭和32年事業所統計調査報告」による。

第5表　規模別（従業者総数による），従業上の地位別従業者数

（民営，1957年）

（単位　1,000人）

規模別	総数	会社または団体の役員	個人業主	家族従業者	常雇の従業者	臨時または日雇の従業者
1　人	1,022	50	909	12	51	0
2 ～ 4人	4,367	136	1,508	1,460	1,192	69
5 ～ 49人	7,892	818	302	379	5,953	441
50 ～ 99人	1,514	65	1	1	1,319	127
100 ～ 199人	1,211	31	0	0	1,054	126
200 ～ 299人	641	10	0	0	563	67
300 ～ 499人	690	8	0	0	607	75
500 ～ 999人	759	5	0	0	670	84
1,000 人以上	1,486	3	9	—	1,353	130

〔備考〕「昭和32年事業所統計調査報告」による。

な要件が資本所有にあるとすれば、職業分類統計では資本所有を明らかにしえない。一九五〇年の国勢調査用「職業分類」（一ページ）は次のごとく述べている。

「収益はあっても、仕事を伴わないものは有業者とはならない。すなわち、恩給、年金、預金利子、小作料、地代（仕事を伴うものを除く）、家賃（同上）、株式配当（同上）等の財産収入によるもの、あるいは生活保護をうけるもの、在監人、乞食等の不労所得によるものは無職業者である」。

総理府統計局編「昭和三二年事業所統計調査報告」（一九五九年三月刊）では、事業所を経営の主体によって民営、公営、国営および公社に分け、民営については更に事業所の所有者が個人であるものを「個人経営」とし、またそれ以外のものを、法人格の有無によって「法人」と「法人でない団体」に区分している。そこで、わが国における全事業所および従業者をその区分によってみれば、民営の事業所数は三四六万一千（全事業所の九七・二%）、その従業者は一九五八万二千人（従業者総数の八八・九%）を数え、圧倒的に多い（単位千・千人）。

	一九五七年 事業所数	一九五七年 従業者数	一九五四年 事業所数	一九五四年 従業者数
総数	三、五六一	三三、〇一六	三、三〇九	一八、七八八
民営	三、四六一	一九、五八二	三、二三三	一六、五六三
個人経営	二、七五四	七、四一〇	二、六二一	六、五二六
法人	六九三	一三、一一九	五八九	九、九七一
その他	一三	五四	二	六六
公営	七五	一、二三三	六三	一、〇五五
国営および公社	二六	一、二〇一	二四	一、一七〇

第3・4・5表は民営事業所従業者の従業上の地位に関する結果表である。

（注）国勢調査の職業分類では、地代、家賃、株式配当等は第一編第二章第一節参照）。

第二章　雇用者

雇用者の産業別数　雇用者を産業別にみると第6表のごとく、製造業五六八万二千人（雇用者総数の三一・九%）で最も多い。次いでサービス業三〇八万六千人（一七・三%）、卸売および小売業二四三万六千人（一三・七%）、運輸通信その他の公益事業一九四万二千人（一〇・九%）、公務、建設業がそれに続いている。農業における雇用者は四一万人（二・三%）農業就業者中に占める割合も二・七%にすぎない。

第6表　産業別雇用者数（1955年，15歳以上）

（単位　1,000人）

産業別	総数（同割合）	男	女
総数	17,829(100.0)	12,754	5,075
農業	410(2.3)	250	160
林業・狩猟業	240(1.3)	214	26
漁業・水産養殖業	310(1.7)	290	20
鉱業	512(2.9)	465	46
建設業	1,311(7.4)	1,188	123
製造業	5,682(31.9)	3,985	1,698
卸売および小売業	2,436(13.7)	1,554	882
金融・保険・不動産業	574(3.2)	385	189
運輸通信およびその他の公益事業	1,942(10.9)	1,701	241
サービス業	3,086(17.3)	1,614	1,472
公務	1,326(7.4)	1,108	218
分類不能の産業	1(0.0)	1	…

〔備考〕「昭和30年国勢調査報告　第2巻　その2」による。

職業別の雇用者数　職業別の雇用者数は第7表のとおりで、このうち直接生産工程に従事する雇用者とみなされる職種は技能工・生産工程従事者および単純労働者、農林・漁業従事者および類似従事者、採鉱・採石従事者、運輸従事者であって、この職種のもので雇用者総数の五〇・三%を占める。しかし、職業小分類によって更に検討してみると、技

第7表　職業別雇用者数（1955年，15歳以上）（単位　1,000人）

職業別	総数（同割合）	男	女
総数	17,829(100.0)	12,754	5,075
専門的，技術的職業従業者	1,634(9.2)	1,142	492
管理的職業従業者	734(4.1)	715	19
事務従事者	3,343(18.8)	2,220	1,123
販売従事者	1,409(7.9)	1,000	409
農林，漁業従事者および類似職業従事者	798(4.5)	636	161
採鉱採石従事者	330(1.9)	308	22
運輸従事者	766(4.3)	734	32
技能工，生産工程従事者および他に分類されない単純労働者	7,063(39.6)	5,286	1,777
サービス職業従事者	1,753(9.8)	711	1,042
分類不能の職業	…(…)	…	…

〔備考〕「昭和30年国勢調査報告　第2巻　その3」による。

第8表 経営組織別雇用者数（1957年）

（単位　人）

産業	民営					
	個人経営		法人経営		法人でない団体	
	常雇の従業者	臨時または日雇	常雇の従業者	臨時または日雇	常雇の従業者	臨時または日雇
全産業	2,544,815	292,516	10,175,565	824,899	41,475	2,922
鉱業	43,137	7,140	431,503	25,793	1,811	10
建設業	173,656	101,773	458,074	251,901	270	104
製造業	895,544	87,126	5,015,063	344,540	2,290	373
卸売および小売業	820,182	69,622	1,917,887	68,404	3,142	541
金融および保険業	2,427	101	533,418	12,016	359	13
不動産業	5,267	277	24,854	1,448	188	18
運輸通信業	40,495	3,559	755,963	77,500	1,233	390
電気・ガス・水道業	3	—	148,622	4,943	146	17
サービス業	564,104	22,918	888,573	38,070	32,027	1,456

産業	民営		公営		国営・日本専売・日本国有鉄道・日本電信電話公社	
	計					
	常雇の従業者	臨時または日雇	常勤の者	その他	常勤の者	その他
全産業	12,761,855	1,120,337	1,091,854	141,170	1,121,677	79,329
鉱業	476,484	32,960	804	511	3,345	178
建設業	632,000	353,778	52,904	78,125	37,976	35,314
製造業	5,912,897	432,039	3,169	869	41,536	722
卸売および小売業	2,741,211	138,567	243	42	11,905	33
金融および保険業	536,495	12,130	1,087	46	22,608	272
不動産業	30,309	1,743	1,208	347	—	—
運輸通信業	797,691	81,449	49,262	1,080	817,574	27,495
電気・ガス・水道業	148,771	4,960	33,458	3,804	1,318	147
サービス業	1,484,704	62,444	949,719	56,346	185,415	15,168

〔備考〕 1）報告書原表中で事業所が1しかない場合従業者数を表示せず「x」としてあるので，全産業とその内訳数字のあわないことがある。

2）「昭和32年事業所統計調査報告」による。

術的職業従事者のうちかなりのものも直接生産工程に従事していると思われる。

また、管理的職業従事者七三万四千人のそのほとんどは、従業上の地位からいえば高級官公史(課長以上)、会社団体の役員もしくはそれに準ずべき人たちであるが、しかし、職業分類上の管理的職業においては「専ら管理的業務に従事しているとき」に限られており、管理的職業従事者であっても「自ら直接、事務、販売（小売店主を除く）、生産、研究等の作業に従事するもの並びに学校長及び医師免許を有する病院長、診療所長、内科部長等又は警察官、海上保安官、警備官等の教育、医業、公安において管理的業務に従事するもの」はこの分類から除かれることになっているので、その地位のすべての人を包括しているわけではない。

雇用者の経営組織別、常用と臨時・日雇別数　「昭和三二年事業所統計調査報告」によって、雇用者を経営組織別、常用と臨時・日雇別にみると、第8表のごとくである。民営事業所の雇用者一三八八万二千人のうちでは従業者三〇〇人以下の中小規模事業所の雇用者は一〇九六万二千人、雇用者総数の八八・一％にも

なる。また雇用者中臨時・日雇の従業者は一一二万人で、同じ雇用者総数の八・一％に当たる。産業のうちでは製造業において臨時・日雇の従業者が最も大きな割合三八・六％を占めるが、建設業における割合も大きく、両者では全臨時・日雇の従業者の七〇・一％に達する。ところで、ここにいう臨時・日雇の従業者とは、その定義によれば「三〇日以内の期間を定めて雇用されているものおよび日々雇入れられるもの」であって、しかも、調査当日に臨時または日雇であっても、五月および六月にそれぞれ一八日以上、または一月以降に通算して六〇日以上その事業所に雇用されていたものは「常雇の従業者」として取り扱われることになっている。しかし、通常臨時工とは、日雇、直用人夫、常勤嘱託、臨時傭員、臨時労務員、臨時現務員等々の名称をもって経営者が直接雇用するもののほか、請負業者名義で雇用される人夫、日雇等一ヵ月ないし三ヵ月の短期の契約期間をたえず更新し、かなりに長期にわたって雇用されるものを含み、本工同様の基幹的作業ないしそれに付随する補助作業に従事しながら、しかもなお臨時工であるためにその労働条件が本工に比べて著しく劣悪なものをさす。したがって、その意味の臨時・日雇の従業者は事業所統計調査の結果によって示される数字をはるかに上回るものと思われる。

第三章　主要部門別労働者

第一節　工業労働者

通産省調査統計部編「昭和三二年工業統計表、産業編」（一九六〇年四月一五日刊）によると、一九五七年六月末の製造業事業所総数は四六万三七二七、その従業者数は六六〇万五千人で、それぞれ前年に比べて三万〇三五四（七・〇％）、五五万七千人（九・二％）を増加している（第9表）。

第9表　製造工業の従業者構成（1957年12月末現在）　（単位　人）

区分		1957年 総数	1957年 男	1957年 女	1956年
従業者総数		6,604,560	4,385,542	2,219,018	6,047,664
従業者4人以上の事業所	個人業主および家族従業者	182,830	120,914	61,916	162,545
	職員	1,000,636	763,573	237,063	891,399
	労務者	4,858,413	3,110,400	1,748,013	4,452,347
	計	6,041,879	3,994,887	2,046,992	5,506,291
同3人以下の事業所	個人業主および家族従業者	389,893	267,028	122,865	365,125
	常用労働者	172,788	123,627	49,161	176,248
	計	562,681	390,655	172,026	541,373

〔備考〕「昭和32年，工業統計表」による。

（注）工業統計調査は日本産業分類による製造業に属する工場、作業所等（国および公共団体に属するものを除く）を対象として毎年

第10表　製造工業の業種別事業所数および従業者数（1957年12月末現在）

男女および産業区分	従業者4人以上の事業所				
	事業所数	従業者数（人）			
		計	うち常用労働者		
			計	職員	労務者
総数	215,015	6,041,879	5,859,049	1,000,636	4,858,413
男	—	3,994,887	3,873,973	763,573	3,110,400
女	—	2,046,992	1,985,076	237,063	1,748,013
食料品製造業	37,088	624,183	588,774	103,622	485,152
繊維工業	36,176	1,092,854	1,049,691	101,694	947,997
衣服および身のまわり品	8,119	153,366	144,864	17,172	127,692
木材および木製品製造業	24,435	361,266	343,357	55,833	287,524
家具および装備品製造業	9,272	126,738	118,800	16,358	102,442
パルプ，紙および紙加工品製造業	6,752	206,421	199,869	33,144	166,725
出版，印刷および関連産業	9,563	253,177	247,632	82,832	164,800
化学工業	4,912	376,531	374,727	86,620	288,107
石油および石炭製品製造業	651	30,953	30,733	8,489	22,244
ゴム製品製造業	1,164	101,388	100,732	13,300	87,432
皮革および皮革製品製造業	2,059	36,048	34,384	5,642	28,742
窯業および土石製品製造業	12,874	317,021	302,106	40,511	261,595
鉄鋼業	4,238	332,033	330,428	55,669	274,759
非鉄金属製造業	1,915	115,271	114,528	23,640	90,888
金属製品製造業	14,278	299,352	289,754	47,619	242,135
武器製造業	15	2,358	2,354	413	1,941
機械製造業	15,609	523,691	515,470	102,533	412,937
電気機械器具製造業	5,857	354,735	352,198	81,585	270,613
輸送用機械器具製造業	5,535	399,995	397,071	74,135	322,936
計量器等精密機械器具製造業	3,100	112,467	110,835	20,932	89,903
その他の製造業	11,403	222,031	210,742	28,893	181,849

〔備考〕　通産省「工業統計表，産業編」1957年版による。

実施されており、その従業者とは常用労働者と個人業主および家族従業者を合わせたものをいう。すなわち㈠常用労働者――継続して三〇日以上雇用している臨時・日雇のものを含み、また職員と労務者の区分は従事する職務による。会社または団体の役員であっても、普通一般の労働者が従事する職務を兼ねているものは、その職務に従って職員または労務者のいずれかに含められる。

㈡個人業主および家族従業者――実務にたずさわっている個人業主およびその家族で無報酬で常時従事しているもの。

従業者四人以上の事業所についてみると、従業者の産業別数は第10表のごとくであって、繊維工業の一八・一%が最も多く、食料品製造業の一一・七%がそれに次ぎ、機械製造業八・二%、木材・木製品製造業六・四%、化学工業五・八%の順に多い。前年に比べて製造業全体で九・二%増えているが、特に機械関連産業の増加（計量器等精密機械器具製造業二四・四%増、機械製造業一六・八%増、電気機械器具製造業一六・〇%増）が目だっており、武器製造業の従業者が半減したことを除き、いずれも若干ながら雇用量の増大を示している。そして、ここ数年来の推移においては、食料品製造業、繊維工業、木材・木製品製造業および化学工業の比重が減少し、他方、機械金属関連産業の比重は高まりつつあり、産業構成の重工業化の傾向がうかがわれる。

第二節　鉱山労働者

通産省調査統計部編「昭和三三年、本邦鉱業の趨勢」（一九五九年一一月刊）によってみると、金属、非金属、石炭・亜炭鉱山、鉱山製練所、石油採油所等各鉱業に従事する労働者数は左のごとくで、総数約五一万七千人のうち七一・六％を石炭鉱業労働者で占めている（一九五八年末現在、単位人）。

	労務者	職員	臨時・請負	計
金属鉱山	五四、六五二	八、八八三	八、二〇二（二、五三一）	七二、七三七
非金属鉱山	三〇、一七四	五、〇四四	五、八〇三（二、四九九）	四一、〇三二
製練所	一三、九九三	二、六六四	一、五七一（九九）	一八、二三八
石炭鉱山	二九七、六九九	三七、五三九	三四、五五一（二四、七四九）	三六九、七八九
亜炭鉱山	九、七二〇	九七二	…	一〇、六九二
石油採油所	四、四八四	一、四四五	…	五、九二九

（注）亜炭鉱山は各月末現在数の年平均。カッコ内は請負夫のみを示す。

次に通産省調査統計部編「石炭統計月報」によって炭鉱労働者についてみると（第11表）、一九五九年末現在の常用労務者は二六万九千人、臨時夫は約七千人で、それぞれ前年に比べて二万九〇二一人（九・七％）、二六九〇人（二七・四％）の減少である。ほかに職員三万五千人、請負夫二万五千人がおり、請負夫のみは前年に比べて一七三人（〇・七％）を増加している。

第11表　炭鉱労働者数（年末現在）

（単位　人）

区分		1959年	1958年
常用労務者	坑内夫 直接夫	136,368	150,082
	坑内夫 間接夫	52,666	56,135
	坑内夫 計	189,034	206,217
	坑外夫	79,644	91,482
	（内女子）	17,862	21,056
	合計	268,678	297,699
臨時夫		7,152	9,802
（内坑内）		1,030	1,871
請負夫		24,922	24,749
（内坑内）		13,801	13,329
職員		34,460	37,539
（内坑内）		13,711	14,526

〔備考〕常用労務者には長期欠勤者1958年9,405人，59年8,231人を含む。

第三節　運輸・通信労働者

交通協力会編「交通年鑑、一九六〇年版」並びに運輸省調べによる運輸交通関係従業者数は次のとおりである。

日本国有鉄道職員数（一九五九年九月末現在、第12表）四四八、四〇一（内女子一一、九七五）人

地方鉄道、軌道従業員数（一九五九年三月現在）一二〇、〇五五（内女子五、七五七）人

陸運関係従業員数（自動車局所管、一九五九年三月末現在）

通運事業一一〇、七二〇（内事務員四〇、一〇四）人

別に臨時雇員一日平均二五、〇八二人

船員数（運輸省編「昭和三四年度、船員統計調査報告」による船員法適用船員、一九五八年四月一日現在）。左のうち船長、航海

士、機関長、機関士、通信長、通信士、事務長、船医およびそれと同等の待遇を受けているものを職員といい、属員とは職員以外のすべてのものをいう。

一九六、六〇二（内属員一三六、九五〇）人

また、郵政、電気通信関係職員は次のごとくである。

郵政省職員教（一九五九年四月一日現在、第13表）二六三、二六二人

日本電信電話公社職員数（同社編「昭和三四年度予算参考書」による一九五八年度要員数、役員を含まず）一八七、六七八人

第四節　公務労働者

国家公務員、地方公務員の総数は約二八六万八千人で、その内訳は左のとおりである（行政管理庁編「行政管理年報、第八巻」一九五九年一二月刊による）。

第12表　日本国有鉄道機関別職員数（9月末現在）

（単位　人）

区分	職員数
1958年総計	449,889
1959年総計	448,401
本社	2,394
附属機関	2,158
支社	3,114
鉄道管理局	370,795
船舶管理部	909
自動車管理事務所	10,977
資材部	5,664
工場	40,951
工自動車工事局	857
工事局	3,883
電気工事事務所	1,953
給電事業所	1,236
鉱その他	3,167
	343

〔備考〕 1）この場合の職員数には役員および休職者，組合専従者を除き国鉄法上の職員ではない試用員を含む。
2）「その他」とは幹線工事局，操機工事事務所。

第13表　郵政省機関別職員数（4月1日現在）

（単位　人）

区分	職員数
1958年総計	260,922
1959年総計	263,262
官吏	129,006
雇員	134,256
内部部局	2,394
附属機関	3,000
地方支部局	257,868
地方郵政監察局	1,043
地方郵政局	6,698
地方電波監理局	2,074
地方貯金局	17,409
地方簡易保険局	5,468
郵便局	(13,671) 225,176

〔備考〕 1）郵便局のカッコ内は特定局長数の再掲。
2）郵政省「昭和33年郵政統計年報，総括編」(1959年11月刊）による。

第14表　国家公務員の総数

（単位　人）

区分	1959年6月1日現在	1958年6月1日現在
一般職	1,073,465	934,494
常勤職員 定員法適用職員	689,604	676,185
常勤職員 定員法非適用職員	13,831	11,557
常勤職員 常勤労務者	29,573[1]	38,051
常勤職員 計	733,008	725,793
非常勤職員	340,457 (140,889)[2]	208,701
特別職	282,044	270,186
国会議員	717	717
議員秘書	717	717
常勤職員 立法部	3,302	3,244
常勤職員 司法部	22,301	22,248
常勤職員 行政部	255,007	242,918
常勤職員 計	280,610	270,186
常勤労務者	…	342
合計	1,355,509	1,204,680

〔備考〕 1）1959年度末予算定員。2）1959年10月1日現在人事院調べ，カッコ内は非常勤職員のうちの5現業の公労法適用者を示す。3）行政管理庁編「行政管理年報，第8巻」（1959年12月刊）により作成す。

国家公務員数　一三五万五五〇九人
地方公務員数　一五一万二三九二人
国家公務員は特別職二八万二千人、一般職一〇七万三千人、合わせて一三五万六千人であって、第14表の特別職のうちには、その約九〇％に当たる防衛庁の常勤職員、いいかえれば自衛隊員を含む。また、一般職のうちには約三四万人（五現業の公労法適用者一四万人を含む、一〇月一日現在人事院調べ）の非常勤職員を含めてあるが、これらのいわゆる臨時職員については本年鑑第三二集第二編第四章第二節を参照されたい。

なお、一九五九年度末国家公務員機関別予算定員並びに一九五九年度地方財政計画による地方公務員数の内訳は、第15・16表のとおり。

第15表　国家公務員数（1959年度末予算定員表）　（単位　人）

区分	予算定員	区分	予算定員
一般会計	357,583	防衛庁	254,800
特別会計	363,149		
政府関係機関	682,049	2) 特別会計	
計	1,402,781	造幣局	1,647
防衛庁	254,800	印刷局	7,548
		厚生保険	6,068
1) 一般会計		国立病院	14,146
国会	3,251	食糧管理	27,089
裁判所	12,268	国有林野事業	25,292
会計検査院	1,178	アルコール専売事業	1,367
内閣府	887	郵政事業	264,502
総理府省	23,303	労働者災害補償保険	3,116
法務省	44,650	失業保険	4,927
外務省	2,004	道路整備	3,380
大蔵省	63,648	その他	4,067
文部省	66,551	計	363,149
厚生省	31,996		
農林省	27,775	3) 政府関係機関	
通産省	11,666	日本専売公社	39,801
運輸省	27,585	日本国有鉄道	450,525
郵政省	2,955	日本電信電話公社	185,717
労働省	15,309	国民金融公庫	2,591
建設省	12,566	その他	3,415
計	357,583	計	682,049

〔備考〕　大蔵省主計局総務課調べ。

第16表　地方公務員数（1959年度地方財政計画による）

（単位　人）

区分	府県	市町村	計
一般職員	215,975	398,904	614,879 } 673,992
	59,113（補助金による職員）		
教育職員	652,218	15,264	667,482
（義務教育）	(556,442)	(0)	(556,442)
（その他）	(95,776)	(15,264)	(111,040)
警察職員	139,824		139,824
消防職員		31,094	31,094
合計			1,512,392

〔備考〕　1)　事業費支弁の職員および公益企業会計の職員を除く。
　　2)　行政管理庁調べ。

第五節　教育労働者

一九五九年五月一日現在の学校基本調査結果（文部省編「文部統計速報」八八、八九号）によると、全国の大学および短期大学五一一、高等学校四六一四（分校を含む、以下同じ）、中学校一万三一三四、小学校二万六九一六、幼稚園七〇三〇、盲・ろう・養護学校二一六校に勤務する教職員総数（本務者のみ）は九五万九八三三人、そのうち教員は約七七万人、職員は約一九万人で、それぞれを学校種類別にみると第17表のとおりである。

以上の本務教員のほか兼務教員が大学および短期大学に二万二三八八人、高等学校以下に三万七八七四人いて、高等学校以下の内訳は幼稚園四四一一人、小学校二一二九人、中学校九六〇三人、高等学校二万一四〇九人となっている（高等学校以下の計には別に盲・ろう・養護学校合わせて三二二人を含む）。

第四章　中小企業労働者

総理府統計局編「昭和三二年事業所統計調査報告――わが国事業所の現状」（一九五九年三月刊）によると、常雇の従業者三〇〇人未満の民営事業所数は、全産業において九九・九%、その従業者数は全体の八六・一%に達する（第19表）。そして、従業者総数一九五八万二千人を産業別にみると、製造業七四四万四千人が最も多く、次いで卸売および小売業五九六万七千人、サービス業二六一万人、建設業一二四万二千人、運輸通信業九七万の順となり、以上の五大産業で一八二三万三千人（従業者総数の九三・一%）に達する。

第17表　学校別本務教・職員数（5月1日現在）

（単位　人）

学校別	教員						職員
	学長 校長 園長	教授 教諭	助教授 助教諭	講師	助手	計	
1958年総計	39,762	636,865	45,454	20,581	14,285	756,947	179,039
1959年総計	39,829	654,938	39,840	20,763	14,594	769,964	189,869
小学校	22,008	329,266	13,373	3,285	—	367,932	61,928
中学校	10,476	172,961	2,915	2,373	—	188,725	26,706
高等学校	3,267	116,899	2,196	6,040	—	128,402	34,118
大学・短期大学	413	13,368	12,231	8,330	14,594	48,936	59,902
幼稚園	3,485	17,234	8,882	533	—	30,134	4,695
特殊学校	180	5,210	243	202	—	5,835	2,520

〔備考〕特殊学校は，盲・ろう・養護学校の集計。教諭には養護教諭（女）を，助教諭には養護助教諭（女）を含む。

そのうち従来の一般的基準に従って（注）、製造業や運輸通信業等については従業員三〇〇人未満、商業やサービス業については従業員三〇人未満を中小企業として区分すると、右の五大部門の総従業員の八三・一%までが中小企業従業員であ

法政図

第18表　中小企業関係諸法律による中小企業の定義

法律名	定義（範囲）
中小企業団体の組織に関する法律	従業員300人以下，商業またはサービス業は30人以下の事業者
中小企業信用保険法	(1) 中小企業 (イ) 資本金または出資総額が1,000万円以下の会社 従業員300人（商業，サービス業30人，鉱業1,000人）以下の会社および個人 (ロ) 従業員300人以下の医業を業とする法人 (ハ) 組合員⅔以上が従業員300人以下の酒造組合等 組合員⅔以上が従業員30人以下の酒販組合等 (2) 小企業者 (イ) 資本または出資総額が50万円以下の会社 従業員5人（商業，サービス業2人）以下の会社および個人 (ロ) 出資総額が50万円以下の組合 (ハ) 従業員5人以下の医業を業とする法人
中小企業金融公庫法	中小企業信用保険法(1)の(イ)項と同じ
中小企業安定法	工業部門の政令で指定する業種に属する常時従業員が300人以下の事業所
中小企業振興資金助成法	(1) 資本金または出資総額が1,000万円以下の会社並びに常時従業員が300人以下の会社および個人 (2) 商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については常時従業員が30人以下のもの
中小企業等協同組合法	事業協同組合または信用協同組合の組合員たる資格は (1) 工業，鉱業，運送業を主たる事業とする事業者については，常時従業員が300人以下 (2) 商業およびサービス業を主たる事業とするものについては30人以下

〔備考〕 中小企業調査会「中小企業検討資料㈡」による。

って、特に商業においては八九・九%までが中小企業従業員によって占められている。

（注） 中小企業とは何かと問うた場合、一般的には、便宜上資本金額、従業員数、設備機械台数、動力数、生産額等の一定基準以下を中小企業と規定している。質的規定ではたとえば企業の個人資本的性格、広義の従属性等をはじめ、いわゆる「中小企業性」を示す諸特徴が概念規定の根拠とされる。しかし、「戦後は、中小企業の規定自体がどん

第19表　民営事業所の300人未満と300人以上の規模（常雇の従業者数による，1957年）

区分	事業所数			従業者数（人）			1事業所当りの平均従業者数（人）		
	総数	300人未満	300人以上	総数	300人未満	300人以上	総数	300人未満	300人以上
全産業	3,460,545 (100.0)	3,457,420 (99.9)	3,125 (0.1)	19,582,128 (100.0)	16,866,890 (86.1)	2,715,283 (13.9)	5.7	4.9	868.9
鉱業	10,157 (100.0)	9,867 (97.1)	290 (2.9)	526,053 (100.0)	195,024 (37.1)	311,029 (62.9)	51.8	19.8	1,141.5
建設業	176,003 (100.0)	175,894 (99.9)	109 (0.1)	1,241,503 (100.0)	1,169,676 (94.2)	71,827 (5.8)	7.1	6.6	589.6
製造業	544,417 (100.0)	542,366 (99.6)	2,051 (0.4)	7,444,321 (100.0)	5,559,663 (74.7)	1,884,658 (25.3)	13.7	10.3	918.9
卸売・小売業	1,806,272 (100.0)	1,806,101 (99.99)	171 (0.01)	5,967,451 (100.0)	5,846,034 (98.0)	121,417 (2.0)	3.3	3.2	710.0
金融・保険業	50,530 (100.0)	50,436 (99.8)	94 (0.2)	606,542 (100.0)	544,832 (89.8)	61,710 (10.2)	12.0	10.8	656.5
不動産業	23,169 (100.0)	23,164 (99.98)	5 (0.02)	61,457 (100.0)	58,400 (95.0)	3,057 (5.0)	2.7	2.5	611.4
運輸通信業	66,774 (100.0)	66,547 (99.7)	227 (0.3)	970,096 (100.0)	834,307 (86.0)	135,789 (14.0)	14.5	12.5	598.1
電気・ガス・水道業	6,488 (100.0)	6,402 (98.7)	86 (1.3)	155,172 (100.0)	110,389 (71.1)	44,783 (28.9)	23.9	17.2	520.7
サービス業	776,735 (100.0)	776,643 (99.99)	92 (0.01)	2,609,533 (100.0)	2,548,565 (97.7)	60,968 (2.3)	3.4	3.3	662.7

〔備考〕　カッコ内は構成比。

考のためかかげれば第18表のとおりである。

以上によって、わが国産業の経営数においてはその九割九分まで、従業員数においても八割五分余に及ぶ大部分が、中小企業および零細経営によって占められている事実が明らかになった。この統計から除かれている農業という大きな分野もきわめて零細な家族経営であることを思うと、わが国産業の、ひいては国民の九割前後が、中小企業および零細経営に依存して暮しているということになどん変化し、これが拡大される傾向にある」といわれており、前述のような中小企業区分は、中小企業の範囲の拡大につれて、問題の性質も複雑化し、量的規定性は同時に質を含むものとしての量でなければならないとされる。わが国の法律による中小企業の定義を参ろう。

第20表　規模別従業者の動向（民営・公営）

区分		1954年の従業者の増減数(54～51年)	1957年の従業者の増減数(57～54年)
		人　％	人　％
総数		1,464,000(100.0)	3,197,000(100.0)
零細規模	1人	△ 96,000(△ 6.5)	△ 60,000(△ 1.9)
	2～4人	293,000(20.0)	474,000(14.8)
	5～9人	551,000(37.6)	507,000(15.9)
小規模	10～29人	148,000(10.1)	707,000(22.1)
	30～99人	180,000(12.3)	815,000(25.5)
中規模	100～299人	139,000(9.5)	563,000(17.6)
大規模	300～499人		184,000(5.8)
	500人以上	249,000(17.0)	7,000(0.2)

〔備考〕　△印は減少を示す。

ところで、第20表によって規模別従業者数の動向をみると、中・小規模への増加が圧倒的に多い（同表には比較の都合上公営の数を含むが、その数はわずかでほとんどが民営である）。すなわち、一九五七年の従業者数増加は三一九万七千人で、一九五四年の増加数一四六万四千人をはるかに上回り、そのうち全体の四七・六％に当たる一五二万二千人が一〇～九九人（かりに小規模という。以下同じ）の事業所へ就業し、全体の一七・六％に当たる五六万三千人が一〇～二九九人（かりに中規模という。以下同じ）の事業所へ就業したことになる。したがって両者を合わせた中・小規模（一〇～二九

第21表　製造工業における従業者規模別構成比（1957年）

規模別	事業所数	従業者数
	％	人　％
総数	463,727(100.0)	6,604,560(100.0)
3人以下	248,712(53.7)	562,681(8.5)
4～9人	94,265(20.3)	605,375(9.2)
10～29人	86,590(18.7)	1,397,452(21.2)
30～49人	16,350(3.5)	614,480(9.3)
50～99人	10,214(2.2)	693,719(10.5)
100～199人	4,136(0.9)	565,638(8.6)
200～299人	1,318(0.3)	335,364(5.1)
300～499人	975(0.2)	372,171(5.6)
500～999人	627(0.1)	433,225(6.5)
1,000人以上	477(0.1)	1,024,455(15.5)

〔備考〕　通産省調査統計部編「昭和32年工業統計表，産業編」1960年4月刊による。

九人）の事業所へ、全体の六五・二%に当たる二〇八万五千人が就業したことになる。しかし、全体としては、わが国の一九五七年の中・小規模の事業所数は全事業所数（民営および公営）三五三万五千のうち九・七%（三四万三千）を占めているが、従業者数は全従業者数（民営および公営）二〇八一万五千人のうち四五・五%に当たる九四六万人が中・小規模に雇用されているので、これら中・小規模経営の比重は依然として大きいといわねばならない。次いで三〇〇人以上の大規模事業所への従業者の増加はごくわずかで、全体の六・〇%に当たる一九万一千人にすぎず、他方零細規模（一～九人）の事業所への増加は全体の二八・八%に当たる九二万一千人で、中・小規模に次いで相当に多い増加をみせており、これに中・小規模の分を合わせると、増加の大部分九四%を吸収していることになる。

次に中小企業のうち中小工業に限定して、一応、一〇人以上一〇〇人未満を小工場とし、一〇〇人以上三〇〇人未満を中工場とするならば（第21表）、小工場は事業所数の二四・四%、従業者数の四割余を占め、また中工場は事業所数の一・二%、従業者数の一三・七%を占めている。そして、雇用労働者をほとんどもたない従業者三人以下並びに家族労働に比較的依存することの多い九人以下の零細経営は事業所数では全体の七割余に及び、従業者数においても一七・七%に当たり、こうして零細経営を含めた中小企業合計は、全事業所数の九九・六%、従業者総数の七二・四%という重要比重を占めていることになる。

以上のうち、零細企業としての一特性は後にみるようにその労働力構成中における家族労働への依存度の高いこと

第22表　一企業当り家族労働依存度（1957年）

規模別	家族労働依存度別	企業数構成比	常時従業者数（人） 家族従業者	常用労働者
合計	家族労働のみに依存	34.5	2	—
	主として家族労働に依存	11.0	2	1
	家族労働を従とするもの	35.1	2	5
	家族労働を使用せぬもの	19.4	—	9
1～3人	家族労働のみに依存	61.0	2	—
	主として家族労働に依存	14.5	2	1
	家族労働を従とするもの	21.0	1	2
	家族労働を使用せぬもの	3.5	—	3
4～9人	家族労働のみに依存	2.6	4	—
	主として家族労働に依存	10.4	3	2
	家族労働を従とするもの	58.6	2	4
	家族労働を使用せぬもの	28.4	—	7
10～19人	家族労働のみに依存	—	—	—
	主として家族労働に依存	0.4	5	4
	家族労働を従とするもの	42.1	2	10
	家族労働を使用せぬもの	57.5	—	13

〔備考〕 1）依存度は下記の区分による。
(イ)家族労働のみに依存－常用労働者数＝0
(ロ)主として家族労働に依存－家族労働者数＞常用労働者数
(ハ)家族労働を従とするもの－家族労働者数＜常用労働者数
(ニ)家族労働を使用せぬもの－家族労働者数＝0
2）「中小・零細工業の構造—中小企業綜合基本調査とその解析—」中小企業出版局1959年7月刊による。

にある。第22表は従業者二〇人未満の製造工業について、常用労働者の数と家族従業者の数とを年間を通じて比較し、四区分して表示したものである。同表によれば、家族従業者は多くの場合月平均二人であるが、時として五人、業種によってはまれにそれが六～七人に及ぶことがある。そして、家族労働にのみ依存するものが三四％にのぼり、全然家族従業者を使用しないものはわずかに一九％にすぎない。しかも規模別にみれば一～三人規模では六一％が家族労働のみに依存しており、一〇～一九人規模では家族労働のみに依存する企業は皆無であるのみならず、家族労働を全然使用しないものが五七％にのぼっている。つまり、一〇～一九人規模ではかなりに家族労働依存を脱却し、次第に家族的生業経営に代えて、小企業的色彩を深くしつつあるものとみてよい。

業種別にみて(第23表)、家族労働への依存度が特に高いのは、その他の製造業、食料品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、皮革・皮革製品製造業で、いずれも家族労働に依存している企業の数が、同部門企業数の半ばを越えている。

第23表　家族労働への依存度（業種別）

区分	家族労働依存企業の存在数	主として家族労働依存企業による企業数	家族従業者と雇傭労働者とを用いる企業	家族労働のみを用いる企業数
	%	%	%	%
合計	34.5	11.0	35.1	19.4
食料品製造業	39.0	14.8	26.8	19.4
繊維工業	36.1	12.1	38.9	12.9
衣服・身回品製造業	30.8	10.0	44.0	15.2
木材・木製品製造業	35.7	8.5	33.4	22.4
家具・装備品製造業	32.0	9.3	43.0	15.7
パルプ・紙・加工品製造業	42.3	10.7	31.2	15.9
出版・印刷・関連産業	16.1	6.4	40.2	37.3
化学工業	23.8	10.5	31.5	34.2
石油・石炭製品製造業	19.0	10.7	35.1	35.1
ゴム製品製造業	33.8	7.8	37.8	20.6
皮革・皮革製品製造業	43.4	7.2	34.2	15.1
窯業・土石製品製造業	27.3	14.9	42.5	15.3
鉄鋼業	4.5	2.5	38.9	54.2
非鉄金属製造業	9.0	5.4	34.9	50.1
金属製品製造業	30.1	7.1	40.7	22.2
機械製造業	13.4	5.5	46.5	34.6
電気機械器具製造業	7.8	4.7	41.8	45.6
輸送用機械器具製造業	30.1	7.6	39.0	23.2
精密機械器具製造業	20.6	6.9	41.4	31.2
その他の製造業	49.0	11.6	27.7	11.8

〔備考〕　前掲資料による。

第二編　雇用と失業

第一章　概況

就業状況　総理府統計局の**労働力調査**（注）によると、まずわが国の就業者数は一九五九年平均で四三七〇万人（男子二六〇二万人、女子一七六八万人）となっており、前年に比べて五八万増加している（第24表）。この就業者数は年々増加傾向をみせているが、最近の動きでは特に一九五五年から一九五七年にかけての好況期を反映した大幅な増加（毎年一〇〇万～一二〇万程度）が目だっている。

就業者の産業別構成では（第25表）、農林業の就業者が最も多数を占めているが、これは一九五六年以降減少を続けており、一九五六年から一九五八年にかけて、毎年四〇万人～六〇万人程度の減少をみせた。一九五九年は一五三七万人で、前年より一〇万人減少したが、これは農林業で最も多数を占める家族従業者の減少（二二万人、男子一四万人、女子六万人）によるものである。家族従業者は一九五六年以降減少を続けており、自営業主および雇用者は、一九五九年においては前年よりやや増加したが、両者とも近年においては停滞状態にある。

非農林業においては（第25表）、製造業（一九五九年八五二万人）、卸・小売、金融業（同年七六一万人）、サービス業（同年五二〇万人）などが多数を占めるが、非農林部門のうち製造業の就業者だけは、一九五六年から五八年にかけての大幅な増加の後をうけて、一九五九年においては前年に比べて減少を示している（一〇万人）。また非農業部門における従業上の地位別構成では（第26表）、このうち最も多数を占める雇用者は一九五三年以降毎年増加を続け、特に一九五五年から一九五八年にかけて毎年一二〇万人を越える増加を示した。一九五九年においては総数二〇〇七万人（前年に比べて七九万の増加）――常雇一八三八万人、臨時雇八二万人、日雇八七万人（臨時・日雇を合わせて一六九万人）となっている。また自営業主は大体停滞傾向を示し、家族従業者は一九五六年に減少して一九五七年にまた増加し、一九五八年以後再び減少に転じている。なお製造業の一九五九年における就業者は前年より一〇万人減少したが、これは自営業主および家族従業者の減少によるもので、雇用者については増加している。

また完全失業者数の動きについてみると（第24表）、一九五九年においては五八万人（男子三三万人、女子二五万人）で前年より二万人増加している。最近においては、一九五四年が前年より一四万人、一九五五年が前年より七万人それぞれ増加し、これ以後は、一

第24表　就業状態別人口

（単位　万人）

年月	15歳以上人口	労働力人口							非労働力人口
		総数	就業者			完全失業者			
			総数	男	女	総数	男	女	
1953年平均	5,690	3,957	3,912	2,339	1,573	45	26	19	1,734
1954年平均	5,794	4,020	3,962	2,357	1,605	59	35	24	1,771
1955年平均	5,906	4,156	4,088	2,401	1,686	68	40	28	1,743
1956年平均	6,040	4,235	4,172	2,459	1,713	63	35	28	1,799
1957年平均	6,175	4,336	4,284	2,532	1,752	52	27	25	1,833
1958年平均	6,307	4,368	4,312	2,552	1,760	56	34	23	1,932
1959年平均	6,457	4,428	4,370	2,602	1,768	58	33	25	2,021

〔備考〕 1)　1959年1月分から，調査事項に若干の改正が行なわれた。本表の労働人口の対象は，従来は満14歳以上となっていたが，これを1958年分までさかのぼって，満15歳以上に修正したもの。

2)　1959年9月分の数字は，伊勢湾台風による調査不能分を8月分結果により推定した調整数字。

3)　総理府統計局「労働力調査報告」による。

第25表　産業別就業者数（1月～12月平均）

（単位　万人）

産業	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
全産業	3,912	3,962	4,088	4,172	4,284	4,312	4,370
農林業	1,690	1,650	1,686	1,645	1,607	1,547	1,537
非農林業	2,222	2,312	2,402	2,527	2,677	2,765	2,833
漁業水産業	66	56	54	58	63	53	58
鉱業	63	60	52	46	58	53	61
建設業	161	168	178	181	198	205	223
製造業	676	700	712	761	810	862	852
卸小売金融業	577	633	667	696	727	750	761
運輸通信公益事業	194	189	194	206	217	217	229
サービス業	370	378	427	462	488	501	520
公務	116	126	117	116	114	123	132

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査報告」による。

九五六年五万人、一九五七年一一万人と減少し、一九五八年から再び増加（四万人）しており景気変動の動きをある程度反映した増減変化をみせているが、しかし労働力調査における「完全失業者」の規定上、この五八万人という数が、さまざまな就業形態において存在している失業者の数の大いさを表わすものでないことはいうまでもなかろう（失業者の量

的把握の問題については、本編第三章を参照)。

(注)「労働力調査」は「わが国人口の就業状態について月々の変化を明らかにすることを目的」としたもので、一九四六年九月以降実施されているが、この調査における就業者や完全失業者についての規定は次のようになっている。

第26表　農・非農，従業上の地位別従業者数（1月～12月平均）

（単位　万人）

従業上の地位	1956年	1957年	1958年	1959年		
				総数	男	女
全産業	4,172	4,284	4,312	4,370	2,602	1,768
農林業	1,645	1,607	1,547	1,537	733	804
自営業主	562	559	549	552	435	118
家族従業者	1,021	979	952	930	265	666
雇用者	62	69	46	54	34	20
非農林業	2,527	2,677	2,765	2,833	1,868	965
自営業主	520	535	519	519	361	159
家族従業者	326	332	316	303	94	210
雇用者	1,679	1,808	1,928	2,007	1,411	596
常雇	1,564	1,677	1,803	1,838	1,303	535
臨時				82	48	34
日雇	115	132	125	87	60	27

〔備考〕　雇用者の内訳――常雇と臨時の区分は，1950年から行なわれた。総理府統計局「労働力調査報告」による。

(1)　労働力人口　一五歳以上（一九五九年一月以前は一四歳以上）人口のうち就業者と完全失業者を加えたもの。これ以外の者は「非労働力人口」。

(2)　就業者　従業者と休業者を加えたもの。従業者――調査週間中収入を伴う仕事に一時間以上従事した者（家族従業者の従業を含む）。休業者――仕事を持ちながらその仕事を休んでいる者のうち、雇用者で給料賃金の支払いを受けている者、および自営業主でその家族従業者または雇用者が調査週間中働いていた者（したがって家族従業者に休業者はない）。

(3)　完全失業者　前記就業者以外の者（すなわち、調査週間中収入を伴う仕事に一時間以上従事した者、および右のような休業者は除かれる）のうち、さらに、就業が可能でこれを希望しかつ求職活動をした者。

(4)　従業上の地位　一九五九年から「臨時雇用者」の範疇が新たに設けられた。常雇（常用雇用者）――雇用期間について別段の定めなく雇われている者。臨時（臨時雇用者）――一ヵ月以上一年以内の期間を定めて雇われている者。日雇――日々または一ヵ月未満の契約で雇われている者。

なお、このような就業の内容をより詳しく調査して失業（いわゆる不完全就業）の状態を明らかにし、労働力調査を補完する目的で、「就業構造基本調査」が一九五六年七月、一九五九年七月と実施されている（この調査結果については後述）。

雇用状況　さきに労働力調査で示された就業状況のうち、雇用の動きをさらに詳しくみよう。

労働省の**毎月勤労統計調査**（注）によって、まず常用労働者の雇用指数（常用労働者三〇人以上を雇用する民官公労の全事業所について）をみると第27表のごとくである。一九五九年においては、前

第27表　常用労働者雇用指数（規模30人以上，1955年＝100）

（%）

年　月	総　数	鉱　業	建設業	製造業	卸売業小売業	金融保険業	運輸通信業	電気ガス水道業
1954年平均	97.2	103.5	95.4	97.1	90.6	95.0	98.7	97.3
1955年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1956年平均	106.9	104.6	99.5	109.5	113.0	104.3	103.7	94.7
1957年平均	117.2	110.1	109.1	122.7	130.4	108.5	109.9	100.0
1958年平均	121.3	108.7	115.8	125.4	146.0	119.7	114.1	102.9
1959年平均	130.2	105.0	128.2	136.3	160.3	134.2	118.1	105.6
1959年1月	122.5	107.4	115.9	126.1	152.2	125.0	115.2	104.5
2月	123.1	107.0	117.4	126.9	152.4	126.4	115.2	104.5
3月	125.3	106.6	119.0	129.7	156.0	129.8	115.9	104.4
4月	129.3	106.4	120.5	135.6	161.4	134.6	117.5	106.3
5月	130.0	106.0	122.4	136.4	161.5	136.2	117.7	106.2
6月	130.7	105.6	125.5	137.4	160.6	136.8	117.7	106.0
7月	131.7	105.1	131.3	138.1	161.3	137.2	118.2	106.2
8月	132.3	104.3	133.7	138.9	162.3	136.9	118.6	106.3
9月	133.4	104.2	135.9	140.3	162.7	137.4	119.2	105.9
10月	133.9	103.2	136.1	141.1	163.5	136.7	120.0	105.8
11月	134.8	102.8	140.2	142.0	164.4	136.8	120.7	105.5
12月	135.3	101.9	140.1	142.7	165.7	136.6	121.1	105.6

〔備考〕総数には上掲の諸産業のほか，不動産業を含む。労働省「毎月勤労統計調査結果報告」による。

年に比べて総数では七・三%増加し、このうち、建設業が一〇・七%、製造業が八・七%、卸・小売業が九・八%、金融・保険業が一二・一%、運輸・通信業が三・五%、電気・ガス・水道業が一・二%、それぞれ増加している。製造業と卸・小売業は、最近、特にその雇用の伸びが著しかった一九五五年から一九五七年にかけての情勢には及ばないが、停滞を示した一九五八年を大幅に上回る増加率を示し、また建設業は一九五七年以降増加を続けている。これに対して鉱業の雇用は、一九五六年～一九五七年においてやや増加をみせたが、石炭鉱業の不況の激化に伴ってそれ以後減少に転じ、一九五九年においては、前年より三・四%減少している。

製造業中の各産業における常用労働者の増減の動きを規模別にみると第28表のごとくである（この常用労働者は、「労働異動調査」の規定で、雇用契約期間に制限なく雇用された者のことで、いわゆる「本採用」、「本工」などの名称で呼ばれる者をいう。二九ページの注参照）。一九五七年から一九五八年末においては、景気後退、不況期への突入の時期を反映して、どの雇用の増加率もきわめて低く、繊維産業ではかなりの減少を示した。これに対して一九五八年末から一九五九年末においては、景気の上向を反映して各産業とも労働者が増加し、電気機器の一一七・四%（特に中企業および大企業三〇%）をはじめ輸送用機器（中・小企業）、精密機器（中企業）、ゴム製品（小企業および大・中企業）、家具・装備品（中・大企業）、その他の製造業（大企業）などの増加率が高くなっている。なお別の資料によると一九五九年における製造業の雇用増加に寄与した産業は、製造業全体を一〇〇として電気機器が二一・九%、以下、一般機械九・五%、輸送用機器九%、鉄鋼八・二%、繊維七・七%、食料品七・五%などとなっており、金属機械関連部門の雇用の増加が著しい（労働省『昭和三四年労働経済の分析』七四ページによる）。

第28表　製造業規模別常用労働者の増減（常用名義の常用労働者）　(%)

産業	1957年～1958年末				1958年末～1959年末			
	30人以上計	500人以上	100～499人	30～99人	30人以上計	500人以上	100～499人	30～99人
総数	0.4	△1.0	0.6	1.8	6.1	5.5	7.6	5.3
食料品	5.8	3.1	8.8	3.9	3.4	2.5	3.9	3.2
たばこ	△0.2	△0.1	△1.1	0.0	1.3	1.9	△0.9	△18.3
繊維工業	△7.9	△11.5	△3.6	△2.4	2.6	1.9	3.4	2.4
衣服その他の繊維製品	2.7	4.7	4.5	1.8	1.2	5.1	△0.7	3.7
木材，木製品	4.2	2.5	2.3	4.7	4.9	4.5	6.9	4.3
家具，装備品	7.0	12.6	9.8	5.9	7.4	11.3	12.7	4.9
パルプ，紙，紙加工品	2.2	1.4	3.0	2.5	5.2	3.1	8.1	4.9
出版，印刷，同関連産業	3.5	△2.6	3.2	7.9	3.5	2.4	3.2	4.8
化学工業	△0.4	△2.5	1.5	3.4	3.1	2.6	3.9	3.8
石油，石炭製品	2.1	5.1	3.5	△2.1	1.5	3.0	1.4	0.2
ゴム製品	4.2	5.2	5.2	△1.1	13.8	13.5	13.2	16.5
皮革，同製品	0.3	△6.9	0.2	1.4	4.5	1.4	2.6	6.1
窯業，土石製品	3.6	0.4	2.3	6.6	3.9	4.2	5.7	1.7
鉄鋼業	0.8	0.6	1.5	0.7	8.1	6.8	10.0	10.7
非鉄金属	0.3	1.0	2.8	△4.5	6.4	2.6	12.9	10.3
金属製品	3.5	4.3	3.8	3.1	8.7	9.8	6.8	9.8
機械	0.1	1.9	1.2	△2.5	5.6	6.2	7.3	3.5
電気機器	5.0	5.9	7.0	0.6	17.4	15.1	30.0	9.1
輸送用機器	0.9	1.6	△1.1	0.9	6.0	2.8	11.9	10.4
精密機器	4.6	5.1	△0.7	9.0	7.0	8.5	13.5	△0.3
その他	3.5	9.2	5.3	1.0	11.2	26.6	9.9	9.3

〔備考〕「常用名義の常用労働者」の規定については，29ページの(注)を参照。労働省「労働異動調査」による。労働省「昭和34年労働経済の分析」(労働白書) 268ページより引用。

次に臨時・日雇労働者についてみよう。まず「毎月勤労統計調査」の臨時日雇労働者の雇用指数は第29表のごとくである（この「臨時・日雇」とは、主として、日々または一ヵ月以内の期間を限って雇われる者、二九ページの注参照）。全産業では一九五六年に前年よりかなりの増加をみせ、一九五七年を頂点として、一九五八年に急減し、一九五九年には再び増加している。特に製造業については、右の増減変化の動きがきわめて顕著に現われており、臨時・日雇の雇用が景気変動によって大きな影響を受けることを物語っている。またこれに次いで臨時・日雇労働者を多数吸収する建設業については、一九五六年を山として、以後減少をたどっている。

更に臨時雇労働者の動きについてみると、第30表のごとくである（この臨時雇労働者は、「労働異動調査」の規定で、いわゆる「臨時工」または「臨時雇」などの名称で呼ばれている者、二九ページの注を参照）。臨時雇の雇用の動きには、労働需要のその時々の増減変化の影響がきわめて明瞭に現われている。すなわち、一九五七年から一九五八年末においては、ほとんどの産業で軒なみに減少しており、ただ、電気機器(特に中小企業)、機械（小企業）、輸送用機器（小企業）、出版・印刷関係（中および大企業）、繊維（小企業）、などで雇用増がみられたにとどまった。これに対して一九五八年末から一九五九年末においては、ほとんどの産業（規模）で大幅に増加しており、金属・機械関連部門の大企業、繊維関係の大企業、出版印刷関係および精密機械の中企業、出版印刷、化学、輸送用機械の小企業、などにおいて、著

しい増加率を示している。なお製造業における臨時雇の労働者数は次のようである。総数二三万八千人――五〇〇人以上規模一二万九千人、四九九～一〇〇人規模八万一千人、九九～三〇人規模二万七千人。またこれを多く雇用する産業は、電気機器三万六千人、輸送用機器三万四千人、食料品三万一千人、機械二万人など（一九五八年一二月末現在の数字で、雇用数が減少した時期に当たる）。

（注）(1)　毎月勤労統計調査は、「雇用・給与および労働時間について毎月その全国的変動を調査する」ためのもので、調査対象は、従来もっぱら、常用労働者三〇人以上を雇用する民営、官公営の全産業事業所（サービス業は一部調査）であった（甲調査）が、一九五七年七月から、常用労働者五人以上三〇人未満の事業所についても調査が行なわれることになり（乙調査）、また五人未満規模の事業所に

第29表　臨時・日雇雇用指数

（1955年＝100）　（%）

年　月	総　数	建設業	製造業
1955年平均	100.0	100.0	100.0
1956年平均	113.3	104.4	133.2
1957年平均	119.2	97.8	136.4
1958年平均	102.3	96.0	91.2
1959年平均	112.3	92.5	114.2
1959年 1月	96.1	80.4	85.1
2月	101.1	89.3	96.4
3月	110.5	96.6	102.4
4月	93.8	78.7	96.6
5月	93.2	80.9	93.7
6月	99.0	84.0	103.5
7月	114.6	90.3	121.7
8月	119.1	90.5	136.6
9月	121.6	103.9	127.8
10月	119.8	97.8	129.7
11月	122.2	102.3	130.8
12月	156.9	115.2	146.7

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査結果」による。

第30表　製造業規模別臨時雇労働者（臨時・日雇名義の常用労働者）の増減　（%）

産　業	1957年～1958年末				1958年末～1959年末			
	30人以上	500人以上	100～499人	30～99人	30人以上	500人以上	100～499人	30～99人
総数	△8.5	△10.3	△10.4	8.1	38.5	50.5	26.4	15.3
食料品	4.2	13.4	△8.3	38.9	2.0	34.0	6.9	△28.4
たばこ	△3.8	33.3	△4.3	—	△17.8	30.0	△9.3	△42.6
繊維工業	△0.7	△8.9	△6.4	105.5	87.3	259.3	27.6	23.0
衣服その他の繊維製品	△16.9	—	△26.3	8.7	5.2	1,300.0	0.9	△9.9
木材，木製品	△9.8	—	△0.8	△18.7	13.5	△34.8	5.7	26.0
家具，装備品	2.0	6.1	14.4	△7.6	50.9	289.1	103.6	0.0
パルプ，紙，紙加工品	△1.9	△6.9	2.5	6.0	14.1	11.8	6.6	41.4
出版，印刷，同関連産業	62.3	53.9	145.2	△20.0	31.7	17.7	89.5	200.0
化学工業	△12.5	△18.6	△1.6	△2.5	38.3	23.7	64.8	130.6
石油，石炭製品	△22.6	△33.9	△12.4	△31.5	12.2	5.1	1.1	28.9
ゴム製品	△11.0	△4.5	△24.3	2.2	47.7	43.8	61.2	55.7
皮革，同製品	△39.5	△27.5	△58.6	42.6	0.2	2.8	25.1	△32.0
窯業，土石製品	△17.9	△28.9	△5.4	△19.7	45.3	60.5	40.4	32.9
鉄鋼業	△33.7	△22.5	△60.4	△35.4	55.7	56.0	54.4	58.1
非鉄金属	△10.7	△14.8	10.0	△21.2	64.4	69.5	53.8	46.8
金属製品	△8.7	△15.1	△5.1	△11.5	38.5	38.1	55.9	18.8
機械	△15.7	△17.5	△21.6	337.7	51.8	67.0	31.9	55.4
電気機器	8.9	4.9	55.8	△27.3	62.4	65.5	23.7	60.2
輸送用機器	△14.4	△16.2	△17.8	64.4	12.5	14.5	△8.6	92.5
精密機器	△3.9	△1.9	△3.0	—	158.7	162.5	173.3	74.3
その他	10.1	△7.7	30.2	△21.0	84.5	230.9	55.9	68.1

〔備考〕「臨時・日雇名義の常用労働者」の規定については29ページの（注）を参照。
その他は第28表の「備考」と同じ。

対しても毎年一回特別調査が行なわれることになった（一九五七年七月第一回調査、一九五八年七月第二回調査実施）。毎月勤労統計調査の常用労働者および臨時・日雇労働者の規定は次のようである。

常用労働者――次のうちいずれかに該当する労働者。(イ)期間をきめず、または一ヵ月を越える期間をきめて雇われている者。(ロ)日々または一ヵ月以内の期間を限って雇われていた人のうち、本月と前月にそれぞれ一八日以上雇われたか、または過去六ヵ月間に通算して六〇日以上雇われた者。(ハ)重役・理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けているもの。(ニ)事業主の家族でその事業所に働いている人のうち常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

臨時および日雇労働者――日々または一ヵ月以内の期間を限って雇われる者。ただし、本月と前月にそれぞれ一八日以上雇われたかまたは過去六ヵ月間に通算して六〇日以上雇われた者は常用労働者としてこの範囲から除く。したがって、この「臨時・日雇労働者」の規定はきわめて狭く、雇用期間の限定のない常用労働者以外の、いわゆる臨時・日雇労働者として事実上不安定な雇用状態にある労働者でも、その多くのものがここにいう「常用労働者」の範疇に含まれてしまっていることに注意されたい。

(2)　労働異動調査は「主要産業における常用労働者の入職・離職の状況を調査し、労働異動の実態を明らかにすることを目的」としたもので、毎月勤労統計調査の対象から建設業およびサービス業を除いて抽出された事業所（常用労働者三〇人規模以上）について行なわれている（一九五四年の労働省「地域別等就業調査」では、調査産業に建設業およびサービス業が含まれ、企業規模範囲も五人以上企業を対象として行なわれた）。

この調査対象である常用労働者とは、さきにみた毎月勤労統計調査の規定と同様であるが（すなわち「臨時・日雇労働者」を除いたもの）、ここではこれを更に次の二つに区分している。

(1)常用名義の常用労働者――雇用契約期間に制限なく雇用された者のことで、いわゆる「本採用」、「本雇」、または「本工」等の名称で呼ばれる者。なお、試用または見習期間中の者でも、それらの期間が終了後、本工の就業規則の適用を受ける予定の者は、この範疇に含まれる。(2)臨時・日雇名義の常用労働者――右のものを除いた者のことで、いわゆる「臨時工」または「臨時雇」等の名称で呼ばれている者。

第31表　企業整備実施状況

区分	企業整備事業所数（規模別）					整理前従業員数	整理人員
	計	500人以上	499～100人	99～15人	14人以下		
						千人	千人
1954年	8,808	1,023	2,121	4,725	939	2,599	290
1955年	7,364	891	1,659	3,805	1,009	2,334	257
1956年	2,894	367	670	1,437	420	968	126
1957年	4,154	589	915	2,096	554	1,396	181
1958年	6,451	713	1,414	3,347	977	1,927	260
1959年	3,122	281	510	1,545	786	1,036	140

〔備考〕　労働省「労働市場年報」による。

第32表　産業別企業整備の動き（企業整備事業所数）

産業別	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年（規模別） 計	500人以上	499～100人	99～15人	14人以下	整理人員（100人） 1954年	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
合計	7,508	7,364	2,894	4,154	6,451	3,122	281	510	1,545	786	2,501	2,566	1,259	1,815	2,605	1,396
農林漁業	36	52	22	41	68	53	6	30	15	2	19	19	9	56	89	64
鉱業	507	434	225	182	515	426	82	112	184	48	275	260	126	93	265	301
建設業	348	611	182	247	486	344	12	56	194	82	123	254	90	158	219	174
製造業	5,446	4,937	1,889	2,893	4,312	1,810	89	249	957	515	1,675	1,507	731	1,076	1,147	579
卸・小売業	456	364	139	287	366	152	—	9	84	59	85	68	27	52	69	27
金融・保険・不動産業	177	58	30	11	21	8	—	2	5	1	37	13	3	2	5	3
運輸通信，その他の公益事業	350	416	120	154	248	88	8	21	36	23	99	131	40	46	117	29
電気・ガス・水道業	—	—	—	—	—	4	—	3	1	—	—	—	—	—	—	3
サービス業	262	423	263	331	430	228	82	27	63	56	184	287	224	329	391	213
公務	17	69	24	8	5	9	2	1	6	—	4	28	8	3	1	3

〔備考〕　労働省職業安定局「労働市場年報」による。

失業発生状況　失業者発生の動きをみる具体的な指標として，まず労働省職業安定局調査の**企業整備実施状況**（注）によってみると第31表のごとくである。この調査の性質上，その数字は大さっぱなものであるが景気変動の動きを大体において反映しているとみられる。最近においては，一九五四年に整備事業所数および整理人員が最も多く，その後一九五六年を底に減少し，再び一九五八年において増加した。そしてまた，一九五九年には企業整備事業所数，整理人員とも減少を示している。企業整備事業所の規模別内訳についても，不完全ではあるが，大体の傾向として九九～一五人規模の企業をはじめ，一〇〇人未満の中小企業に多くなっていることが看取される。

またこれを産業別にみると（第32表），製造業が企業整備事業所数および整理人員で最も多数を占める。一九五九年においては，製造業企業整備事業所数一八一〇（全体の五八％），その整理人員は五万八千人（四一％）であり，なかでも整理人員の多く出ている産業部門は繊維（二万人），食料品（八千人），化学（五千人），輸送用機械器具（四千人）などとなっている。製造業における企業整備は，一九五四年を一つの山として，それ以後一九五六年に最も減少し，一

九五八年に再び増加し、一九五九年は減少をみせている。また鉱業は、一九五四年と一九五八年の二つの山を経て、一九五九年には、企業整備事業所数（四二六）はやや減少しているが、整理人員は一九五七年以降増加を続け、一九五九年は近年最高の三万人で、前年より約四千人の増加となっており、石炭鉱業の最近の不況の深刻さがこうした動きにもやはり現われている。

なお、企業整備を実施した理由については、一九五九年においては、事業不振によるもの（全体の五六・五％）が最も多く、次いで季節的閑散あるいは期間満了その他によるもの（四一％）、企業合理化によるもの（二一・五％）、となっている。

（注）「企業整備実施状況」は、各地の公共職業安定所の係員が特に大量の人員整理が発生し、または発生するおそれのある事業所をそのつど訪問して調査したものであって、雇用主訪問が大企業にかたよっているため、比較的小規模の事業所の企業整備状況が十分把握されていない。特に大都市についてその傾向が強い。したがってこの数字はわが国における企業整備の全容を示すものではなく、大体の動向を表わす程度にとどまる。

次に、**失業保険受給者**の動きを、公共職業安定所の「失業保険事業月報」によってみよう。これはいうまでもなく、失業保険の被保険者の動きを通じてみた失業者の発生状況であるが、失業保険の適用を受ける事業所は一九五八年一〇月から労働者五人未満規模のものにまで拡大されたものの、総じて小規模・零細企業におけるその適用状況はきわめて十分であり、失業保険の適用を受けない労働者が多く存在する現状である。このため、失業保険の受給状況からみられる失業者発生の数についても、その全体把握の点では、やはり不十分さをまぬがれない。更に失業保険受給者として把握される失業者数は、文字どおり完全に失業状態にある者の数であって、これ

第33表　失業保険業務状況（一般・日雇）

年　月	一般失業保険					日雇失業保険		
	離職票受付件数	初回受給者数	受給者実人員	支給終了者数	受給期間満了者数	初回受給者数	給付延人員	1人平均受給日数
	件	人	人	人	人	人	人	日
1954年平均	94,424		456,364	39,600	29,326	93,483	466,861	4.99
1955年平均	78,841		469,282	47,566	36,262	125,816	626,850	4.98
1956年平均	15,607		330,211	40,300	28,930	119,364	575,936	4.83
1957年平均	69,982		308,211	34,112	24,013	107,880	498,496	4.63
1958年平均	93,155	1,013,347	455,244	49,216	26,722	146,118	692,179	4.57
1959年平均	80,002	858,877	404,133	48,646	33,620	164,621	644,224	4.22
1959年1月	162,105	165,637	527,383	53,428	40,090	249,249	1,800,721	7.22
2月	78,841	83,781	531,792	45,114	28,095	99,271	402,240	4.05
3月	71,797	72,617	531,289	74,851	37,439	108,241	429,378	3.97
4月	80,914	67,333	472,529	95,897	32,758	173,539	676,993	3.90
5月	77,831	67,435	392,104	51,789	32,765	183,384	715,141	3.90
6月	68,366	68,847	377,564	38,550	29,533	174,046	760,080	4.37
7月	60,698	62,149	369,569	37,959	28,781	108,215	433,713	4.01
8月	53,344	46,870	351,873	36,535	26,721	138,026	572,745	4.15
9月	54,410	45,498	338,135	40,628	29,231	151,649	604,215	3.98
10月	57,851	49,974	321,367	39,389	28,331	149,850	623,586	4.16
11月	59,537	48,399	305,747	35,110	27,508	133,201	552,760	4.15
12月	134,331	80,337	330,238	34,496	62,190	53,409	259,117	4.86

〔備考〕「失業保険事業月報」による。

はもちろん、低賃金・不安定就業の状態において広範に存在する失業者の実態を表わすものではない。

まず、一般失業保険における離職票受付件数（第33表）は、近年においては一九五四年が最高（九万四千件）で、一九五六年（一万六千件）が底を示し、一九五八年に再び増加して九万三千件に達したが、一九五九年平均は約八万件（年間九六万件）で、前年より一万三千件減少している。失業保険受給者実人員の動きは、一九五五年～一九五六年に最も多く（一九五六年約四七万人）、一九五七年（三〇万八千人）を底として一九五八年（四五万五千人）において再び増加しており、離職票受付件数の動きよりやや遅れて変動している。一九五九年においては平均約四〇万四千人（男子二三万二千人、女子一七万二千人）で、前年より約五万一千人減少している。なおこの年間における動きにおいては、徐々に現われる景気変動の影響よりも、季節的変動がはっきりと表面に出ており、一般に年末の一二月および翌年の一月にかけて、建設業をはじめ臨時的要員の解雇が行なわれる時期に、離職票受付件数や初回受給人員が増加する傾向を示している。

次に日雇失業保険の一九五九年における初回受給者数は約一六万五千人で、前年より約一万八千人増加し、また給付延人員は約六四万四千人で前年より四万八千人減少している（第33表）。

これら**日雇労働者**の就業先を就職件数によってみると、日雇就職件数一ヵ月平均九二一万のうち、官公事業が総数六九七万――このうち失業対策事業が五二五万でその大半を占め、以下、公共事業五一万、臨時就労対策事業四九万、特別失業対策事業四一万など――また民間事業は一九二万（全体の二一・四％）で、就職件数は一九五八年より二五・八％の増加を示している。なお不就労者（あぶれ）延数は一ヵ月平均約一三五万人で、前年より九・六％減少している。最近においては、一九五五年と一九五八年においてこの「あぶれ」が多数発生している。

第二章　労働移動

次に新規学卒者や既就業転職者の入職、離職状況およびそれを通じての労働者の流動における諸問題についてみていくことにする。

入職・離職状況　まず労働省の**労働異動調査**（二九ページの注を参照）によると入職率・離職率の状態は第34表のようである。前章においては、雇用の動きを、その増減変化の観点からみたのであるが、それは入職・離職の流動を通じてもたらされるものである。一般に小企業ほど労働異動率が高く、雇用の不安定さを示しており、また時期的な変化としては、一九五八年のように

第34表　労働異動率　（％）

規模別		1957年 入職率	1957年 離職率	1958年 入職率	1958年 離職率
調査産業総数	500人以上	9.6	7.1	6.6	7.2
	499～100人	17.1	13.0	13.3	12.2
	99～39人	22.1	20.8	22.8	20.3
製造業	500人以上	9.5	7.3	6.5	7.8
	499～100人	21.6	16.7	15.3	15.3
	99～30人	27.8	26.4	25.9	24.4

〔備考〕　常用名義の労働者の入職・離職率。労働省「労働異動調査」による。

第35表　事業所規模別，雇用形態別入職者前職歴構成（1958年）

(%)

前歴別			計	未就業者		既就業者		
				新規学卒者	その他	農林，水産業にいた者	製造業，鉱業建設業にいた者	その他の産業にいた者
事業所規模別	調査産業総数	500人以上	100.0	41.6	10.2	6.9(1.6)	26.8(16.1)	14.5(4.4)
		100～499人	100.0	38.5	12.5	5.5(2.0)	18.3(9.6)	25.2(8.2)
		30～99人	100.0	34.6	13.3	4.2(1.2)	17.9(10.1)	30.1(11.0)
	製造業	500人以上	100.0	41.1	10.6	6.5(1.0)	29.4(17.1)	12.4(2.8)
		100～499人	100.0	40.0	12.5	5.8(2.0)	22.2(11.0)	19.5(4.4)
		30～99人	100.0	32.8	14.0	3.8(1.0)	23.3(14.1)	26.0(6.7)
雇用形態別	調査産業総数	常用名義	100.0	45.2	10.2	3.1(0.7)	17.6(10.4)	24.0(9.0)
		臨時・日雇名義	100.0	10.2	20.1	12.1(4.3)	26.7(13.0)	31.0(8.3)
	製造業	常用名義	100.0	46.5	10.2	3.0(0.6)	21.0(12.7)	19.2(5.3)
		臨時・日雇名義	100.0	9.0	20.5	11.0(3.4)	32.9(16.4)	26.5(4.7)

〔備考〕既就業者の（　）内数字は「有経験者」。労働省「労働異動調査結果報告（昭和33年分）」による。

不況期においては、離職率は総じてやや増加する程度であるが、入職率が好況期に比べて大幅に下がる。また好況期になると離職率はやや減少する程度で依然として高いが、これに対してことに入職率が増大するといった傾向がみられる。

次に入職者の状態をその前歴別にみると(第35表)、新規学卒者の比率は総じて大企業ほど高い。既就業者入職については企業規模の差異が表面に現われないが、臨時雇労働者に既就業者が圧倒的に多いということからみて、大企業における既就業者雇用には、臨時的な雇用が多いものとみられる。小企業は総じて、その労働力の需要の半数以上を各産業の転職者（このうち有経験者が多く含まれる）によって充足し、小企業の労働者はこの有経験者を中心とした既就業者と新規学卒者とによって構成されているものとみられる。

また離職者の離職理由については第36表のようであるが、このうち「任意退職」というのが半分以上を占め、それも小企業の常用労働者の離職に多い点が注目される。これはやはり、低賃金や労働条件の低劣さ、あるいはその雇用の不安定さなどからよりよい雇用を目ざして離職していく場合が、多く含まれるであろう。臨時工の離職理由は、その性質上、雇用契約期間の終了によるものが半数を占め、これに次いで任意退職の場合が多くなっている。

次に、総理府統計局の**就業構造基本調査**（注一）によって、一九五八年七月から一九五九年六月に至る一年間の入職・離職状況、特に転職者の再就業の状況についてみよう。

まず、非農林業企業に新たに入職した雇用労働者は、転職者が総数六九万九千人――男子四八万八千人、女子二一万一千人、新期就業者は総数一三六万九千人――男子六三万六千人、女子七三万三千人となっている。このうち男子の転職者についてみると(第37表)、非農林業の雇用者であったものが転職者全体の七七%を占めて最も

第36表　事業所規模別，雇用形態別離職者の離職理由構成（1958年）

(%)

離職理由			計	契約期間の終了	経営上の事業理由による解雇	死亡，傷病及び停年等による離職，（）内は停年による離職者数	本人の不都合による解雇	本人の不適格による解雇	任意退職
事業所規模別	調査産業総数	500人以上	100.0	17.0	16.2	10.2(6.7)	1.6	0.7	54.3
		100～499人	100.0	15.2	13.2	5.6(3.1)	4.2	1.4	60.4
		30～99人	100.0	5.6	12.8	2.9(1.2)	8.1	3.7	66.9
	製造業	500人以上	100.0	19.0	17.9	7.8(5.0)	1.5	0.5	53.3
		100～499人	100.0	16.3	14.4	3.6(1.7)	4.6	1.1	60.1
		30～99人	100.0	4.6	12.8	2.1(0.6)	9.6	2.7	68.2
雇用形態別	調査産業総数	常用名義	100.0	—	13.7	6.7(3.9)	6.1	2.6	70.9
		臨時・日雇名義	100.0	50.3	13.5	0.9(—)	3.0	1.0	31.4

〔備考〕　労働省「労働異動調査結果報告（昭和33年分）」による。

第37表　非農林業雇用者の前歴

（単位　1,000人）

現職＼前職		転職者（男子） 総数	農林業 総数	農林業 自営業主	農林業 家族従業者	農林業 雇用者	非農林業 総数	非農林業 自営業主	非農林業 家族従業者	非農林業 雇用者	分類不能の産業	新規就業者 男	新規就業者 女
企業規模別	総数	488	63	11	38	14	397	30	12	345	28	636	733
	1～9人	116	13	2	7	4	95	9	3	81	8	152	193
	10～29人	100	14	3	7	3	81	6	2	73	6	117	117
	30～99人	83	9	1	6	1	70	5	3	60	4	103	104
	100～299人	46	6	1	3	1	38	3	2	33	3	62	79
	300～499人	15	2	0	2	0	12	1	1	10	1	19	28
	500人以上	76	10	2	7	2	62	5	1	54	3	117	148
	官公など	51	10	3	5	2	38	3	1	33	3	66	63

〔備考〕　総理府統計局「就業構造基本調査報告——昭和34年版」による。

多く、その他では農林業の家族従業者（三万八千）、非農林業の自営業主（三万人）などがやや多い。またこれらの就職先は小・零細企業が多く、三〇人未満規模が就職者全体の四四・三%を占め、一〇〇人未満規模では六一・三%に達する。新規従業者の入職企業規模は、男子については三〇人未満規模が四二・三%、三〇～九九人規模が一六・二%、一〇〇～四九九人規模が一二・四%、五〇〇人以上規模が一八・四%となっている。なお五〇〇人以上規模への入職率（官公機関への入職者を除く）は、新規就業者のほうが転職者よりもやや高い。

次に雇用労働者であったものの就職状況を、現職における従業上の地位別にみると第38表のよう

内の期間を定めて雇われている者）に転化している。この他、自営業主に五万人（うち農林漁業関係一万五千）、家族従業者に二万三千人転化している。また臨時・日雇労働者で転職したものも、その大部分が再び雇用者となっており、このうち半数以上のものが常雇に転化している。

女子の転職者についても男子と大体同様であるが、女子の場合は一般に常雇になるものがより多く、また家族従業者に転化するものも男子に比べて多くなっている。

第38表　転職・離職者の前職と現職の関係

（単位　1,000人）

現職＼前職	男子 総数	男子 常雇	男子 臨時・日雇	女子 総数	女子 常雇	女子 臨時・日雇
転職者	466	326	140	215	145	70
自営業主	64	50	13	15	10	4
家族従業者	33	23	10	36	26	9
雇用者	269	253	116	165	108	57
常雇	264	205	59	132	95	36
臨時・日雇	105	48	57	33	13	20
離職者	343	261	82	565	364	202

〔備考〕　総理府統計局「就業構造基本調査報告――昭和34年版」による。

である。まず男子の雇用労働者で転職したもののうち、常雇の労働者（雇用期間について別段の定めなく常時雇われている者）であったものの大多数は再び雇用者、それも常雇となっているが、このうち一九％が臨時・日雇労働者（日々、および一年以

離職者（一九五九年七月一日現在仕事をもっていないもの）は、男子における前職雇用者のうちの三二・四％、女子においてはその七二・四％となっている（離職者の状態については第三章でみることにする）。

転職者（非農林業雇用者）の前職と現職における企業規模の関係は第39表のごとくである。まず男子についてみると、全体として転職によって規模のより大きな企業に移る動きを示している。この状態は特に一〇〇人未満の、小規模企業からの転職者にみられ、ここでは転職の結果、以前の企業に比べてより小規模の企業へ移行するものもかなり多くみられる

第39表　転職・離職者の前職と現職の企業規模

（男子，非農林業雇用者）　（単位　1,000人）

現職＼前職	総数	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300～499人	500人以上	官公など
雇用者総数	345	94	83	64	26	10	38	26
1～9人	81	34	20	13	3	2	5	3
10～29人	73	23	21	12	5	2	5	4
30～99人	60	12	16	15	4	2	6	5
100～299人	33	8	6	6	4	1	5	2
300～499人	10	2	1	2	1	1	2	1
500人以上	54	8	11	10	6	2	10	5
官公など	33	7	6	7	3	0	5	5

〔備考〕　総理府統計局「就業構造基本調査報告――昭和34年版」による。

反面、より規模の大きい企業への移行の例がそれよりやや上回っている。しかし一〇〇人以上規模企業からの転職者になると、あるいは一般に転職前の企業規模が大きければ大きいほど、転職によってより小規模企業への移行が増大し、現状維持は困難となってくる。また女子についても、男子と大体同様な動きが示されている。

この転職による企業規模間移動状況は、一九五六年七月から五九年六月に至る一年間の転職者についてみた結果であるから、この間

第40表　転職者の転職理由　（単位　1,000人）

	転職理由	一時的・不定期な仕事	収入が少なかった	人員整理，社会解散など	病気・老齢・停年	個人的・家庭的・事情など	総数
男子	全産業	126	118	102	50	235	641
	自営業主	15	23	3	4	22	67
	家族従業者	8	11	1	1	36	59
	雇用者	94	75	92	42	157	466
	常雇	43	51	72	34	122	326
	臨時・日雇	51	24	20	7	35	140
	非農林業	103	93	96	44	178	521
	自営業主	13	16	3	3	14	49
	家族従業者	3	2	0	0	9	15
	雇用者	85	73	91	41	149	445
	常雇	42	50	71	34	118	320
	臨時・日雇	44	22	19	6	31	125
女子	全産業	43	46	29	12	166	301
	雇用者	32	29	26	9	117	215
	非農林業	35	36	27	11	129	240
	雇用者	30	27	26	9	113	206

〔備考〕　総理府統計局「就業構造基本調査報告――昭和34年版」による。

における雇用情勢の変化（雇用情勢の上向き）の影響が反映されているとみられるが、しかもなお、わが国における中小企業（特に小企業）中心の雇用構造からして、転職における企業規模間の移動は、中小企業（特に小企業）を主体とせざるをえない。不況期あるいは好況期から不況期へ移る時期には、以上にみた状態よりも更に小企業への移動が大きく現われるであろう。またこうした企業規模間移動の問題とともに、その雇用内容――雇用の安定性、賃金などの変化について同時に問題としなければならないが、この調査ではよく表わされていない（注二）。

転職者の転職理由としては（第40表）、仕事の不安定なこと、収入の少ないこと、人員整理・企業の解散など就業条件の悪さによるものが大半を占めるが、特に雇用者、そのうち常雇においてもこれらを理由とするものが多くなっていることは、小・零細企業における雇用の多いことと対照して、それらの雇用状態の不安定さを物語っている。

（注一）「就業構造基本調査」は、「わが国人口の就業・不就業に関する基本的構造を明らかにする」目的で、一九五九年七月一日現在で実施された。調査対象は、全国で抽出された全世帯の一％に当たる約一九万五千世帯、調査項目は就業形態、就業内容、収入、転職、離職、現在の就業に対する継続・追加就業・転職希望などである。なお、この調査は一九五六年七月に第一回が行なわれ、一九五九年調査はその第二回目である。第一回調査の結果については、本年鑑第30集の紹介を参照されたい。

（注二）　労働省労働統計調査部雇用調査課「戦後における離職者の帰趨について」（労働省『労働統計調査月報』一九六〇年一月号）は、労働省「失業者帰趨調査」の結果などにもとづいて、一九五八年や一九五九年など最近においては、離職者は再び雇

用者となる傾向が強まってきていること、その内容は最近では特に低賃金雇用の対象となる一〇～二〇台あるいは五〇歳以上の高年齢の有経験者が小・零細企業に入職する動きがみられること、またこの反面、高年齢層が日雇化する傾向が強まっていること、などの特徴を指摘している。

炭鉱離職者の転職　炭鉱離職者の最近における増大についてはさきにふれたが、炭鉱離職者は、最近ではもはや石炭産業への再就職はほとんど不可能となり、再就職に際しては、従来身につけた技能を生かす余地のない他産業の労働市場において、激しい就職競争に直面せざるを得なくなっている実情である。

炭鉱離職者の再就職状況を、労働省「筑豊地区石炭鉱業離職者実態調査」によってみると第41表のごとくである。これは、一九五七年四月から一九五九年三月に至る二年間における失業保険の受給終了者および受給期間満了者を対象として、一九五九年七月、八月に調査したものであるが、この期間における男子離職者（このうち四〇歳以上のものが五一％を占める）の就業率は平均五四・九％で、特に五〇歳以上の高年齢層の就業率が低い。また現職内容も臨時・日雇あるいは行商などの不安定な就業がきわめて多く、更に転職を望む者がきわめて多くなっている。

第41表　石炭鉱業離職者の年齢階級別就業状況
（男　子）

（%）

年齢	1959年8月の就業率	現職内容			再就職者の転職希望率
		常用	臨時	日雇，行商その他	
計	54.9	53.3	27.8	18.9	48.3
30歳未満	64.4	58.8	28.1	13.1	48.9
30～39歳	65.7	57.8	25.0	17.2	53.8
40～49歳	60.5	54.4	23.7	21.9	53.5
50～59歳	43.3	40.6	32.6	26.8	39.2
60歳以上	26.3	40.8	35.5	23.7	35.2

〔備考〕 1）1952年4月～1959年3月の間に失業保険金を支給終了したものおよび受給期間満了者について，1959年7，8月に実施したもの。
2）労働省「筑豊地区石炭鉱業離職者実態調査」による。
3）労働省「昭和34年労働経済の分析」93ページより引用。

また、公共職業安定所の炭鉱離職者広域職業紹介（各地方の公共職業安定所が他の全国都道府県へ広く職業紹介を行なうもの）による一九五九年度の就職状況は、第42表のごとくである。就職者総数は三五三一人で、これらの雇用条件についてはみられないが、産業別では建設業への就職（主として単純肉体労働とみられる）が多く、全体の約三三％を占めているのが目だっている（注）。（政府などによる炭鉱離職者対策については本年鑑第三部第五編を参照され

第42表　炭鉱離職者広域職業紹介産業別就職状況調（1959年度）

（単位　人）

産業別	就職数
農業	9
金属鉱業	3
石炭鉱業	18
建設業	1,160
食料品製造業	49
繊維工業	268
木材木製品製造業	19
パルプ・紙・紙加工品製造業	21
化学関係工業	64
ゴム製品製造業	124
窯業・土石製品製造業	232
鉄鉱業	345
金属製品製造業	441
電気機械器具製造業	245
小売業	20
陸運業	274
電気・ガス・水道業	117
家事サービス業	1
その他のサービス業	121
合計	3,531

〔備考〕 労働省職業安定局調べ。

たい）

（注）炭鉱離職者の再就職は、種々の点できわめて困難な実情にあるが、それについての一例として次のような問題点が報告されている（朝日新聞一九六〇・四・九付）。

就職先も、有名会社に技術関係で就職するものも少しはいるが、三井鉱山の話では、大部分が鉱山、土木関係や工場の雑役、警備といった技術の必要でないところが大部分。だから賃金もかなり安いという。このように再就職がむずかしい原因は、(1)炭鉱従業者には特殊な技能のないものが多い、(2)離職者は年齢が高く、家族持ちが多い、(3)住宅問題がある、(4)炭鉱の人がほかで生活する自信が弱い、などで、特に失業保険をもらっている間は積極的に仕事を捜さないのが、わざわいしている点も挙げられている。

また、石炭鉱業整備事業団が一九五九年末に行なった、北九州（福岡・佐賀）の炭鉱離職者の実態調査によると次のようである（炭鉱買上げによって生じた離職者で離職後も引続いて炭鉱住宅に居住しているもののうち、一七三八人を対象とする、朝日新聞一九六〇・一・一五付による）。

生活状況――調査の対象となった一七三八人のうち離職者またはその家族の収入により一応生活が安定していると考えられる者の数は六九八人であるが、その多くは低賃金にあえぎ、失業寸前の状態である。その他の人々では生活保護で生活している人が最も多く二三四人に及んでいる。このうちには身体障害者、病弱者など同情すべき人もあるが、身体強健な壮年者で生活保護に甘んじている者も少なくない。

失業地帯になっている炭鉱地帯では日雇い、臨時夫などの賃金が生活扶助料と大差がないことが、こうした人々にまじめに働く気持ちを失わせることになっており、事業団の調査員が就労あっせんに協力を申し出ても不可能な条件を持ち出してこれを拒否する者が多い。

就職希望状況――調査人員一七三八人のうち就職または転職を希望する者は一二五〇人におよび、うち七五二人は直ちに何らかの就労対策を必要とする者であり、さらに三月までに七六人、四月以降二二五人の緊急就労を必要とする者がある。しかし就労希望地域をみると、炭鉱地帯以外の土地へ就労を希望する者はきわめて少なく、就職希望者一二五〇人のうち八一五人が通勤可能な範囲内での就労を望み、県外就労を望むものは一六〇一人、海外移住を志す者も三一人に過ぎない。

これは県外就労の場合、住宅問題が解決されていないことや立ち上がり資金の欠けていることなどが大きな原因となっている。

就職希望職種別に分けると、いぜんとして炭鉱を望む者が多く、一二五〇人のうち三五％にあたる四三五人に達している。これは、炭鉱離職者の多くが親子数代にわたって生活を支えてきた炭鉱労働に強い執念をもっていること、および他の職種に対する知識に乏しいため他の職場に不安を感じているためと思われる。職業訓練を強化する必要が強いことを示しているわけだ。

職業訓練所関係――訓練所に入所を希望する者は、一二六人で意外に少ないが、職業再訓練に関するPRが進み、訓練手当が支給されることがわかれば今後増加するものと考えられる。

就職希望職種を年齢別に分けると、炭鉱、土木などのようにあまり技能を必要としない職種は年齢の高い者に多く、自動車整備、電気機械修理などの技術関係志望者は、低年齢層に多

い。

職業訓練修了者の就職状況　一九五八年四月から職業訓練制度が発足したが（制度の内容については本年鑑第三部第五編を参照）、ここで、公共職業訓練のうち、主として求職者に対して基礎的な技能に関する職業訓練を行なう一般職業訓練所における訓練生の特徴および修了者の就職状況などについてみよう（第43表、「公共職業訓練訓練生実態調査」――『労働市場年報』昭和三三年度版、三四年度版による）。

まず一般的にみて、年齢的には一八歳以下あるいは二四歳以下といった若年者が大半を占めており、このため入職前の職業についても、学校卒業者など職業経験のない者が多数を占めている。また基礎的な技能訓練を目的とする一般職業訓練所の性質を反映して、その訓練生も技能関係（技能・半技能・単純技能）の職業を経てきた者が、未就業者に次いで多くなっている。家族関係では家計の主な担当者が少なく、訓練期間中の生活維持方法では失業保険金によるものは少ない。以上、訓練生の現状は一般的に学卒未就業者か技能関係の若年離職者が多く、家計担当の離職者は少ないとみられる。

次に、修了者についてみると、このうち大多数の者が就職しているが、半数以上は五〇人未満の小規模・零細企業となっている。これを一九五九年上半期の状態でみると、男子雇用者の企業規模別構成は、三〇人未満規模が四九・五%、三〇～九九人規模が二二・八%、一〇〇～四九九人規模が一三・六%、五〇〇人以上規模が一四・一%、となっている。またこのうち臨時雇が約一六%を占めている。初給賃金については、男子通勤者で平均六千～七千円程度、最高二万五千円から最低一二五〇円まで相当の差がある。就職者の年齢・学歴・経験などの条件がさまざまで一概にはいえないが、やはり低賃金での就職が多いとみられる。

駐留軍離職者については、三一歳以上のものが多数を占めて、年齢的にもより高くなっており、その前職は技能関係が大半を占める。またここでは四〇%のものが失業保険などで訓練期間中の生活をささえている。修了者はほとんどが就職するが、未就職者もかなりみられる。就職先の企業はやはり中・小規模が多く、三〇人未満が一八・四%、三〇～九九人が一六・七%、一〇〇～四九九人が二二・五%、五〇〇人以上が四二・四%となっている（一九五九年上半期、男子）。初給賃金はまちまちで、通勤者平均一万九〇一〇円、最高二万五千円、最低三千円となっており、年齢からおして低賃金雇用が多いことは否定できない。

（注）一般職業訓練所終了者の就職状況については、労働省職業安定局『失業対策年鑑――昭和三三年度版』が次のように述べている。すなわち、一九五九年三月末の就職率は平均九五%、その後一ヵ月～二ヵ月間でほとんど一〇〇%に達した。訓練修了時現在就職率一〇〇%の職種は鋳造工、鋳物工、めっき工、配管工など一四職種。また総合職業訓練所修了者は平均就業率九三・九%。就職率一〇〇%の職種は鋳物工、建設機械工、ラジオ・テレビ修理工など九職種。これら修了者は、一ヵ年の基礎訓練によるいわば速成技能工であるが、この就職条件についてはさきにみた実態調査からも推測されよう。

新規学卒者の就職状況　中学、高校卒業就職者の最近における動きは第44表のごとくである。まず中卒就職者は一九五四年以降毎年増加を続け、好況期であった一九五七年の七九万八千人（就職進学者を除く）で最高に達したが、翌一九五八年には不況のためかなり減少した。一九五九年においては七二万七千人で、前年より一万人上回っているが、一九五六年および最高期の五七年には及ばない。また卒業者全体にたいする就職者の比率も一九五七年を頂点に減少

第43表　公共職業訓練所訓練生の状態（一般職業訓練所——男子）

区分		1958年上半期	1958年下半期	1959年上半期 一般	1959年上半期 駐留軍離職者
入所訓練生総数		3,560	18,168	1,882	1,075
入職前の職業（人）	自由専門的・管理的	113	118	46	28
	書記的・販売的	505	634	313	122
	奉仕的	310	293	125	106
	農・林・漁業	135	407	92	13
	技能・半技能・単純技能	1,616	2,319	761	757
	訓練種目が前歴と関係あり	—	—	153	121
	職業経験なし	881	14,397	525	49
年齢（人）	18歳以下	1,177	14,355	*637	70
	19～24歳	1,088	2,459	*607	189
	25～29歳	521	676	*355	309
	30歳以上	774	678	*263	507
学歴（人）	新中卒	1,791	14,646	924	451
	新高卒以上	1,421	3,043	776	318
	その他	348	479	97	303
家族関係（人）	家計の主担当者	1,027	985	—	—
	その他	2,533	17,183	—	—
訓練期間中の生活維持方法（人）	生活保護・失業保険	42	170	59	4
	失業保険のみ	628	701	245	318
	その他	2,312	15,895	1,253	483
修了者総数		2,982	16,766	1,557	805
就業状況（人）	雇用者	2,497	15,097	1,408	653
	自営または家族従業者	209	917	84	41
	補習のため残留	9	225	13	—
	未就職者	267	527	52	111
雇用先の企業規模	5人以下	203	2,407	*	*
	5～9人	371	3,418		
	10～49人	879	5,064		
	50人以上	1,044	4,208		
初給賃金（円）	住込（平均）	3,635	3,934	*3,810	10,600
	通勤 最高	25,000	25,000	*18,000	25,000
	通勤 最低	1,500	1,250	*1,500	3,000
	通勤 平均	7,930	6,155	*7,150	10,910

〔備考〕 1) 1959年上半期の調査項目は次のように変更されている。
(イ) 年齢区分は18歳未満，18～22歳，23～30歳，31歳以上。
(ロ) 雇用先の企業規模区分は——

	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300～499人	500人以上
一般	299	316	321	141	51	280
駐留軍離職者	35	85	109	112	32	280

(ハ) 初給賃金欄の額は，男・女平均額。
(ニ) 一般職業訓練所の数字は昼間と夜間の合計。
2) 「公共職業訓練訓練生実態調査」（労働省職業安定局『労働市場年報』昭和33，34年版）による。

している。卒業者数が一九五七年を頂点として減少をみせていることと高校進学率が高まったことから、就職希望者は減少の傾向を示し、他方では景気の回復期に当たったために新規若年労働力に対する需要が増加し、その結果、これら新規学卒者にたいする需要が強まった。一九五八年一〇月から一九五九年六月末に至る期間の求人・就職状況をみると第45表のようになっている。求人数は求職者

第44表　中学，高校卒業者の就職状況

年月		就職者 実数	就職者 比率	就職進学者 実数	就職進学者 比率
		千人	%	千人	%
中学校	1954年3月	550	35.9	63	4.1
	1955年3月	634	38.1	64	3.9
	1956年3月	733	39.2	64	3.4
	1957年3月	798	39.9	67	3.4
	1958年3月	717	37.8	58	3.1
	1959年3月	727	36.8	59	3.0
高等学校	1954年3月	319	47.0	10	1.5
	1955年3月	332	46.4	8	1.2
	1956年3月	384	50.8	7	0.9
	1957年3月	421	57.6	6	0.8
	1958年3月	442	56.9	5	0.7
	1959年3月	491	57.5	5	0.6

〔備考〕　比率は卒業者全体に対するもの。文部省「文部統計速報」による。

数を大幅に上回り、就職率は、男・女とも九九・七%で、これは一九五二年三月の男子卒業者就職率の九九・八%に次いで、最近では高い比率である。但し、新規学卒者の就職率は、総じて高く、最近では毎年九九%を上回って高水準にある。

次に高校卒就職者の動きをみると(第44表)、就職者数は一九五四年以降年々相当大幅に増加しており、一九五九年には四九万一千人と、最近において最も多かった(就職進学者数を除く)。また、全卒業者数にたいする就職者数の比率も年々高まっている。さきにみた中学卒就職者数の減少傾向とは反対に、高校進学率の増加、高校卒業者の増加傾向に伴い、新規学卒就職者において、高校卒業者の占める比重が高まっていくことが予想される。また一九五八年一〇月から一九五九年六月末に至る期間の求人・就職状況は第45表のようである。就職率は、男子九七・八%、女子九七・二%で、一九五六年以降最も高くなっている。この高校卒業者の就職率は中学卒のそれよりやや低いが、それでも最近、九〇%以上、九七%程度の高水準にある。

第45表　新規学卒者の職業紹介状況（1959年3月卒業者）　（単位　人）

学校別	性別	求職申込数	求人申込数	a 求職者実数	b 就職者数	c 訓練所入所数	就職率 (b+c)/a
中学	男	283,073	354,304	229,350	211,768	16,938	99.7
	女	272,771	313,202	216,814	212,604	3,624	99.7
高校	男	186,893	211,315	114,449	110,685	1,226	97.8
	女	213,155	168,959	122,241	117,346	1,517	97.2

〔備考〕　公共職業安定所の紹介と，職業安定法第25条の3の規定による学校（職業紹介業務を分担している学校）の紹介とを合わせた数。労働省職業安定局調べ。

学卒者の就職先を産業別にみると第46表のごとくで、中学卒業者では製造業が半数を占め最も多く(全体の五〇・四%)、農業(一五・二%)、卸・小売業(一三%)、サービス業（一一・四%）などがこれに次いでいる。このうち製造業就職者の比率は最近相当高まっており（一九五三年には三八・一%)、また卸・小売業やサービス業への就職率も増加している（一九五八年において、前者は一〇・七%、後者は六・八%であった)。これに対して農業は年々大幅に減少している（一九五八年には三三・五%であった)。

高校卒業者の就職においても製造業の比率が最

第46表　学校種別卒業者のうち就職者の産業別数（1959年度）

（単位　人）

産業別	中学校	高等学校	短期大学	大学
総数	785,851	496,116	16,087	93,170
農業	119,356	46,361	258	528
林業および狩猟業	2,408	1,432	19	184
漁業および水産業	11,790	2,490	36	188
鉱業	1,723	3,381	102	758
建設業	14,949	15,433	400	3,414
製造業	395,992	151,361	3,418	27,355
卸売および小売業	101,861	123,921	1,781	13,939
金融および保険業	1,467	33,124	944	9,410
不動産業	234	915	25	274
運輸通信業	10,213	28,719	602	4,505
電気，ガス，水道業	2,332	5,100	129	929
サービス業	90,028	33,729	5,600	22,843
公務	2,269	30,944	1,884	5,653
その他	31,229	19,206	889	3,190

〔備考〕 就職進学者を含んだ数。文部省「文部統計速報」による。

も高く（全体の三〇・五％）、これに次いで卸・小売業の比重が中学卒に比べて高く（二五％）、また農業（九・三％）、金融保険業（六・七％）、サービス業（六・八％）、公務（六・二％）なども比較的多い。最近においては製造業および卸・小売業の比重の増大、農業の減少などの動きがみられ、他の産業部門は大体変化がない。

第47表　中学・高校卒者の規模別就職者数

（単位　1,000人）

規模別			合計	500人以上	100～499人	15～99人	14人以下
中学卒	男	総数	209	14	27	86	82
		製造業	143	12	25	68	39
	女	総数	213	42	51	63	57
		製造業	157	38	47	50	21
高校卒	男	総数	110	20	27	45	19
		製造業	48	10	15	18	5
	女	総数	116	22	27	42	26
		製造業	25	7	11	13	4

〔備考〕 1958年10月1日～1959年6月30日の実績。安定所扱分と学校扱分就職者の合計。労働省職業安定局『労働市場年報――昭和34年度』による。

職が最も多くわが国の雇用構造の特質を反映している。これは特に雇用を生涯の専業とすべき男子の場合に多い（女子の場合には、雇用期間が一般に短かく大・中企業でも雇用はたえず更新され、また紡織など女子を重点的に大量に雇用する産業的特質もあって、男子に比べて比較的大規模企業への就職が可能となるのだと考える）。

またこうした新規学卒就職者の、その後の定着あるいは転職の状況を、全国教育研究所連盟の実態調査によってみよう（同連盟編『勤労青年の生活――中学卒業後五ヵ年間における職業生活の推移と教育の機会に関する研究』、一九六〇年四月発行）。

（注）これは、一九五二年三月の中学卒就職者について全国各地

またこれを企業規模別にみると第47表のごとくで、新規学卒者に対する需要が増大したこの時期においても、やはり九九～一五人という小企業への就

第48表　中学卒業当時就職した産業別転職回数（六大都市）

（%）

性別	転職回数＼産業分類	農林漁業	建設	食品加工	紡織	木材加工	金属工業	機械器具	製造業その他の	卸小売	サービス	三次産業その他の	無職	無記入	計
男子	0	60.0	58.3	66.7	28.6	57.1	66.7	60.0	41.9	47.9	37.5	75.0			50.7
	1	20.0	16.7	25.0	28.6	21.4	33.3	14.6	19.4	36.9	41.7				25.2
	2	20.0	25.0		28.6	7.1		14.6	22.6	6.3	8.3	25.0	66.7		13.3
	3			8.3	14.3	7.1		1.8	9.7	4.2					4.0
	4					7.1		5.5	3.2				33.3		2.7
	5							3.6	3.2	2.1	12.5				4.1
女子	0	33.3		58 3	40.6	75.0	75.0	70.6	45.7	36.0	40.0	70.6	35.7		45.5
	1	66.7		16.7	31.3	25.0	25.0	29.4	37.1	32.0	20.0	17.6	39.3	25.0	32.3
	2			8.3	12.5				14.3	16.0	30.0	5.9	12.5	25.0	11.8
	3			16.7	12.5					12.0	10.0		8.9	50.0	7.7
	4				3.1					4.0		5.9	3.6		2.3
	5								2.9						0.4

〔備考〕　全国教育研究所連盟『勤労青年の生活』による。

の経済的（雇用上の）特質を考慮して抽出を行ない、一九五二年四月から一九五七年七月までの約五年間における職業経歴などについて調査を行なったものである。ここではそのうち、主として転職状況について紹介する。

(1)　産業別転職状況（第48表）　中学卒業当時就職した産業別にその後の転職回数を見ると、まず男子では五年間に平均して半数のものが転職しており、転職回数では一回（就職者全体の二五・二%）が最も多く、二回（一三・三%）がこれに次ぐ。五年間に三回から五回転職したものもみられるが比率としては少ない。転職者の多い産業は、紡織を最高にサービス業、その他の製造業、卸・小売業などとなっている。また女子の場合は、男子に比べて転職者の比率がやや高く（五四・五%）、転職者の多い産業では、農林漁業、卸・小売業、サービス業、紡織などとなっている。

(2)　企業規模別転職状況（第49表）　まず男子の場合、中学卒業当時最初に入職した企業規模で中小企業に入職したものの転職率が、大企業に比べて当然高くなっているが、ただし、これは五〇〇人以上とそれ以下との企業規模の差として現われており、五〇〇人未満企業の内部におけるいわゆる中・小・零細規模間での差異は、ほとんどないようである。また大企業の就職者であっても、その三六%のものが転職している。次に女子では五人以下の零細企業就職者に転職率が高く、また反面、五〇〇人以上の大企業就職者でもその半数以上が転職し、定着性は大企業だからといって必ずしも高くはない。

(3)　最初の就職の時期（六大都市――男子）　これについては、就職後二年というのが最も多い。一年以内が二五%、二年以内では五〇%近くとなり、四年以内では八〇%を越える。また調査期の五年間においてただ一回の転職者は四年から五年以内に変わるものが最

第49表　中学卒業当時就職した企業規模別転職回数（六大都市）　(%)

性別	転職回数 ＼ 従業員数（規模）	零細 5人以下	小企業 6人～29人	小企業 30人～99人	中企業 100人～499人	大企業 500人以上	家業従事者 農耕	家業従事者 二・三次	無職
男	1	48.3	46.7	44.5	48.5	63.6	57.2	43.7	42.8
	2	28.3	29.5	30.5	32.5	9.0	20.0	20.9	33.3
	3以上	24.4	23.8	25.0	20.0	27.4	22.8	33.4	23.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
女	1	34.9	49.0	54.1	56.3	42.5	58.5	41.4	50.8
	2	28.1	20.0	33.3	34.5	32.5	23.8	40.0	27.0
	3以上	38.0	31.0	12.6	10.2	25.0	17.7	18.6	22.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

〔備考〕　全国教育研究所連盟『勤労青年の生活』による。

も多く、二回以上の就職者は、七〇%のものが二年以内に最初の転職を行なっている。

(4)　転職に伴う職種の変化　これについては次のように指摘されている――

「男子転職者の職業移動のうち、最初に技能工、生産工として位置づいたものは、転職を行っても六、七割は同じ職業を保持しようとする。販売、事務、単純労働者など、最初に他の職業についたものは転職を行う場合その三割程度しか前職業を継続せず、他の職業とくに生産工に変るものが多い。……特殊な技能、技術を必要とする部門では、最初の職場で習得した技術が、転職後もながく役立つようである」（同書二七九ページ）。

(5)　転職による企業規模の変化　工業地帯における男子について最初の企業規模と第一回転職後のそれとをみると次のようである（企業規模、五人以下＝零細、六～二九人＝小下、三〇～九九人＝小上、一〇〇～四九九人＝中、五〇〇人以上＝大とする）。

小下――→小下三三・八%、小上一九・七%、中一八・三%、大一五・五%。小上――→小下二九・一%、大二七・三%、小上一四・五%、中一二・七%、零細九・一%。中――→大四五%、小下三〇%、中・小上・零細各五%。大――→大二五%、零細二五%、無職二五%、不明二五%。「転職者はすべて自己の職業生活を好転させるために職場を移動し、小企業より大企業へと動く傾向が強く、都市出身者は最初小規模な企業に就職しても幾度か転職をかさねるうちに大企業に就職できるものも少くないが、大企業体は中卒直後においてのみ本工を採用する企業組織を考えれば転職者は殆んど臨時工待遇の場合が多く、職業生活の将来は決して安定したというわけではない」（同書二九三ページ）。

（注）　学卒就職者の離職状況の調査については、このほか、労働省職業安定局でもなされている（一九五七年三月および一九五八年三月卒業者について）。

公共職業安定所の職業紹介状況　まず、一般職業紹介状況を労働省職業安定局「職業安定業務月報」（『労働市場年報』）によってみると（第50表）、公共職業安定所への新規求職申込件数は、一九五四年以来増加を続け、一九五八年には四七万四千件（一ヵ月平均）となったが、一九五九年においてはこれよりやや減少して一ヵ月平均

四五万六千件(男子二七万三千、女子一八万三千)、前年より一万八千減少している。これに対して一九五九年における新規求人申込数は三四万八千人(男子一九万六千、女子一五万二千)で、最近において最も多くなっている。前年に比べると五万一千人増加し、最近においては一九五六年の対前年増加数五万三千に次いで目だった増加を示している。またこれらの就職状況を見ると、就職件数は二二万九千件(男子一三万一千、女子九万八千)で前年より一万八千件増加したが、就職率は一七・一%となっており、これは最近では最も高かった一九五七年の一七・五%には及ばない。

第50表　一般労働職業紹介状況

年　月	新規求職申込件数	月間有効求職者数 A	新規求人数	月間有効求人数	就職件数 D	就職率 D/A
	千件	千人	千人	千人	千件	%
1954年平均	376	1,166	196	348	146	12.5
1955年平均	390	1,283	206	353	158	12.3
1956年平均	406	1,199	259	458	188	15.7
1957年平均	431	1,180	297	572	207	17.5
1958年平均	474	1,407	297	547	211	15.0
1959年平均	456	1,341	348	680	229	17.1
男	273		196		131	
女	183		152		98	

〔備考〕 1)　一般とは常用労働(雇用期間の定めなきとき，または4ヵ月以上の期限ある仕事)と臨時労働(1ヵ月ないし4ヵ月の雇用期限ある仕事)をあわせいう。
2)「職業安定業務月報」による。

次にこうした就職の内容についてみると、就職件数中「臨時就職」が年間三九万一千人、全体の一四・二%(男子一三・二%、女子一五・六%)を占める。この臨時就職は、一ヵ月以上四ヵ月未満の雇用期限のあるものをいうが、この他にも、一年以内などという雇用期限を定められた臨時的な就職が多数存在するものとみられる。就職件数の産業別構成では製造業が最も多く四九・二%、卸・小売業一五・五%、建設業一〇・八%などが多いが、一九五九年において就職件数の増加したおもな産業は次のようである。男子――建設業(対前年増三万八千人)、製造業(一二万八千人)、このうち鉄鋼業(二万七千人)、金属製品(一万二千人)、機械――電気機器を除く――(二万人)、電気機器(三万三千人)、輸送用機器(二万人)。女子はもっぱら製造業(九万五千人増)で、このうち食料

第51表　日雇労働職業紹介状況　(単位　1,000人)

年　月	求職総延数	新規求人数(延数)	就職実人員	失業対策就労事業実人員	月間不就労者延数
1954年平均	7,520	6,436	337	251	1,111
1955年平均	9,099	7,616	400	290	1,492
1956年平均	9,920	8,557	435	311	1,372
1957年平均	9,857	8,632	435	299	1,233
1958年平均	9,984	8,493	439	308	1,493
1959年平均	10,559	9,214	465	352	1,349
男	6,476	5,706	290	216	
女	4,083	3,508	175	136	

〔備考〕 1)　日雇とは日々改めて紹介され，あるいは1ヵ月未満の雇用期限を定めて紹介される仕事をいう。
2)「職業安定業務月報」による。

品（一万一千人）、繊維（二万一千人）、電気機器（三万九千人）。またこれを職業別にみると、男・女とも、製造業などの「技能、半技能、単純職業」において、求人・求職数、および就職率が高く、「書記的及び販売的職業」の就職率は特に低い。

なお失業保険受給資格者の就職状況については、一九五九年における受給資格決定件数九三万六千（男子五六万二千、女子三七万四千）のうち、安定所の紹介によるかまたは自力で就職した（安定所で把握されたもの）ものは三〇・三％（男子三五％、女子二三・二％）となっている。

日雇労働者（日々改めて紹介され、あるいは一ヵ月未満の雇用期限を定めて紹介されるもの）の就職紹介状況については第51表のごとくである（前掲「職業安定業務月報」による）。一九五九年において定定所へ日雇求職を行なった者の延数は、一ヵ月平均約一〇五六万人（男子六四八万人、女子四〇八万人）で、前年より五七万人増加しているが、これは一九五四年以降最も多い。また就職実人員は一ヵ月平均約四六万五千人（男子二九万人、女子一七万五千人）で、これも前年より二万六千人増加している。

第三章　失　業

失業者数の推計　さきにみたように、「労働力調査」の規定による「完全失業者」は、一九五九年において五八万人と推計されているが、この調査における失業者の規定および数が、わが国の「失業」の実情を把握するのにきわめて不適切であることは通説になっている。わが国の就業・雇用において、低賃金（低所得）や不安定就業の状態にあるものが広範に存在し、これが雇用・就業構造の本質的な要因の一つとして、あらゆる意味で重要な存在となっていることは、最近発表された雇用審議会の答申「政策の目標とすべき完全雇用の状態並びにこれを目標としてとるべき雇用及び失業に関する施策の大綱について」（一九五九年五月、本年鑑第三部第五編参照）や、人口問題審議会の「潜在失業対策に関する決議」（一九五八年三月、本年鑑第32集で紹介）などによっても明らかである。このような不安定就業の諸形態において存在する失業者の数を把握することについては従来種々の視点からその推定がなされている（たとえば、松尾均氏「失業人口をどうつかむか」――『エコノミスト』一九五八・七・二六号、本年鑑第32集で紹介――は、労働力調査によって、最も広範囲の失業者を約一〇六〇万人と推計している）。

この失業者数をそのあるがままに把握することはきわめて困難であり、ややもすれば一面的になりかねないが、ここでは主として、「労働力調査」を補完するために行なわれている**就業構造基本調査**（前掲）によって、みていくことにする。これは、前章において入職、転職、離職など、労働者の流動の面からみた労働者の就業状態の、いわば静態的な観察という性質をもつものである。

まず、一五歳以上の総人口のうち、就業形態別の構成――不安定就業の指標は次のようである（ここでは、家事・通学などがおもで仕事は従な者、あるいは家事・通学などのための無業者については省略する。また、千人単位で四捨五入してあるため、それぞれの項目の合計数と必ずしも一致しない）。

一五歳以上総人口	六四三三（男三〇九六五	女三三三五七）
A　就業者（仕事がおもなもの）	三六三三四（男二五四一〇	女一〇九二五）
a　自営業主	九七〇七（男　八一七六	女　一五三一）
定常的就業	八六七六（男　七三〇五	女　一三七〇）
季節的　〃	三一八（男　二七五	女　四四）

不規則的〃	七一三（男 五九六	女 一一七）
b　家族従業者	七〇六九（男 三〇〇三	女 四〇六六）
定常的就業	六五二一（男 二七二七	女 三七九三）
季節的〃	二一二（男 一〇四	女 一〇八）
不規則的〃	三三六（男 一七二	女 一六四）
c　雇用者	一九五四一（男一四二一九	女 五三二一）
会社団体役員	七八六（男 七二六	女 六〇）
常雇	一七〇三五（男一三三一九	女 四七一七）
臨時	八五一（男 五四六	女 三〇五）
日雇	八六八（男 六二九	女 二三九）
〔常雇のうちの就業状態〕		
定常的就業	一七五九二（男一二八四九	女 四七四三）
季節的〃	九〇（男 七七	女 一四）
不規則的〃	一三七（男 一一八	女 一九）
B　休業者（うち臨時・日雇）	三五（男 一六	女 一九）
C　無業者（うち失業しているもの）	七三六（男 五二〇	女 二一六）

一　就業形態　就業者で仕事がおもなもののうち、就業形態からみてなんらかの意味で就業の不安定なものをあげれば一応次のようになろう。

常雇　(1)季節的就業者（特に年間就業一〇〇日未満）五千人。不規則的就業者（同右）一万人。また別の角度からみると、(2)転職希望者（一時的・不安定な仕事のため、収入が少ない、現在の仕事が適さないなどを理由とするもの）五一万五千人（第53表）。追加就業希望者二四万二千人（第52表）。

臨時・日雇　一七一万九千人。

自営業主　(1)季節的就業者（このうち年間就業一〇〇日未満）五万八千人、不規則的就業者（同右）六万人。(2)転職希望者（同右）一五万八千人。追加就業希望者二七万七千人。

家族従業者　(1)季節的就業者（同右）三万八千人、不規則的就業者（同右）二万五千人。(2)転職希望者一五万四千人、追加就業希望者一六万四千人。

以上、就業者（仕事がおもなもの）のうち大体三二万九千人が、不安定就業の形態にあると一応見積られる。これに次のような不就業者が加わる。

失業中の無業者　七三万六千人（またこの失業者のうち就業を希望する者は六九万七千人）。

休業者　このうち特に臨時・日雇は三万五千人。

以上、総数四〇〇万人。

二　収入　年間現金所得（税込み）による指標は次のようである。ここでは年所得一〇万円未満層と四万円未満層についてみた。これらは総じて低所得（低賃金）階層であるが、ただし、こうした収入階層にもとづく分類については、各就業者の年齢その他の条件を考慮して、詳しい区分をしないかぎり、一括して断定するわけにはいかない。

A　年所得（税込み）一〇万円未満			
a　自営業主（仕事がおもなもの）	二九〇七（男二〇四九	女 八五八）
農林業	二二五（男一五三〇	女 四九六）
非農林業	八八二（男 五二〇	女 三六二）
b　雇用者（同右）	五七〇八（男二五五二	女三一五四）
全産業　常雇	四五三六（男一八七七	女二六五七）
全産業　臨時	五三六（男 二六四	女 二七二）
全産業　日雇	六三六（男 四一一	女 三三六）
農林業　常雇	一〇三（男 六五	女 四一）
農林業　臨時	二六（男 二四	女 一三）
農林業　日雇	一三三（男 八六	女 五〇）

非農林業 常雇	四四三四	(男 一八一三	女 二六一八)
非農林業 臨時	四九九	(男 二四〇	女 二五八)
非農林業 日雇	五〇二	(男 三三五	女 一七八)
c 一般世帯主（特掲）			
農林業	一六二八	(男 一二六四	女 三六〇)
非農林業 業主・家従	九七六	(男 八三〇	女 一四六)
非農林業 雇用者	二七九	(男 一九七	女 八二)
	三七三	(男 三三七	女 一三五)
B 年所得四万円未満			
a 自営業主（仕事がおもなもの）	八四八	(男 五一七	女 三三一)
農林業	六六〇	(男 四三七	女 二三四)
非農林業	一八八	(男 八一	女 一〇七)
b 雇用者（同右）			
全産業 常雇	五三八	(男 二二四	女 三三三)
全産業 臨時	九五	(男 三三	女 六二)
全産業 日雇	一〇〇	(男 三九	女 六三)
農林業 常雇	三〇	(男 一五	女 一五)
農林業 臨時	七	(男 二	女 四)
農林業 日雇	四〇	(男 一三	女 二九)
非農林業 常雇	五〇九	(男 二〇〇	女 三〇八)
非農林業 臨時	八七	(男 二八	女 五九)
非農林業 日雇	六〇	(男 二六	女 三四)

〔特掲・二〇歳以上雇用者で年所得四万円未満　三八二（男 一三　女 二六二）〕

三　不就業者の就業希望状況　不就業者でなんらかの就業を希望しているものは五一二万八千人（求職中のものと非求職のものとの合計）、うち本業希望のものは一九〇万六千人である。失業者の就業希望者には男子（四九万五千人）が多いが、女子家事従事者で就業希望者が多いことから、全体としては女子が多くなっている。

不就業者の就業希望者 総数	五一二八	(男 一一九七	女 三九三一)
うち本業希望	一九〇六	(男 八二〇	女 一〇八七)
失業者の就業希望者	六九七	(男 四九五	女 二〇二)
うち本業希望	六五二	(男 四七六	女 一七六)
家事従事者の就業希望者	三二〇	(男 三八	女 三二七二)
うち本業希望	七〇〇	(男 二七	女 六七三)

四　就業者の現職に対する希望意識（第52表）　この希望意識から失業状態を把握する方法は、労働力調査などによって以前から行なわれてきたものである。これは確かに失業調査の一つの方式として意味をもっているが、現実の就業状態（所得・労働状態など）に対する満足感あるいは不満・改善（転職）などの現状認識は、個々人の主体的条件の差異や経済情勢（雇用情勢）の変動によってかなり大きな差異が生じてくるのであって、したがってやはり、失業状態把握のための一手段であるにとどまっている。

まず、追加就業希望者や転職希望者など、現職に対してなんらかの不満――改善必要の意識をもっている就業者は、総数二五三万九千人で、このうち仕事を主としているものについては二一九万三千人となっている。なお、このなかには常雇の労働者が多く含まれ、また継続希望者（現在もっている仕事をそのまま継続したいと思っているもの）のなかにも、臨時・日雇がかなり多く含まれていることに注意する必要がある。

この就業意識に現われたかぎりで、もっぱら経済的理由から就業あるいは転職を強く望んでいるとみられるものを掲げると、一応次のようになろう。失業者の本業希望六五万二千人、追加就業希望者のうち仕事を主としており、しかも求職中のもの三三万五千人、転職希望者のうち仕事を主としており、しかも転職理由に就業の不安定さ、収入の低さなどを上げているもの一一三万二千人（第53表）、計二一一万九千人（なお、これに就業継続希望者のうちの臨時・日

第52表　就業者の現職に対する希望意識

（単位　1,000人）

希望意識			総数	自営業主	家族従業者	雇用者 総数	雇用者 常雇	雇用者 臨時・日雇
総数	総数	継続希望	38,312	10,082	9,656	18,559	17,129	1,431
		追加就業希望	903	314	234	354	248	106
		転職希望	1,636	234	349	1,052	670	382
	仕事がおもなもの	継続希望	33,823	9,148	6,596	18,066	16,797	1,269
		追加就業希望	769	277	164	327	242	85
		転職希望	1,424	191	254	979	640	338
男子	総数	継続希望	24,050	7,851	2,814	13,374	12,505	869
		追加就業希望	618	248	115	255	191	64
		転職希望	1,054	162	183	709	435	274
	仕事がおもなもの	継続希望	23,675	7,713	2,712	13,241	12,400	842
		追加就業希望	602	243	108	251	190	61
		転職希望	997	152	163	681	421	260

〔備考〕　総理府統計局「就業構造基本調査報告――昭和34年」による。

第53表　従業上の地位別転職希望者の転職希望理由

（単位　1,000人）

転職希望理由			総数 総数	総数 自営業主	総数 家族従業者	総数 雇用者 総数	総数 雇用者 常雇	総数 雇用者 臨時	男子 総数	男子 自営業主	男子 家族従業者	男子 雇用者 総数	男子 雇用者 常雇	男子 雇用者 臨時
総数	総数	一時的・不安定な仕事	394	65	26	302	125	178	296	51	18	227	90	137
		収入が少ない	525	103	79	343	234	109	345	68	45	232	155	77
		適していない	353	23	103	227	174	52	196	14	43	139	107	32
		病気・老齢・停年	86	25	10	51	35	17	65	19	4	42	28	14
		個人的・家庭的事情など	263	17	126	121	97	23	143	9	71	63	51	12
	求職者	一時的・不安定な仕事	209	35	14	160	63	97	167	29	11	126	50	76
		収入が少ない	266	45	42	179	116	62	190	33	27	131	84	47
		適していない	171	9	53	110	78	31	106	5	26	74	52	22
		病気・老齢・停年	28	7	2	19	13	6	23	5	1	17	11	6
		個人的・家庭的事情など	129	6	69	54	43	11	84	4	46	33	27	7
仕事がおもなもの	総数	一時的・不安定な仕事	360	57	22	280	120	160	285	49	17	219	88	131
		収入が少ない	471	83	62	326	227	99	336	66	43	228	153	75
		適していない	301	18	70	213	168	45	184	13	37	134	103	31
		病気・老齢・停年	64	18	4	42	29	13	53	15	3	36	25	11
		個人的・家庭的事情など	216	13	94	108	90	18	131	8	63	60	49	11
	求職者	一時的・不安定な仕事	193	31	13	149	61	87	159	27	11	121	49	72
		収入が少ない	242	37	34	172	114	58	185	32	26	128	82	46
		適していない	148	7	37	104	75	28	100	5	23	72	50	21
		病気・老齢・停年	23	5	1	17	11	6	20	4	1	15	10	5
		個人的・家庭的事情など	109	5	55	49	39	9	77	4	42	32	25	6

〔備考〕　総理府統計局「就業構造基本調査報告――昭和34年」による。

第54表　就業者の現職に対する希望意識と所得

（単位　1,000人）

従業上の地位		総数	継続希望者	追加就業希望者	転職希望者
年間所得八万円未満	自営業主総数	2,962	2,646	142	104
	男	1,577	1,401	89	53
	女	1,385	1,245	53	51
	雇用者総数	3,261	3,604	117	444
	男	1,616	1,341	51	205
	女	2,645	2,267	66	238
年間所得四万円未満	自営業主総数	1,315	1,159	65	50
	男	559	492	31	18
	女	755	667	34	32
	雇用者総数	941	762	42	107
	男	317	264	10	36
	女	624	497	32	70

〔備考〕　総数には「休止希望者」も含まれている。総理府統計局「就業構造基本調査報告——昭和34年」による。

ち年所得八万円未満の自営業主二六四万六千人（第54表）を加えると、総数一一七四万四千人（年所得四万円以下の右自営業主を加えた場合では一〇二五万七千人）となる。

臨時工・社外工　臨時労働者の数は、さきにみた「就業構造基本調査」によると、一九五九年七月現在八五万一千人（男子五四万六千人、女子三〇万五千人）——非農林業八〇万二千人（男子五一万一千人、女子二九万二千人）、製造業三一万六千人（男子一八万五千人、女子一三万一千人）となっており、製造業が目だって多く、建設業もこれに比べるとかなり下回っている（一ヵ月以上一年以内の期間を定めて雇用されている者の数）。製造業における臨時労働者の最近における増加傾向は第一章でみたごとくであるが、製造業常用労働者のうち臨時・日雇名義の労働者（「労働異動調査」の規定——二九ページの注を参照）の占める比率の動きを企業規模別にみると第55表のごとくで、五〇〇人以上の大企業における臨時労働者の比重が高まり、大企業における臨時工制度の流行の相様がうかがわれる。

第55表　製造業規模別常用労働者のうち臨時・日雇名義の者が占める割合

（%）

年　月	500人以上	100～499人	30～99人
1956年12月	8.4	8.4	4.7
1958年12月	8.7	6.4	2.3
1959年12月	11.9	7.4	2.5

〔備考〕　労働省「労働異動調査」による。労働省『昭和34年労働経済の分析』81ページより引用。

次に臨時工雇用の実態を、労働省「臨時工に関する実地調査」によってみよう。

（注）　これは、一九五七年一二月末の状況についての聴取調査で、製造業中比較的

雇で仕事を主とするもの一二六万九千人を加えると、総数三三六万八千人となる）。

右の範囲をより広げて、就業、追加就業、転職希望および不安定就業などの状態をみると、次のようになろう。不就業者の就業希望五一二万八千人（うち本業希望一九〇万六千人）、就業者の追加就業・転職希望二五三万九千人（うち仕事を主とするもの一二六万九千人）、現職継続希望者のうちの臨時・日雇一四三万一千人（うち仕事を主とするもの一二六万九千人）、計九〇九万八千人（カッコ内の計四四四万四千人）となる。なお、これに現職継続希望者のう

臨時工を多数使用している事業所を対象として行なわれた。調査事業所の産業別構成は次のとおり。総数六〇事業所、食料品四、化学五、第一次金属一一、機械器具七、電気機器一五、輸送用機器一五。またこの調査における「臨時工」の定義は、「労働異動調査」の規定――「臨時・日雇名義の常用労働者」が適用されている（二九ページの注参照）。

この結果は第56・57表にみるとおりであり、臨時工雇用の実態について、主として次のような特徴が指摘できる。㈠雇用契約期間は一ヵ月～二ヵ月以内というのが最も多く、二ヵ月～四ヵ月以内がこれに次ぐ。特に期間を定めないものなど、第一次金属における雇用期間にやや長いものがみられるほかは、一般にきわめて短期間で更新される（短期間で解雇可能）。㈡臨時工の七〇％以上のものが、直接的生産部門に配置されている。つまり生産過程における基幹的労働者の一員となっている。㈢しかし賃金は低く、大半が本工賃金の五〇％という、きわめて大きな較差が存在している。この差別の原因についてはさまざまな理由が上げられているが（第57表）、「臨時工だから」というもの（全体の二二％）をはじめ、制度的較差の存在は否定しえない。㈣常用工（本工）への昇格については、制度化されている事業所は少なく、八〇％の事業所はそのときどきの情勢次第にゆだねられている。㈤最後に臨時工を使用する理由については、「解雇しやすい」という答が三四％を占めて最も多いのをはじめ、やはり企業活動に弾力性をもたせるための便利な予備軍として、臨時工制度が活用されていることがみてとれる。

なお、社外工については第58表のとおりである。社外工とは一般に、親会社から仕事を請負った会社（組）に雇用され、親会社との直接的雇用関係はないが、主として親会社の構内でその仕事に従事するものであるといわれ、やはり間接雇用の臨時工ともいうべききわめて不安定な就業形態のものである。この調査によると、船舶製造・修理の全事業所をはじめ化学、第一次金属、自動車、鉄道車両などで多くの社外工を使用している。これらの社外工は主として直接的生産部門（造船関係）あるいは原料・製品の搬出入や運搬の部門（第一次金属）、あるいは動力・修理等生産の間接的部門（化学）、などに使用されている。

（注）各産業、企業における臨時工の比重の増大に伴って、臨時工の労働条件の低さの問題はもとより、これが本工の労働条件に与える影響も大きな問題となってくる。このため、特に労働組合から、臨時工を本採用にしてこの畸型的な雇用制度を解消していく運動が進められており、またこれと関連して、臨時工に対する実態調査が、最近数多く行なわれている。最近（主として一九五九年に）発表されたそれらの資料は次のようである。

(1) 総評調査研究所『臨時工――化学同盟の調査から』　総評と化学産業労働組合同盟とが、一九五九年九月広島県福山市のゴム履物製造三社の臨時工を対象に行なった実態調査報告。第一部で臨時工制度の歴史と現状についての一般的分析を行ない、第二、第三部でゴム産業における臨時工問題、および実態調査結果の分析を行なう。

(2) 合成化学産業労働組合連合（合化労連）の調査　傘下の各企業における臨時労働者（正規従業員以外の労働者）の労働条件調査（一九五九年一一月）。作業内容（各社で差があるが製造・運転の基幹作業に多数のものが従業している）、雇用契約期間（二ヵ月が最も多い）、勤続年数（平均で二～三年が最も多く、最高一〇年以上というのもかなりみられる）、本工採用（昇格試験による企業が多く、またこれと勤続との

併用、勤続による自動昇格などがみられる)、賃金(基準内月額で平均一万円前後、また本工労働者は平均二万三千円)、その他労働条件。

第56表　製造業における臨時工雇用の実態

区分	食料品製造業	化学工業	第一次金属製造業	機械製造業	電気機械器具製造業	船舶及び修理製造業	自動車及び鉄道車両製造業	計	
	%	%	%	%	%	%	%	%	実数
契約期間別臨時工数									人
日々雇い入れ	10.4	2.8	35.4	16.5	0.2	3.5	7.7	8.1	2,824
2日以上30日ないし2カ月以内	53.4	8.2	0.1	68.2	2.8	5.3	8.1	4.9	1,714
30日を越えたもの	33.7	64.1	13.5	15.3	73.4	43.6	43.2	52.2	18,233
2カ月を越えたもの		11.4	10.4		13.0	3.2	32.6	13.1	4,579
4カ月を越えたもの		3.3	4.8		7.8	43.5	8.0	13.3	4,646
6カ月を越えたもの	1.2	6.3	17.2		2.4	1.0		4.5	1,585
特定の期間を越えたもの	1.3	3.9	18.4		0.4		0.2	3.7	1,294
			0.2				0.3	0.1	27
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	34,902
配置部門別臨時工数									
生産部門	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	33,356
原料,動力,運搬	8.6	12.8	8.3	3.4	13.4	7.9	2.3	9.3	3,113
関係の製品,修理,接続	13.6	10.3	21.4	4.5	6.4	9.1	7.3	10.1	3,356
関係の製品,修理,接続的生産	0.5	8.8	20.1	4.3	7.8	4.2	14.2	9.8	3,273
役務的部門	77.3	68.1	50.2	87.8	72.6	78.9	76.2	70.8	23,614
役務的部門(運搬的部門を除く)									
給与区分別臨時工の常用工数比率									
総額	4	8	10	7	14	7	8		58
現金給与額	3	3	1	2	5		2		16
支給総額	1	5	5	2	8	3	2		27
支給総額		2	4	2	1	3	3		11
支給総額		2	1	1		6	4		3
支給総額		1		1		1	1		1
業所 20～30%									2
40～50%									26
60～70%									23
80～90%									5
90%以上									2

(3)　全日本電気機器労働組合連合会(電機労連)の臨時工の労働条件調査(一九六〇年二月)傘下各社の臨時工総数は約五万七千人(日立の一万五千人、東芝の一万六千人が特に多い)。

	臨時工の使用理由別事業所数（延数）	解雇	純用期間	雇用期間	計	臨用制度業務だけ	事業所	事業所	数
		解雇	純用期間	雇用期間	計	しかし	事業所	事業所	数
		解雇	純用期間	雇用期間	計	しかし	事業所	事業所	数
臨用制度業務だけ	臨時工への有無別に	事業所	事業所	事業所	計	しかし	事業所	事業所	数
臨時工への有無別に

って多くのものが実質的に常用労働者化した。一九五八年一〇月現在、非常勤職員総数一万七五四四人、勤続五年以上のもの二七四人、最高勤続九年、約三分の一が一年以上勤続。

第57表　臨時工と常用工の労働条件（賃金）格差の理由

	労働条件格差の理由	主たる理由別調査事業所数	同百分率（%）	理由別事業所数（戸数）
1	差はない	8	15	10
2	はじめは差はない	7	13	9
3	勤続年数が異なるから差は当然でてくる	13	24	17
3	作業の内容が異なるから	10	19	13
4	技能，素質，知識が異なるから	7	13	9
5	見習期間としての性格から	2	4	3
7	臨時工だから	12	22	16
8	低コストにするため	3	6	4
9	生活保障的給与がないから	5	9	7
10	市場性，需給状況によって生ずる	5	9	6
11	その他	3	6	4
	計	54	100	98

〔備考〕 労働省「臨時工に関する実地調査」による。

第58表　製造業における社外工使用状況（1957年12月）

区分		食料品製造業	化学工業	第一次金属製造業	機械製造業	電気機械器具製造業	船舶及び修理製造業	自動車及び鉄道車両製造業	計 比率	計 実数
事業所数		4	8	11	7	15	7	8	100.0	60
社外工の有無別事業所数	有	3	5	9	3	4	7	6	61.7	37
	無	1	3	2	4	11	0	2	38.3	27
社外工の員数（組数）		658 (26)	2,762 (77)	10,542 (120)	466 (22)	1,244 (56)	9,798 (308)	1,287 (47)	100.0	26,757 (656)
配置部門別の社外工数	生産と無関係なる部門（雑役など）	0	180 (48)	83 (4)	33 (2)	125 (5)	32 (3)	225 (2)	2.5	678 (64)
	原料，製品の搬出入，運搬部門	280 (4)	814 (11)	3,894 (45)	120 (6)	503 (15)	205 (21)		21.7	5,816 (102)
	動力，修理等生産の間接的部門	341 (21)	916 (27)	107 (5)	17 (1)	107 (5)	282 (19)	12 (2)	6.7	1,782 (80)
	直接的生産部門	37 (1)	852 (39)	458 (7)	296 (14)	509 (32)	5,455 (191)	1,050 (44)	32.4	8,657 (328)
	不明			6,000 (60)			3,824 (80)		36.7	9,824 (80)

〔備考〕 労働省「臨時工に関する実地調査」による。

また大多数のものが郵便関係、電話交換、医師看護婦などで常勤者と同様な仕事に従事している。しかしそれは、あくまで日雇形式の臨時的雇用として常勤職員に比べて労働条件に大きな差がある。なかでも賃金は日給制で定期昇給がなく、日給額で最も多いのは短期非常勤で二五〇円（最低二〇〇円から最高三五〇円止まり）、定数非常勤は二九〇円（最低二〇〇円から四〇〇円以上）となっている。

(7) 全日本損害保険労働組合の臨時雇（および外務嘱託）実態調査（一九五八年一二月）。

日雇労働者　労働省職業安定局『日雇労働者生活実態調査結果報告書（昭和三一年一一月実施）』によって、全国の公共職業安定所に登録された日雇労働者の状態についてみると、次のようである。

（注）労働省の日雇労働者生活実態調査は一九五〇年以降毎年実施されている（一九五〇年、一九五一年は失業対策審議会が担当）。本調査は一九五八年一〇月現在の全国の公共職業安定所登録日雇労働者についての抽出調査である。登録日雇労働者は一九五八年一〇月現在、総数約四五万九千人（男子二九万人、女子一六万八千人）となっている。

第59表　日雇労働者年齢構成の推移（六大都市）

（%）

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
1950年（100.0）	3.1	19.2	21.3	27.5	28.9
1951年（〃）	1.8	17.4	21.4	26.5	32.9
1952年（〃）	0.7	14.2	20.0	29.3	35.8
1953年（〃）	0.7	14.2	20.4	27.9	36.8
1954年（〃）	0.2	10.4	20.5	29.6	39.4
1955年（〃）	0.4	12.3	19.9	26.5	40.9
1956年（〃）	0.2	9.6	18.7	29.4	42.1
1957年（〃）	0.4	8.6	17.8	29.2	44.0
1958年（〃）	0.3	8.7	18.9	27.2	44.9

〔備考〕労働省職業安定局『日雇労働者生活実態調査結果報告書（昭和33年11月実施）』による。第63表まで同じ。

第60表　日雇労働者，世帯上の地位別構成

（%）

区分	1人世帯	世帯主			世帯主以外		
		生計中心者	生計補助者	その他	生計中心者	生計補助者	その他
全国（100.0）	17.5	66.1	2.3	0.3	6.5	7.0	0.3
六大都市（100.0）	27.5	55.8	3.2	0	5.1	8.1	0.3

第61表　日雇労働者，前職の従業上の地位別構成

（%）

区分	自営業主	家族従業者	雇用者	雇用者内訳		
				事務管理技術	常用	日雇
全国（100.0）	18.8	1.8	79.4	5.7	59.0	14.7
六大都市（100.0）	21.1	1.8	77.1	5.3	61.3	10.5

(1) 年齢構成（第59表）　高齢化の傾向が強く示されているが、これは特に失業対策事業の適格者において著しい。平均年齢（六大都市）は男子四七・三歳（適格者四九・九歳、不適格者四〇・二歳）、女子四六・〇歳（同右四七・三歳、四一・一歳）となっている。

(2) 世帯上の地位（第60表）

第62表　日雇労働者，前職離職理由の構成（六大都市）　(%)

区分	希望退職	本人の健康	家庭的事由	停年・高齢による退職	企業整備解雇	企業閉鎖	経営不振（自営業）	仕事完了	その他
計 (100.0)	18.1	12.8	12.3	3.4	15.5	10.2	17.3	4.3	6.1
男 (100.0)	18.3	13.7	10.8	3.7	16.4	9.9	17.4	4.4	5.4
女 (100.0)	16.5	6.8	22.9	1.1	9.1	12.2	16.5	4.2	10.7

第63表　日雇になってからの期間の構成（六大都市）　(%)

期間別	3月未満	3～6月未満	6月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5～6年未満	6年以上
計 (100.0)	4.5	5.7	8.0	11.3	7.8	10.5	9.7	9.0	33.5
男 (100.0)	4.9	6.6	9.0	11.3	8.0	10.3	9.7	9.4	30.8
女 (100.0)	3.6	3.3	5.6	11.2	7.3	10.9	9.7	7.9	40.3

製造業二八%、建設業二一・七%などが多い。また前職からの離職理由については（第62表）、解雇あるいは自営業の経営不振などといった就業上の理由によるものが半数近くを占める。なお女子に多

これはもちろん、生計中心者および単身世帯主が多くなっている。

(3) 前職

男子はほとんどのものが定職をもっていたが、女子では前職経験のないものが六一・二%を占める（六大都市）。前職（第61表）では、常用の雇用者が多数を占めるが、自営業主も二〇%程度みられる産業別（定職のあったものについて）では

第64表　日雇労働者勤労収入の内容（六大都市）　（単位　円）

区分	本人の勤労収入	安定所紹介						安定所を通じないで雇われた収入	その他の仕事をした収入
		計	一般失対	特別失対	臨時就労対策	公共事業	民間事業その他		
総数	9,002	8,334	3,810	664	187	380	3,293	526	142
適格者	8,599	8,263	5,033	877	240	382	1,731	232	104
不適格者	10,260	8,554	—	—	23	376	8,155	1,446	260

〔備考〕 1958年11月の月収。

い前職のないものの日雇となった理由については夫との死・離別によるもの（四八・八%）、生計担当者の失業または収入減によるもの（二三%）が目だって多い。

(4) 日雇就業状況　日雇となってからの期間については（第63表）六年以上というのが三分の一以上を占め、定着化状態を示している。これは特に失業対策事業の適格者の定着化によるもので、平均期間は適格者が男子約五年、女子五・六年、不適格者は男子二・三年、女子二・四ヵ月となっている。また収入については（第64表）適格者の収入源泉はもっぱら失業対策事業および安定所紹介による民間企業雇用であり、不適格者は主として安定所紹介による民間企業への雇用と自己就職によっている。

第三編　労働条件と労働者の生活

第一章　賃　金

第一節　名目賃金・労働の価格および実質賃金

一九五九年の名目賃金の平均は、「毎月勤労統計調査」（規模三〇人以上）による調査産業総数二万二六〇八円、製造業一万九三四五円であり、前年に比べて前者が六・九%、後者が八・四%の上昇となっている。前年の上昇率は三・五%、二・七%の上昇にすぎなかったから、一九五九年においては、景気の上昇が反映したといってよいであろう。すなわち、一九五九年には「岩戸景気」といわれる活況を背景として雇用労働力が大幅に増加し、毎月勤労統計調査の常用雇用総数をみると調査産業総数一〇・一%の増、製造業一三・〇%の増加となっている。このような労働力需給の好転が、賃金上昇の背景なのである。

前年に対する賃金上昇率を産業大分類別にみると鉱業二・九%（石炭鉱業は一・二%）、建設業七・五%、製造業八・四%、卸売業・小売業六・六%、金融保険業六・〇%、運輸通信業五・七%、電気・ガス・水道業五・三%となっており、製造業、建設業の上昇率が高い。しかし鉱業のみは、石炭鉱業の不況を反映して微増にとどまっている。

次に産業中分類別にみると、最も上昇率が高いのは、石油・石炭製品（一一・四%）であり、次いで繊維（一一・一%）、食料品（一〇・一%）の順となっており、また最も低いのは精密機器の四・七%、次に電気機器の五・〇%、家具の五・八%となっている。一般的にいって好況で雇用増加の著しい産業ほど賃金上昇率も高いことがうかがわれる。

次に鉱業・製造業別の名目賃金の月別推移は、第65表のとおりであり、鉱業においても製造業においても四月に賃金が増加していることが目だっている。前年は四月の対前月上昇率が鉱業〇・六%増、製造業二・八%増であったから、一九五九年の一四・五%増、四・六%増はかなり大幅だったといわなければならないが、これはこの時期にベース・アップおよび定期昇給が実施されたことを物語っている。すなわち一九五九年の春闘の平均妥結額は、一三〇〇円内外（基準内賃金の約七%アップ）であり、全体として前年を三割程度上回った。鉱業と製造業の月別推移の型を比べてみると、一二月の一時金支給期の対前月上昇率が鉱業よりも製造業のほうがはるかに高い。更に前年と比べると前年製造業は下期の賃金停滞が著しかっ

第65表　鉱業，製造業における平均現金給与総額の対前月比（規模30人以上）

（単位円，カッコ内%）

産業別＼月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
鉱業	21,852 (−47.0)	20,382 (−6.7)	17,977 (−11.8)	20,586 (+14.5)	22,049 (+7.1)	25,931 (+17.6)	24,893 (−4.0)	33,612 (+35.0)	22,300 (−33.6)	22,185 (−0.6)	21,057 (−5.0)	40,915 (+94.3)
製造業	17,010 (−51.3)	17,043 (+0.2)	16,678 (−2.2)	17,425 (+4.6)	17,190 (−1.3)	23,767 (+38.2)	27,109 (+14.0)	18,329 (−32.3)	17,659 (−3.7)	17,777 (+0.7)	18,649 (+4.9)	40,869 (+119.1)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

たが、一九五九年は下期においても一万六〇〇〇円台を下らず堅調をましている。しかし鉱業は五～九月の二万一千円台から、一一月の二万円台に低下し、また一二月の上昇も九八・四%にとどまるなど、下期は停滞ぎみである。

名目賃金の推移を労働の価格（単位時間当り賃金）の観点からみると、毎月勤労統計による労働者一人平均月間実労働時間数は、調査産業総数で一九五八年に対し一・一%増を示しており、一九五六年に次いで高い増加となっている。産業別にみると製造業（一・六%）の増加が、逆に鉱業（一・三%）の低下が著しい。このような労働時間の増加が賃金上昇の一因であり、したがって労働の価格の点からみるとさほどの賃金水準の上昇はみられなかったといってよいであろう。

実質賃金指数を労働省算出の資料によってみると、一九五九年の調査産業総数の平均は一九五八年に比べると五・八%の上昇であり、前年の上昇率四・〇%を若干上回っている。製造業の実質賃金の対前年上昇率は七・三%であり、前年が三・二%と停滞ぎみであるのに対してかなり大幅であった。このように実質賃金の改善が行なわれた原因は、名目賃金の上昇があったこともさることながら、消費者物価が一九五八年平均で一・一%の微騰にすぎなかったことによるものである。

第66表　調査産業総数および製造業における実質賃金指数の推移

（1955年平均＝100）

年月	調査産業総数 指数	調査産業総数 対前年同期増減率	製造業 指数	製造業 対前年同期増減率
1955年平均	100.0	—	100.0	—
1956年平均	107.1	+ 7.1	108.9	+ 8.9
1957年平均	108.7	+ 1.5	109.3	+ 0.4
1958年平均	113.0	+ 4.0	112.8	+ 3.2
1959年平均	119.5	+ 5.8	121.0	+ 7.3
1959年 1月	99.5	+ 3.3	99.8	+ 2.4
2月	98.1	+ 3.8	100.5	+ 4.1
3月	100.4	+ 3.2	98.0	+ 3.7
4月	101.4	+ 4.3	101.8	+ 5.2
5月	100.8	+ 5.8	101.3	+ 5.9
6月	144.2	+10.7	138.9	+10.1
7月	142.1	+ 5.5	158.2	+ 6.7
8月	106.4	+ 2.0	105.4	+ 4.8
9月	103.6	+ 4.2	102.5	+ 6.3
10月	100.5	+ 4.3	101.7	+ 6.3
11月	103.3	+ 4.9	107.3	+ 7.5
12月	231.6	+ 9.5	235.1	+14.5

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

2) 実質賃金指数＝$\frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数}}\times 100$

実質賃金の月別の対前年同期増加率を検討してみると、調査産業総数においても、また製造業においても、上期よりも下期のほうが

増加率が高く、特に製造業においてこの傾向が著しい。また六月および一二月の一時金の支給時期においては増加率が大幅である（調査産業総数六月一〇・七%、一二月九・五%、製造業六月一〇・一%、一二月一四・五%）。

第二節　賃金の産業別・規模別・地域別格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると（第67表）、製造業を一〇〇とすれば、鉱業一一七・七、建設業九三・〇、卸売・小売業一〇三・二、金融保険業一四七・三、不動産業一二一・五、運輸通信業一二六・二、電気・ガス・水道業一六二・〇となっている。最も高いのが電気・ガス・水道業、次いで金融保険業であり、建設業が一番低い。前年と比較して異なっているのは、製造業の賃金が相対的に高まり、鉱業の賃金が低下していることである。

第67表　産業別1人平均月間現金給与額
（規模30人以上）

（単位　円）

産業別＼年別	1958年平均	1959年平均
調査産業総数	21,161	22,608
鉱業	23,786	24,479
建設業	17,994	19,345
製造業	19,180	20,792
食料品製造業	16,476	18,143
繊維工業	23,701	26,043
衣服，その他の繊維製品製造業	11,546	12,820
木材，木製品製造業	9,713	10,498
家具，装備品製造業	12,883	14,101
パルプ，紙，紙加工品製造業	13,766	14,564
出版，印刷，同関連産業	21,894	23,580
化学工業	23,102	25,335
石油製品，石炭製品製造業	24,114	26,009
ゴム製品製造業	26,823	29,872
皮革，同製品製造業	14,356	15,225
窯業，土石製品製造業	16,729	18,170
鉄鋼業	18,539	20,130
非鉄金属製造業	29,522	31,722
金属製品製造業	23,639	26,031
機械製造業	17,182	18,606
電気機械器具製造業	20,605	22,349
輸送用機械器具製造業	19,662	20,644
計量器等精密機械製造業	26,161	28,237
その他の製造業	18,407	19,276
卸売業，小売業	12,616	13,826
金融，保険業	20,138	21,457
不動産業	28,885	30,634
運輸通信業	24,805	25,280
電気，ガス，水道業	24,858	26,253
	31,897	33,596

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

次に製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると、指数の最も高いのは前年と同様に鉄鋼業（一五二・九）、次いで石油製品・石炭製品製造業（一四三・一）、輸送用機械器具製造業（一三〇・九）の順となっている。指数が最も低いのは、衣服その他の繊維製品製造業（五〇・四）であり、次いで繊維工業（六一・一）、その他の製造業（六六・四）、木材・木製品製造業（六七・八）の順となっている。

一九五九年における賃金の規模別格差をみると（第68表）、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇とすれば、一〇〇～四九九人の規模の賃金は六九・六、三〇～九九人の規模の賃金は五六・一、五～二九人の規模の賃金は四四・三である。年次別の推移をみると三〇～九九人の規模の賃金は一九五八年まで年々比率が低下していたが、一九五九年には若干上昇し、格差が少なくなってきた。また規模五～二九人の賃金は、一九五七年以降次第に格差が縮小している。五～二九人の零細規模の企業の賃金が上昇している原因は、労働力の需給の逼迫が作用しているためであろう。

規模別の現金給与額の推移を第69・70表によってみると、まず鉱業では五〇〇人以上を

第68表　製造業規模別賃金格差
（規模500人以上＝100）
（%）

給与額＼年	現金給与総額 規模100～499人	規模30～99人	規模5～29人
1955年	74.3	58.8	
1956年	72.1	56.1	
1957年	70.8	56.0	(42.9)
1958年	69.7	54.7	43.6
1959年	69.6	56.1	44.3

〔備考〕 1）規模5～29人の調査は1957年7月から開始。
2）カッコ内は7～12月平均。
3）労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模の企業の場合、前年には三月、四月が八〇%以上を示していたのが、一九五九年には三月が九〇%以上、六月が八〇%以上となっている。三月の比率がこのように高いのは、五〇〇人以上の規模の企業が春季闘争のために賃金が低下したからである。

三〇～九九人の規模の企業は、前年三月、四月が七〇%台であったのが、一九五九年には三月が八〇%台、一一月が七〇%台となっている。しかし大企業において一時金の支給される八月には四五・〇と極端に低い。これはこの規模の企業においては六、七月に一時金が支給される場合が多いためである。

製造業の場合、五〇〇人以上を一〇〇とすると、一〇〇～四九九人の規模の企業は、前年において六五～七五の間を上下していたものが、六三～七六の間を上下している。前年に比べると六、七月の比率が低下しており、この時期に支給される一時金が大企業よりも少ないことを物語っている。三〇～九九人の規模の企業の場合は、六月（四五・六%）、七月（四五・三%）、一二月（四六・三%）と極端に低い。

賃金の地域別格差は（第71表）、東京を一〇〇として鉱業において最も高いのは北海道五七・八（前年は五八・六）、次いで新潟五五・七（前年は五六・二）、愛媛五四・九（五一・一）、山口五二・

第69表　鉱業における規模別1人平均月間現金給与額　（単位　円）

月別＼規模別	500人以上	100～499人	30～99人
1959年1月	24,250 (100.0)	17,317 (71.4)	15,550 (64.1)
2月	22,398 (100.0)	16,641 (74.3)	14,941 (66.7)
3月	18,616 (100.0)	17,222 (92.5)	15,002 (80.6)
4月	22,575 (100.0)	16,989 (75.3)	14,963 (66.3)
5月	24,559 (100.0)	17,383 (70.8)	15,303 (62.3)
6月	28,052 (100.0)	22,659 (80.8)	18,314 (65.3)
7月	27,353 (100.0)	20,648 (75.5)	18,004 (65.8)
8月	38,525 (100.0)	25,929 (67.3)	17,534 (45.0)
9月	24,794 (100.0)	17,852 (72.0)	15,702 (63.3)
10月	24,472 (100.0)	18,201 (74.4)	15,957 (65.2)
11月	22,809 (100.0)	18,045 (79.1)	16,258 (71.3)
12月	45,071 (100.0)	34,735 (77.1)	27,350 (60.7)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

六（五四・一）の順となっており、前年に比率の高かった佐賀、福岡などの炭鉱地帯の比率が低下していることが目だつ。低い地域は、熊本三二・二、愛知三二・五、長野三五・六、山形三五・六などであるが、前年には最も低い長野が三〇・一であるから、地域別賃金格差は若干縮小したといってよい。製造業で最も高いのは、福岡一二〇・九（前年に一二三・四）で、次いで長崎一一七・八、神奈川一一三・六、山口一一三・三の順となっている。賃金が低いのは山梨四九・〇、福井五六・四、山形五六・五、鹿児島五七・四、徳島六〇・二などであるが、前年は最高、最低の開きが七八・四であったのに対して、一九五九年は七一・九であり、かなり大幅に賃金格差は縮小した。

第70表　製造業における規模別1人平均月間現金給与額

（単位　円）

月別＼規模別	500人以上	100～499人	30～99人
1959年1月	21,656 (100.0)	15,434 (71.3)	12,768 (59.0)
2月	21,004 (100.0)	15,678 (74.6)	13,446 (64.0)
3月	20,560 (100.0)	15,363 (74.7)	13,176 (64.1)
4月	21,715 (100.0)	16,065 (74.0)	13,522 (62.3)
5月	21,759 (100.0)	15,676 (72.0)	13,105 (60.2)
6月	33.145 (100.0)	20,888 (63.0)	15,109 (45.6)
7月	37,601 (100.0)	23,739 (63.1)	17,026 (45.3)
8月	22,210 (100.0)	16,891 (76.1)	14,788 (66.6)
9月	21,836 (100.0)	16,060 (73.5)	13,881 (63.6)
10月	22,085 (100.0)	16,137 (73.1)	13,840 (62.7)
11月	23,257 (100.0)	16,835 (72.4)	14,491 (62.3)
12月	56,054 (100.0)	35,973 (64.2)	25,945 (46.3)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

第71表　鉱業・製造業における府県別平均賃金指数
（1959年，東京＝100）

（単位　%）

府県別＼産業別	鉱業	製造業	府県別＼産業別	鉱業	製造業
北海道	57.8	101.4	三重	52.2	76.6
青森	47.6	69.9	滋賀	38.3	73.8
岩手	49.2	116.2	京都	42.3	79.0
宮城	41.4	63.3	大阪	—	93.5
秋田	51.2	75.0	兵庫	53.0	103.0
山形	35.6	56.5	奈良	(39.0)	65.5
福島	46.6	73.6	和歌山	53.9	84.1
茨城	43.4	86.3	鳥取	45.0	59.5
栃木	47.4	74.8	島根	33.3	72.3
群馬	45.7	61.2	岡山	50.7	71.4
埼玉	48.9	71.1	広島	32.7	91.9
千葉	37.0	90.6	山口	52.6	113.3
東京	100.0	100.0	徳島	*	60.2
神奈川	40.6	113.6	香川	*	67.9
新潟	55.7	74.2	愛媛	54.9	87.1
富山	*	79.8	高知	48.0	69.8
石川	44.8	63.1	福岡	51.4	120.9
福井	49.3	56.4	佐賀	50.4	65.0
山梨	39.6	49.0	長崎	49.5	117.8
長野	35.6	61.8	熊本	32.2	83.7
岐阜	50.8	63.9	大分	37.6	80.7
静岡	51.5	77.5	宮崎	49.4	80.4
愛知	32.5	74.9	鹿児島	49.4	57.4

〔備考〕 1）＊印は集計事業所数が2以下のため，本表には掲載しないものであり，—印は調査事業所がないことを示す。
2）カッコ内の数字は1月分だけの指数である。
3）労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

第三節　賃金の労働者種類別・男女別・年齢別格差

賃金を労働者の種類別にみると（第72表）、まず現金給与総額では管理および技術労働者を一〇〇として、生産労働者鉱業六五・三製造業五七・八となっている。前年は鉱業六四・六、製造業五六・〇であったから、次第に格差が縮小しつつあるといってよい。臨時給与の開きは、鉱業三四・九、製造業四一・四であり、前年は前者が三六・五、製造業四一・〇であったから、その格差は依然として大きい。

賃金の男女別格差をみると（第73表）、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると、女子鉱業四三・四、製造業三七・七である。前年は四二・五、三七・六であったから、いくらか格差縮小の傾向があるといえよう。

きまって支給する給与は、鉱業四二・九、製造業三八・八であり、前年は四二・四、三九・二であるからたいした違いはない。また特別に支払われた給与は、鉱業四六・四、製造業三二・七で、前年は四四・二、三〇・一であるから格差は若干縮まっている。

学歴別に賃金をみると（第74表）、まず鉱業では一〇〇〇人以上の大企業の場合、学歴が高くなるにつれて賃金が高くなり、しかも学歴別賃金格差がかなり大きい。しかし一〇～九九人の規模の企業では旧高専、短大卒の賃金がもっとも高く、ついで旧中、新高卒、小学、新中卒の順となっており、旧大、新大卒が最も低い。これは中小企業においては近年大学卒を採用しはじめたので、一般に年齢が若くしたがって賃金が低いものと思われる。

製造業では一〇〇〇人以上の大企業も一〇～九九人の中小企業もともに学歴が高くなるにつれて賃金が高くなっているが、なかんず

第72表　常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均1ヵ月現金給与額並びに臨時・日雇労働者
1人1日平均現金給与額（規模30人以上，1959年平均）

（単位　円）

労働者の種類 / 給与内訳 / 産業別	常用労働者 合計 現金給与総額	定期給与	臨時給与	生産労働者 現金給与総額	定期給与	臨時給与	管理，事務および技術労働者 現金給与総額	定期給与	臨時給与	臨時・日雇労働者の1人1日平均現金給与総額
総数	22,608	18,536	4,072	*	*	*	*	*	*	433
鉱業	24,479	21,013	3,465	22,358	19,761	2,598	34,218	26,775	7,444	386
製造業	20,792	17,147	3,645	17,839	15,076	2,763	30,855	24,193	6,662	383

〔備考〕 1）＊印は労働者の種類別の調査を行なっていない。
2）労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

第73表　常用労働者の性別1ヵ月平均現金給与総額（1959年）

（単位　円）

産業別＼給与内訳＼性別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
総数	26,811	11,428	21,933	9,487	4,878	1,941
鉱業	25,577	11,107	21,966	9,431	3,611	1,676
製造業	26,240	9,916	21,534	8,379	4,706	1,537

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

第74表　学歴別賃金格差（学歴計＝100）

（単位　円，カッコ内%）

学歴別	鉱業		製造業	
	1,000人以上	10～99人	1,000人以上	10～99人
計	28,676(100.0)	19,750(100.0)	30,615(100.0)	23,164(100.0)
小学・新中卒	24,273(84.6)	19,286(97.7)	27,247(89.0)	21,006(90.7)
旧中・新高卒	26,828(93.6)	20,098(101.8)	29,003(94.7)	22,061(95.2)
旧高専・短大卒	32,923(114.8)	20,184(102.2)	32,399(105.8)	25,800(111.4)
旧大・新大卒	33,167(115.7)	17,941(90.8)	32,837(107.3)	26,048(112.5)

〔備考〕 1) 30歳以上35歳末満の男子職員。
2) 労働省「賃金構造基本調査結果報告書」による。

く一〇～九九人の規模の企業における学歴別格差は大きい。これは製造業の中小企業では高専、大学出を比較的優遇しているためであろう。

年齢別賃金格差をみると（第75表）、まず、鉱業の労務者においては、一〇〇〇人以上の大企業の場合、三五歳以上四〇歳未満の労働者の賃金が一一〇・三と最も高く、ついで四〇歳以上五〇歳未満、三〇歳以上三五歳未満の順となっている。これは製造業の大企業の年功序列賃金とはかなり型が異なっているといってよい。その理由は、鉱業の場合請負給が採用されているから、働きざかりの者の賃金が高くなるからである。一〇～九九人の規模の企業では、三〇歳以上三五歳未満、四〇歳以上五〇歳未満の賃金がともに一〇七・四で最も高く、次いで三五歳以上四〇歳未満、二五歳以上三〇歳未満の順となっている。ここでも働きに応じての賃金という原則が貫ぬかれているといえよう。

製造業の労務者においては、一〇〇〇人以上の大企業の場合、五〇歳以上の賃金が一四〇・五と最も高く、以下いわゆる年功序列賃金となっている。鉱業の場合に比べると年齢別賃金格差がきわめて大きく、一八歳未満と五〇歳以上の賃金格差は約四・五倍である。ところが一〇～九九人の中小企業では四〇歳以上五〇歳未満が一四〇・〇と最も高く、次いで三五歳以上四〇歳未満一三八・三、三〇歳以上三五歳未満の順となっており、比較的欧米型の賃金に近いものになっている。これは中小企業の労働市場は労働の移動がかなり激しく、やや開放的な性格をもっているためであろう。

次に鉱業の職員においては（第76表）、一〇〇〇人以上の大企業の場合、五〇歳以上の賃金が一二五・〇で最も高く、

第75表 年齢別賃金格差（男子労務者学歴計，年齢計＝100）

年齢別	鉱業 1,000人以上 平均勤続年数	鉱業 1,000人以上 平均月間きまって支給する給与額	鉱業 10～99人 平均勤続年数	鉱業 10～99人 平均月間きまって支給する給与額	製造業 1,000人以上 平均勤続年数	製造業 1,000人以上 平均月間きまって支給する給与額	製造業 10～99人 平均勤続年数	製造業 10～99人 平均月間きまって支給する給与額
	年	円 %	年	円 %	年	円 %	年	円 %
計	10.1	21,870 (100.0)	3.9	14,928 (100.0)	9.8	24,085 (100.0)	4.3	13,908 (100.0)
18歳未満	1.3	5,511 (25.2)	0.9	8,051 (53.9)	1.6	7,485 (31.1)	1.3	6,710 (48.2)
18歳以上20歳未満	1.4	13,050 (59.7)	1.3	11,069 (74.1)	1.9	10,676 (44.3)	2.2	9,185 (66.0)
20歳以上25歳未満	3.1	17,452 (79.8)	2.4	13,046 (87.4)	3.6	14,003 (58.1)	3.4	12,428 (89.4)
25歳以上30歳未満	8.2	20,599 (94.2)	3.2	15,773 (105.7)	7.7	20,201 (83.9)	4.7	15.567 (111.9)
30歳以上35歳未満	9.2	23,098 (105.6)	3.7	16,033 (107.4)	10.6	26,017 (108.0)	5.4	17,870 (128.5)
35歳以上40歳未満	11.6	24,123 (110.3)	5.0	15,815 (105.9)	12.2	29,400 (122.1)	6.2	19,232 (138.3)
40歳以上50歳未満	14.0	23,897 (109.3)	5.1	16,040 (107.4)	15.1	33,158 (137.7)	6.9	19,476 (140.0)
50歳以上	15.2	21,364 (97.7)	6.0	13,651 (91.4)	17.5	33,843 (140.5)	7.5	16,712 (120.2)

〔備考〕 労働省「賃金構造基本調査結果報告書」による。

第76表 年齢別賃金格差（男子職員学歴計，年齢計＝100）

年齢別	鉱業 1,000人以上 平均勤続年数	鉱業 1,000人以上 平均月間きまって支給する給与額	鉱業 10～99人 平均勤続年数	鉱業 10～99人 平均月間きまって支給する給与額	製造業 1,000人以上 平均勤続年数	製造業 1,000人以上 平均月間きまって支給する給与額	製造業 10～99人 平均勤続年数	製造業 10～99人 平均月間きまって支給する給与額
	年	円 %	年	円 %)	年	円 %)	年	円 %
計	14.8	33,277 (100.0)	5.5	18,499 (100.0)	11.7	33,081 (100.0)	6.2	21,071 (100.0)
18歳未満	1.5	6,965 (20.9)	—	— (—)	1.6	7,464 (22.6)	1.2	6,274 (29.8)
18歳以上20歳未満	1.3	10,566 (31.8)	2.9	6,601 (35.7)	1.2	10,827 (32.7)	1.2	8,645 (41.0)
20歳以上25歳未満	3.2	14,943 (44.9)	2.4	11,852 (64.1)	3.1	15,109 (45.7)	3.0	12,572 (59.7)
25歳以上30歳未満	7.4	21,028 (63.2)	3.7	15,584 (84.2)	6.2	21,880 (66.1)	4.7	17,990 (85.4)
30歳以上35歳未満	11.6	28,676 (86.2)	5.3	19,750 (106.8)	10.7	30,615 (92.5)	6.6	23,164 (109.9)
35歳以上40歳未満	14.7	33,418 (100.4)	6.7	19,959 (107.9)	14.2	39,049 (118.0)	7.6	25,945 (123.1)
40歳以上50歳未満	18.8	40,546 (121.8)	5.8	20,524 (110.9)	18.1	47,617 (143.9)	8.5	27,155 (128.9)
50歳以上	22.1	41,606 (125.0)	7.0	20,292 (109.7)	21.4	49,657 (150.1)	9.3	25,485 (120.9)

〔備考〕 労働省「賃金構造基本調査結果報告書」による。

第77表　産業別の給与構成比率（労職計・規模計）

(%)

産業・年月 ＼ 給与構成	計 1)	基本給	奨励給 計	奨励給 精皆勤給	奨励給 能率給	生活補助給 計 2)	生活補助給 家族給	生活補助給 地域給	超過勤務給	その他 3)
総数（含建設業）										
1954年9月	100.0	76.8	14.4	1.1	13.3	8.8	5.4	1.8	11.4	1.5
1955年9月	100.0	78.5	13.4	1.1	12.3	8.1	5.2	1.4	12.5	1.3
1956年9月	100.0	78.8	13.3	1.2	12.1	7.9	4.9	1.2	14.2	1.3
1957年9月	100.0	79.8	12.9	1.1	11.8	7.3	4.4	1.2	14.2	1.2
1958年9月	100.0	81.3	11.9	1.1	10.8	6.8	3.9	1.2	12.6	1.4
鉱業										
1954年9月	100.0	58.4	31.9	1.3	30.6	9.7	7.0	2.4	13.3	3.8
1955年9月	100.0	59.8	31.5	0.7	30.8	8.7	6.6	1.7	13.9	3.2
1956年9月	100.0	58.7	33.4	1.3	32.1	7.9	6.4	1.1	17.0	3.6
1957年9月	100.0	58.3	33.5	1.3	32.2	8.2	5.5	2.1	19.0	3.3
1958年9月	100.0	59.1	33.1	1.7	31.4	7.8	5.3	2.1	16.8	3.9
製造業										
1954年9月	100.0	76.9	15.3	1.5	13.8	7.8	5.2	1.2	11.6	1.7
1955年9月	100.0	79.4	13.5	1.5	12.0	7.1	4.8	0.9	13.6	1.6
1956年9月	100.0	79.6	13.3	1.6	11.7	7.1	4.4	0.8	16.1	1.4
1957年9月	100.0	81.7	11.8	1.4	10.4	6.5	4.1	0.6	15.5	1.3
1958年9月	100.0	82.4	11.6	1.4	10.2	6.0	3.6	0.7	13.5	1.5

〔備考〕1)　基本給，奨励給，生活補助給の計である。
2)　単身者・世帯主別給，通勤給，住宅給，税・保険料事業主負担給，その他生活補助給を含む。
3)　臨時作業給，不就業給，その他の給与のことである。
4)　超過勤務給と，その他の数字は，基本給，奨励給，生活補助給の計を 100 としたものの比率である。
5)　労働省「給与構成調査結果報告」による。

以下大体年功序列的な傾向をもっている。一〇～九九人の規模の企業の場合、四〇歳以上五〇歳未満の賃金が最も高く、次いで五〇歳以上、三五歳以上四〇歳未満の順となっている。鉱業の職員において特徴的なのは、製造業ほど年齢別格差が開いていないことである。

製造業の職員においては、一〇〇〇人以上の大企業の場合、五〇歳以上の賃金が最も高く一五〇・一であり、以下典型的な年功序列賃金となっている。年齢別のカーブは、三〇歳と四〇歳を越えたときに特に急傾斜になっている。年齢別格差は最も大きく、最低最高の格差が六・六倍にも及んでいる。一〇～九九人の規模の企業の場合、最も高いのは四〇歳以上五〇歳未満の一二八・九であり、次いで三五歳以上四〇歳未満一二三・一、五〇歳以上一二〇・九の順となっており、労働者の場合とまったく同様の傾向がうかがわれる。

第四節　賃金支払形態

労働省の最新の「給与構成調査報告」（一九五八年九月）によれば、産業別の給与構成比率は、第77表のとおりである。すなわち、まず総数では、基本給の比率がますます増大し、一九五八年九月においては八一・三%を示している。一九五七年は七九・八%であり、また一九五四年には七六・八%であったから増加のテンポはかなり顕著だといってよい。このような基本給の比率の増大は、手当の基本給繰入れ、基本給の職務化の現われとみてよいが、この傾向は製造業において特に著しく（一九

五七年八一・七%、一九五八年八二・四%)、鉱業の基本給は五九・一%と相変わらず低位におかれている。

奨励給のうち能率給は更に縮小傾向をたどり、前年の総数一一・八%から一〇・八%となっている。能率給の縮小は、鉱業、製造業に共通しているが、鉱業における比率は三一・四%を示し、製造業の一〇・二%よりもはるかに高い。いうまでもなくこれは鉱業の場合、主として出来高給が採用されているからである。

生活補助給のうち家族給は、総数において一九五七年四・四%から一九五八年三・九%に低下し、賃金総額全体に占める比重はいっそう低下している。地域給は、総数においてはほぼ保合であるが、製造業では若干低下している。また超過勤務給は、総数で一四・二%から一二・六%に縮小しているが、これはもちろん、超過労働時間短縮傾向に対応した現象である。

次に規模別の各種給与支給事業所数の割合をみると(第78表)、まず五〇〇人以上の規模の企業においては年齢給(一九五七年一九・二%から一五・九%へ)、一定額給(二三・九%から一九・〇%へ)、総合決定給(九八・六%から八六・九%へ)、能率給(四七・八%から四〇・七%へ)などが減少している。年齢給の減少は、基本給の職務給化を反映したものであり、一定額給や総合決定給の減少も基本給の合理化の現われであろう。次に増加しているものは、学歴給(〇・九%から一・三%へ)、勤続および経験給(二四・六%から二九%へ)、能力給(一・〇%から五・九%へ)、役付給(六八・八%から七〇・二%へ)、通勤給(二五・三%から七八・五%へ)、地域給(一八・七%から二二・七%へ)などである。

一〇〇～四九九人の規模の企業においては年齢給(七・四%から五・六%へ)、勤続および経験給(一九・二%から一六・〇%へ)、一定額給(二二・三%から一七・八%へ)、能率給(三九・八%から三五・五%へ)、家族給(八二%から七五・七%へ)、特殊作業給(五一・六%から五五・一%へ)、通勤給(五六・一%から六二・九%へ)などである。

三〇～九九人の規模の企業においては、勤続および経験給(一一・一%から一〇・〇%へ)、一定額給(二四・八%から二三%へ)、能率給(三四・二%から三一・五%へ)、家族給(五七・〇%から四九・九%へ)などが減少しており、逆に通勤給(四五・七%から五〇・四%へ)などが増加している。

五〇〇人以上の大企業とそれ以下の中小企業とを比較してみると、まず第一に大企業は年齢給(五〇〇人以上一五・九%、一〇〇～四九九人五・六%、三〇～九九人三・三%)と、勤続および経験給(五〇〇人以上二九・〇%、一〇〇～四九九人一六・〇%、三〇～九九人一〇・〇%)の比重が高いことが目だっている。これは大企業の賃金が中小企業に比べると、年功序列的性格の強いことを物語るものである。第二に職務給(五〇〇人以上一〇・六%、一〇〇～四九九人二・一%、三〇～九九人〇・三%)、および家族給(五〇〇人以上九五・八%、一〇〇～四九九人七五・七%、三〇～九九人四九・九%)、通勤給(五〇〇人以上七八・五%、一〇〇～四九九人六二・九%、三〇～九九人五〇・四%)などは大企業において採用される比率が高く、中小企業は低い。第三に総合決定給(五〇〇人以上八六・九%、一〇〇～四九九人九九・八%、三〇～九九人九九・七%)、精皆勤給(五〇〇人以上二五・六%、一〇〇～四九九人五五・九%、三〇～九九人五九・四%)などは大企業よりも中小企業において採用される比率が高い。このことからも明らかなように

第78表　規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数に対する割合（製造業，労職計）

(%)

給与の種類＼規模別＼年月	500人以上					100～499人					30～99人				
	1954年9月	1955年9月	1956年9月	1957年9月	1958年9月	1954年9月	1955年9月	1956年9月	1957年9月	1958年9月	1954年9月	1955年9月	1956年9月	1957年9月	1958年9月
総事業所数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基本給															
年齢給	17.0	18.6	17.5	19.2	15.9	14.6	10.3	10.4	7.4	5.6	4.3	4.1	3.5	2.7	3.3
学歴給	1.4	1.7	2.2	0.9	1.3	2.4	2.2	1.7	1.0	0.9	0.6	1.2	0.3	0.6	0.6
勤続および経験給	30.2	26.8	24.5	24.6	29.0	21.6	20.9	20.4	19.2	16.0	13.6	10.2	11.4	11.1	10.0
能力給	8.7	5.8	6.0	1.0	5.9	9.6	5.4	6.7	1.4	2.7	6.3	3.1	4.2	0.8	1.5
役付給	63.7	65.2	65.6	68.8	70.2	62.4	65.2	67.4	71.4	74.3	42.3	41.8	44.8	50.4	50.0
職務給	25.9	22.0	21.9	15.8	10.6	6.5	5.3	5.6	3.7	2.1	1.0	1.0	1.0	0.7	0.3
特殊作業給	86.1	81.4	82.0	84.6	86.7	51.1	52.4	52.8	51.6	55.1	25.5	26.6	29.1	30.4	30.6
一定額給	26.8	23.7	24.4	23.9	19.0	28.9	22.0	22.6	22.3	17.8	23.1	14.8	15.5	14.8	13.0
総合決定給	95.5	97.2	97.3	98.6	86.9	97.1	98.6	98.9	99.6	99.8	98.8	99.3	98.5	99.7	99.7
奨励給															
精皆勤給	23.4	25.8	26.9	25.6	25.6	46.7	53.2	55.6	55.0	55.9	57.6	58.1	59.1	62.2	59.4
能率給	60.2	51.5	50.5	47.8	40.7	48.0	43.8	43.3	39.8	35.5	40.3	37.5	36.9	34.2	31.5
生活補助給															
家族給	98.2	97.2	97.0	96.6	95.8	84.3	84.1	84.0	82.0	75.7	63.1	55.9	56.3	57.0	49.9
単身者世帯別	4.9	7.8	5.5	4.2	3.4	8.1	6.9	5.9	5.9	5.6	6.0	4.8	5.1	5.3	4.4
通勤給	50.3	41.4	73.1	25.3	78.5	38.8	34.6	56.4	56.1	62.9	32.7	28.3	41.7	45.7	50.4
住宅給	23.7	22.1	21.3	20.0	25.1	11.8	7.6	9.6	8.5	7.9	2.8	4.1	3.9	3.1	2.5
地域給	24.9	22.5	22.0	18.7	22.7	12.5	10.9	11.8	9.7	9.7	2.7	2.7	2.8	3.1	1.8
税・保険料事業主負担給	9.6	7.5	7.7	6.8	6.5	6.6	5.7	6.1	5.0	4.7	5.0	4.2	4.8	4.0	3.8
その他の生活補助給	17.9	16.9	15.3	17.0	15.9	11.1	9.8	9.2	13.1	11.5	9.3	7.5	5.3	8.0	7.1

〔備考〕 労働省「給与構成調査結果報告」による。

中小企業の賃金は、大企業に比べると客観的基準が不分明であり（たとえば総合決定給のように）、全体として近代化が遅れているといってよいであろう。

次に技術革新は、古い熟練を無意味にし、新しい若い熟練労働者を登場させて年功序列賃金の矛盾を顕在化させることになったが、一部の大企業は、このような矛盾を克服するための対策を漸次具体化するにいたった。たとえばI自動車においては、一九六〇年の四月から新賃金制度を実施し、「職能給」的な基本給を確立した。この改訂の動機は、直接には一九五九年一月I労組が会社へ申入れた賃金・昇給制度改訂に関する六項目要求に端を発している。それは、(1)賃金形態の簡素化、(2)改訂に当たって各人現行賃金の引下げをしないこと、(3)不遇者を救済すること、(4)労働の質に応じ、報いられる賃金への是正、(5)社会水準を参考に低賃金層を救済すること、(6)昇給制度を改訂し、昇給時期を一回に取りまとめることというものであった。これにもとづいて労使各八名から成る合同労務専門委員会が賃金改訂作業にとりかかり、一九六〇年三月五日答申した要綱が新賃金制度の基礎となった。新しい制度では、現行賃金の年齢的要素「本人分」、「技能分」、「勤続分」等を廃止し、これを「職務」と「能力」の面から再編成した形の「職能給」が基本給となっている。新しい基準給与と古い基準給与を比較すると次のようなものである。

古い基準給与
- 基本給
  - 本人分
  - 技能分
  - 勤続分
  - 調整分
- 家族給
- 職務給
- 特殊作業給

（注）(1)、本人分、年齢で数え年一七歳以下三〇五一円以上一歳ごとに二四三円刻みで三九歳八三九七円、四〇歳以上八六四〇円、(2)技能分、これはたてまえは能率給だが勤続経験年数中心の運営が行なわれており、現行基本給与中最大のウェイトを占める。計算の基礎は「経験点」で、作業員の場合、新中卒後すぐ入社した者が学歴一点、社内勤続〇、経験点合計一点で技能給一一級に格付される。高小卒、同一職種社外経験五年の途中入社者は、経験点四点で九級に格付されるといった具合で、昇給も個人考課にもとづく点数制で行なわれるが、作業員の場合五級まで（新中卒後一二、三年間）は大体勤続年数で自動的に等級が進められてきた。技能給は、下から一一、一〇、九、八、七、六、五、四B、四A、三B、三Aの各級別で、四A、三B級は班長、三A級が区長である。(3)勤続分、勤続三年目に二〇〇円以上、一年ごと五〇円刻み、(4)調整分、昨年一二月賃金を手取り制から税込みに直したとき、実収の減る人をカバーするために設けた給与。

新制度による基準給与
- 基本給
- 家族手当
- 役付手当
- 特殊作業手当

右の新制度による基準給与において最も重要なのは、新基本給の決め方である。新基本給を決定する根本的基準は、「職能区分」である。職能区分は、事務技術員の場合、S_2、S_1、C(E)$_4$、C(E)$_3$、C(E)$_2$、C(E)$_1$の六段階に分けられ、作業員型の場合、F_3、F_2、F_1、L_4、L_3、L_2、L_1、の七段階に分けられている。たとえば、L_1は、「指定作業についてのみ一人前の能力を有している者及び充分一人前とはいえず技能習得段階にあると認められる者」で必要とされる経験年数は

最低一年、F_3は、現場の最高管理職である「区長並びにそれに準ずる者の内特に指定された者」で最低必要経験年数三一年といった具合で、古い制度における本人分、技能分の決定要因「年齢」、「勤続」は、ここでは職能と経験年数におきかえられている。

基本給は、勤続年数別に細かく四一年まできめられている（次表参照）。勤続一年の基本給最高は八五〇〇円、最低は五五〇〇円。勤続四一年では最高二万三〇〇〇円、最低二万円といった具合である。これらの幅の最高、最低の間は、全基本給表を通じて三九の賃金段階に分かれており、たとえばL_1勤続一年で個人考課点七五点とった者の基本給は六六二五円、勤続五年で七九点とった者の基本給は九三二五円というふうにきめられている。つまり最高基本給と最低基本給の間は考課点に応じて配分される。

新制度では、昇給は職能区分替（昇進）、能力発揮度の査定（個人考課）および経験年数の増加を基準に、毎年四月に行なわれ、自動

基本給基礎数値（作業員型）

（単位　円）

職能	1年	5	6	10	11	15	16	20	21	25	26	30	31	41
F_3							23,500				32,750		36,750	40,000
F_2					18,500	20,900	19,000				28,000		32,000	34,000
F_1					14,500	16,900	21,500		28,250	30,050	30,500	34,150	34,500	37,000
L_4					16,500	18,500	19,000	25,500	23,750	25,550	26,000	29,400	29,750	31,500
L_3				15,800	13,000	15,000	15,500	26,000	26,000	27,600	28,000	31,700	32,000	34,000
L_2		10,900	13,000	12,400	13,900	15,000	17,100	21,500	21,500	23,100	23,500	27,200	27,500	29,500
L_1	8,500	7,900	10,900	13,900	14,500	16,500	18,600	23,300	23,750	25,350	25,500	29,200	29,500	30,500
	5,500		8,500	10,900	11,500	13,500	15,600	19,300	19,750	21,350	21,750	24.700	25,000	26,000
								20,600	21,000	22,400	22,750	23,750	24,000	25,000
								17,100	17,500	18,900	19,250	20,250	20,500	21,500
								18,600	19,000	20,400	20,750	21,750	22,000	23,000
								15,600	16,000	17,400	17,750	18,750	19,000	20,000

〔備考〕　年数は経験年数。

昇給と考課昇給の二つに分かれる。そこでまず自動昇給は、昇進もなく、考課点も前年と変わらないとき、経験年数の増加だけで行なわれるもので、額は一般従業員の場合最高一年七五〇円、最低一〇〇円程度である。次に考課昇給は、職能区分で昇進が行なわれたり、昇進しなくても考課点が上がった場合（能力伸長）の昇給である。

この昇給制度の特徴は、勤続の高い者の昇給がきゅうくつになっている点にある。つまり自動昇給額は、高勤続層に低いので、低勤続のものと同額だけ昇額しようとすれば、それだけ考課点を余計かせがねばならない。考課点をあげれば昇進の機会にもめぐまれるが、昇進せずに同一職能区分にとどまる期間が長ければ長いほど昇給額は伸び悩むことになる。この点に従来の年功序列的賃金の変化がみられるといってよいであろう。なお新制度においては、「生活保障との調和」というねらいから、年齢別、職能区分別および経験年数別の最低保障の措置を講じている。

一九五九、六〇年の春闘に際しての経営者側の賃金対策の重点は、「長期安定協定」であった。これは二年ないし三年という長期間にわたって昇給あるいは賃上げを一括協定し、その期間中は賃金闘争を行なわないことを約束し、企業ごとの労資休戦を行なおうとするものであり、一九六〇年の春闘に際しては、私鉄、紙パルプ、化学などで具体的な提案が行なわれた。ここでは国策パルプに提案された平和協定をかかげておこう。

会社組合間の平和維持に関する協定

国策パルプ工業株式会社（以下会社という）と国策パルプ労働組合（以下組合という）は、会社の繁栄と組合員の生活の向上およびそのための企業内の平和維持が双方の共同の目標であるとともに、このことが相互間の基本原則であることの確認の上に立って、この協定を結ぶ。

第一　協定期間中の賃金

一、昭和三五年四月一日に次の昇給および賃金増額を行なう。

(1)　定期昇給基準改訂による定期昇給

社員である組合員平均　九二〇円

(2)　昇給基準改訂による賃金調整

社員である組合員平均　五〇〇円

(3)　「生産報償給として」

社員である組合員平均　一、五〇〇円

二、昭和三五年四月一日から学歴別初任基本給を次の通りとする。

中学卒　八、三五〇円
高校卒　九、九五〇円
大学卒　一五、九五〇円

三、昭和三六年四月一日に一号(1)の昇給基準による昇給を行う。

四、昭和三七年四月一日実施を目標として職務給要因導入による賃金体系の改訂を行うこととし、その際可能な範囲の賃金増額を行う。

五、作業員の賃金については別に定める。

第二　協定期間中の賞与

一、会社は昭和三五年四月から、同三七年三月までの二ヵ年間毎年六月および一二月に別紙基準によって賞与を支給する。

二、昭和三七年四月以降の賞与については長期経営計画の実行による生産性の向上およびその成果の適正人件費配分を考慮し、別の賞与支給額算定基準を設定する。

第三、協定期間中その他の労働条件

労働時間その他の労働条件は、現行条件を維持する。ただし問題点がある場合に労使懇談会で協議する。

第四、賃金専門委員会の設置

会社組合同数の委員で構成し、次の事項の審議を目的とする賃金専門委員会を設け、その答申について労使懇談会で協議する。

(1) 職務給要因導入による賃金体系の改訂

(2) 生産向上に伴う適正人件費配分

第五　平和義務および身分保障

協定期間中会社と組合は、労使間の平和維持の義務を負う。

会社は協定期間中企業整備による解雇を行わない。

第六　有効期間

この協定は締結の日から三ヵ年間有効とする。

この協定の有効期間満了の三ヵ月前までに会社、組合双方または一方から労使懇談会に提案し、有効期間満了日までに協議が整わなかった場合は、この協定の有効期間を三ヵ月間を限度としてさらに延長する。

ところで会社は、平和協定提案の具体的な内容を更に次のように説明している。

賃金について

一、賃金増額の基本的考え方について

当社の賃金の現状と今後の問題点

㈠　当社の経営内容、賃金の支払能力の点から考えれば、現在賃金増額を行える余地は殆どないといえる。

㈡　しかしながら現在会社は、背水の陣ともいえる長期経営計画をたて、これを強力に実行しようとしているのであるが、この際最も必要なのは従業員の旺盛なファイトと社内の一致協力体制である。これを充分にもり立てて行くことができれば、大計画の成就も困難ではないと考えられる。

ここに労働組合との間に平和協定を結ぶことの緊要性が存するのであり、また平和協定締結により労使間の協力関係の保障が出来れば経営の発展と長期協定への大きな力となり得るのである。

今回会社が長期経営計画を着手するにあたって労働組合に平和協定を提案し、そのなかで賃金増額を行おうとする理由は以上の点にあるのである。

将来の協定と発展の可能性と保証に対し、この際経営上の無理をおかして思い切った賃金増額を行おうとするものである。

㈢　しかしながら、今回の賃金増額は、経営の現状から考えれば非常な無理を伴うことで何時までもこのような無理を続けるならば、やがて破綻をますことは明白である。あくまでも、これは将来の発展と長期安定への見通しのもとでの賃金増額である。

このような意味で、今後の賃金の問題として、経営の安定を前提とした適正な人件費配分の問題を考えていかなければならない。この問題の検討を今後の課題としてとりあげることにしたい。

㈣　現状における賃金増額の方法については、設備の新増設、技術の進歩等いわゆる急速な技術革新との関係を考えなければならない。従来の年功序列賃金を再検討し、職務給を導入する方向を考えることが絶対的に必要だと考える。

㈤　以上のような考えから、今回の賃金増額にあたって、年功序列賃金について今直ちに再検討を加えることは困難であるが、年功序列賃金のまずさを更に拡大するという方向でなくて少くとも生産の新しい担い手に対する評価が幾分なりとも入れられる方向で考えたい。

次に職務給導入に伴う賃金体系の改訂に取りくむこととし、

少くとも三七年四月実施を目標として作業を進めたい。

(六) 以上諸点について、さらに詳細を以下説明する。

二、「定期昇給基準額」の改訂について

(一) 定期昇給基準額を別表の通り改訂する。（省略）

(二) 改訂の内容

イ　標準昇給線の上昇

各級のA線を一～八級一八〇円、九～一三級二〇〇円増額する。これにより、現行昇級制度を職務能力、成績に重点をおく方向に進めたい。

今回の改正により、中卒、高卒のA線は、それぞれ新大卒、B線に接近し、成績優秀者については、殆んど学歴差がなくなるといえる。

(三) 初任基本給の改訂

過去の調整分（34／4二五〇円）と(四)による一律一〇〇円の増額を織り込んで初任基本給を次の通り改正する

中学卒	八、三五〇円
高校卒	九、九五〇円
新大卒	一五、九五〇円

以下省略。

第五節　定期給与と臨時給与

一九五九年における臨時給与（特別に支払われた給与）が、現金給与総額に占める比率（第79表）は、年平均において鉱業一四・二%、製造業一七・五%である。前年は前者が一五・九%、後者が一六・三%であったのに比べると、鉱業は比率が低下し、製造業は比率が増大している。これは鉱業（特に石炭産業）が不況で一時金の支給が押えられたのに対して、製造業は活況を呈し、一時金の支給が増加したためである。

第79表　鉱業・製造業における臨時給与の現金給与総額中に占める割合

（%）

年　月	鉱　業	製造業
1959年 1月	3.3	5.1
2月	0.8	0.7
3月	0.8	1.4
4月	3.5	2.0
5月	2.6	1.6
6月	16.3	27.0
7月	12.0	37.1
8月	37.1	6.8
9月	1.6	1.4
10月	0.6	2.0
11月	0.6	4.2
12月	46.4	55.8
1959年平均	14.2	17.5

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査」より算出。

臨時給与の支給状況を、定期給与に対する割合、すなわち支給率によってみると、調査産業総数で二・五五ヵ月分で、いずれも戦後の最高を記録し、これを実額の対前年増加率でみると、調査産業総数で一三・二%の増加を示した。

次に臨時給与の一九五九年における月別推移をみると、鉱業では一二月（一万八九八七円）、八月（一万二四五五円）が最も多く、次いで六月、七月の順となっている。製造業では一二月（二万二八〇七円）、七月（二万〇〇五一円）が最も多く、次いで六月、八月の順となっている。

次に製造業規模別に「定期給与」に対する「臨時給与」の比率をみ

第80表　定期給与に対する臨時給与の比率

規模別	定期給与(A)	臨時給与(B)	B/A
	円	円	%
500人以上	21,322	5,584	26.2
100～499人	15,585	3,143	20.1
30 ～ 99人	13,437	1,654	12.3

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査」による。

ると（第80表）、企業の規模が大きいほど、臨時給与の比率が高くなっている（五〇〇人以上二六・二、一〇〇～四九九人二〇・一、三〇～九九人一二・三）。また前年は、臨時給与の比率が五〇〇人以上二四・六、一〇〇～四九九人一八・三、三〇～九九人一〇・八であったから、いずれの規模の企業においても二％程度比率が高くなっている。

第六節　賃金不払の状況

一九五九年における賃金不払事件件数は、第81表のように当年把握した件数では一九五八年が一万七二二五件であるのに対して一万三九六七件であり、一九％の減少となっている。また総不払件数からみても、一九五八年は二万〇九七一件であるのに対して、一万八〇七三件であり、これまた一三％の減少である。当年未解決件数も四一〇六件から三三二四件に減少した。このような賃金不払事件件数の減少は、いうまでもなく経済情勢が好転したからである。

賃金不払金額では、第82表のようにまず当年新たに増加した不払金額が、一九五八年の一五億五六〇二万円から四四億五六二五万円と大幅に増加しており、また総不払金額でも一九億三五一二万円から四九億五六四九万円にはね上がっている。更に差引不払金額も五億二四万円から八億七八〇三万円に増加している。このような金額の増加は、石炭産業の不況を反映したものであろう。

次に企業規模別の賃金不払発生件数の月別推移をみると（第83表）、規模が小さくなるほど不払件数の多いことがわかる。すなわち三〇〇人以上の規模の企業は、〇・七％から一・八％にしかすぎないが、一〇～九九人三二％～四〇％、一～九人五八％～六四％と圧倒的に多い。しかし前年に比べると三〇〇人以上の件数がやや多

第81表　賃金不払事件件数

（単位　件）

年　月	前年(月)より未解決の件数	当年(月)把握した件数	総取扱件数	解決件数	当年(月)末未解決件数
1952年	3,801	17,880	21,681	18,749	2,932
1953年	2,932	20,180	23,112	20,216	2,896
1954年	2,896	25,086	27,982	23,227	4,755
1955年	4,755	27,110	31,865	26,748	5,117
1956年	5,117	19,442	24,559	20,401	4,158
1957年	4,158	16,405	20,563	16,817	3,746
1958年	3,746	17,225	25,971	16,865	4,106
1959年	4,106	13,967	18,073	14,749	3,324
1959年 1月	4,106	1,154	5,260	1,232	4,028
2月	4,028	1,189	5,217	1,205	4,012
3月	4,012	1,242	5,254	1,319	3,935
4月	3,935	1,077	5,012	1,146	3,866
5月	3,866	1,088	4,954	1,099	3,855
6月	3,855	1,187	5,042	1,113	3,929
7月	3,929	1,209	5,138	1,148	3,990
8月	3,990	1,233	5,223	1,210	4,013
9月	4,013	1,024	5,037	1,064	3,973
10月	3,973	1,049	5,022	1,098	3,924
11月	3,924	1,165	5,089	1,177	3,912
12月	3,912	1,350	5,262	1,938	3,324

〔備考〕　労働省「賃金不払事件の状況」による。

第82表　賃金不払事件金額

(単位　1,000円)

年　月	前年(月)より未解決の不払金額	当年(月)新たに増加した不払金額	総不払金額	解決金額	差引不払金額
1952年	589,460	4,733,233	5,322,693	5,007,795	314,898
1953年	314,898	3,895,032	4,209,929	3,766,520	443,409
1954年	443,409	9,162,392	9,605,801	8,129,987	1,475,814
1955年	1,475,814	7,382,052	8,857,866	7,692,360	1,165,507
1956年	1,165,507	2,507,843	3,673,350	3,079,778	593,572
1957年	593,572	1,067,110	1,660,681	1,281,577	379,104
1958年	379,104	1,556,020	1,935,124	1,434,883	500,240
1959年	500,240	4,456,246	4,956,486	4,078,454	878,032
1959年 1月	500,240	99,699	599,939	97,286	502,653
2月	502,653	515,437	1,018,090	165,293	852,797
3月	852,797	113,803	966,600	94,529	872,071
4月	872,071	77,077	949,148	81,811	867,336
5月	867,336	89,342	956,678	75,474	881,205
6月	881,205	89,169	970,374	425,919	544,455
7月	544,455	370,787	915,242	356,931	558,311
8月	558,311	425,515	983,827	426,117	557,710
9月	557,710	577,333	1,135,043	399,316	735,726
10月	735,726	661,060	1,396,787	490,346	906,441
11月	906,441	778,357	1,684,798	701,297	983,500
12月	983,500	658,767	1,642,167	764,135	878,032

〔備考〕　労働省「賃金不払事件の状況」による。

第83表　賃金不払事件規模別状況

年　月	300人以上		100～299人		10～99人		1～9人		計	
	件数	比率	件数	比率	件　数	比率	件　数	比率	件　数	比　率
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1959年 1月	8	0.7	36	3.1	390	33.8	720	62.4	1,154	100.0
2月	8	0.7	27	2.3	420	35.3	734	61.7	1,189	100.0
3月	6	0.5	42	3.4	449	36.2	745	59.9	1,242	100.0
4月	6	0.6	39	3.6	399	37.0	633	58.8	1,077	100.0
5月	7	0.6	25	2.3	391	35.9	665	61.2	1,088	100.0
6月	12	1.0	23	1.9	391	32.9	761	64.2	1,187	100.0
7月	12	1.0	33	2.7	453	37.5	711	58.8	1,209	100.0
8月	17	1.4	26	2.1	450	36.5	740	60.0	1,233	100.0
9月	18	1.8	29	2.8	346	33.8	631	61.6	1,024	100.0
10月	8	0.8	31	3.0	417	39.7	593	56.5	1,049	100.0
11月	7	0.6	23	2.0	442	37.9	693	59.5	1,165	100.0
12月	12	0.9	34	2.5	469	34.7	835	61.9	1,350	100.0

〔備考〕　1)　件数は各月末現在未解決件数である。

2)　労働省「賃金不払事件の状況」による。

くなっていることが目だつ。

三〇〇人以上の規模の企業の不払件数の月別推移をみると、七、八、九月に若干増加をみている。一〇〇～二九九人の規模の企業は、上期がやや高く、下期には減少の傾向をみせており、また一～九人の規模の企業は上期、下期ともほとんど変わりがない。なお、総件数で最も多かったのは、一二月の一三五〇件、次いで三月の一二四二件の順となっている。

第二章　労働時間

第一節　労働時間の概況

一九五九年中における労働時間の推移をまず毎月勤労統計結果表によってみると第84～88表のとおりである。

（注）実労働時間数とは所定内および所定外労働時間数を合わせたもので、調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間および運輸関係労働者の手待時間は含める。

ただし、本来の職務外として行なわれる当宿直の時間は含めない。

㈠　所定内労働時間数――事業所の就業規則で定められた正規の始業時間と終業時間との間の実労働時間数のことである。

㈡　所定外労働時間――早出、残業、臨時の呼出し、休日出勤等の実労働時間数のことである。

第84表　常用労働者1人平均月間総実労働時間・出勤日数（常雇規模30人以上）

区分		全産業	鉱業	製造業	卸売および小売業	金融および保険業	運輸通信その他の公益事業	
総労働時間		時間	時間	時間	時間	時間	時間	
	1955年平均	194.8	191.3	198.0	190.9	176.1	193.7	
	56年 〃	199.3	193.8	204.4	194.4	178.2	194.8	
	57年 〃	193.3	194.6	102.9	293.1	177.4	194.1	
	58年 〃	198.0	191.6	201.4	196.7	178.7	195.4	180.3
	59年 〃	200.1	189.2	204.7	196.1	178.4	195.9	180.9
出勤日数		日	日	日	日	日	日	
	1955年平均	23.9	23.3	23.8	24.7	23.9	23.8	
	56年 〃	24.2	23.3	24.2	25.1	24.3	24.0	
	57年 〃	23.9	23.1	23.0	24.9	24.1	23.8	
	58年 〃	24.0	22.8	24.0	25.1	24.2	23.8	23.7
	59年 〃	24.0	22.7	24.1	24.9	24.1	23.8	23.7

〔備考〕1958年以後の「運輸通信その他の公益事業」は運輸通信業および電気・ガス・水道業に区分す。

第85表　総実労働時間数

(単位　時間)

産業	1957年 平均	1958年 平均	1959年 年平均	1959年 1～6月平均	1959年 7～12月平均
調査産業総数	198.3	192.0	200.1 (1.1)	196.5	203.7
鉱業	194.6	191.6	189.2 (△1.3)	184.8	193.5
製造業	202.2	201.4	204.7 (1.6)	201.2	208.3
卸売および小売業	193.1	196.7	196.1 (△0.3)	193.6	198.7
金融および保険業	177.4	178.7	178.4 (△0.2)	175.5	181.4
運輸通信業	194.1	195.4	195.9 (0.3)	192.7	199.1
電気・ガス・水道業		180.3	180.9 (0.3)	176.6	185.2

〔備考〕　カッコ内は対前年増減率，△印は減少を示す。以下各表同じ。

第86表　所定内労働時間数

(単位　時間)

産業	1957年 平均	1958年 平均	1959年 年平均	1959年 1～6月平均	1959年 7～12月平均
調査産業総数	178.4	179.6	179.3 (△0.2)	176.6	182.0
鉱業	171.1	169.4	167.9 (△0.9)	164.0	171.7
製造業	180.1	181.1	180.9 (△0.1)	178.5	183.4
卸売および小売業	181.5	184.6	183.5 (△0.6)	181.5	185.6
金融および保険業	164.1	165.8	164.8 (△0.6)	161.9	167.8
運輸通信業	178.3	180.1	179.0 (△0.6)	176.4	181.6
電気・ガス・水道業		165.6	166.3 (0.4)	162.7	169.8

第87表　所定外労働時間

(単位　時間)

産業	1957年 平均	1958年 平均	1959年 年平均	1959年 1～6月平均	1959年 7～12月平均
調査産業総数	19.9	18.4	20.8 (13.0)	19.9	21.7
鉱業	23.5	22.2	21.3 (△4.1)	20.3	21.8
製造業	22.8	20.3	23.8 (17.2)	22.7	25.0
卸売および小売業	11.6	12.1	12.6 (4.1)	12.1	13.1
金融および保険業	13.3	12.9	13.6 (5.4)	13.6	13.6
運輸通信業	15.8	15.3	16.9 (10.5)	16.3	17.6
電気・ガス・水道業		14.7	14.6 (△0.7)	13.9	15.4

すなわち、常雇規模三〇人以上の事業所における月間総実労働時間数の一九五九年平均は、調査産業総数で二〇〇・一時間と一九五八年平均より二・一時間（一・一％）を増加し、これを所定内外別にみると、所定内労働時間数は一七九・三時間で前年平均に比べ〇・三時間（〇・二％）の減少を示したのに対して、所定外労働時間数は二〇・八時間で前年平均より二・四時間（一三・〇％）の大幅な増加を示した。所定外労働時間数の増加は特に製造業（三・五時間、一七・二％増）において目だっている。鉱業では所定内外ともに減少を示しており、電気・ガス・水道業では前述の一般的傾向とは逆に所定内労働時間数は増加（〇・七時間、〇・四％）し、所定外労働時間数ではわずかではあるが減少（〇・一時間、〇・七％）を示していた。

第88表　製造業規模別総実労働時間数

（単位　時間）

区　分	500人以上	100～499人	30～99人
1958年平均	192.5 (100.0)	202.9 (105.4)	210.7 (109.5)
上期	189.2 (100.0)	199.3 (105.3)	206.8 (109.3)
下期	195.7 (100.0)	206.6 (105.6)	214.5 (109.6)
1959年平均	196.4 (100.0)	205.9 (104.8)	214.3 (109.1)
上期	192.3 (100.0)	202.7 (105.4)	210.7 (109.6)
下期	200.4 (100.0)	209.1 (104.3)	218.0 (108.8)

また、製造業における月間総実労働時間数の事業所規模間格差を、五〇〇人以上の大規模事業所を一〇〇とした比率でみると、一〇〇～四九九人が一〇四・八、三〇～九九人が一〇九・一となり、規模の小さい事業所ほど労働時間数の長いことを示すが、一九五八年のそれぞれ一〇五・四、一〇九・五に比べると、大規模事業所を多く含む金属機械、ゴム製品製造業などにおける労働時間の増加が大きかったために格差は若干減少している（第88表）。

第二節　労働時間制度

労働省統計調査部編『昭和三三年一〇月、労働時間制度調査結果報告』（一九五九年一一月刊）によって、以下労働時間・休憩、交替制度についてみると次のごとくである。

（注）労働時間制度調査は一九五八年一〇月一日現在で、全国における鉱業事業所と、製造業のうち食料品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、計量器・測定器・測量機械・理化学機械・医療機械・光学機械および時計製造業に属する常用労働者三〇人以上の事業所で、「昭和三三年給与構成調査」の対象となった一二四六事業所（所属労働者約四八万人）を対象として実施された。

調査事項は、(1)勤務制度、所定労働時間、所定休憩時間、労働者の種類、性および年齢別常用労働者数（監視または断続的労働従事者に関するものを除く。以下同じ）、(2)時間外労働時間の限度、(3)時間外労働、深夜労働および休日労働の賃金割増率、(4)休日（週休を除く）、年次有給休暇およびその他の休暇、(5)所定労働時間、時間外労働時間の限度および交替制の過去一カ年間における変更の有無、内容、(6)操業短縮の労働時間への影響。

なお、同調査は一九五三年五月、一九五五年一一月、一九五七年一一月に引続き四回目の調査である。

(1) 所定労働時間　所定労働時間別の労働者の分布によってみると、若干の例外的な場合もみられるが、調査事業所の労働者の大部分は七時間かまたは八時間を所定労働時間としている(第89表)。産業別には、鉱業（石炭鉱業を含む、以下同じ）の坑外事業所で七時間勤務の労働者が七三%、八時間勤務の労働者が二二%を占め、そのほかの所定労働時間で勤務する労働者は五%にすぎない。一方、坑内事業所では、七時間勤務の労働者はわずかに五%にすぎず、大部分の労働者の所定労働時間は八時間となっている。鉱業のうちで比重の大きい石炭鉱業についても同様の傾向がみられ、石炭の坑内事業所の八時間勤務の労働者の比率は九八%を占めている。このように坑内事業所の大多数の労働者の所定労働時間が、坑外事業所における大多数の労働者の七時間制に対して八時間制となっているのは、坑内事業所の所定労働時間には所定休憩時間を含むことによる。

次に製造業関係の産業における状況をみると、まず所定労働時間を七時間とするものはパルプ・紙（六〇・七%）、出版・印刷（六〇・二%）、石油・石炭製品（六八・七%）および窯業・土石製品（五〇・五%）に多く、そのほかの産業では食料品が三四・八%、ゴム製品は一〇%に満たない。また八時間を所定労働時間とするものは、ゴム製品（七三・〇%）、金属製品（六七・七%）が特に高率であり、そのほかの産業は二〇%ないし四〇%前後の比率である。これからみられるように、これら調査産業においては、七時間または八時間を所定労働時間とする労働者が（精密機器の約六割を別として）全体の八割から九割を占めるという結果を示している。このように大部分の労働者がおおむね所定労働時間の下限とみられる八時間の両端に分布している状況がかなり明瞭にみられるが、出版・印刷および石油・石炭製品の二産業においては六時間台の時間を所定労働時間とする労働者がかなりの率を占めている。また精密機器、金属製品およびゴム製品等の産業においては所定労働時間が他の産業に比べてやや長いようにみられる。

第89表　産業および所定労働時間別労働者の分布比率（1958年10月）　(%)

産業	計	時間 分 ～6.59	7.00	7.10～7.29	7.30	7.31～7.59	8.00	8.01～
鉱業 抗外	100.0	0.1	72.6	2.5	2.0	0.6	22.1	0
抗内	100.0	0.1	4.6	0.3	3.2	0	91.4	0.4
石炭鉱業 坑外	100.0	0.1	75.5	3.3	0.3	0.3	20.5	0
坑内	100.0	0	2.1	0	0	0	97.6	0.3
食料品	100.0	0.6	34.8	9.9	13.1	1.7	39.3	0.5
パルプ，紙，紙加工品	100.0	0.2	60.7	3.7	5.9	2.0	27.3	0.2
出版，印刷	100.0	11.1	60.2	2.0	1.0	1.3	24.4	0
石油製品，石炭製品	100.0	5.8	68.7	0	2.5	0.5	22.4	0
ゴム製品	100.0	0.0	8.1	14.6	2.9	1.3	73.0	0.1
窯業，土石製品	100.0	0.1	50.0	5.5	1.5	3.1	39.8	0.1
金属製品	100.0	0	13.6	7.3	1.3	10.2	67.7	0.0
精密機器	100.0	0	17.8	15.6	13.8	11.2	41.5	0.1

(2) 所定休憩時間　休憩時間については、労働基準法に、労働時間が五時間を越えるときは少なくとも四五

分、八時間を越えるときは少なくとも一時間の休憩時間を与えなければならないことが定められているが、これを調査結果について所定休憩時間別の労働者の分布比率でみると、一般に六〇分制のものがかなりの比重をもっている。すなわち第90表によると労働者の所定休憩時間別分布の大部分は四五分と六〇分に集中しているが、とりわけ六〇分の比率が高い。産業別にみると、鉱業では六〇分が労働者のほぼ九五%を占め、パルプ・紙、印刷・出版および石油・石炭製品も九割以上を占めている。したがってこれらの産業では、六〇分の分布に次ぐ四五分の比率は三～四%（出版・印刷はやや多く七・五%）とごく低くなっている。これに対して、四五分の比率が比較的目だつものは食料品（一八・九%）、ゴム製品（二四・五%）、金属製品（三五・五%）および精密機器（四三・六%）等であるが、これらいずれの産業においても六〇分の比率は四五分より高くなっている。所定休憩時間を六〇分以上と六〇分未満に二区分して分布をみると、各産業とも過半数（精密機器の五二・五%から鉱業坑外の九六・一まで）が六〇分以上である。

第90表　産業および所定休憩時間別労働者の分布比率　(%)

産業	計	～44分	45	46～59	60	61～
鉱業　坑外	100.0	0.1	3.4	0.4	94.2	1.9
坑内	100.0	0.3	3.8	0.6	94.8	0.5
石炭鉱業　坑外	100.0	0	3.9	0.6	94.9	0.6
坑内	100.0	0.3	4.3	0.7	94.6	0.2
食料品	100.0	0.4	18.9	0.8	66.9	13.1
パルプ，紙，紙加工品	100.0	0.0	1.2	2.9	92.3	3.6
出版，印刷	100.0	0.5	7.5	0.8	91.2	0
石油製品，石炭製品	100.0	0	4.8	0	91.1	4.1
ゴム製品	100.0	0.2	24.5	23.1	50.7	1.5
窯業，土石製品	100.0	0.0	10.1	1.2	76.8	11.8
金属製品	100.0	0.6	35.5	4.7	56.3	2.8
精密機器	100.0	0.5	43.6	3.4	47.3	5.2

(3)　交替制度　交替制勤務に従事する労働者は製造業関係八産業の計でみると一六%、鉱業では六三%となっており、鉱業に比べて製造業関係産業の場合はかなり少ない。実施状況をまず事業所の面

第91表　産業および交替制実施有無別事業所の分布比率　(%)

産業	計	交替制を実施しない事業所	交替制実施事業所
鉱業　坑外	100.0	36.5	63.5
坑内	100.0	24.8	75.2
石炭鉱業　坑外	100.0	33.0	67.0
坑内	100.0	16.0	84.0
食料品	100.0	63.4	36.6
パルプ，紙，紙加工品	100.0	44.8	55.2
出版，印刷	100.0	87.7	12.3
石油製品，石炭製品	100.0	59.0	41.0
ゴム製品	100.0	68.2	31.8
窯業，土石製品	100.0	45.8	54.2
金属製品	100.0	86.4	13.6
精密機器	100.0	95.3	4.7

第92表　産業および規模別交替制実施事業所の比率

(%)

規模別＼産業別	鉱業(坑外)	鉱業(坑内)	石炭鉱業(坑外)	石炭鉱業(坑内)	食料品	パルプ・紙・紙加工品	出版・印刷	石油製品・石炭製品	ゴム製品	窯業・土石製品	金属製品	精密機器
5,000人以上	78.0	92.5	83.3	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
1,000人以上	84.6	76.9	80.0	90.9	52.4	95.7	38.9	68.0	74.1	96.2	33.3	9.5
500 ～ 999人	77.8	85.7	75.0	100.0	36.4	61.5	50.0	42.9	72.7	68.2	28.6	23.1
100 ～ 499人	60.9	75.0	59.4	78.1	34.8	60.0	11.1	36.0	19.1	48.9	20.0	3.4
30 ～ 99人	26.5	32.0	25.0	40.0	23.9	36.7	0	19.2	9.1	30.6	4.2	0

からみてみよう。労働者をその数の多少にかかわらず交替制勤務に従事させている事業所を交替制実施事業所とし、その数の調査事業所数に対する割合によってみると、まず産業別では第91表のように鉱業における比率が高く、坑外事務所で六四%、坑内事務所では七五%を占めている。他方、製造業関係産業についてみると鉱業の場合に比べて一般に少なく、最も多いパルプ・紙の場合で五五%、窯業・土石製品が五四%で、そのほかはいずれも半数以下である。特に精密機品は四・七%、出版・印刷と金属製品はともに一〇%台で交替制実施事業所はかなり少なくなっている。またこれを規模別にみると、一般に各産業とも大規模事業所に交替制実施事業所が多くなっている。鉱業、パルプ・紙および窯業・土石製品の一〇〇〇人以上の規模では八割から九割の事業所が交替制を実施しているが、三〇～九九人の規模になると、交替制が比較的多く行なわれているこれらの産業においても、交替制を実施する事業所は三割前後で、出版・印刷および精密機器では交替制実施事業所はみられなくなっている（第92表）。

次に交替制勤務に従事する労働者数をみてみると、調査事業所の全労働者に対して交替制勤務に従事する労働者の割合は、最も高い鉱業坑内では約八〇%を占めるが、そのほかの産業ではかなり低くなり、パルプ・紙で四〇%、鉱業坑外、石油・石炭製品および窯業・

第93表　産業，労働者の種類および交替制の種類別労働者の分布比率（規模計）

(%)

産業	二交替制勤務		三交替制勤務	
	生産労働者	管理，事務および技術労働者	生産労働者	管理，事務および技術労働者
鉱業　坑外	12.1	4.0	20.4	7.0
坑内	22.3	12.4	57.9	51.0
石炭鉱業　坑外	15.4	4.9	20.5	7.7
坑内	22.6	12.9	62.0	55.0
食料品	3.9	0.6	10.8	0.1
パルプ，紙，紙加工品	6.0	0.3	46.9	7.0
出版，印刷	4.9	1.4	6.8	3.0
石油製品，石炭製品	11.2	1.1	31.6	1.1
ゴム製品	4.2	0.6	12.5	1.4
窯業，土石製品	3.1	0.5	24.7	7.0
金属製品	3.8	0.3	2.5	0
精密機器	0.2	0	0.1	0

土石製品などの事業所数では四〇～六〇%とかなりの率を示したものでも労働者数では二五%程度であり、食料品、出版・印刷およびゴム製品は一〇～一五%、金属製品、精密機器はさらに少なく五%、〇・二%となっている。これを生産労働者の場合についてみると（第93表）、調査事業所の生産労働者のうち交替制勤務に従事する者の比率は、鉱業では坑内が八〇%と最も高い率を示しており、製造業関係の産業ではパルプ・紙が五三%を占めて最も高く、石油・石炭製品の四三%、窯業・土石製品の二八%、ゴム製品の一六%、食料品の一四%等がおもなものとなっている。交替方法では、各産業とも三交替制で勤務する者が多く、その比率は交替制で勤務する者に対してパルプ・紙、窯業・土石製品で約九〇%（生産労働者）、石油・石炭製品では七四%となる。

第三節　主要労組における労働時間の現状と労働時間短縮要求

総評は一九六〇年二月五、六日（於網代）に労働時間短縮のための討論集会を開催し、各労組の統一目標として、週四〇時間制の実現をきめ、全労会議もまた週休二日制の実現を主張している。

労働時間短縮の目標（総評一九六〇年度運動方針案）

一　中心目標を週四〇時間とし、これを最低基準として労働基準法改正を闘う。

二　各単産は立法化の闘争とともに

(イ)　機械、造船、紙パなど残業の多いところは残業規制あるいは定時間でかえる運動を大幅賃上げの闘争のなかでおこしてゆく。

(ロ)　電通、合化、鉄鋼など技術革新の急速にすすんでいる産業、炭鉱、金属鉱山のように非人間的な重筋労働のところ、交通産業のように多数の人命をあずかっているところでは、時間短縮について先駆的な闘いをおこす。

(ハ)　時間短縮闘争を全体で闘ってゆくためには、すべての組合が週四〇時間を目ざして、それぞれの事情にあわせて要求を提出する必要がある。

(ニ)　一組合だけがとくによい労働条件を獲得し、維持することは困難だから、大産業別統一目標をかかげて統一闘争をくむ。

そして、全電通、国鉄その他の労組が労働時間短縮を一九六〇年春闘要求の一つとしてとりあげたのをはじめ、労働時間短縮はここ数年来切実な要求として登場してきており、組合員大衆の間にかなりに幅広い浸透をみせてきているのは、最近における設備の近代化と合理化、更にまた生産の増加に伴って、実労働時間が延長され、あるいは延長されなくても時間当たり労働密度が増加してきており、労組として真剣に対処することを必要とするにいたったものといえよう。主要労組における労働時間の現状並びに労働時間短縮要求は次のとおり（日本労働組合総評議会「労働時間短縮闘争――合理化反対討論集会資料――」および同機関紙「総評」一九六〇年二月二九日号による）。記載順序は、(一)実働時間（週当たり平均労働時間）、(二)拘束時間（同上）、(三)短縮要求その他。

日教組――(二)拘束四四時間。(三)一九五八年一〇月一日の八〇〇〇人の実体調査によると、時間外の最大頻度は週一〇時間、五〇時間以上六九人、〇時間四八人。

国鉄――(一)拘束時間、(1)乗務員甲四五時間（三万六〇六〇名）、同乙四八時間（二万九五〇三名）、(2)日勤甲四二・四五時間（二万七五一二名）、同乙四六・三〇時間（一八万六六三九名）、(3)夜勤四六・三〇時間（三三四名）、(4)特日五〇時間（一万一六九名）、

(5)一昼夜交替五四時間(一一万五六〇五名)、(6)三交替四六・三〇時間(一万二三四六名)、(7)特別交替甲、乙四八時間(三六九六名)。

㈢一九五九年二月公労委に調停申請を行なった短縮要求、(1)乗務員甲一日七時間(週四二時間)、同乙一日七時間(週四三時間三〇分)、(2)日勤甲、乙とも一日七時間一五分(甲週四〇時間、乙週四三時間三〇分)、(3)夜勤一日七時間一五分(週四三時間三〇分、(4)特日一日八時間(週四八時間)、(5)一昼夜交替一日八時間(週四八時間)、(6)三交替甲、乙とも一日七時間一五分(週四三時間三〇分)、(7)特別交替甲一日七時間一五分(週四三時間三〇分)、同乙一日七時間(週四二時間)。

全逓――㈠実働四四時間。㈡拘束時間、特定郵便局の郵便、電信、電話業務に服する内勤六人未満のところは一週六〇時間、六名以上一一人未満のところは四八時間。㈢東京、大阪、名古屋、神戸、京都の五大中央郵便局でまず実働時間週四〇時間にする方針をとっている。

全電通――㈡拘束四七時間。㈢去る一九五七年度合理化局所について週三〇分の時間短縮を実現したのに引続き、更に合理化反対闘争の柱として、週二時間短縮を目標に休日休暇の完全消化、よけいな仕事をしない運動をつみあげてきた。そして、一九五九年秋の広島の中継機械、松山の自動化、常磐の集中改式に対しては各局の労働者が二時間の時間短縮と要員確保を要求した。それは実現するにいたらなかったが、「将来時間短縮を行なう」という一札をとっている。七月の大会では「雇用拡大に伴う時間短縮」という長期方針とともに拘束週一時間短縮方針をかかげている。

全林野――㈡拘束四八時間。㈢現場労働者は出来高払い賃金のため、働けるだけ働く長時間労働である。事務労働者も超勤が長く、月三〇時間ぐらいになるが、予算がないという理由で、それに対する支払いが行なわれていない。運動方針では現場労働者の出来高払い制を日給にすること、事務労働者の労働時間一日一時間短縮をかかげている。

炭労――㈡拘束四八時間。㈢坑内夫の拘束時間を一方につき七時間三〇分とすることを当面の目標としており、特に請負給者の時間外労働を縮小するとともに、一斉休憩と有給休暇権利の完全実施による実働時間の短縮を方針としている。

私鉄(大手一三社)――㈠実働時間、(1)駅務一昼夜交替の場合一八時間が大部分、九時間と一六・五九時間が各一組合、(2)鉄軌乗務員(運転手、車掌)一日六時間から七時間の間が大部分、(3)自動車乗務員七時間から七時間三〇分が多数。㈡拘束時間、(1)駅務一昼夜交替の場合二四時間が大部分、一〇時間と一八・五九時間が各一組合、(2)鉄軌乗務員七時間と八時間が多数、(3)自動車乗務員八時間と八時間三〇分が多数。㈢一九五九年秋の協約闘争に九二組合が立ち上がり、四千人以上の組合員が週一〇～一五分の時間短縮を実現した。

全鉱――㈡拘束四八時間。㈢坑内にいる時間が七時間三〇分以上の組合は七時間三〇分に短縮する目標をかかげ、春闘で賃上げとともに要求した。大手では日鉄鉱連が七時間三〇分を実現した。

全国金属――㈠実働四三・三〇時間。㈡拘束四八時間、㈢春闘では二〇数支部が一日一時間から三〇分の短縮を要求し、そのうち光洋精工(約一〇〇〇名)が一日八時間を七時間三〇分に、東京ラシ(約四〇〇名)が七時間三〇分を七時間に、紡機製造(約二〇〇名)が一五分の短縮を実現した。

国際電電――㈠実働四四時間(休憩を除く)。㈡拘束四七・三〇

時間。㈢週四〇時間制を要求中。

全国旅客――㈢さん下の京都地区ハイヤータクシー組合は、一九五九年春統一要求をだし、一日二交代八時間制を実現した。

化学同盟――㈢ゴム共闘は一九五九年末闘争で七時間以上の組合を七時間に短縮する要求をだしている。そのうち大津ゴム労組は七時間制を実現した。

全食労協――㈢ビール労連は一九五九年秋の闘争で、七時間一五分から七時間への時間短縮を実現した。

都市交通――㈢一九五九年度大会で拘束八時間、実乗車五時間三〇分の統一方針をきめ、三組合がそれを実現した。

全電線――㈢七時間三〇分以上の六組合は、一九五九年末までに一五分短縮を実現した。

電機労連――㈢松下電器高槻工場では、一九五九年八月交替勤務のうちB、C番は一人六時間に短縮、しかもA番と同じ八時間の賃金を確保した。

新聞労連――㈢一九五九年秋季闘争では、共同、日経、中国、高知など八組合が七時間制を要求した。そのうち共同ほか二組合は、原則的に七時間制（一時間短縮）をみとめさせ、一九六〇年秋の協約改訂時期にそれを確認させる闘争を続けている。日経労組では宿直あけ日勤について七時間制を実現した。

紙パ労連――㈢本州製紙釧路工場では、オートメーション工場の稼動開始に当たり、組合は四組三交替制を要求し、会社は三組を主張して対立した。一九五九年四月から六月にかけて団交を重ねた末、組合のスト通告によって、会社側もついに折れ、四組制にみあう人員増をみとめ、三年後に実施する協定がむすばれた。

（注）　参考資料、総評「各産業における時間短縮闘争の現状」および同「時間短縮討論集会議事録」（一九六〇年二月）。

第三章　労働災害と職業病

第一節　労働災害の概況

一九五九年中における労働災害の発生状況を労働省労働基準局の資料（「安全の指標」――一九六〇年刊――その他）によってみると次のとおり。

（注）　以下の数字（度数率、強度率を除く）は、労働基準法施行規則第五七条にもとづく事業主からの労働者死傷報告により労働基準局でまとめたもので、いわゆる「産業安全」監督のための参考資料として作成されている。災害によって受ける身体

第94表　産業別災害率（1959年）

産業	度数率	強度率
調査産業総数	18.71	1.91
林業	25.15	2.71
鉱業	80.05	7.05
建設業	33.26	5.74
製造業	10.16	0.87
運輸事業	16.63	1.59
電気，ガス，水道業	4.39	1.57
サービス業	18.28	1.41

〔備考〕　1）　本表は，100人以上の労働者を使用し，表記業種に属する事業場約11,200について，1959年1年間（1～12月）の休業1日以上の業務上の死傷災害発生率を労働大臣官房労働統計調査部において調査したものである。

2）　業種は，日本標準産業分類によった。

の被害とその程度はさまざまであるが、災害のために休業したものを休業傷害といい、治療を受けて休業するまでもなかった軽度の怪我を不休傷害と呼び、ここでは死亡事故と休業傷害についてだけ述べられる。そして休業傷害のうちでも休業八日未満の負傷者については、労働基準法施行規則の改正によって、従来毎月報告する建前になっていたものが、四半期ごとに報告するよう改められた結果、報告もれが多くなっている。もともと休業八日未満の負傷災害の報告率があまりよくなかったうえに、この改訂によって、いっそう報告もれが多くなっているので、八日未満の休業傷害については統計的観察が不可能になっている。

全国的な規模の労働災害統計には、そのほかに「労働災害統計結果表」（労働省労働統計調査部調査）がある。それは労働者一〇〇人以上の事業所における休業一日以上の業務上災害の発生状況を毎月あるいは年間にまとめて調査するもので、その結果は産業別の度数率、強度率として公表されている。第94表がそれである。いずれにせよ前記統計ともに未報告、調査もれがあって、その実数は必ずしも業務上災害発生の全体を示すものとはいいがたく、労働者災害補償保険法による労災補償申請件数とあわせて、わが国における労働災害発生の大体の動向を示すにすぎない。また鉱山における災害に関しては、特に通産省鉱山保安局で調査した統計がある。なお、度数率、強度率の

第95表　産業別死傷災害発生状況

（単位　人）

区分 ＼ 産業別	死傷計 1959年	死傷計 1958年	死傷計 増減数	死亡 1959年	死亡 1958年	死亡 増減数	休業8日以上傷害 1959年	休業8日以上傷害 1958年	休業8日以上傷害 増減数
合計	435,017	401,760	+33,257	5,895	5,368	+527	429,122	396,392	+32,730
鉱業を除く計	375,817	340,498	+35,319	5,074	4,453	+621	370,743	336,045	+34,698
製造工業	149,394	135,075	+14,319	1,147	1,032	+115	148,247	134,043	+14,204
鉱業	59,200	61,262	− 2,062	821	915	− 94	58,379	60,347	− 1,968
建設事業	122,306	112,185	+10,121	2,186	1,846	+340	120,120	110,339	+ 9,781
運輸事業	21,649	20,120	+ 1,529	390	334	+ 56	21,259	19,786	+ 1,473
貨物取扱事業	35,817	30,211	+ 5,606	301	241	+ 60	35,516	29,970	+ 5,546
農林業	29,612	28,191	+ 1,421	455	451	+ 4	29,157	27,740	+ 1,417
漁業	5,607	5,213	+ 394	257	245	+ 12	5,350	4,968	+ 382
その他の事業	11,432	9,503	+ 1,929	338	304	+ 34	11,094	9,199	+ 1,895

〔備考〕 1～12月間に発生した休業8日以上の死傷災害で翌年3月末日までの未報告は含まれていない。

計算方法は次のとおり。

度数率＝$\frac{\text{労働災害発生件数}}{\text{総実労働時間数}}$×1,000,000

強度率＝$\frac{\text{労働損失日数}}{\text{総実労働時間数}}$×1,000

死傷者数　一九五九年中に鉱業を除く全産業で発生した死亡者数および休業八日以上の重傷者数は第95表によると約三七万六千人で前年に比べて三万五千人（一〇・四％）の増、そのうち死亡者数は五〇七四人で、同じく六二一人（一三・九％）の増加を示している。産業別にまず死亡者数についてみると、建設事業が二一八六人で最も多く、次いで製造業が一一四七人、農林業、運輸業の順に多い。

また、重傷者数では製造業が一四万八千人、次いで建設事業の一二万人となっており、この産業のみで過半数を占め、以下貨物取扱

第96表　重大災害発生状況（1960年3月1日現在）

産業別	死傷者数（死亡者数）（人）	事故件数（件）																							
		事故の種類別件数																							
		合計件数	爆発						破裂	崩壊			倒壊	墜落	車両		火災	中毒・溺傷	溺難	その他
			小計	発破	その他の爆発性料品	引火性料品	可燃性ガス	その他の爆発		土砂石崩壊	落磐雪崩				自動車（含踏切事故）	軌道車（含機車）				
1958年合計	1,293（421）	232	56	17	14	10	9	6	5	34	8	3	18	4	53	2	5	4	11	29
1959年合計	2,089（533）	338	59	25	13	6	11	4	8	37	22	2	30	6	100	10	9	9	13	33
製造工業	570（70）	67	24		10	4	6	4	7				1		15		8	4		8
建設事業	1,022（243）	193	29	23	1	1	4			32	21	2	27	6	57		1	2		16
土石採取事業	52（12）	9	2	2						3	1				2					1
運輸事業	73（17）	14								1					10	2				1
貨物取扱事業	46（13）	11	1		1								2		5					4
林業	111（22）	18													7	8				1
漁業	145（139）	14													4				13	1
その他の事業	70（17）	12	3		1	1	1		1									3		1

〔備考〕　重大災害とは一時に3人以上の死傷者を伴った事故である。

事業、農林業、運輸事業の順となっている。以上を前年に対比すると、鉱業だけが石炭不況を反映して死亡、重傷ともに減少したほかは、各産業いずれも死亡者、重傷者ともに増加している。

重大災害の発生状況　一時に三人以上の死傷者を伴った重大災害は、一九五九年年間三三八件で前年の二三二件に比べ、実に一〇六件も大幅に増加した。またこれに伴う死傷者数は前年の一二九三人から二〇八九人（うち死亡者は四二一人から五三三人）となり、これまでの最高を示した。これら重大災害を産業別にみると、建設事業の一九三件が最も多く、製造工業の六七件がこれに次いでいるが、前年との比較では、建設事業の八八件増が最も目だっており、製造工業で二件の減となったほかは他の各産業ともかなりの増加を示している。事故の種類別に分類してみると（第96表）、自動車事故を主体とする車両関係の事故が一一〇件で最も多く、前年のちょうど二倍に達しており、一九五九年中における重大災害発生大幅増加の主因をなしている。車両事故に次いで多いのは発破、可燃性ガス、爆発性料品等による爆発事故で五九件を占め、次いで土砂岩石の崩壊三七件、倒壊三〇件、落磐二二件が目だっている。

中小企業における労働災害　製造工業、建設事業、運輸事業、貨物取扱業、農林業の五主要産業における年千人率（労働者千人当たり一年間に発生した死傷者の割合）を労働者一〇〇人以上を使用する事業所と一〇〇人未満の小事業所とに分けてみると、五産業全体の年千人率三四・八に対し、小企業は四四・六であり、労働者一〇〇人以上事業所の倍に当たる千人率を示していることがわかる。

年次	一九五三年	一九五四年	一九五五年	一九五六年	一九五七年	一九五八年
一〇〇人以上事業所	三〇・二	二九・七	二六・一	二四・八	二二・一	二一・四
一〇〇人未満事業所	三六・七	四〇・九	四一・七	四四・七	四六・〇	四四・八
規模計	三四・五	三六・八	三五・三	三七・〇	三六・五	三四・八

そして、一〇〇人以上規模事業所における年千人率が遂年低下の傾向にあるのに対し、小企業のそれは、一九五八年にわずかな低下があったものの、全体として上りこう配すなわち増加の傾向をたどってきたのである。このように年千人率の推移が両者で対照的な傾向をみせているのは、小企業における安全装置の整備や作業方式の改善がことのほかおくれていることを示すものといえよう。第97表の原因別統計がそのことを端的に示している。すなわち、全産業に対し、小企業が占める災害原因の割合をみると、動力伝導装置、一般動力機、手動揚重運搬機、手動機工具等による動力運転災害および取扱運搬災害が高率を示している。動力揚重機、爆発、破裂、高熱物等による災害が少ないのは、これらの災害の起こす危険性が小さいことを意味するものといえよう。

ところで中小工場のうちには、児童福祉法、労働基準法を無視して、しばしば年少者を雇用し、そのために生ずる不幸な災害もまれでない。一九五九年四月二日付朝日新聞は次のような事例を報道している。

一日午後四時ごろ、東京都葛飾区奥戸町七五一瑞穂印刷所の紙箱製造工場で、アルバイトにきていた南小岩小学校分校六年生幸子ちゃん（一一歳、露店商木村吉野さん長女）が機械のシャフトに頭の髪の毛をまきこまれた。幸子ちゃんは驚いて声も出なかったが、気づいた工員がすぐ機械を止め、近くの病院に運んだが、頭の骨を折っており生命が危ぶまれている。

幸子ちゃんを巻きこんだ機械は長さ一一メートル、幅一五メートルもある大きなもので、歯車のところには覆いがあるが、直径五センチのシャフトは裸のままだった。幸子ちゃんはボール紙の台紙を折ったり運んだりする仕事をしていたが、このときもシャフトのそばにボール紙を運んだ時、長くのばしていた髪の毛が回

第97表　小企業（労働者100人以下）における死傷災害発生状況（1958年）

原因別	全産業（人）			小企業（人）			全産業に対する小企業の比率（%）	
	死亡	休業8日以上	計	死亡	休業8日以上	計	死亡	休業8日以上
計	4,706	335,780	340,486	3,445	241,340	244,785	73	72
動力伝導装置	54	6,298	6,352	45	4,690	4,735	83	75
動力揚重機	163	4,907	5,070	88	2,416	2,504	54	49
動力運搬機	1,206	18,358	19,564	857	12,507	13,364	71	68
一般動力機	99	39,557	39,656	73	30,506	30,579	74	77
手動揚重運搬機	158	12,570	12,728	127	9,085	9,212	80	72
手動機工具	7	18,599	18,606	6	14,836	14,842	86	80
取扱運搬	214	110,765	110,979	162	79,729	79,891	76	72
飛来崩壊	903	52,519	53,422	700	36,885	37,585	78	61
撃突踏抜	83	22,972	23,055	55	15,914	15,969	66	69
墜落	784	27,452	28,236	550	20,512	21,062	70	75
電気	300	1,449	1,749	221	823	1,044	74	57
毒劇物	53	1,547	1,600	33	820	853	62	53
爆発破裂	181	1,739	1,920	108	1,035	1,143	60	60
高熱物	41	6,054	6,095	24	3,841	3,865	59	63
火災	33	232	265	30	152	182	91	65
倒壊	31	704	735	25	521	546	81	74
雑	396	10,058	10,454	341	7,068	7,409	86	70

〔備考〕1）死傷者数で，翌年3月分までの災害月報を集計した第95表と差異があるのは，報告のおくれた場合における調整分を含んでいないことによると思われる。
2）労働福祉事業団編「労働福祉」1959年11月号掲載「中小企業と安全(一)」による。

転するシャフトに巻きこまれた。

幸子ちゃんは近所の中学生二人が、春休みに入った二六日から同工場のアルバイトに通いはじめたのを聞き、二八日から一緒に働きにきていた。三人は三一日限りでやめることに決め会社側に申し出たが、一日に賃金を渡すといわれ延ばしたという。

南小岩小分校飯田清男主任の話「分校の児童三百人のうち、およそ五〇人は生活保護などをうけている貧しい家庭だ。それだけに学校としては、アルバイトを禁止することはできないが、あぶない仕事につかないよう注意はしていた」。

第二節　炭鉱の労働災害

通産省鉱山保安局「昭和三四年一～一二月、鉱山保安統計年報(概報)」によって、一九五九年中における炭鉱の労働災害発生状況をみると第98表のとおりである（同表中、一九五九年の数字は災害月報の速報集計で後日追加訂正されることになっている）。

同表によってみると、死亡五七四人、重傷二万二千人、軽傷三万三千人で、前年に比べて死亡者で五八人、重軽傷者合わせて四七八二人をそれぞれ減少している。ところで、死亡者を大手、中小炭鉱別に分けてみた場合には、大手二八六人、中小で二八八人だが、中小が前年に比べて一〇〇人減っているのに、大手では逆に四〇人増加している。一件の災害で五人以上の死傷者を出すという重大災害でみても、全国で二三件のうち、大手筋でおきたもの一八件、中小関係五件と

第98表　石炭鉱山災害調べ

年	年末鉱山労働者数（人）	災害回数（回）	罹災者数（人） 死亡	重傷	軽傷	計
1955年	320,583	52,380	666	22,277	29,923	52,866
1956年	332,624	52,356	613	22,013	30,301	52,927
1957年	350,474	56,402	653	22,943	33,154	56,750
1958年	357,517	62,192	632	25,238	36,936	62,806
1959年	336,753	57,670	574	24,248	33,144	57,966

〔備考〕 1）鉱山労働者数は各月末鉱山労働者数の平均である。
2）「鉱山保安統計年報」による。

圧倒的に大手筋の事故件数の多いことが目だっており、一九五九年一二月末から相次いで起きた三菱新入、三井山野、北炭夕張等のガス爆発事故もすべて大手筋に集中している。このように中小炭鉱に比べて資本力、技術能力にすぐれている大手筋の災害発生が全国的にふえている事実に対し、通産省では「保安の問題は単なる技術上のことだとして重視しなかったところに問題がある」とみている。そして、最近における炭鉱の保安状況については、一九六〇年二月二日付朝日新聞が次のように報道している。

北海道――一二月から北海道内大手のヤマには重大災害が六つも続発した。一二月が明治庶路の運搬事故で死者三人、重傷一人、北炭神居の落磐で死者三人、三菱大夕張が落磐で死者三人、重傷二人、一月に入ると北炭幌内のタテ坑昇降機の接触で四人が墜落し、続いて北炭竜田のガス爆発で死者が五人、次いで大夕張のガス爆発と続いた。札幌通産局鉱山保安監督部塩月石炭課長は事故に不可抗力のものは少なく「この三年間に扱った一五、六の事故のうち管理上の批判のないものは一件もなかった。ことにガス爆発は坑内ガスの量が測定できるのだから落磐よりも防ぎよく九九％は何らかのミスによる」という。こうした大事故の続発について北炭労組や道炭労は次のようにみている。

「道内の大手筋炭鉱は中小炭鉱にくらべて保安設備、管理機構などは段ちがいによいが、最近道内の貯炭は減る一方で、各山ともさかんに増産態勢をとっている。しかも他方では人員整理を行なっている。保安設備を過信しているようだ。従業員の側から保安上の苦情が出ても、いままでこれでよかったのだから大丈夫、とにかく能率をあげて掘ってくれと言わんばかり。たとえば坑内の坑木やワクなどは針葉樹を使わなければあぶないというのに雑木で間に合わせている。坑内のガスにしても保安規則によると一・五％以下（ハッパをかけるときは〇・五％以下）となっており、規則通りにすれば絶対事故は起こらないのだが、会社側は守ってくれない」という。

次は保安監督の不十分ということもある。北炭夕張のときも札幌鉱山保安監督部の一月の点検では、同鉱の施設に欠陥は見当たらなかったという。にもかかわらず事故が起こった。これについて当の札幌保安監督部では「炭鉱の数だけで道内に二百、坑口となると約六百、北炭夕張の第二砿級になると、かけ足で調べるだけで四日ぐらいはたっぷりかかる」と人手不足を真っ先にあげ「だから点検といっても、一つ場所に目を通すのは、瞬間的なものだ」と白状する。それも年に二回もできればよい方だという。

第99表　石炭鉱山事由別災害調べ（1959年）

事由別		回数（回）	罹災者数（人） 死亡	負傷 重傷	負傷 軽傷	合計
坑内	落盤または側壁の崩壊	16,356	284	7,141	9,083	16,508
	ガスまたは炭じんの爆発	19	49	67	25	141
	ガス中毒または窒息	23	13	3	11	27
	発破または火薬類のため	91	13	83	28	124
	立坑巻揚装置のため	16		9	7	16
	前項以外のチェーンまたはロープの切断	32		19	14	33
	運搬のため	51	6	25	21	52
	鉱車のチェーンまたはロープの脱接	1,054	34	534	500	1,068
	鉱車に逸走または衝突	3,154	63	1,638	1,464	3,165
	出機械のため	2,041	21	1,035	993	2,049
	電気のため	27	6	4	2	12
	飛翔のため	769		377	395	772
	工具のため	83	11	34	38	83
	落石または転落	4,671	2	1,702	2,972	4,676
	取扱中の物体	2,743	1	936	1,807	2,744
	転倒または下落	2,702	4	1,166	1,537	2,707
	坑内の倒壊物	9,410	3	3,902	5,511	9,416
	坑内の鉱車	3,621		1,510	2,110	3,620
	坑内の材料	6,650	32	2,280	4,256	6,568
	坑内計	53,513	542	22,465	30,774	53,781
坑外	岩石の崩壊	5		1	4	5
	運搬機械，装置の崩壊	834	16	403	419	838
	搬電気の外のもの	213	4	111	98	213
	装置の外のもの	2,876	12	1,138	1,701	2,851
	坑外計	3,928	32	1,653	2,222	3,907
総計		57,441	574	24,118	32,996	57,688

〔備考〕「鉱山保安統計年報」による。

事故が起こるたびに聞かされる「原因不明」という言葉――だが案外、この〝カミナリ点検〟も一つの原因といえそうである。

九州――大小二百余りのヤマが群がる〝九州の炭鉱地帯〟筑豊地方も十二月二十一日に二つのガス爆発事故が続いた。福岡県嘉穂郡稲築町の三井山野鉱業所の爆発では死者七人、重軽傷二十四人を出し、それから十六時間後には同県鞍手郡鞍手町の三菱新入鉱業所でもガス爆発が起こった。三井山野鉱の場合、会社側は「坑内の保安に手落ちはない」といい、新入鉱の場合は一分間に千立方メートルの通気があり、炭層の高さ三メートルと、採炭現場としては〝九州一〟という折り紙付きの現場で起こった。会社側の山本鉱務副長は「保安法規以上に厳重にしていた。どうして爆発したのか全く見当がつかない」という。

事故が起こったとき炭鉱の関係者たちが口をそろえていうのは「今まで例のなかった事故だ。保安も今までの体験にもとづいて十分やっていた。どうして起こったのかさっぱりわからない」ということだ。しかしその現場監督的な立場にある福岡鉱山保安監督部飯塚派遣班の話をきくと、坑内保安上の大きな盲点があるようだ。「今まで事故が起こらなかった。だからこの程度の保安をやっていれば

第100表　石炭鉱山重大災害調べ（1959年）

災害発生月日	炭鉱名	災害の種類	罹災者数（人） 死亡	重傷	軽傷
2. 2	三井美唄（札幌）	落ばん	3	1	—
2.21	歌志内（札幌）	ガス爆発	14	1	3
3. 2	赤池（福岡）	落ばん	3	—	—
3. 7	新岩屋（福岡）	落ばん	3	1	3
3.14	立石（福岡）	落ばん	3	1	—
4.11	大峰（福岡）	落ばん	5	—	1
5. 9	赤平（札幌）	ガス突出	5	—	—
6. 5	千代（札幌）	ガス爆発	—	5	—
6. 8	島（福岡）	ガス爆発	1	6	—
6. 9	島（福岡）	ガス爆発	—	1	—
6.22	別（札幌）	落ばん	3	—	—
7.11	竜（札幌）	落ばん	3	—	—
9.17	子（福岡）	風水害	—	4	3
9.21	池（福岡）	落ばん	7	—	—
10.10	美（福岡）	落ばん	4	—	—
10.29	波（宇部）	落ばん	4	—	—
11. 4	別（札幌）	出水	—	9	2
11. 4	江（札幌）	ガス爆発	3	—	—
11.21	田（福岡）	落ばん	5	2	—
12.21	野（福岡）	落ばん	7	17	7
12.21	入（福岡）	ガス爆発	7	10	10
12.22	入（福岡）	ガス爆発	（行方不明16）		
12.24	路（札幌）	鉱車逸走	3	1	—
12.26	知（札幌）	落ばん	3	—	—
12.29	大夕張（札幌）	落ばん	3	—	6
計			89	59	35

〔備考〕 1) 炭鉱名のカッコ内は鉱山保安監督部名。
2) 「鉱山保安統計年報」による。

事故は起こらない」という考え方、ここに事故続発の原因がひそんでいるのではないかという。

坑内の条件は毎日変わっている。特に筑豊炭田のように老朽化したところでは、坑内条件は悪化する一方である。この事実が忘れられているのではないだろうか。同派遣班は「坑内条件が変わっているのに保安措置が前の条件のときのままでは、間に合うはずがない。この間のズレが〝常識では考えられない事故〟を生み出しているものと思う。坑内条件の変化につれて保安のやり方も変えてゆくこと、さらには将来の坑内条件の変化を予測してこれにふさわしい保安上の予防策をとること、これが炭鉱事故を防ぐきめ手だ」と断定している。

原因別災害の発生状況　原因別に災害の発生状況をみると（第99表）、災害回数の約三割、死亡者の半ば以上は坑内における落磐、または側壁の崩壊もしくはガス、または炭塵の爆発によるもので、次いで比重の大きいのは運搬関係の事故で、災害回数の一一・一％、死亡者の二一・六％を占める。死亡者は少ないが災害回数でこれに次ぐものは取扱い中の器材鉱等のため、飛石または転石、転倒、工具のためというのが高い割合を示す。以上いずれも坑内におけるもので、坑外における比率は災害回数で六・八％、死亡五・六％と坑内に比べれば著しく低い。

重大災害の発生状況　第100表で重大災害（同時に死亡者三人以上または罹災者五人以上生じたもの）を示す。

第三節　職業病

業務上疾病　一九五九年中における「業務上疾病（職業病）発生状況」（労働省労働基準局衛生課調べ）は第101表のとおりである。業務上疾病総数二万二七六一件のうち、件数が多いと考えられるものは主として災害性の疾病、たとえば負傷に起因する疾病（一号、九

第101表　業務上疾病（職業病）調べ（1959年1～12月）

（単位　人）

区分	農林および水産業	鉱業	建設工業	製造工業									ガス・電気および水道業	商業および金融業	運輸通信業	その他の産業	合計
				金属工業	機械器具工業	化学工業	窯業および土石工業	紡織工業	製材および木製品工業	食料品工業	印刷および製本業	その他の工業					
1号	573	1,041	2,500	1,321	1,035	374	125	130	366	252	109	187	70	107	1,072	391	9,653
2号	70	270	524	232	149	88	48	16	66	33	9	11	6	6	271	256	2,055
3号	193	1,005	941	515	605	210	81	52	116	39	5	58	22	12	229	95	4,178
4号		16	1		5	1	4									4	31
5号		158	8	5											1		172
6号	28	108	673	1,398	593	386	78	169	44	214	13	92	37	16	129	81	4,059
7号	3	221	22	7	6		50	3				1				1	314
9号	9	1	2													7	19
10号	3		7	1	3	1		186	1			1					203
12号	1	20	15		11										1	3	51
14号		3	2	5	2	4							1		24	1	42
15号	1	115				4										2	122
21号		7	2		1	15	1										26
24号	1	15	30	7	5	7	2		1	5			2	2	2	3	82
26号		26	24	56	42	140	7	15	3	12	1	4	2	3	31	9	375
27号			13	5	5	20		1			3	18					65
29号	1	3	3	1	1	9			1		1			1	2		23
30号	303	25	51	12	16	9	11		10	6		5			9	2	459
32号	4	41	18	8	13	36	4	2	1	7		3	4	2	9	7	159
33号			3		52											3	58
38号	37	147	132	144	23	6	3	5	2	5		2	2	5	22	12	547
その他	3	4	6	14	5	23	2			3		1		4	1	2	68
合計	1,230	3,226	4,977	3,731	2,572	1,333	416	579	611	576	141	383	146	158	1,803	879	22,761

〔備考〕 1) 13, 16, 19, 35, 36, 37号には該当なし。
2) その他とは，8, 11, 17, 18, 20, 22, 23, 25, 28, 31, 34号の計である。

六五三件で最高を占める)，熱傷・凍傷（六号），結膜炎その他の眼疾患（三号），重激な作業による筋肉や関節の疾患（二号）である。しかし，労働衛生に関する資料が完備していない現状からいって，職業病という名称で呼ばれる一連の疾病はその報告件数がはなはだ少ないが，実際には意外に広範囲にわたって労働者の間に浸潤しているといわれており，第101表の件数にしても，七日以内の治療，一

千円以下の治療費のものは除かれているから、われわれは実際に発生している疾病の何分の一かを数字として把握しているにすぎない（統計表記載の各号該当疾病名については労働基準法施行規則第三五条もしくは本年鑑第三一集を参照されたい）。

ベンゾール（ベンゼン）中毒　ビニール工業、高分子工業の発達で、ビニールバンド、帽子の裏、クツ底などの接着作業がふえ、その家内工業が東京の下町方面で盛んになった。そして、接着にはベンゾールがよく用いられるため、零細な業者、あるいはその下請内職者の間に広まり問題になりだした。しかし、ベンゾール中毒と断定されたものは氷山の一角で、一般の患者にまじり「悪性な貧血」としてかたづけられているかくれた中毒者も多く、労働省では「工場の場合は労働基準法で取締れるが、内職者や零細業者では実体をつかむのすらむずかしい」という。一九五九年七月二七日付朝日新聞は「ひろがるベンゾール中毒」について次のように報道している。

台東区浅草のクツ底張り業で働らく三〇歳の女性が、さる二月一二日強い貧血で浅草寺病院に入院した。その時赤血球は正常人の六分の一、白血球は八分の一。はぐきなどの出血がとまらず、四千CCも輸血したが、三月七日死んだ。病名は再生不能性貧血。去年の暮からこの春まで、同病院で同じ女性患者が三人あり、二人が死んだ。担当の大森医師が調べると、三人とも特殊ゴムノリを使うクツの底張りをやっていた。医師は東大上田内科に連絡した。東大病院にも、最近あいついで、同じ症状の女性患者五人が入院していた。いずれも台東区、葛飾区方面でビニールバンドなどを特殊ゴムノリではり合わせる作業をしている点が共通していた。そのゴムノリに接着溶剤としてベンゾールがふくまれていた。このベンゾールの蒸気を一定限度以上吸うと障害を起こすのだ。

上田内科が血液学会へ報告した内容によると、五人の女性の発病はこの仕事をはじめてから五ヵ月以後、ひどい貧血症状で血液の濃さは正常人の半分から五分の一、白血球数は一二〇〇から一五〇〇に減少、正常人の五分の一。出血をくいとめる働らきをする血小板の数は二〇万から三〇万が正常なのに、ひどい場合は五二〇〇に激減していた。このため鼻血、はぐきの血がとまらない――原子病とまったく似た症状だった。治療は輸血以外に方法はない。ステロイドホルモンの注入が多少いい影響を与える程度という。やめるとまた貧血症状が起こるというやっかいな病気だ。重症の場合は回復の見込みがなく、死ぬ。

第102表　ベンゼン作業者特殊健康診断の結果

年度	受診者数（人）	異常者数（人）	比率（%）	特殊健康診断全体について見た異常者発生率（%）
1956年	4,207	944	22.4	11.3
1957年	7,927	2,110	26.6	12.3
1958年	14,650	3,594	24.5	13.5

〔備考〕　労働省労働基準局労働衛生課調べ。

東京労基局衛生課の話「労基法ではベンゾールは女、子どもは使えず、労働時間も制限されている。しかし、ベンゾールの売買は自由なので内職者がこれを買ってもとり締ることはできない。とにかくベンゾールを使うと乾きがはやいし、値段も安いので〝有害物〟と知っていてこれを使う人もある。ベンゾール中毒にかかる率は高率でベンゾールを扱う労働者の約二五%（第102表）、職業病としての危険さはケイ肺以上なので何とか対策をたてねばならない」。

（注）ベンゾールは石炭を乾留して得られる代表的な有機溶済。ベンゼンともいう。特殊なゴムノリの中には、これをいれているものがある。このベンゾールを呼吸器や皮膚から吸収しすぎると中毒を起こす。

九月二一日の衆議院社会労働委員会ではベンゾール中毒問題がとりあげられ、社会党の多賀谷真稔代議士は、㈠ベンゾール中毒の根本対策として、家内労働法の制定を政府は考えているか、㈡現状の応急策はどうか、ベンゾール・ノリの製造禁止を考えていないか、家内労働者、内職者の中毒患者に対してどんな救済対策をもっているかなどの点について質問した。これに対し松野労相、堀労働省労働基準局長らは、「現行法では家内労働者、内職者の救済、ベンゾール・ノリの禁止は極めてむずかしい。そのためにも、この秋に学識経験者などをふくむ家内労働問題調査会を発足させ、家内労働者の保護立法を早急に作るよう本格的な調査をはじめる」と答えた。政府側の答弁を要約すると次のようなものだ。

一　労基法の適用を受けない家内労働者たちに対して、東京では十六日から一週間巡回環境指導を行なっている。ゴムノリの内容分析の相談にも応じている。しかし資力のない内職者に環境改善の設備を作れといっても無理で、あくまでもベンゾール・ノリが危険だというPRが必要だ。

一　ベンゾール・ノリの代用品を作るようメーカーに指導している。指導の結果をみて思わしくなければさらに強い規制を行なう。本来はベンゾール・ノリの製造禁止が望ましいので通産省とも話し合っているが、その禁止は法律的にも技術的にも極めてむずかしい。ベンゾールの入らないノリにはレッテルをはるよう指導するが、レッテルをはっていても、なおベンゾールを入れているのもあるというので調査している。

一　家内労働者、内職者は労災補償を受けられないので、要治療者には医療保護を強力的に行なえるよう厚生省と打ち合わせている。

一　家内労働者の安全と衛生を守る上から家内労働法が必要で、これがなければ根本的な解決はない。構想はまだ固まっていないが、ベンゾール中毒などの職業病の補償をどうするかの問題なども法案にふくまれる。

第四章　労働者の生活

第一節　家　計

消費者物価の動向　総理府統計局編「小売物価統計調査報告」によって、一九五九年中における消費者物価の動向をみると（第103表）、年初好景気にもかかわらず、一九五八年末から下落傾向を示していたが、その後も六月までは横バイ状態にあった。ところが、後半にはいると一転して上昇に向かい、年末までじり高をみせ、その結果年平均（全都市）指数で一九五八年の一〇三・一に比べ、一〇四・一と一・一％騰貴となった。この推移は、一九五八年末から上昇傾向を続けている卸売物価指数とは約半年のズレを示すものであるが、その違いは景気の波及が、卸売段階から小売段階に移る時期的な差のほかに、消費者物価を動かす要因の半ば近くを食料品物価で占めているという事由にもとづくものと思われる。事実、一九五九年の消費者物価の動きを特徴づけた要因は、年央を境に下落から上昇に転じた生鮮食料品を中心とする食料品物価であった。こと

第103表　物価指数

年月	卸売物価指数1)	消費者物価指数（全都市）2) 総合	食料 計	食料 穀類	食料 その他の食料	被服	光熱	住居	雑費
1957年平均	105.3	103.5	102.5	98.8	104.6	101.1	110.7	114.5	103.2
1958年平均	98.4	103.0	101.2	101.6	101.0	97.2	107.9	116.6	105.2
1959年平均	99.5	104.1	101.8	100.9	102.4	95.3	106.6	121.1	108.5
	(1.1)	(1.1)	(0.6)	(−0.7)	(1.4)	(−2.0)	(−1.2)	(3.9)	(3.1)
1959年 1月	97.3	103.3	100.9	100.3	101.3	94.9	107.7	117.8	107.8
2月	98.3	102.8	101.2	100.8	101.4	92.8	107.6	118.8	106.3
3月	98.6	103.1	101.4	101.0	101.7	93.7	107.2	119.3	106.3
4月	98.8	103.7	101.5	101.1	101.7	92.9	106.4	119.7	109.0
5月	98.7	102.9	99.5	101.1	98.5	94.2	106.0	119.9	109.5
6月	98.5	103.7	101.0	101.0	100.9	94.9	105.0	120.5	109.1
7月	98.6	103.8	101.2	101.0	101.3	94.8	104.7	120.8	109.2
8月	99.7	105.4	104.3	100.9	106.4	94.7	104.7	121.2	109.3
9月	100.1	104.4	102.1	101.0	102.8	95.8	105.4	122.1	108.6
10月	101.0	105.9	104.3	101.2	106.1	97.7	106.5	123.7	108.8
11月	101.8	105.3	102.7	100.7	103.8	98.3	108.4	124.4	108.9
12月	101.6	105.3	102.0	100.4	102.9	98.5	109.5	125.0	109.7

〔備考〕 1)　日本銀行調査「卸売物価指数（基準1952年平均＝100）」である。
2)　総理府統計局調査「消費者物価指数（基準1955年平均＝100）」である。
3)　カッコ内は1959年平均の対前年平均騰落率である。

に東京では後半豚肉が異常な値上がりを示して話題を集め、また台風の影響もあって野菜の高騰が目だっていた。また、消費者物価の動向を左右するものとして、家賃、各種料金関係の相次ぐ値上がりも見のがせない。各費目ごとにみると、次のようである。

食料品指数のうち穀類は、引続く豊作のため精米（非配給）が下落し、穀類指数としては前年より〇・七％下回った。これに対して、その他の食料品のうちでは特に豚肉が近年にない高騰を示し、六月から一二月までの間に約二八・三％値上がりした結果、肉類指数は前年に比べ二・二％の上昇となった。一方乳製品は生産の増加もあって前年を下回った。生鮮食料品のうちでは、特に野菜が大きく変化し、台風による一九五八年一〇月の異常な高水準から一九五九年年央まで下落を続けたにもかかわらず、秋には再び伊勢湾台風その他の影響により高騰し、年平均では大きく一二・一％前年を上回った。

被服費指数は年平均で二・二％の下落をみた。その動きをみると、一九五八年の衣料消費が異常に不振で、一九五七年からほとんど伸び悩んだため下落を続け、一九五九年二月には九二・八というここ数年来の最低水準を記録した。しかし、五月にはゴム皮革製品がまず騰貴し、その後も衣料消費の順調な回復とともに、秋物衣料の出回り時期からかなりの上昇線をたどっている。

光熱費指数では夏ごろまで薪炭類が最近の需要減退を反映して大幅に値下がりしたのが目だち、秋からはその季節的値上がりと電気料の冬期料金への切りかえなどによって持直し、年平均で一・二％の下落に終わった。

住居費指数は引続く家賃の値上がり（一〇・八％）で、三・九％と最も大幅に騰貴した費目である。なお、秋には台風の影響で、クギ・木材などの住宅修繕材料が上がったことが目だっている。

第104表　勤労者世帯年平均1ヵ月間の収入

項目	全都市 1959年平均	全都市 対前年比	全都市 1959年百分比	東京都 1959年平均	東京都 対前年比	東京都 1959年百分比
世帯数	2,601	—	—	427	—	—
世帯人員数	4.41	—	—	4.45	—	—
有業人員数	1.50	—	—	1.51	—	—
	円	%	%	円	%	%
収入総額	54,075	8.0	—	62,550	4.9	—
実収入	36,873	6.4	100.0	43,286	4.2	100.1
勤め先収入	34,379	6.6	93.2	40,496	5.5	93.6
世帯主	30,608	6.1	83.0	36,857	4.5	85.2
定期	25,247	4.5	68.5	30,096	3.2	69.5
臨時	5,311	14.8	14.4	6,637	12.3	15.4
副業	50	−20.6	0.1	124	−38.0	0.3
その他の世帯員	3,771	10.9	10.2	3,639	17.6	8.4
事業・内職	737	11.0	2.0	956	15.0	2.2
その他の実収入	1,757	1.2	4.8	1,834	−21.5	4.2
実収入以外の収入	6,269	15.5	—	6,816	3.8	—
前月からの繰入金	10,933	10.0	—	12,448	8.2	—
記入不備	0	—	—	0	—	—

雑費指数では一月に私鉄運賃が、四月には新聞・ラジオ料金の値上げがあり、年初に騰貴し年平均で前年を三・一%上回った。

家計収支　次に、以上のような消費者物価の動きのもとにおける勤労者世帯の生活についてみよう。総理府統計局編「家計調査報告（速報、一九五九年一～一二月平均）」によると（第104・105表）、勤労者世帯における実収入の増加率はわずかながら一九五八年平均のそれを越えて伸び、その伸びは中低所得世帯にまで及んでおり、戦後初めてエンゲル係数四〇%を下回ったことが示されている。

しかし後掲の表にみるとおり、最も所得の低い階層ではエンゲル係数は依然として大きく五〇・五であり、これを高所得者の三二・七と対比すると、そこに大きな開きがあり、まだまだ勤労者の家計水準には問題点が残されているといえよう。

同報告によって、家計調査の対象となった勤労者世帯を、その実収入総額の低いものから高いものへと順に並べて五等分し、五つの層に区分してみると（第106表）、実収入の最も低い第一階層と最も高い第五階層との間には五倍もの開きがあり、実支出額においても第一階層と第五階層とではその開きは三倍を越える。このような階層別収入と支出の格差の拡大からすれば、階層間の生活内容は当然のことながら著しく差異する。それをエンゲル係数によって示せば、次のとおりである。

第一階層五〇・五、第二階層四五・五、第三階層四二・一、第四階層三九・〇、第五階層三二・七となり、実収入と実支出との過不足率で示せば（第107表）、第一階層では一七・九%の赤字を出しており、第二階層では六・三%の黒字にすぎない。そして、平均実収入が第三階層と第四階層実収入の中間に位置づけられていることは、本調査の対象世帯に高所得層へのかたよりがあることを示すものである。

第105表　勤労者世帯年平均1ヵ月間の支出

項目	全都市 1959年平均	全都市 対前年比	全都市 1959年百分比	東京都 1959年平均	東京都 対前年比	東京都 1959年百分比
	円	%	%	円	%	%
支出総額	54,075	8.0	—	62,550	4.0	—
実支出	32,126	4.9	—	38,222	2.2	—
消費支出	29,375	5.7	100.0	34,713	3.5	100.0
食料費	11,686	2.1	39.8	13,368	3.3	38.5
穀類	3,652	−2.3	12.4	3,400	−0.6	9.8
米類	3,039	−1.7	10.3	2,657	−0.2	7.7
麦その他	613	−5.5	2.1	743	−2.4	2.1
魚介類	1,083	1.8	3.7	1,132	5.8	3.3
肉乳卵類	1,559	8.0	5.3	2,089	8.5	6.0
野菜乾物類	1,073	5.7	3.6	1,338	8.9	3.8
調味料その他	1,716	1.9	5.8	1,968	1.2	5.7
菓子果物類	1,112	1.5	3.8	1,398	0.9	4.0
酒・飲料類	709	6.5	2.5	912	9.5	2.6
外食費	782	6.1	2.7	1,131	0.4	3.3
住居費	2,901	16.6	9.9	3,352	3.8	9.6
家賃・地代	777	2.4	2.7	1,015	8.8	2.9
家具什器	1,456	34.7	5.0	1,538	11.1	4.4
その他	668	2.9	2.2	799	−12.4	2.3
光熱費	1,323	2.9	4.5	1,584	3.9	4.6
電気・ガス代	744	11.5	2.5	1,132	8.2	3.3
その他	579	−6.5	2.0	452	−5.4	1.3
被服費	3,523	5.1	12.0	4,022	0.5	11.6
衣料費	2,452	4.7	8.4	2,728	1.1	7.9
その他費	1,071	5.8	3.6	1,294	−0.8	3.7
雑費	9,942	7.7	33.8	12,387	4.5	35.7
医療費	1,536	4.0	5.2	1,832	4.7	5.3
交通費	623	3.5	2.1	886	−2.1	2.6
教育・文化費	965	11.6	3.3	1,326	6.9	3.8
教養娯楽費	1,766	2.0	6.0	2,138	−0.3	6.2
交際費	1,462	12.6	5.0	1,834	10.3	5.2
たばこ	312	−4.0	1.1	258	−8.5	0.7
その他	3,278	11.9	11.1	4,113	6.2	11.9
非消費支出総額	2,751	−3.1	—	3,509	−8.9	—
勤労所得税	1,122	−5.2	—	1,743	−7.4	—
その他の税	592	−5.0	—	789	−13.2	—
社会保障費	969	4.5	—	930	−2.8	—
その他	68	−35.2	—	47	-54.8	—
実支出以外の支出	10,314	15.0	—	11,065	7.7	—
翌月への繰越金	11,635	11.4	—	13,263	11.1	—
記入不備	0	—	—	0	—	—

収入　年平均実収入は三万六八七三円で、前年比六・四%の増加率となり、一九五八年の六・一%増をやや上回った。その内訳でみると、世帯主の定期収入は四・五%増にとどまり、一四・八%増に上る夏期・年末賞与の大幅な増加が実収入の増額に大きく寄与した。その他の世帯員収入も、一九五八年中ごろからの有業人員の増加を反映して、前年比一〇・九%の増加率を示した。

五分位階層別に増加率をみると、階層間における差は割合に小さく、いずれも五%以上を示しているが、なかでも低所得層の増加率が七・四%と大きかった。

支出　消費支出は年平均で二万九三七五円、前年平均を五・七%上回り、特に第三、第四階層

第106表　5分位階層別勤労者世帯1ヵ月間の収入と支出（全都市）

区分	1959年平均（実数）（円）					
	平均	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
実収入総額	36,873	14,178	24,626	32,540	42,322	70,703
定期収入	25,247	11,114	19,479	24,429	29,255	41,958
臨時収入	5,311	588	1,949	3,657	5,975	14,385
実支出総額	32,126	16,717	23,074	29,172	36,447	55,219
消費支出総額	29,375	16,239	21,988	27,372	33,580	47,697
食料費	11,686	8,208	10,015	11,519	13,093	15,595
穀類	3,652	3,077	3,400	3,609	3,960	4,215
その他の食料費	8,034	5,131	6,615	7,910	9,133	11,380
住居費	2,901	1,389	2,066	2,789	3,300	4,961
光熱費	1,323	827	1,060	1,258	1,490	1,979
被服費	3,523	1,506	2,388	3,153	4,117	6,454
雑費	9,942	4,309	6,459	8,653	11,580	18,708
可処分所得	34,122	13,700	23,540	30,740	39,455	63,181
実収入－実支出	4,747	－2,539	1,552	3,368	5,875	15,484
区分	**対前年比（%）**					
実収入総額	6.4	7.4	6.7	7.2	6.5	5.6
定期収入	4.5	6.8	5.9	5.5	3.5	3.2
臨時収入	14.8	17.6	22.9	18.2	16.7	12.0
実支出総額	4.9	4.2	5.0	6.2	6.1	3.4
消費支出総額	5.7	4.3	5.4	6.9	7.1	4.6
食料費	2.1	2.5	2.0	3.3	2.9	0.5
穀類	－2.3	－1.7	－2.1	－1.9	－0.9	－4.6
その他の食料費	4.3	5.2	4.3	5.8	4.7	2.5
住居費	16.6	10.9	19.5	24.2	16.6	12.9
光熱費	2.9	0.6	2.1	3.4	3.8	3.3
被服費	5.1	6.1	6.8	5.1	6.4	3.5
雑費	7.7	5.8	6.7	8.3	10.4	6.7
可処分所得	7.2	7.5	7.0	7.9	7.4	6.8
実収入－実出支	17.9	—	38.2	16.6	8.9	14.2
エンゲル係数　1958年	41.2	51.4	47.0	43.6	40.6	34.0
1959年	39.8	50.5	45.5	42.1	39.0	32.7

第107表　5分位階層別勤労者世帯1ヵ月間の実収入・実支出過不足表

区分	実収入		実支出		実収入・実支出過不足率
	円		円		%
平均	36,873	(260.1)	32,126	(192.2)	12.9
Ⅰ	14,178	(100.0)	16,717	(100.0)	△17.9
Ⅱ	24,626	(173.7)	23,074	(138.0)	6.3
Ⅲ	32,540	(229.5)	29,172	(174.5)	10.4
Ⅳ	42,322	(298.5)	36,447	(218.0)	13.9
Ⅴ	70,703	(498.7)	55,219	(330.3)	21.9

における増加率が大きく、七%程度になっている。エンゲル係数は一九五八年の四一・二から三九・八に低下し、戦後初めて四〇%を割った。食料費の内訳をみると、穀類が一九五八年に比べて減少し、一方、肉・乳・卵類などの動物性食品、酒・飲料などのし好品、外食費は一九五八年を大きく上回った。また、住居費では耐久消費財を含む家具什器の増加率が三四・七%を示し、一九五八年の三一・八%に引続いて大きかった。

ところで、最近労働組合の実施する生活実態調査のうちには、従来ともすれば経営者や当局に向かって、組合員の生活の苦しさを訴える資料づくりに終始しがちだったわくを脱して、それぞれの産業や企業に働く労働者とその世帯の生活構造を総合的に把握し、そのなかから現在における消費生活上の問題点を一般社会生活との関連のもとで明らかにしようとする意欲のうかがえるものがある。ここではその調査結果のうちからえらんで、国鉄、国有林、新聞労働者の消費構造に関する部分を摘記してみよう。

国鉄労働者の消費構造　その特徴の第一は全生活費の中で飲食費の占める割合つまりエンゲル係数が五七・九%という高率を示していることである。激務に近い労働に耐えていくためにも、また伸び盛りの子供の旺盛な食欲を満たしてやるためにも乏しい収入の大半を飲食費に投じなければならず、しかもそうしてさえ「栄養があってうまいもの」はなかなか食卓の上にはのらないという実情が報告されている。

第二はどの世帯にあっても、子弟の教育費の占める割合が生活費の一割から一割五分を占めていることである。このことは、国鉄労働者が子供の教育については深い関心をもっていることを示していると同時に、すでに家計の中に占める教育費は限界点に達しているということをも意味している。現状ではどんなに頑張っても子供を高校まで出すのがせいいっぱいであり、実際に子供がその年齢に達した時には、相当部分の人がその希望を断念せざるをえない事態におちいる危険さえある。以上二つの費目の合計だけで全生活費の六割が占められているといったら多くの人は驚くであろう。その人たちはこの調査報告に描き出された仲間の生活と自分の家の生活とをよくくらべてみてもらいたい。

第三はこうしたことから当然予想される生活難をある程度緩和しているのが、国鉄労働者の場合は、他の一般労働者に比較すると自家居住者が全体の半数以上を占めており、住居費支出が極めて低廉になっているという、事情である。しかし、これらの自家居住者の場合をみても、家屋の老朽化、家族数の増加にみあわぬ狭小な家屋面積という問題が控えており、住み心地という点では、はなはだかんばしからぬ状態におかれているのである。

第四に以上のように生計費支出が大きな偏りを示している結果、被服、家具什器、修養娯楽等の生活面は極度に切りつめざるをえず、『国民生活白書』（経済企画庁編）にいわれているような国民

一般の消費水準からはるかに立ちおくれていることである。

以上のような消費生活の構造を、正常なものと呼ぶことができるであろうか。臨床の経験豊かな医者であれば、即座にカンフル注射を打つことを決意するであろう。給料日前の状態をみるならば、「給料日まで現金が残っている」ものは全体の三二・二%に過ぎず、これに対してはっきりと「残っていない」と答えたものは四九・九%となっている。こういう状態であるから、貯金はしたくとも、毎月の生活に追われて高額の貯金は全く不可能であり（一人平均年間約二万五千円）、むしろ借金のために奔走せざるをえない（同五万二千円）しかも見逃せないのは、貯金にしても、借金にしても低額のところで同居しているという事実である。これは国鉄労働者の大部分は、借金をするといっても返済能力の点で高額の借金をすることは不可能であり、また貯金の場合は、いわゆる「やりくり貯金」で、机の引出しのように出し入れのはげしい少額の貯金しかできないということを物語っているものである。

第108表　国有林労働者の生活費構造

区分	月給制	日給制
1ヵ月の生活費	17,692円 (100.0)	15,662円 (100.0)
飲食費	9,991円 (56.5)	9,013円 (57.5)
酒・煙草代	1,659円 (9.8)	1,697円 (10.8)
被服費	1,591円 (8.9)	1,744円 (11.8)
住居費	784円 (4.4)	495円 (3.2)
教育費	2,180円 (12.3)	1,763円 (11.2)
その他	x円	x円

〔備考〕「国有林労働者の生活白書」による。

国有林労働者の消費構造　まず問題となるのは生活費の中で占める飲食費の割合が極めて大きいということである。酒、煙草等の嗜好品を加えると実に月給制職員六五・八%、日給制職員六八・三%に達する。これらの飲食費や嗜好品費の摂取内容はすでにみてきたように、私たちが満足できるようなものではなかった。にもかかわらずそうした内容のものしか摂取していないのに生活費の七割近くがそのために支出されてしまうのである。被服費の割合は、月給制九・八%、日給制一一・八%となっている。全体の生活費や飲食費との関係をみれば、これ以上被服費の枠を増やすことは全く困難な状態である。住居費は月給制四・四%、日給制三・二%で生活費の中に占める割合は極めて小さい。これは月給制にあっては官舎居住者、日給制にあっては自家居住者が大きな割合を占めている結果である。そうした条件が住居費支出を低廉なものにし、生活難の一層の増大を緩和する役割を果しているといえよう。教育費についてみると、月給制一二・三%、日給一一・二%と一割以上の割合を占めている。このことは国有林労働者が子供の教育に対して極めて高い関心をもっていることを意味しているが、現状では新制中学を卒業させることがせいいっぱいであり、とくに日給制作業員の場合には、新制中学を卒業させたら直ちに家計補助のためにどこかに就職させなければならない状態におかれている。

以上の五費目のために支出される金額の合計は月給制一万六二〇〇円、日給制一万四七〇〇円となり、「その他の費目」にまわすことのできる金額は月給制一五〇〇円、日給制一〇〇〇円しか残らないことになる。これでは文化生活はおろか世間とのつき合いすら満足にできない。現在の低賃金が続くかぎり、このような

第109表　生活費の切りつめ状況

(%)

区分	東京新聞労組	日本経済新聞労組
衣料費	70.4	20.0
娯楽費	69.3	21.0
交際費	64.8	18.0
教育費	39.1	17.0
食費	33.5	17.0
住宅費	21.7	
借金返済費	17.3	
光熱費	12.3	
仕送り費	12.3	
保険衛生費	7.8	
その他	2.2	7.0
計		100.0

〔備考〕「新聞労働者の生活白書」による。

生活から国有林労働者は脱け出すことは不可能である。私たちを待ちうけているのは赤字と借金の生活以外にないということになる（第108表）。

新聞労働者の消費生活構造　第一に指摘できることは、九割以上つまり圧倒的多数の人が総収入の二〜三割を占める時間外賃金によって生活を支えていること。

第二に全生活費の中に占める食費の割合は四〜五割でほぼ普通の勤労者世帯なみであること。

第三に文化産業の労働者だけあって生活の近代化に対する意欲が強く、生活用品、耐久消費財の所有率は比較的高い。

第四に自家居住者が四割しかいないため、住居費が一般勤労者と比較してかなり高いこと。

第五に子弟の教育費の占める割合は平均して割弱だが、結婚年齢が高いため、定年まぎわの五〇歳以上の層では比率はかなり高くなるものと推定されること。

第六にこうした事情の結果、衣服、娯楽教養、交際費などの生活費、住居費の順にシワヨセされている。とくにここで見のがせないのは、四一〜四五歳の人が食費、教養費を大きくつめていることである。さらにこうした事情を、シワヨセのハケグチとなっている期末一時金の面からみてみよう。第110表はその使い方であるが、一番多いのがいわずと知れた借金で二〜三割はこれで取られてしまう。あとは今までの赤字の穴埋めや、今まで我慢していた欲しい品物を買ったり、季節的出費であっという間に消えていく。そして、投資や貯金に回せるのはわずかに三〜四%という情ない状態である。

第110表　期末手当の使い方(日経)

(%)

借金返済	33.5
必需品購入	24.5
生活費補償	24.2
貯蓄投資	2.8
仕送り	2.2
教育費	1.1
娯楽教養	1.7
その他	1.4

〔備考〕「新聞労働者の生活白書」による。

以上三つの生活実態調査報告のうちから、労働者の消費構造の特徴に関する部分を紹介した。そのうちでは、都市サラリーマンの代表ともみられる新聞労働者（大手）の場合に、『国民生活白書』等で指摘する「勤労者の消費構造の質的改善傾向」にやや類似の傾向を見いだしうるが、それも新聞労連の調査報告で述べているように、借金や月賦への依存（借金所有率六割強、月賦所有率七割強）とかなりの時間外労働による収入によってささえられている消費生活である。

炭鉱離職者の消費生活　福岡県失業対策本部が発表した『炭鉱離職者の生活実態—何をどうして食べているか』（一九五九年七月刊）

という報告は石炭不況でつぶれた炭鉱の失業者とその家族がいかに悲惨な生活に追いつめられているか、その実態をあますところなく描いている。報告の副表題が示すように「炭鉱離職者は、まず文化生活を食い、住と衣を大体食い尽して、現在は食のくいべらしの段階にきている」というのが、この報告の一つの結論である。事実、筑豊の休廃小炭鉱では、三食を二食に減らし、一四年前の敗戦直後と同じく、ジャガイモ、カボチャ、野生のワラビ、セリとかザリガニ、タニシなどでかろうじて生活をつないでいる悲惨な状態が集団的に発生しているのである。

義務教育学校には、児童の給食があるはずであった。だが、保護世帯の児童が三分の一近いこの辺の学校では、給食費が納入されないため、学校の給食会計は崩壊している。給食があったころは、子供は学校にいく楽しみを給食にかけていた。だが、この楽しみはすでにない。雨が降ったら長グツがない、カサがない。子供たちは長欠のみちをたどっていく。

「失対事業、今にも倒れんばかりの小炭坑、町工場、遊戯場、物拾いというような就労先から入ってくる収入と、辛うじて生存を許すにすぎない生活保護基準、こんな収入源ばかりでは、この部落の収入の高かろうはずがない。生活保護費も含めての全収入の階層区分をすると、六〇〇〇円未満が四割余りもあり、一万二〇〇〇円以上の計一二・八%は別とすれば、一万二〇〇〇円未満が合計八七・二%もある（一万二〇〇〇円というのは、厚生白書による三二年東京の被保護世帯の一人当り実生活費二八九七円を、田川市三級地の比率八二%、豊徳の平均家族四・九五人、三二年度以降の物価変動の諸要素により修正計算してえた一世帯当りの必要生活費概数である）。全世帯が生活保護に値するというのはこのためである。

一万六〇〇〇円以上の一世帯は実は一万八〇〇〇円の収入なのだが、高校生がいて奨学金を毎月三〇〇〇円もらっているのが収入に計算されているからである。一万二〇〇〇円以上といってもたとえば森田（仮名）さんの家庭は父の失対で四六〇〇円、長女の女中稼ぎで二五〇〇円、長男の八〇円の日給で二〇〇〇円、生活保護六七〇〇円、しめて一万五八〇〇円、これが一〇歳を末に七人家族の全収入である。同じ七人家族で最低の六〇〇〇円未満が一世帯ある。親子四人でボタ拾いをして一日二〇〇円足らず、一ヵ月五七〇〇円位である。われわれにわからない「生き方」があるに違いない。次に、こんな収入で、どんな生活をしているかが問題となる。まず食生活であるが、大体三食するというのが八四・六%で、二食であることが多いというのは一五・四%しかなかった。主食の米麦混合の状態は数字には出ていないが、五対五というのが大部分で、ひどくなるにつれ三対七となり、まれには二対八にまでなる。逆に八対二というのもまれにある。ただし米といっても大抵は約半分カシュウ米ないし外米なのである。もちろん三食のうち夕食は冷むぎ、ウドン、ダンゴ汁などの粉食にかえられるのが普通である。ウドンや冷むぎで満腹するにはかえって米よりも高くつく、ダンゴ汁こそ代表的な粉食であり、格安の代用食である。ジャガイモ、サツマイモ、カボチャなど腹にたまるものは文句なしに主食の代用になる。これなども、時とものによっては米麦より高くつくが、八百屋や農家への掛け買がきくというので、これまた有力な主食となる。副食では魚、肉、調味料、油、いりこ（またはケズリブシ）、それから茶、五種目についてどれだけ使われているかをしらべてみると、魚と油といりこでは中級が、肉では下級が、茶では上級が多い。といっても、上、中、下の基準はそれぞれの種目によって同一ではないし、上

といってもこの部落では内容がおよそ知れている。たとえば魚、毎日のように安定所の付近にたつ〝ニコヨン市〟で一寸五分ぐらいの雑魚なら一〇円で一山ある。売れ残りのイワシも同様である。失対労務者はこれを夕飯のオカズに買って帰る。こうして買った魚は普通三日ぐらいは食い伸ばすという。そうすると三日間は毎日魚を食っている勘定になる。また茶は、ゲンノショウコも含み、茶の葉は粉茶を朝一つまみ、一日中煮つめるようにするのである」。

報告のなかから、右のような生活実態をひとつひとつ拾いあげると、きりがない。むろん生活保護法の救いはある。また失業対策事業も何ほどか行なわれている。だがそれは崩壊する生活をささえるに足りないものだ。失対事業は国費で三分の二を負担し、地方自治体が残り三分の一の費用を負担することになっている。だが炭鉱の休廃山で税収が減っている市町村では、その三分の一の負担の出どころがない。石炭のほかたいした産業をもたないこの地帯では、失業者は失業者として滞留するだけである。〝捨てられた民〟という言葉のピッタリするほどの対策の貧しさである。

耐久消費財の所有状況　経済企画庁の消費動向予測調査結果（第111表）によって、耐久消費財の所有状況と購入実績および購入計画の推移をみると、ラジオは論外として扇風機、テレビ、電気洗濯機、電気釜を中心に電化製品はすでにかなりの普及をみながら、なおも根づよい伸長性（購入計画）をもっていることを示している。このような電化製品を中心とする耐久消費財の家庭生活への導入は、勤労者世帯の家計にどのような影響をもたらしているだろうか。以下労働組合の実施したさきの生活実態調査の結果からその普及状況をみてみよう。第112表からわれわれは次のような特徴を見いだすことができる。

(1)　横浜市従、日本化学、産業経済新聞、中部日本新聞、日本経

第111表　耐久消費財の所有状況，購入実績および購入計画

(%)

実績および計画 / 調査年月 / 種目	所有世帯 1957年9月	1958年2月	1958年9月	1959年2月	過去1年間に入手した世帯 1957年9月	1958年2月	1958年9月	1959年2月	今後1年間に購入計画のある世帯 1957年9月	1958年2月	1958年9月	1959年2月
扇風機	21.6	22.6	27.6	28.6	4.2	2.9	5.0	4.5	4.4	4.5	5.1	4.1
ラジオ	88.6	89.1	91.7	95.0	10.4	7.8	8.2	8.0	2.7	2.1	2.1	1.5
テレビ	7.8	10.4	15.9	23.6	4.3	4.6	6.3	11.7	3.5	4.4	5.9	7.8
電気ストーブ	3.6	5.7	5.9	8.0	0.6	1.4	1.0	1.5	0.8	0.5	0.9	0.9
電気洗濯機	20.2	24.6	29.3	33.0	6.8	6.9	6.9	7.5	8.0	8.1	7.9	7.2
電気ガマ	—	9.0	15.6	20.7	—	5.9	8.2	9.7	—	7.2	8.0	6.7
電気冷蔵庫	2.8	3.2	5.5	5.7	0.8	1.0	2.1	2.1	2.8	2.5	4.0	4.7

〔備考〕　経済企画庁「消費者動向予測調査」による。

済新聞等大都市の大企業で働いている労働者、サラリーマン層の間では耐久消費財の普及率は相対的に高くなっている。これは都会に居住する労働者、サラリーマンほど社会生活の近代化、生活様式の変化の影響を強く受けている事実を示すものであろう。

㈢　国鉄労働者、林野労働者等の公共企業体、国家企業に働く労働者の間ではその普及率は低くなっている。特に林野の現場作業に従事する日給制作業員にあっては、生活近代化の形跡を発見することはむずかしい。これらの労働者の職場が全国にまたがっており、その生活環境が農村の遅れた生活様式と密接に結びついているために、都市を中心に進んでいる近代化の影響を受ける度合が、都市労働者に比べれば比較的弱いという理由があげられるが、より根本的な原因は、賃金収入の低さによる生活水準の絶対的低位性という近代化以前の状態にこれら労働者がおかれているところに求められねばならない。全林野の生活実態調査の際に、調査者が直接見聞したところによると、奥さんが「こういう娯楽のないところですから、テレビがほしいと思います」という一作業員の家庭では、新聞もとっていなかったという。そして、調査の結果、全林野の日給制作業のうち新聞を毎月購読している家庭は半数にしかすぎないことが明

第112表　組合別にみた耐久消費財の所有状況

(%)

種目 ＼ 調査時期	消費者動向調査 職員 1958年9月	消費者動向調査 労務者 1958年9月	国鉄 1958年9月	私鉄運転士 大手 1958年11月	私鉄運転士 中小 1958年11月	全林野 月給制 1958年10月	全林野 日給制 1958年10月	横浜市従 1958年11月	日東化学 1958年11月	産経新聞 1958年7月	中部日本新聞 1958年8月	日本経済新聞 1959年4月
ラジオ	93.9	89.6	89.8	96.2	96.3	84.6	73.4	92.3	98.3	—	—	—
テレビ	15.8	5.9	5.3	12.0	4.1	0.6	0.2	14.9	15.7	22.0	23.8	22.2
ミシン	77.5	53.1	57.5	80.3	72.3	54.7	33.6	57.0	69.8	62.0	58.7	49.0
ミキサー	13.9	2.6	4.1	13.8	7.0	—	—	8.1	—	17.0	—	8.3
電気洗濯機	35.2	13.0	9.6	23.8	12.8	10.7	3.5	30.6	29.1	38.0	40.2	33.4
冷蔵庫（氷電）	23.5	11.5	4.2	14.5	5.0	—	—	13.6	—	—	17.8	10.2
カメラ	4.9	0.5	—	1.4	1.2	—	—	—	—	—	—	—
自転車	54.5	28.1	30.1	32.8	25.6	24.8	13.9	42.6	41.9	53.0	—	43.2
	62.5	63.7	63.2	61.7	69.4	43.3	46.4	31.1	75.0	—	—	24.3

〔備考〕　労働調査協議会編「労働調査時報」(357号，1959年7月上旬号）掲載「変貌する国民生活と労働者の生活白書――特集――」による。

らかになった。一九五八年八月現在の全国新聞発行部数は一世帯当たり一・三部となっているのに全林野労働者の間では一世帯当たり〇・五部、月給制職員を含めれば〇・六部という状態であった。ある作業員は次のようにいっている。「ワシラは毎年一月から三月までは山を降りて家で暮すのでその間は新聞をとっているが、四月になってまた山にのぼると、女房のヤツが父ちゃんがいなくなったから新聞をとるのはもったいない、といって断ってしまう」と。国家公務員という名の労働者のなかに、その家計が一ヵ月四〇〇円足らずの新聞代すら自由にならない人たちがいるのである。このような人たちにとってテレビや電気洗濯機は手のとどかない遠い存在にしかすぎない。

㈢　同じ職種に従事し、年齢が同程度であっても、大企業労働者と中小企業労働者との間では耐久消費財の普及率は大企業労働者のほうが高いという事実を、私鉄の運転士生活実態調査の結果は示している。第112表でみるように、テレビの所有状況は大手一二・〇%、中小四・一%、電気洗濯機は大手二三・八%、中小一二・八%、カメラは大手三二・八%、中小二五・六%という具合である。これは大企業と中小企業の賃金格差の生活面への反映を示すものである。この調査による運転士の賃金収入の分布状態をみると、一万円～一万五千円台が大手一七・六%、中小三一・八%、一万六千円～二万円台の収入のあるものは大手四一・七%、中小四二・六%となっており、二万一千円以上の収入のあるものは大手三九・九%、中小二五・二%となっている。二万円以下の低所得層は大手の五九・三%に対し、中小は七四・四%という状態である。このように、そのおかれている条件の違いに応じて生活近代化への対応の仕方はそれぞれ異なっているが、いずれにしても、これらの新しく登場してきた生活用品が一般国民生活のなかにブームといわれるような広範な普及状況を示していることは、労働者の社会的欲望を膨張させ、家計への圧力をかけてきていることにはまちがいがない。

第二節　栄　養

厚生省公衆衛生局編『昭和三三年度国民栄養調査成績――国民栄養の現状――』（一九五九年一二月刊）によって、わが国勤労者の栄養摂取状態についてみれば第113～115表のとおりである。

（注）　国民栄養調査は国民の食料消費、栄養摂取の現状を調査し、同時に栄養と健康状態の関係を明らかにするためのもので、標本抽出法によって抽出された全国各地区の世帯およびその構成員を対象として実施されている。そして、一九五六年度までは客体を市部、郡部に大別していたが、一九五七年度からその集計方法を改め、食料生産面、消費面に重点をおいて生産者世帯（耕地面積三反以上の世帯）、消費者世帯（耕地をまったく有しない世帯）、その他の世帯の三階層に大別し、更に消費者世帯ではその世帯の最多収者の就業状態によって事業経営者世帯、常用勤労者世帯、日雇・家内労働者世帯、その他の消費者世帯の四業態に区分してある。

(1)　事業経営者世帯――最多収入者が事業経営を個人または共同で行なっている世帯で、その事業の経営上の資産総額五万円以上であるか、または事業経営のための雇人が一人でもいる場合をいう。

(2)　常用勤労者世帯――最多収入者が事業経営者でなく、他に雇われて俸給、賃金などを得ているものであって、次の日雇・家内労働に該当しない世帯。

(3)　日雇・家内労働者世帯――日雇労働者世帯、すなわち最多

第113表　1人1日当たり栄養摂取量（1958年5月）

区分		事業者世帯	常用勤労者世帯	日雇・家内労働者世帯	その他の消費者世帯
熱量	Cal	2,049 (2.1%)	2,055 (0.1%)	1,966 (△2.6%)	2,009 (0%)
蛋白質 総量	g	71.1 (2.9)	72.0 (2.0)	64.8 (△3.0)	70.3 (2.0)
蛋白質 動物性	g	26.5 (6.0)	27.8 (7.8)	20.5 (△3.8)	23.9 (0.4)
脂肪	g	24.6 (5.6)	26.7 (5.1)	19.0 (4.4)	23.0 (7.0)
カルシウム	mg	389 (0.8)	378 (△6.1)	376 (6.5)	414 (5.1)
ビタミン A	I.U.	1,514 (2.7) 2,756	1,644 (0.8) 2,973	1,587 (14.8) 3,008	1,874 (7.6) 3,483
ビタミン B_1	mg	1.05 (4.0)	1.06 (1.9)	0.98 (△6.7)	1.02 (0)
ビタミン B_2	mg	0.77 (4.1)	0.78 (4.0)	0.71 (2.9)	0.76 (1.3)
ビタミン C	mg	69 (6.2)	70 (△1.4)	63 (10.5)	74 (12.1)

〔備考〕 1) ビタミンA下段の数字はカロチンの値をそのままビタミンAに加えた数値である。
2) カッコ内は対前年増減率，△印は減少。
3) 厚生省公衆衛生局「昭和33年度国民栄養調査成績」(1960年2月刊)による。

収入者が形式のいかんを問わず他人に雇われている者であって、非農林業にあっては日々雇入れられる者、農林業にあっては一ヵ月未満の契約によって雇入れられている者の世帯と、最多収入者が問屋その他の営利業者から材料の全部または一部の支給を受けて、自分の家庭で必要な加工をし、その製品を注文主である業者に納めて報酬をうる家内労働者世帯の両者を含む。

同調査報告書によると、国民の食料消費傾向はここ数年来改善の傾向をみせ、畜産食品の増加や油脂類、果実類の消費増大、また摂取熱量中に占める穀類比率の低下などその水準は全般的に向上してきている。しかし、わが国の食料消費の特質である米食中心の食生活は依然として改善されないのみか、米食率は増大の傾向にあり、消費熱量の七一%を穀類から摂取するなど、諸外国のそれと比べれば著しく澱粉質過多である。また、栄養素の摂取量も国民一人当たりの基準量を満たすに十分でなく、特にビタミン、ミネラル等の不足が著しい。しかしながら、最近の消費傾向をみると、特に都市の場合は所得の増加分が食生活よりもむしろ他の消費に向けられる傾向が強く、また食生活そのものにあっても食品のバランスを無視したり、栄養上価値の少ない奢侈的消費に向かいつつある傾向もみられる。特に一般の消費水準上昇のかげに取り残された低所得層である日雇・家内労働者世帯は動物性蛋白質、脂肪の摂取が少なく、また摂取熱量の七七・七%を穀類、いも類等の澱粉性食品から摂取するなど、その食料構成が粗悪で低位におかれているため、栄養素の欠乏による身体症候が、他の業態よりもかなり多く発現している。

栄養摂取量　常用労働者世帯における栄養摂取量はビタミンA、Cおよびカルシウムを除く他のすべてにおいて、他業態に比べ最もすぐれている。すなわち、熱量は消費者世帯平均よりやや多く蛋白

質も七二・〇g（うち動物性二七・八g）とほぼ基準値に近い摂取量を示す。対前年比をみるとカルシウム六・一%、ビタミンC一・四%とわずかながら減じているが、一方、動物性蛋白質は七・八%、脂肪は五・一%の伸びをみせるなど、この世帯の栄養状態は相当大幅に向上している。日雇・家内労働者世帯では、糖質に由来するカロリーが多く、穀類、いも類などの澱粉性食品からの熱量摂取率は七七・七%に及ぶなど、所得水準の低さが栄養摂取の大きな障害となっている。すなわち、この世帯の栄養摂取状態は熱量源になる糖質が多いが、保全素といわれる蛋白質、ビタミン、ミネラルが少なく、特に蛋白質は量的ばかりでなく質的にも劣っており、植物性食品特に穀類からの摂取量が多く、動物性蛋白質からの摂取が少ないなど、栄養構成はかなり粗悪である。対前年の同期比をみると、熱量、蛋白質、動物性蛋白質はそれぞれ二・六%、三・〇%、三・八%を減少し、特にビタミンB_1は六・七%の大幅減少を示すなど全般的栄養量を減量している。

食品摂取量　常用勤労者世帯における穀類の消費は全業態中最も少なく、一方、魚介類、肉、卵、乳、果実類などの消費は業態中最も多い。したがって、その食料構成は質的構成においてもすぐれているが、また同時に奢侈的消費傾向が多分にみられるようになった。対前年比をみると、米、大麦等が若干減って小麦が増えているが、穀類全体としては一・二%の減少となっている。しかし、いも類（馬鈴薯）が増えたため穀類、いも類の合計量としてはほとんど増減がみられない。米食率をみると、一九五七年に比較してほとんど停滞しているものの、他業態よりも高く七六・二%である。大幅に増加したものは畜産食品と果実で、前者は二六・八%、後者は一五・四%の増加である。野菜類では緑黄色野菜は減量となっているが、その他の野菜が増えているため全体としては四・四%の増である。日雇・家内労働者世帯における穀類、いも類等は業態中最も多く肉、卵、乳、果物、菓子などの消費は最も少ない。その内容を詳しくみると、米の消費量は他の業態と大差はないが、大麦の摂取量は五八・六グラムで常用勤労者世帯の約二倍摂取しているが、パン、菓子パン、小麦加工品等の小麦製品は少ない。砂糖類も各業態ともに大差ないが、油脂類は最下位で常用勤労者世帯の約二分の一量であり、味噌の消費は若干上回っている。その他の食品はいずれも最下位にあり、動物性食品の消費量は常用労働者の約五分の三量をとっているにすぎないし、野菜、果実の消費量も劣る等この世帯群の消費水準は低位にある。対前年比をみると、魚介類が一

第114表　1人1日当たり食品群別摂取量（1958年5月）

（単位　グラム，カッコ内%）

区分	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇・家内労働者世帯	その他の消費者世帯
穀類・いも類	500.9 (1.6)	486.2 (0.2)	522.6 (2.1)	496.0 (2.1)
魚介類	78.7 (△0.1)	80.7 (1.6)	65.9 (△14.1)	70.8 (△21.7)
肉・乳・卵	71.9 (27.0)	75.7 (26.8)	40.8 (30.8)	59.3 (20.8)
野菜	149.1 (△3.9)	152.6 (4.4)	139.9 (1.5)	155.0 (3.1)
果実	47.6 (34.8)	50.9 (15.4)	24.3 (△8.0)	49.2 (47.7)
その他	214.3 (2.6)	208.2 (△0.7)	187.3 (△2.6)	205.4 (0.2)

〔備考〕　カッコ内は対前年増減率，△印は減少。

第115表　身体症候の発現率（1958年5月）

（%）

区分	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇・家内労働者世帯	その他の消費者世帯
有症率	23.1	20.5	26.4	23.2
貧血	2.5	2.3	4.4	3.6
口角災	3.4	3.3	6.2	4.0
毛孔性角化症	3.0	2.8	4.5	3.3
けん反射消失	10.2	9.7	10.5	11.2
はい腸筋圧痛	6.5	4.4	5.5	3.9
浮腫	3.7	2.4	2.7	2.8

四・一%と大幅に減少しているのに対し、乳類は増加を示した。また卵類もかなり伸びたが肉類は若干減り、結局肉、卵、乳を合わせた畜産品としては三〇・八%とその増加率は他業態を上回るが、もともと摂取量が少ないのでいかに増加をみせたとはいえ、他業態にはるかに及ばない状態である。穀類の摂取比率をみると他業態と同様前年より米、大麦が減って小麦の割合が増加しており、米食率は業態中最も低く七三・二%であるが、大麦は一二・六%と約倍量の摂取率を示している等、一般に他業態とは異なった消費傾向をみせている。

身体症候の有症率　有症率をみると、食料消費水準の高い常用勤労者世帯が最も少なく二〇・五%であるが、粗悪な食生活をしている日雇・家内労働者世帯では二六・四%と高く、特にビタミンB_2欠乏症候が多発している（第115表）。

第三節　住宅

建設省の推計によると、一九六〇年三月末の全国住宅不足戸数はなお約一六五万戸に達し、住宅着工新設戸数の増加（第116表）にもかかわらず、世帯数の増加と既設住宅の滅失、老朽化によって住宅事情緩和の速度は遅い。以下、総理府統計局編「昭和三三年住宅統計調査結果報告」（一九六〇年三月刊）によって住宅難の現状を少し立ち入ってみてみよう。

同報告による全国住宅数は一七四三万戸、そのうち住宅難世帯数は二二七万戸で、それは全普通世帯の一二・五%に当たっている。これを住宅難要因別に示すと第117表のようで、一九五五年に比べ住宅事情は一応改善されているとはいえ、狭少過密世帯すなわち居住住宅の畳数が九畳未満で、かつ一人当たりの畳数が二・五畳未満の世帯が一二四万で五四・七%を占め、次いで同居世帯（他に住宅難要因をもつものを含む）が四五万で約二割を占めている。また全体に占める割合は小さいとはいえ、仮小屋やごう舎のように住宅としての要件をそなえていない非住宅居住世帯が一〇万、また腐朽破損

第116表　戦後の住宅建設戸数

（単位　1,000戸）

区分		1945～58年	1959年
政府計画住宅	公営住宅	638	53
	公庫住宅	566	104
	公団住宅	108	31
	厚生年金住宅等	479	30
	小計	1,791	218
民間自力建設住宅		3,952	350
合計		5,743	568

〔備考〕 1）本表には住宅事情の緩和に役だつと考えられる増築を含む。
2）厚生年金住宅等のうちには入植者住宅，国家公務員宿舎，僻地教員宿舎，特別合計で政府機関宿舎，国鉄・電電等宿舎を含む。
3）建設省調べ。

の程度が危険または修理不能の老朽住宅にその居住を余儀なくされている世帯が一九万に及んでいることは、その住宅難の深刻さの一端を示しているといえる。このような住宅難世帯の状況を総住宅数に対する割合すなわち住宅難率によってみると（第118表）、市部において著しく、なかでも労働者世帯、特に市部在住の臨時・日雇労働者世帯で三六・四％の高い住宅難率を示している。したがって勤

第117表　住宅難要因別住宅世帯数（1958年10月）

区分	全国 住宅難世帯数	全国 比率	市部	郡部
	千	%	%	%
総数	2,268	100.0	100.0	100.0
非住宅住居	100	4.4	3.7	6.7
老朽住宅	188	8.3	5.7	16.8
狭少住宅	1,240	54.7	56.5	48.7
同居	381	16.8	17.4	14.9
老朽・狭少・過密	77	3.4	3.1	4.3
老朽・同居	3	0.1	0.1	0.2
狭少・過密・同居	274	12.1	13.2	8.3
老朽・狭少・過密・同居	5	0.2	0.2	0.2

〔備考〕 1）イ）非住宅――住宅以外の建物およびごう舎，ロ）老朽住宅――腐朽破損の程度が「危険，修理不能」の住宅，ハ）狭少過密――住宅の総畳数が9畳未満で，かつ1人当たり畳数が2.5畳未満のもの。

2）総理府統計局編「昭和33年住宅統計調査報告」による。

第118表　世帯主の従業上の地位別住宅難率

区分	全国 住宅難世帯数	全国 比率	市部	郡部
	千	%	%	%
一九五八年 総数	2,268	12.5	15.2	7.8
一九五八年 業主	634	7.1	9.2	5.0
一九五八年 民間雇用者	1,113	17.9	19.3	12.4
一九五八年 官公雇用者	178	11.5	12.9	8.6
一九五八年 臨時・日雇	222	32.4	36.4	26.1
一九五八年 無業者	121	15.5	15.5	15.7
1955年 総数	2,490	14.7	18.0	10.3

〔備考〕 1955年は建設省「昭和30年住宅事情調査」結果による。

市部在住の低所得層に集中的に現われていることが認められるが、それらの世帯が必ずしも需要者として住宅市場に現われないところに、更に大きな問題が横たわっているといわなければならない。もっとも建設省の「昭和三〇年住宅事情調査」結果によれば、客観的住宅難世帯は全国で二四九万（総世帯の一四・七％）、一応需要の対象となりうる住宅困窮世帯は二七五万戸（同じく一六・三％）と後者で高くなっている。そこで東京都の「昭和三〇年住宅調査」結果から勤労者世帯について、これを収入階級別にとらえてみると第118表のように、当然のことながら両者（客観、主観別住宅難率）とも低所労者世帯の収入階級別住宅難率をみると、収入の低い世帯ほど急速に高率となり、月収二万円未満の低所得層の住宅難率が市部で二四％に及んでいる点が注目される。

以上の結果からも明らかなように老朽、過密といったように、客観的にみて劣悪な住宅条件をもつ世帯が

第119表　勤労者世帯住宅難率の比較

（1955年）　（%）

月収	住宅難率（客観）A	住宅困窮率（主観）B	A－B
4,000円未満	32.1	21.5	10.6
4,000円以上	42.0	26.9	15.1
8,000 円 ～	40.2	29.6	10.6
12,000 円 ～	41.3	34.1	7.2
16,000 円 ～	34.7	31.8	2.9
20,000 円 ～	25.0	26.6	－ 1.6
24,000 円 ～	13.6	25.1	－11.5
28,000 円 ～	11.0	21.4	－10.4
32,000 円 ～	3.4	21.0	－17.6
36,000 円 ～	7.2	19.5	－12.3
40,000 円 ～	6.7	17.5	－10.8
52,000 円 ～	6.4	17.1	－10.7
64,000 円 ～	6.7	16.4	－ 9.7

〔備考〕　東京都庁「昭和30年住宅調査」結果による。

第120表　住宅の所有関係比率

（市部）　（%）

年	持家	借家	給与住宅
1941年	22.3	75.9	1.8
1948年	46.7	46.5	6.8
1950年	52.8	38.8	8.4
1953年	57.5	34.6	7.9
1955年	63.3	28.7	8.0
1958年	62.9	29.5	7.6

〔備考〕　建設省編「国土建設の現況——昭和34年版——」および総理府統計局編「昭和33年住宅統計調査報告」による。

㈠住宅の状態がきわめて劣悪な状態にありながらも住居改善への欲求さえ喪失せざるをえない層、㈡劣悪な住居条件のもとにあるが、住居改善への欲求をもっている層、㈢一応の住居水準を確保しているが、更に居住条件を改善しようとする層とであり、後者の二階層は一応有効需要の対象となりうる層であるが、㈠の階層については住宅市場からの脱落層ともみられるのであって、これは戦後における一般的な住宅事情の悪化、たとえば住宅所有関係の変化（第119表）——特に借家の激減——あるいは家賃の高騰などの影響も大きいが、基本的には極度に低い生活水準に起因しているものと考えられる。したがって、この層の住宅難解決については、政府の住宅政策、特に低家賃住宅の建設に負うところが、大きいといわねばならない。ところでいまかりにそれらの層を除いて住宅の改善、困窮を訴えている層の公営住宅申込み希望者数をみると、全国で六七万（一九五五年住宅事情調査結果による）である。一方公営住宅の建設が年間五万戸前後であることからすれば、その希望率は約一〇倍をはるかに越えることになるわけである。特に都市における殺到は著しく、たとえば六大都市における公営住宅申込率（第121表）は最近次第に高まる傾向を示し、一九五八年度には四〇倍近い競争率を示していることによっても住宅難の現状の深刻さがうかがわれよう。

第121表　公営住宅申込率

年度	申込率
	倍
1954年度	32.7
1955年度	24.2
1956年度	31.9
1957年度	35.3
1958年度	39.9

〔備考〕　六大都市平均（第1種），建設省住宅局「住宅対策執務資料」による。

（注）　参考資料、労働省統計調査部編「労働統計調査月報」一九六〇年一月号

高く現われ、住宅需要階層は大きく三つに分かれている。つまり、得層ほど高くなっているが、両者の割合を比較すると月収二万円前後を境にその関係は逆になっている。すなわち、低所得層では客観的住宅難率、高所得層では主観的住宅難率がそれぞれ

掲載、「労働者生活と住宅問題」。雑誌『統計』一九五九年九月号掲載、「住宅難世帯二二七万」。

第五章　婦人・年少労働者の状態

第一節　婦人労働者の状態

概況　女子常用労働者の人数、賃金、労働時間の状況を、労働省「毎月勤労統計調査」によって産業別、規模別にみると第122表のとおりである。常用労働者は三〇人未満の小企業において多く、製造業では繊維（五〇〇人以上をはじめ各規模）、食料品（二九～五人規模）、などが特に多く、その他、大企業では電気機器や化学に、小企業では衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、窯業・土石製品、その他の製造業などに、多くなっている。また卸・小売業の従業者も製造業に次いで多い。

賃金は規模別格差が目だち、五〇〇人以上企業と三〇人未満企業とでは一ヵ月平均四千円の差がある。これを女子労働者数の多い産業（製造業）についてみると、大企業（五〇〇人以上）では繊維が九四〇〇円、化学一万二二〇〇円、電気機器九五〇〇円、小企業（三〇人未満）では繊維が六九〇〇円（大企業と約二六〇〇円の差）、食料品六二〇〇円、衣服・その他の繊維製品六九〇〇円、木材・木製品五五〇〇円、窯業・土石製品五八〇〇円などとなっている。労働時間はこれに対して小企業ほど長く、たとえば二九～五人規模では五〇〇人以上規模に比べて、一ヵ月当たり二八時間も長くなっている。繊維工業や卸・小売業などは特に長時間労働の産業である。

（注）「毎月勤労統計調査」における「常用労働者」の規定は次のようである――(1)期間をきめず、または一ヵ月を越える期間をきめているもの、(2)日々または一ヵ月以内の期間を限って雇われていた人のうち、本月と前月にそれぞれ一八日以上雇用されたか、または過去六ヵ月間に通算して六〇日以上雇われたもの、など。これ以外の労働者は「臨時および日雇労働者」に分類される。

労働状態　婦人労働者の労働状態を、労働省婦人少年局の実態調査――『水産食料品製造業の女子労働者』によってみよう。

（注）水産食料品製造業に働く女子労働者は、食料品製造業のうちでパン菓子製造業に次いで多く（後者については一九五七年六月、婦人少年局の調査あり、本年鑑第32集で紹介）、その数は全国で約三万人（一九五五年国勢調査）、女子は男女労働者総数の約半分を占める。この調査は、水産罐詰製造業とその他の水産食料品製造業（素干・塩干・煮干魚介類、水産物つくだ煮など）の二業種、従業員一〇人以上の企業規模のものについて、全国で抽出した三一三事業場、一万二三七七人を対象とするが、このうち女子労働者の八〇％が一〇〇人未満規模の企業に属している。またこの産業は作業に繁閑の差が大きく、臨時労働者あるいは臨時的待遇にある常用労働者が圧倒的に多い。調査時期は一九五八年六月。

㈠　年齢・勤続　二〇～二四歳二一・一％が最も多く、平均年齢は三一歳一一ヵ月でかなり高いが、一八歳未満八・五％、一八～一九歳八・八％など若年者も相当働いている。勤続年数は平均三年一ヵ月で低く、その構成では六ヵ月未満一八％、一～二年未満の一六・四％、五～一〇年未満の一五・八％などが多くなっている。

㈡　労働時間　まず就業規則のない企業が小企業で多く、その比

第122表　女子労働者数，賃金，労働時間（常用労働者）

規模別	常用労働者推計数（100人）				現金給与総額（100円）				月間総実労働時間（時）			
	500人以上	499～100人	99～30人	29～5人	500人以上	499～100人	99～30人	29～5人	500人以上	499～100人	99～30人	29～5人
総数	6,841	8,686	7,805	11,390	115	98	89	75	186	192	197	214
鉱業	166	102	47	51	115	84	72	53	192	194	183	154
建設業	181	267	252	293	94	85	75	74	198	193	193	206
製造業	5,198	5,700	4,688	5,724	104	84	74	67	188	194	201	210
食料品	236	616	429	800	122	86	69	62	188	191	200	209
繊維	2,013	1,933	1,315	1,704	94	78	70	69	189	198	207	223
衣服，繊維品	26	339	325	475	90	72	68	69	200	196	202	217
木材，木製品	14	88	268	404	76	76	64	55	164	195	193	191
パルプ，紙	98	139	210	297	132	86	73	67	180	185	196	216
出版，印刷	86	101	192	227	170	116	84	75	179	197	203	207
化学	427	340	164	91	122	104	93	69	174	179	187	182
ゴム製品	328	165	56	35	73	85	82	86	200	197	203	215
窯業，土石製品	113	287	252	326	111	82	71	58	183	185	191	188
鉄鋼	130	69	52	41	152	103	86	84	184	189	194	204
非鉄金属	85	68	40	46	121	98	89	79	188	194	199	211
金属製品	26	185	281	259	110	92	82	77	197	197	203	201
機械	154	227	193	158	104	95	84	73	192	195	205	199
電気機器	919	431	228	162	95	80	76	74	188	197	193	209
輸送用機器	194	108	128	50	130	99	84	82	187	193	197	201
精密機械	142	128	107	88	115	85	75	70	184	193	200	199
その他	78	359	305	442	81	79	75	62	187	195	201	206
卸，小売業	499	1,008	1,272	4,454	154	105	94	77	188	194	198	225
金融，保険業	323	489	830	472	164	153	146	117	171	179	186	198
不動産業	5	21	25	22	135	108	100	81	185	190	200	214
運搬，通信業	434	1,018	662	372	167	140	117	116	175	183	186	195
電気，ガス，水道業	35	82	28	3	171	162	151	143	180	178	192	193

〔備考〕 1) 労働者数は1959年12月末現在，賃金・労働時間は1959年10月分。
2) 製造業の内訳は女子労働者数の多い産業を掲載。
3) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

率は九九～三〇人で二三%、二九～一〇人で四六・五%に達している。一日の労働時間は平時の場合平均九時間二七分、一〇時間台一八・一%、一一時間台五・六%、一二時間台二・二%。これより長くそして二〇時間以上のものも少数ながらみられる。一一時間以上という長時間労働は主として三〇人未満の企業である。また繁忙時になると平均労働時間が一一時間二六分で、一二～二〇時間以上のものが三六・三%に達する。こうした長時間労働は一〇〇人以上企業においても多く行なわれている（一〇〇～二〇〇人未満企業で一二時間以上労働が三九・九%）。

休憩時間は一日平均、平時で六五・七分、繁忙時では五八・九分、これはほとんど昼食時の休憩で、それ以外の休憩時間は一一分程度にすぎない。また休日については、それがまったくない企業が平時で一四%、繁忙時では二六・一%を占める。休日のある場合、平時で週一回全員休業あるいは一ヵ月四回以上のものが約半数、一～二回というのもかなりみられる。更に年次有給休暇規定のない企業が五一・七%となっている。

(三) 賃　金　支払形態では月給が三〇%、日給または日給月給二四・五%となっているが、不明というものが四一%もある。賃金手取り額（一九五八年五月分）は一人一ヵ月平均五四三五円で、企業規模による較差はあまりない。この内訳では、四千円台二一%、五千円台一八・四%、三千円台一三・二%などが多い（女子労働者個人別調査による）。また年齢別較差はほとんどみられず、勤続年数別でも大きな差はなく、四年勤続で平均五九三三円である。初任給は中学卒で平均四六八七円で、その後の昇給制度のない企業が四六・七%を占めている。

（注）この他、最近の主な調査資料としては次のようなものがある。

(1)全国蚕糸労働組合連合会『生理白書』、(2)全国繊維産業労働組合同盟「女子既婚者実態調査」（女子既婚者数・年齢・勤続、授乳・託児施設、妊産婦の職場転換、産前産後休暇、既婚者に対する会社の圧迫状況などについて。なお後者については、肩たたきの対象となる、賃上げや定期昇給の際差がつけられる、能率が上がらぬといっていやな顔をされるなどの訴えがかなり多く出されている。同労組『繊維労働』一九六〇・三・一〇所収）、(3)労働省婦人少年局『定年制度及び退職一時金制度における男女差の実情』（婦人少年局「昭和三三年女子保護実施状況調査」の付帯調査として実施、なお男女別停年制をとる事業場は調査全体の約一七%で、このうち男五五歳、女五〇歳＝五二・五%、男五五歳、女四五歳＝一九・七%などが多くなっている）、(4)同右『住込家事使用人の実情』（一九五九年六月、全国都市の二九五七世帯を抽出）。

第二節　年少労働者の状態

年少労働者（一八歳未満）の人数、賃金、労働時間などの状況を、労働省「賃金構造基本調査」によって、産業別・規模別にみると第123表のようである。これは企業規模一〇人以上の各産業の常用労働者を対象としたものである（常用労働者とは原則的に期間を定めないで雇用されるものおよび一ヵ月以上の期間を定めて雇用されるものをいうが、一ヵ月以下または日々雇入れられるものでも、調査期日以前二ヵ月の各月において一八日以上または調査期日以前六ヵ月間に通算六〇日以上同一事業所に雇用されたものも、常用労働者に含まれる）。年少労働者は、男子では製造業の九九～一〇人規模、および九九九～一〇〇人規模、卸・小売業の九九～一〇人規模に集

第123表　年少労働者数，賃金，労働時間（18歳未満，常用労働者——1959年4月現在）

産業（規模別）		男子 勤続（経験）年数（年）	男子 実労働時間（時）	男子 きまって支給する給与額（100円）	男子 労働者数（100人）	女子 勤続（経験）年数	女子 実労働時間	女子 きまって支給する給与	女子 労働者数
全産業	1,000人以上	1.6	182	74	310	1.4	193	68	906
	999 ～ 100人	1.4	194	64	828	1.3	204	58	1,292
	99 ～ 10人	1.2	190	59	2,580	1.2	214	55	1,505
鉱業	1,000人以上	1.3	184	55	10	1.1	186	60	2
	999 ～ 100人	1.0	195	72	7	1.1	203	55	2
	99 ～ 10人	0.9	185	81	3	0.9	187	46	1
建設業	1,000人以上	1.1	193	57	6	1.1	195	52	1
	999 ～ 100人	1.2	201	76	10	1.1	201	56	2
	99 ～ 10人	1.3	211	71	67	1.1	203	55	10
製造業	1,000人以上	1.6	182	75	259	1.5	192	65	810
	999 ～ 100人	1.5	200	66	708	1.3	203	57	1,182
	99 ～ 10人	1.3	215	67	1,772	1.2	215	55	1,232
卸・小売業	1,000人以上	1.7	197	83	1	1.5	192	68	12
	999 ～ 100人	1.2	135	42	75	1.2	209	59	60
	99 ～ 10人	1.1	123	36	711	1.1	212	53	246
金融・保険業	1,000人以上	2.0	142	84	(48)	1.3	163	78	4
	999 ～ 100人	0.5	176	80	(40)	1.4	189	64	5
	99 ～ 10人	1.2	199	60	2	1.4	180	53	8
運輸・通信業	1,000人以上	1.3	190	79	25	1.2	203	93	76
	999 ～ 100人	1.2	209	70	27	1.2	202	65	41
	99 ～ 10人	1.0	220	75	24	1.1	207	58	6
電気・ガス・水道業	1,000人以上	1.2	167	74	7	1.3	164	62	1
	999 ～ 100人	1.1	184	58	1	1.5	165	64	(8)
	99 ～ 10人	1.5	192	65	(24)	—	—	—	—

〔備考〕 1）実労働時間および給与は1ヵ月平均。
2）労働者数のカッコ内の数字は100人に満たないもので人単位の数。
3）労働省「賃金構造基本調査結果報告書——昭和34年」による。

中し、また女子では製造業の九九～一〇人規模をはじめ各規模や卸・小売業の九九～一〇人規模に集中しており、男・女労働者とも全体として一〇〇人未満規模に多い。賃金（一ヵ月平均）は全産業では男子約五九〇〇円、女子五五〇〇円で労働者数の多い製造業九九～一〇人規模では男子六七〇〇円、女子五五〇〇円、また卸・小売業の男子は三六〇〇円などと

なっている（なお、年少労働関係の最近における資料としては、労働省婦人少年局『年少労働統計資料――昭和三四年版――』、全国教育研究所連盟『勤労青年の生活』――本年鑑第二編四二ページで一部紹介――、などがある）。

（注）長期欠席児童の状態を、文部省『長期欠席児童調査（昭和三三年度版）』によってみると、次のようである。一九五八年四月から五九年三月に至る一年間の長期欠席児童数（年間五〇日以上欠席）は、小学校九万三二八一人（在学者全体の〇・七％）、中学校八万九九一五人（一・八％）、計一八万三一九六人となっている。前年度に比べて小学校では約一万二千人、中学校では約二万八千人減少し、欠席率も低下している。長期欠席児童のうち、家庭の事情によるもの（保護者の無理解、家族の病気、教育費がだせない、家計を負担せねばならないなど）は小学校二万六六六二人、中学校四万一〇一一人。また長欠者全体のうち病気療養中のものを除いて過半数が家事手伝いや農耕、物品の製造・販売その他の労働に従事している（この長欠児童の就労実態については、労働省婦人少年局『長欠就労児童保護活動事例集』などを参照）。なお、福岡県炭鉱地帯で長欠児童や欠食児童が五千人もあることなどが報道されている（福岡県教育委員会調査、朝日新聞一九五九・一一・五）。

第四編　農家の状態と農民の生活

第一章　農林漁家の人口の就業動向

資料　「農林漁家就業動向調査」は一九五八年四月から始められた農林省調査で、農林漁家の労働力構成、農林漁家人口の兼業および就業の動向、農林漁業と他産業との人口交流状態等を調査するもので、結果は『農林水産統計月報』に毎月発表されている。全国農林漁家数の百分の一に当たる六万世帯を含む一二〇〇集落を選び、この集落内の全農家を調査したものである。公表される統計はここで紹介する「農林漁家の月別人口移動」のほかに、「在宅者の就業形態（自営・勤務）異動」、「職業的移動による世帯員の増加」、同「減少」、「就業形態別人口」、「就業日数別人口」、「農業（本業）従事者の就業日数別人口」がある。

農林省はこのほか一九六〇年二月、『農家の就業構造に関する調査』（農林水産統計報告三五―五）を発表した。これは「農家経済調査」（一九五六年度）の原票から、農家の世帯員と農業従事者の続柄別年齢別就業状態を明らかにする統計を作成したもので、だれがどの程度の自家労働をなし、また賃労働に従事しているか、農家から転出するものはだれか、等各側面について資料を提出している。

また全国農業会議所は一九六〇年五月『農家労働力の就業動向に関する調査』（研究調査資料第三一号）を刊行したが、これは一般調査と特殊調査の二つの結果を整理報告したものである。前者は各府県に二地域を選び世帯員の就業状況、世帯員の今後の就業に関する意見等を調査し、後者は島根、青森、山形の農村における実態調査により就業動向を明らかにしたものである。

世帯員数とその構成　第124表によれば、一九五九年一月現在の全国農林漁家の世帯総数は三四四八万六千人で、前年四月現在の三四七五万四六〇〇人に比べると二六万八六〇〇人の減少である。また五九年一二月末では、これが三四一八万〇七〇〇人であるから、この一年間に三〇万五三〇〇人減少したことになる。

人口移動　一九五九年一月から一二月までに、農林漁家の世帯員で増加したもの一一一万二千人で、減少したもの一四七万三三〇〇人、差引きこの一年間に三六万一三〇〇人の減少であった。そこで増加の理由別にこれをみると、転業や離職で帰村したものが一〇万九二〇〇人、これに対し農林漁家から職を求めまたは就職して転出したものは三八万二六〇〇人である。また出稼ぎ者の帰村したもの一五万七一〇〇人、逆に新たに出稼者として転出したもの一八万二七〇〇人である。そこで、「一時帰休」を除き、以上のいわゆる職業的移動の増減を決算してみると、転出転入の差は二九万九千人の

第124表 農林漁家の月別人口異動

（単位 100人）

項目 / 年月	月初め人口	世帯単位の異動人口		世帯員の異動人口										月末人口
				増加					減少					
		増加	減少	転業・離職—帰村	出稼者の帰村	一時帰休	その他	計	求職・就職—離村	他出出稼ぎ	帰休者の復職	その他	計	
1958年12月	344,912	41	79	74	242	1	749	1,066	104	219	3	754	1,080	344,860
1959年1月	344,860	77	54	93	144	3	854	1,094	111	159	—	778	1,048	344,929
2	344,929	26	64	79	124	1	722	926	149	84	1	697	931	344,886
3	344,886	54	164	142	363	3	1,005	1,513	1,337	108	1	1,128	2,574	343,715
4	345,879	139	210	170	316	5	1,216	1,707	979	237	2	1,623	2,841	344,674
5	344,598	46	85	110	72	7	737	926	263	153	4	738	1,158	344,327
6	344,295	58	39	93	47	7	565	712	226	133	4	620	983	344,043
7	344,009	61	56	71	37	6	544	658	172	83	—	511	766	343,906
8	343,729	49	75	72	79	6	540	697	131	44	4	430	609	343,791
9	342,895	21	55	76	53	6	490	625	140	52	1	471	664	342,822
10	342,815	18	57	66	70	13	511	660	111	95	6	562	774	342,262
11	342,663	24	67	58	90	4	522	674	117	525	5	774	1,421	341,873
12	341,868	42	67	62	176	5	685	928	90	154	2	718	964	341,807
1959年 1～12月	—	615	993	1,092	1,571	66	8,391	11,120	3,826	1,827	30	9,050	14,733	—

〔備考〕 1) 3月末と4月初め人口の差異は調査脱落集落の補充選定替によるものである。
2) 7月末と8月初め，8月末と9月初め人口の差異は台風被害のため調査除外した集落があるためである。
3) その他の月の差異は調査もれ等の修正によるものである。
4) 統計は「農林水産統計月報」（第96号，1960年3月刊）。

第125表　卒業後の状況分類（1959年4月1日現在）

（単位　100人）

区分	計 実数	計 割合	進学 割合	就職 割合	自営 割合	区分	計 実数	計 割合	進学 割合	就職 割合	自営 割合
札幌	147	100.0	35.4	18.4	46.2	三重	148	100.0	35.8	35.1	29.1
北見	71	100.0	28.2	19.7	52.1	滋賀	125	100.0	51.2	28.0	20.8
函館	101	100.0	22.8	11.9	65.3	京都	112	100.0	53.6	35.7	10.7
帯広	48	100.0	20.8	18.8	60.4	大阪	122	100.0	44.3	45.1	10.7
青森	209	100.0	31.1	19.1	49.8	兵庫	257	100.0	44.4	41.6	14.0
岩手	222	100.0	27.5	32.4	40.1	奈良	107	100.0	43.9	22.4	33.7
宮城	231	100.0	33.8	24.3	41.9	和歌山	100	100.0	73.0	4.0	23.0
秋田	173	100.0	34.7	23.1	42.2	鳥取	84	100.0	48.8	28.6	22.6
山形	210	100.0	35.7	22.4	41.9	島根	136	100.0	37.5	34.6	27.9
福島	280	100.0	40.0	30.7	29.3	岡山	220	100.0	59.6	18.6	21.8
茨城	286	100.0	33.3	17.9	48.8	広島	216	100.0	53.7	34.7	11.6
栃木	185	100.0	33.0	31.3	35.7	山口	93	100.0	43.0	24.7	32.3
群馬	203	100.0	37.5	31.0	31.5	徳島	146	100.0	49.3	26.0	24.7
埼玉	237	100.0	44.0	35.4	20.6	香川	111	100.0	48.7	27.0	24.3
千葉	249	100.0	43.8	20.1	36.1	愛媛	187	100.0	43.9	32.6	23.5
東京	85	100.0	52.9	25.9	21.2	高知	80	100.0	51.2	22.5	26.3
神奈川	134	100.0	38.8	33.6	27.6	福岡	265	100.0	49.1	14.7	36.2
新潟	398	100.0	24.4	32.4	43.2	佐賀	96	100.0	40.6	22.9	36.5
富山	133	100.0	36.8	31.6	31.6	長崎	172	100.0	37.2	26.2	36.6
石川	113	100.0	42.5	33.6	23.9	熊本	223	100.0	40.4	19.2	40.4
福井	108	100.0	41.7	38.9	19.4	大分	236	100.0	46.2	18.2	35.6
山梨	156	100.0	30.1	39.8	30.1	宮崎	169	100.0	30.8	19.5	49.7
長野	395	100.0	47.8	30.4	21.8	鹿児島	276	100.0	32.2	31.5	36.3
岐阜	220	100.0	35.0	41.4	23.6	全国	8,868	100.0	39.9	28.5	31.5
静岡	311	100.0	32.8	40.8	26.4	参考（8月現在）				35.3	24.8
愛知	282	100.0	42.9	41.9	15.2						

〔備考〕　農林省『農林漁家就業動向調査資料』（昭和34年3月新規学校卒業者の就職状況）1960年2月刊による。

減少となっている。農林漁家の世帯数および人口は前年も減少したが、本年にはいってもこの減少傾向はなお軽微なものではあるが続いていることが確認される。これは工鉱業部面が好況にめぐまれ、わずかずつでも労働市場が拡大して農漁村からの労働力を吸収しつつあることを物語るものである。

新期学卒者の就業動向　同じ農林省の「農林漁家就業動向調査」によって、一九五九年四月一日現在で、学校卒業者がどの程度に進学したか、また自家農業にとどまり、あるいは他部面に就業したかを報告しよう。第125表は新規学卒者を進学、就職、自営の割合に分け府県別に示したものである。これによると、全国で中学、高校その他の新規学卒者八八万六八〇〇人のうち、上級学校に進学したもの三九・九％（三五万四千人）、自家営業にとどまったもの三一・五％（二七万九七〇〇人）、残りの二八・五％（二五万三一〇〇人）が自家を出て他産業に就職している。就職者の多い県は、新潟、静岡、長野、愛知、兵庫などである。

第二章　農家の経済状態

第一節　農家経済の推移

一九五四年より一九五七年までの農家経済の推移

輸入のうちにあって生産量・価格ともに、低下を続けている麦作（ことに小麦作）の衰退傾向を示すものである。農業粗収益のなかで占める麦作収入の比率もこれを反映して、一九五四年の八・四％から一九五七年には六・一％と大幅に低下した。

次に養蚕収入はほぼ横ばい状態で、いわゆる斜陽化の域を脱することのできないこの部門の状態を反映している。これに対して養畜収入は一九五五、六年とも絶対額において増大し、農業粗収益中に占めるその比率も増大傾向を示している。各年を通じて、稲作収入は粗収益の五〇％前後を占めており、農家経済の動向は、米の生産量とその価格によって大きく左右されることを示している。そしてこの数年間、米の生産は安定し、生産者米価も一万円台を維持しているのに、農業収入に大きな変動の生ずるのをふせいでいるとみられる。ただ前述のように、麦作、養蚕等の収入は不振で、地域的にそれらの部門に依存する農家の収入は悪化しているものとみてよい。

以上をすべて含む農業粗収益の推移をみると、一九五四年の三一万七千円から翌一九五五年は三六万一千円と著増したのち、その後はこのピークより低下し、ことに一九五七年には農産物価格の低落に基因して二九万一千円と大きく減少した。

第126表　農家経済の推移（全府県1戸当たり平均）

（単位　円，カッコ内％）

	1954	1955	1956	1957
農業粗収益 作物収入	263,562 (83.1)	305,795 (84.5)	289,542 (82.1)	241,042 (82.6)
うち稲作収入	152,960 (48.2)	193,137 (53.4)	175,806 (49.9)	153,767 (52.7)
麦作収入	26,761 (8.4)	24,180 (6.6)	22,664 (6.4)	17,776 (6.1)
養蚕収入	11,484 (3.6)	13,523 (3.7)	13,061 (3.7)	10,100 (3.5)
養畜収入	34,878 (11.0)	34,910 (9.6)	42,163 (12.0)	34,321 (11.8)
雑収入	7,286 (2.3)	7,508 (2.1)	7,735 (2.2)	6,348 (2.2)
計	317,210 (100.0)	361,796 (100.0)	352,501 (100.0)	291,811 (100.0)
農業経営費	106,720	110,143	121,084	102,683
農業所得	210,490 (66.6)	251,653 (70.7)	231,417 (67.7)	189,128 (56.2)
農外所得	105,708 (33.4)	104,509 (29.3)	110,435 (32.3)	147,331 (43.8)
農家所得	316,198 (100.0)	356,162 (100.0)	341,852 (100.0)	336,459 (100.0)
農家家族家計費	299,727	309,791	318,524	317,096
農家経済余剰	12,445	36,339	15,504	19,124
世帯員数	6.22	6.19	6.16	5.87
（参考）一世帯当たり 農業所得	33,841	40,655	37,568	32,219
農家所得	50,836	57,538	55,495	57,318
家族家計費	48,188	50,047	51,708	54,020

〔備考〕　農林省「農家経済調査」による。本表は「農業の基本問題と基本対策参考付表」（農林漁業基本問題調査会刊）より引用。

を農林省の「農家経済調査」（年度別集計）の結果によってみると次のようである（第126表参照）。

農業粗収益　まず作物収入をみると、一九五五年の「大豊作」の年を頂点として稲作収入、麦作収入ともに減少している。特に麦作収入は一九五五年以来一貫して減少しているが、これは外麦の大量輸入のうちにあって生産量・価格ともに、低下を続けている麦作（ことに小麦作）の衰退傾向を示すものである。農業粗収益のなかで占める麦作収入の比率もこれを反映して、一九五四年の八・四％から一九五七年には六・一％と大幅に低下した。

次に養蚕収入はほぼ横ばい状態で、いわゆる斜陽化の域を脱することのできないこの部門の状態を反映している。これに対して養畜収入は一九五五、六年とも絶対額において増大し、農業粗収益中に占めるその比率も増大傾向を示している。各年を通じて、稲作収入は粗収益の五〇％前後を占めており、農家経済の動向は、米の生産量とその価格によって大きく左右されることを示している。そしてこの数年間、米の生産は安定し、生産者米価も一万円台を維持しているのに、農業収入に大きな変動の生ずるのをふせいでいるとみられる。ただ前述のように、麦作、養蚕等の収入は不振で、地域的にそれらの部門に依存する農家の収入は悪化しているものとみてよい。

以上をすべて含む農業粗収益の推移をみると、一九五四年の三一万七千円から翌一九五五年は三六万一千円と著増したのち、その後はこのピークより低下し、ことに一九五七年には農産物価格の低落に基因して二九万一千円と大きく減少した。

農家所得　農業経営費は一九五六年度を最高として一九五七年には相当に減少している。これは、農家経済において農業部面の比重が減少し、農外部面のそれが増加したこと、したがって農家所得

に対する農外所得部分の増大を反映するものである。農業粗収益から経営費を差し引いた農業所得は、一九五五年を最高に、一九五七年は最低となっている。これに対し、自営業や賃労働などによる農外所得は毎年増加の傾向をたどり、ことに一九五七年において著しい。農家所得中に占める農外所得の比率は一九五四年三三・四％から一九五七年にはじつに四三・八％になっている。これは労賃俸給収入の絶対的相対的増大を中心とするものであり、兼業農家の増大を反映するものである。一九五七年度は、前述のように農業粗収益、農業所得ともに激減しているにかかわらず、農家所得は全体としてそれほど減少しなかったのは、この農外所得の増大が農業所得の減少を補ったからである。

家計費　一九四〇年度以来、農家の家計支出は年々増加の傾向を示している。次に農家と都市勤労者の家計支出との年次別比較をしてみると第127表のとおりである。農家一世帯当たりの家計支出は勤労者家族一世帯当たりのそれよりもいくらか大きいのであるが、世帯員一人当たりでみると農民のそれは都市勤労者の七五％から八五％程度である。しかも、一人当たり家計支出における両者の格差は一九五二年以来年を追って拡大していることに注意しなければならない。農民の生活は都市勤労者に比べ相対的に劣悪化しつつあるとみられる。

農家経済余剰　農家所得から家計費向け支出を除いた後の余剰は、一九五四年度一万二四四五円から翌一九五五年度には約三倍に著増したが、その後はまた減少し、一九五七年度には一万九一二四円となっている。「大豊作」と驚かれた一九五五年度でも一戸平均わずか三万六千円程度であり、そのほかの年では二万円を越えないのであるから、全国平均的にみると農家経済の余剰はまことに微々たるものである。なお、この統計では租税公課諸負担が計上されて

第127表　都市家計支出と農家家計支出の比較

	都市家計支出		農家家計支出		C/A	D/B	(参考)世帯人員数	
	1世帯当たり A (円)	世帯員1人当たり B (円)	1世帯当たり C (円)	世帯員1人当たり D (円)	(%)	(%)	都市世帯 (人)	農家 (人)
1952	217,932	45,688	253,715	39,458	116.4	86.4	4.77	6.43
1953	206,724	54,431	284,089	44,809	109.0	82.3	4.79	6.37
1954	276,804	57,668	302,911	48,466	109.4	84.0	4.80	6.25
1955	282,156	59,906	312,757	50,282	110.8	83.9	4.71	6.22
1956	290,772	65,050	320,261	52,433	110.1	80.6	4.47	6.18
1957	313,104	70,519	318,865	54,137	101.8	76.8	4.44	5.89
1958	333,588	74,796	323,735	55,529	97.1	74.2	4.46	5.83

〔備考〕1)　都市家計支出は総理府統計局「家計調査報告」による全都市勤労者の年間消費支出である。

2)　農家家計支出は農林省農林経済局統計調査部「農家経済調査報告」の全国1戸当たり平均家族家計費である。

3)　1957年以降は原資料の「農家経済調査」が変更されたので，それ以前とは厳密には比較できない。

4)　「農業の基本問題と基本対策参考付表」による。

いないが、これを計上すると全国平均一戸当たり農家経済余剰は微微たるものであり、ときには赤字を出すことになる（本章第三節農家の租税公課諸負担の項を参照）。

第二節　農家経済現金収支の概要

一九五九年一月から一二月までの一ヵ年間における全府県一戸当たり平均農家経済の現金収支状況を農林省の毎年実施している「農家経済調査」にもとづいて記述しよう。

農業収入　現金収入は二〇万四三八一円で（第128表参照）、前年同期に比べると二万七一九円（一一・三%）の増となっている（前年の数字は本年鑑第三二集一〇八ページ以下参照）。農業収入の主軸をなす稲作収入をみると、前年の八万八四八七円に対し九万八四六六円である。これは第一に一九五九年産米が前年を五〇万八千トン（三・四%）上回る一二五〇万トンの生産高をあげ従来の米作記録を破ったこと、第二に米の自由販売価格は低落したが政府買入れ価格が横ばい状態にあり、自由販売量も増加したが政府売渡し量がそれ以上に増加したことによっている。政府売渡しと自由販売の両者を含めて、米の商品化率が増加しているのである。

麦作収入も前年度の九四一五円に比べ増加した。その他の農業収入も農産物価格が横ばい状態のものが多かったため同様に増加した。

農外収入　これに対して自営兼業における農外事業収入は四万二八〇一円で、前年度とほぼ同額である。労賃俸給収入を主とする農外兼業収入は一四万七八九二円で、前年の一三万三六二〇円に比べると増加している。農家の労賃俸給収入は一九五七～一九五八年の不況期でも年一〇%程度の増加をみせたが、その増勢は依然として続き、一九五九年度は前年度に比べ二〇%近く増えた。一九五九年度は大企業における雇用も増加したので、近畿地区など農家労働力と機械産業との結びつきの比較的濃厚な地帯では労賃俸給収入の増加率が目だって高まった（農林省統計調査部『農林経済四季報』第七号、一九六〇年三月刊、四ページ参照）。いずれにしろ、農家の兼業化が進み、そのなかには比較的収入の高いサラリーマン農家が増加しつつあることの反映であろう。

農家の総収入　前年の三五万九七四一円に対し本年度は三九万五〇七四円で一〇・一%の増加となり、増加率は相当に高い（前年度の増加率は三・一%）。これは前述のように、農業収入が相当に増加したうえに、労賃俸給を中心とする兼業収入が相当な率で増加したからである。

農家の総支出　農業支出は七万七五八〇円で前年度の七万四〇七一円に比べ四・七%の増にとどまった。これは農業生産手段の価格が一九五七年末以来低落傾向を続け、一九五九年四～一二月においても前年に比べ平均二・七%低下したからである（その後一九六〇年にはいって、生産手段価格は高騰に転じた）。たとえば肥料費は前年の二万三〇七三円に対し本年は二万二三二円とわずかながら減少している。

農外支出（自営業その他に要する経費）は前年度と大差ない。租税公課諸負担は二万五七一二円で、前年の二万四八〇一円に比べ微増した。更に家計支出は二一万〇八七〇円で、前年の一九万五九七二円に比べ一万四八九八円（七・六%）増大した。これは前年の増加率二%に比べるとかなりの増加というべきである。

こうして農家の支出合計は三三万二七八三円、これは前年の三一万三三〇三円に比べると一万九四八〇円（六・一%）増である。農家総収入の増加率に比較すれば総支出の増加率は低い。

農家経済の収支差引き　総収入から総支出を差引いた残額、いわゆる経済余剰は六万二二一九一円で、前年度の四万六四三八円に比べると一万五八五三円の増加となった。このように農家経済がこの一ヵ年間に黒字を記録したのは、前述のとおり、(1)米価の横ばい状態のもとにおける生産増大を主軸とし、その他の農産物価格が比較的安定しつづけたことから生ずる農業収入の増加、(2)労賃俸給収入

第128表　農家経済現金収支概要（全府県平均農家1戸当たり）

（単位　円）

年月＼項目	農業収入 稲作 計	稲作 内政府売	麦作	その他	計	農外事業収入	事業以外の収入 計	内労賃俸給	収入合計	農業支出 計	内肥料	農外支出	租税公課諸負担	家計支出	支出合計	収支差引
1959. 1	3,413	1,645	75	6,619	10,107	3,218	10,833	8,122	24,158	4,299	877	1,494	1,912	16,841	24,546	△ 388
2	2,424	655	97	6,263	8,784	3,804	10,039	8,168	22,627	4,508	1,132	1,710	2,234	16,165	24,617	△1,990
3	2,872	605	178	8,002	11,052	4,889	15,813	12,212	31,754	7,773	2,851	2,631	3,583	19,724	33,711	△1,957
4	1,719	11	35	4,081	5,835	3,345	11,621	9,164	20,801	5,131	1,423	1,180	1,793	17,410	25,514	△4,713
5	1,861	5	66	4,972	6,899	2,851	10,223	8,637	19,973	6,744	2,323	1,148	1,289	14,344	23,525	△3,552
6	1,842	1	1,541	8,111	11,494	2,345	12,492	10,424	26,331	7,773	3,000	1,225	1,503	13,633	24,134	2,197
7	10,820	9,033	4,721	7,631	23,172	2,702	11,733	9,939	37,607	7,702	2,330	1,217	2,400	15,924	27,243	10,364
8	4,685	2,946	3,121	8,106	15,912	3,347	10,404	8,966	29,663	6,214	1,705	1,302	1,858	17,397	26,771	2,892
9	10,054	7,936	723	7,801	18,578	3,325	9,759	8,295	31,662	4,983	994	1,302	1,522	15,650	23,457	8,205
10	22,507	20,394	170	11,035	33,712	3,483	11,179	8,919	48,374	6,044	1,381	1,542	1,904	18,109	27,599	20,775
11	16,898	14,691	151	9,692	26,741	3,678	10,388	8,752	40,807	6,747	1,796	1,594	1,935	17,548	27,824	12,983
12	19,371	16,153	139	12,585	32,095	5,814	23,408	19,631	61,317	9,662	2,510	2,276	3,779	28,125	43,842	17,475
計	98,466	74,075	11,017	94,898	204,381	42,801	147,892	121,229	395,074	77,580	22,322	18,621	25,712	210,870	332,783	62,291

〔備考〕 1）農林省統計調査部調べ。
2）△はマイナスを示す。
3）内政府売は予約前渡金の受領額を含む。

がこの数年来と同様に増加したこと、(3)その割に農業生産手段の価格が上がらず、また農家も農機具を除いては生産手段の購入をさしひかえていること、等の諸原因によるものである。

ここで注意せねばならぬことは、右は全国平均一戸当たりの、現金収支概況であり、これを地域別階層別にみると収支各項目や収支差引きは相当な変化がある、ということである。また、右の数字が一～一二月の暦年集計であり、もし四～三月の年度間集計を行なうとすれば、租税公課諸負担の関係で経済余剰は減少せねばならぬ、ということである。

農家の貯蓄　最後に、農家経済余剰は主として何にふり向け使用されたか、の問題にふれておきたい。本年度の農家の家計支出の内部に立ち入ってみると、テレビや家具什器など耐久消費材購入が増加しつつあるのが一つの特徴である（前掲『農村経済四季報』第七号、八ページ参照）。特にそれは兼業農家の多い地帯において顕著で、農村生活の近代化・都市化の物質的基礎をなすものであろう。しかし、所得の増大ほどに家計費がそれほどの増加をみせない反面、農家の貯蓄は伸びている。右の『四季報』はこの点について――

「この増加した経済余剰は、その七八％が貯蓄に向けられており（三二年度五九％、三三年度六四％、いずれも四～一〇月間）、増加所得の過半が貯蓄に充当されたかたちになっている。所得ないし経済余剰に対する貯蓄の割合は、年に上昇の一途をたどっており、農家の貯蓄意欲が非常に根強いことがうかがわれる。……三四年九月末の預貯金残高は、一戸当り一二万七千円を示し、前年同月より二七％にのぼる増加で、三三年九月末の増加率（前年同月比一八％）をさらに大きく上回っている」（八～九ページ）。

これらの預貯金は主として農協に集中しているが、逆に農協の農家への貸出しは、その増勢がゆるやかで、組合金融は緩和し、いわゆる農協余裕金は一二月末現在で四〇五〇億円の巨額に達したことは注目されねばならない。

第三節　農家の租税公課諸負担

農家経済と租税公課諸負担　一九五八年度（一九五八年四月一日より一九五九年三月三一日までの一ヵ年）の農家経済収支は、米を中心とする生産の増大、果実や畜産物の著しい生産伸張にかかわらず、マイナス一万〇七一〇円を記録した（注・第129表参照）。前年度の赤字一万三〇五五円に比べると赤字は若干減少したが、「豊作」といわれたこの年でもなお経済余剰が残らなかったことは注目され

第129表　農家経済の概要
（全国平均1戸当たり総額）
（単位　円）

種目	総額	内現金（含減価償却費）
農業収入	301,157	197,664
農業必要経費	109,438	106,611
農業所得	191,719	91,053
農外収入	168,801	163,927
農外支出	20,709	20,473
農外所得	148,092	143,454
農家所得	339,811	234,507
税引所得	313,025	207,810
家族家計費	323,735	201,692
農家経済余剰または不足	△10,710	6,118

〔備考〕「昭和33年度農家租税公課諸負担調査報告」による。

てよい。この農家経済の赤字は租税公課諸負担と密接な関係があるこというまでもない。

（注）農林省の「農家経済調査」（全国五四三三戸）の一戸当たり平均を示す。なお、以下の記述は統計調査部『昭和三三年度農家租税公課諸負担調査報告』（一九六〇年二月刊）による。

一九五八年度の農家経済を前年度と比較してみると、農業収入三・七％、農業必要経費二・七％といずれも増加し、農業所得は四・三％増えた。しかし農外所得はわずか〇・一％の微増で、結局農家総所得は二・四％の増となったのであるが、租税公課諸負担も三・五％増えたので税引所得でみると二・四％増となり、家計費が一・五％増大したため、一九五七年度の赤字一万三〇五五円に対し、本年度は一万〇七一〇円の赤字となったのである。

では本年度の租税公課諸負担を前年度と比較しつつ概観してみよう（第130表）。総額においては前年に比べ九一一円の増であるが、内訳をみると国税と道府県税が減ったほか、他はすべて増額となっている。そして農家総所得に対する負担率は前年度の七・七％に対し七・九％と増大している。増額の著しいのは固定資産税で、農家総負担額の二六・九％を占めるにいたった。この固定資産税が中心となって市町村民税が重く農民の肩にのしかかっているわけである。

所得階層別にみた農家経済と租税公課諸負担　第131表は農家の所得階層別に農家経済の状態と租税公課諸負担の動向を表示したものである。これにより次の事実が明らかである。

㈠　所得四〇万円以下の階層はすべて経済収支の赤字を記録し、その赤字は階層が下がるほど大きくなっている。調査戸数の割合からみると、全農家の六六％が赤字農家で、黒字農家（所得四〇万円以上）は全体の三四％にすぎない。もっともこれを前年の一九五二年度に比べると、状態はいくらか好転している。すなわち一九五二年度においては、赤字農家の割合は実に八三％を占め、所得五〇万円以下の農家はすべて経済収支のマイナスを記録したからである。

㈡　農家所得はどの程度に家計費を充足しているか（家計充足度）をみると、三〇～四〇万円以上の階層で初めて所得が家計費をまかない、それ以下はいずれも家

第130表　租税公課諸負担の状況（1958年）

項目		農家負担額 金額（円） 1958年	1957年	構成比（％） 1958年	1957年	農家総所得に対する負担率（％） 1958年	1957年	農家現金総所得に対する負担率（％） 1958年	1957年
租税公課諸負担	国税	2,985	3,114	11.2	12.0	0.8	0.9	1.3	1.4
	道府県税	700	722	2.6	2.8	0.2	0.2	0.2	0.3
	市町村税	12,360	12,030	46.1	46.5	3.7	3.6	5.3	5.4
	うち 市町村民税	2,627	2,657	9.8	10.3	0.8	0.8	1.1	1.2
	うち 固定資産税	7,205	6,829	26.9	26.4	2.2	2.1	3.1	3.1
	租税負担	16,045	15,866	59.9	61.3	4.7	4.7	6.8	7.1
	公課諸負担	10,741	10,009	40.1	38.7	3.2	3.0	4.6	4.5
	計	26,786	25,875	100.0	100.0	7.9	7.7	11.4	11.6

〔備考〕「昭和33年度農家租税公課諸負担調査報告」による。

第131表　農家所得階層別にみた農家経済と租税公課諸負担（全国，１戸当たり平均）

項目＼所得階層別	農家	10万円未満	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25～30万円	30～40万円	40～50万円	50～70万円	70万円以上
調査戸数割合	% 0.2	% 1.7	% 4.8	% 9.9	% 13.4	% 13.2	% 22.8	% 15.2	% 13.1	% 5.7
農業収入	円 195,710	円 136,472	円 148,785	円 190,853	円 245,815	円 293,151	円 362,359	円 451,806	円 577,407	円 834,978
農業必要経費	305,877	81,626	65,079	79,046	93,368	109,258	132,247	159,157	203,070	290,991
農業所得	110,167	54,846	83,706	111,807	152,447	183,893	230,112	292,649	374,337	543,987
農外所得	6,518	19,611	45,160	64,100	73,750	90,370	117,077	153,158	205,681	355,264
農家総所得	116,685	74,457	128,866	175,907	226,197	274,263	347,189	445,807	580,018	899,251
租税公課諸負担 国税	—	1,194	98	110	355	975	1,216	3,629	8,792	19,082
道府県税	125	352	249	398	407	475	690	986	1,424	2,500
市町村税	5,380	6,016	6,229	7,439	9,284	11,056	13,648	17,636	24,142	32,996
租税小計	5,505	7,562	6,576	7,947	10,046	12,506	15,554	22,251	34,358	54,578
公課諸負担	1,660	4,053	4,256	5,314	6,599	7,863	10,900	14,256	18,873	24,504
計	7,165	11,615	10,832	13,261	16,645	20,369	26,454	36,507	53,231	79,082
家計費	206,518	187,688	191,424	216,076	254,613	297,448	341,390	400,033	483,373	594,262
農家経済余剰または不足	△330,368	△124,846	△73,390	△53,430	△45,061	△43,554	△20,655	9,267	43,414	225,907
農家所得に対する租税公課諸負担率 国税	% —	% 1.6	% 0.1	% 0.1	% 0.2	% 0.3	% 0.4	% 0.9	% 1.5	% 2.1
道府県税	—	0.5	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3
市町村税	—	8.1	4.8	4.2	4.1	4.2	3.9	3.9	4.2	3.7
租税小計	—	10.2	5.1	4.5	4.5	4.6	4.5	5.0	5.9	6.1
公課諸負担	—	5.4	3.3	3.0	2.9	2.8	3.1	3.2	3.3	2.7
計	—	15.6	8.4	7.5	7.4	7.4	7.6	8.2	9.2	8.8
農家所得に対する家計費充足率	—	39.7	67.3	81.4	88.8	92.2	101.6	111.4	119.9	151.3
農業所得による家計費充足率	—	29.2	43.7	51.7	59.9	61.8	67.4	73.2	77.4	91.5

〔備考〕「昭和33年度農家租税公課諸負担調査報告」による。

計費が所得を上回っている。また所得階層が下がるにしたがって，この充足度は低下している。所得が家計費を下回る農家数は全調査農家の四三％に達していることは注目されねばならない。更に農業所得の家計費充足度をみると，右に述べたことはいっそう顕著である。たとえば七〇万円以上層でも，農業所得は家計費の九一％にすぎず，一〇万円以下層になるとこの比率は二九・二％となっている。要するに，わが国の農家の大部分は農業所得だけでみずからの家計を立てえないこと，所得が三〇万円以下の農家はその家計を所

得によってまかないえないこと、が示されている。

㈢　租税公課諸負担額を所得階層別にみると、一〇～一五万円階層が最低で（一万〇八三二円）、階層が上がるにしたがって当然に負担額も増えている。一〇万円未満階層は、一〇～一五万円層より若干多い。国税、地方税の税種別にみてもこの傾向は貫ぬかれている。しかし負担率（総所得に対する負担額の比率）でみると、最下層（一〇万円未満層）が一五・六％で最高、これに対し五〇～七〇万円層が九・二％、七〇万円以上層が八・八％と逆に低くなり、最低率は二〇～二五万円層である。このように負担率は所得の大小に比例していない。

税種別に右の関係を観察すると、国税だけは所得階層の上がるにしたがい負担率が高くなっているが、市町村民税と公課諸負担の負担率は所得階層の上下に対し逆進的傾向を示している（これは、こ数年、毎年の調査によって明らかになっている傾向である）。

所得階層別税種別農家負担　第132表によって税種別、租税と公課諸負担別に農家の負担をみると次のようである。

㈠　租税と公課諸負担の構成比は、全国一戸当たり平均では前者五九・九％に対し後者四〇・一％であるが、これを所得階層別にみ

第132表　所得階層別にみた国税，地方税および公課諸負担（全国，1戸当たり平均）

項目＼所得階層別	農家	10万円未満	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25～30万円	30～40万円	40～50万円	50～70万円	70万円以上
実額（円） 国税	—	1,194	98	110	355	975	1,216	3,625	8,792	19,082
実額（円） 地方税	5,505	6,368	6,478	7,837	9,691	11,531	14,338	18,622	22,566	35,496
実額（円） 租税負担（計）	5,505	7,562	6,576	7,947	10,046	12,506	15,554	22,251	34,358	54,578
比率（％） 国税	—	15.8	1.5	1.4	3.6	7.8	7.9	16.3	34.3	35.1
比率（％） 地方税	100.0	84.2	98.5	98.6	96.4	92.2	92.1	83.7	65.7	64.9
比率（％） 租税負担（計）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実額（円） 租税	5,505	7,562	6,576	7,947	10,046	12,506	15,554	22,251	34,358	54,578
実額（円） 公課諸負担	1,660	4,053	4,256	5,314	6,599	7,863	10,900	14,256	18,873	24,504
実額（円） 租税公課諸負担（計）	7,165	11,615	10,832	13,261	16,645	20,369	26,454	36,507	53,231	79,082
比率（％） 租税	76.8	65.1	60.7	59.9	60.4	61.4	58.8	61.0	64.6	69.1
比率（％） 公課諸負担	23.2	34.9	39.3	40.1	39.6	38.6	41.2	39.0	35.4	30.9
比率（％） 租税公課諸負担（計）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

〔備考〕「昭和33年度農家租税公課諸負担調査報告」による。

ると、最低所得層ではこの比率がそれぞれ六五・一％対三四・九％、最高所得階層（七〇万円以上）では六九・一％対三〇・九％となっている。このように、最低と最高の所得階層では、総負担中租税の占める比重が高くなっており、中間層では租税の占める比重が低くなっている。

㈡　租税を国税と地方税とに分けてその構成比をみると、全国一戸当たり平均では国税一八・六％に対し地方税八一・四％となっているが、階層別では、二五万円以下の各階層農家では（一〇万円未満層を除いて）国税は四％にも満たず、租税の大部分は地方税としてとられていることがわかる。これ対して五〇～七〇万円、七〇万円以上の所得層になると、国税は三四～三五％となりその比重は高まっている。

以上要するに、農家負担の構成は、一般に租税と公課諸負担では前者の比重が大きく、租税では国税より地方税の比重が大きい。これを所得階層別にみると、低所得層ほど租税より公課の比重が大きく、国税より地方税の比重が大きい、という傾向が看取される。

経営形態別にみた農家経済と租税公課諸負担　農業経営形態別に全国一戸当たり平均の農家経済と租税公課諸負担をみると次のとおりである（第133表）。

㈠　農家経済収支の決算をみると、経済余剰を残しているのは米一毛作と米麦二毛作経営だけであり、他はいずれも赤字である。特に野菜作経済の赤字は最大（四万三九四二円）である。一般に野菜、養蚕、酪農など、戦後急速に生産の伸びてきた商業的農業経営に赤字が大きく、直接にしろ間接にしろ統制下にある米麦作経営は黒字を出すという対照が示されている。しかし農家の所得や家計費などをみると、米作、米麦作農家が経済的に最も恵まれているとはいえない。家計支出の最大のものは、最大の赤字を記録した野菜作経営であった。また農家総所得の最大のものは果樹作経営である。これに対し普通畑作経営では総所得も家計費も最小である。

更に家族一人当たり家計費をみると、最高は野菜作経営で、これに次いで果樹作、米作の順となり、養蚕や田畑作および普通畑作経営は小さくなっている。特に普通畑作は四万七四九九円であるから一ヵ月一人の生活費は平均四千円にも満たない。

㈡　租税公課諸負担は米一毛作経営が最高（三万四九一五円）、次いで果樹作、野菜作、酪農、米麦二毛作の順となっている。普通畑作経営の負担は最も少ない。負担率をみると、養蚕経営が最高で九・〇％、これに次いで酪農、米一毛作、野菜作、米麦二毛作経営の順となっている。更に負担率を租税と公課諸負担に分けて観察すると、租税負担率の最高は野菜経営（五・七％）、次いで米一毛作、養蚕経営となり、最低は普通畑作経営である。またこれを国税と地方税に分けてみると、国税負担率の最高は野菜作で一・五％、次いで米麦二毛作、果樹作、米一毛作の順で、最低の養蚕、酪農、田畑作の〇・六％と相当の開きがある。地方税は養蚕経営が最高で五・〇％、米一毛作と酪農経営がこれに次いで高く、普通畑作農家が最低である。公課諸負担の負担率では、養蚕経営と酪農経営が最高（三・四％）、最低は野菜作経営である。

年次別にみた負担率　一九五四年度から一九五八年度までの農家の租税公課諸負担の推移をみると次のとおりである（この調査が開始された一九四九年度から現在まで、一九五二年と一九五七年に調査の対象と方法が変更されたので、年度別比較は厳密にはできないが、大体の推移はたどることができよう）。

まず全国一戸平均でみると、租税公課諸負担総額は、一九四九年の二万八七七三円から翌一九五〇年には二万一八三〇円に大幅に減少したが、これはシャウプ税制改革の結果である。その諸負担額は

第133表　農業経営形態別にみた農家経済と租税公課諸負担（全府県，1戸当たり平均）

項目 ＼ 農業経営形態別	米一毛作	米麦二毛作	畑を加味する田作	田畑作	普通畑作	野菜作	果樹作	養蚕	酪農
経営耕地面積	反 12.6	反 8.4	反 10.1	反 9.9	反 9.5	反 10.9	反 11.4	反 11.4	反 12.7
農業収入	円 402,190	円 339,345	円 311,036	円 298,471	円 256,696	円 480,277	円 550,965	円 361,844	円 519,643
農業経費	124,249	120,382	106,731	104,123	95,037	170,125	248,429	141,994	222,700
農業所得	277,941	218,963	204,305	194,348	161,659	310,152	302,536	219,850	296,943
農業必要総所得	132,245	157,516	132,693	124,240	132,040	103,373	123,033	99,544	86,449
農業外所得	410,186	376,479	336,998	318,588	293,699	413,525	425,569	319,394	383,392
租税公課諸負担	3,617	5,063	2,198	1,862	2,025	6,277	5,180	1,797	2,381
国税	640	552	431	396	426	554	723	496	533
道府県税	18,407	13,834	13,103	11,863	9,218	15,832	16,391	15,246	17,113
市町村税	22,922	19,583	15,944	14,285	11,851	23,620	22,850	17,756	20,400
租税負担(計)	11,993	11,289	10,379	8,979	8,454	10,440	11,717	10,893	12,928
公課負担計	34,915	30,872	26,323	23,264	20,305	34,060	34,567	28,649	33,328
家計費	365,806	338,433	331,438	309,728	287,369	423,407	395,265	326,270	366,146
農家経済余剰または不足	9,465	7,174	△20,736	△14,404	△13,975	△43,942	△4,263	△35,525	△16,082
農家経済余剰または不足に対する租税公課負担	% 0.9	% 1.3	% 0.6	% 0.6	% 0.7	% 1.5	% 1.2	% 0.6	% 0.6
国税	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	0.3	0.2	0.2
道府県税	4.5	3.7	3.9	3.7	3.1	3.8	3.9	4.8	4.5
市町村税	5.6	5.2	5.4	4.5	4.0	5.7	5.4	5.6	5.3
租税負担(計)	2.9	3.0	2.7	2.8	2.9	2.5	2.7	3.4	3.4
公課負担計	8.5	8.2	7.8	7.3	6.9	8.2	8.1	9.0	8.7
農業所得に対する公課負担	22,058	26,067	20,228	19,631	17,016	28,454	26,538	19,285	23,381
（参考）1人当たり家計費	59,772	57,950	54,335	51,364	47,499	34,055	63,445	51,953	55,225

〔備考〕「昭和33年度農家租税公課諸負担調査報告」による。

漸減傾向をたどり、一九五二年度二万五五六六円、一九五三年度二万五九〇〇円、一九五四年度二万七九一〇円となったが、一九五五年度は大豊作で所得税も高くなり三万一四四一円となった。その翌年度は三万一一八〇円、一九五七年度二万五八七五円、一九五八年度二万六七八六円と推移した。これを農家総所得に対する負担率で表示すると第134表の示すとおりである。負担率は一九四七年の一八・九%を最高に以後年々低下し、一九五七年度七・七%、一九五八年度七・九%となっている。一九五〇年のシャウプ税制改革の結

第134表　農家の負担率の年次別推移

(%)

所得階層	1954年度	1955年度	1956年度	所得階層	1957年度	1958年度
10万円未満	12.9	16.9	22.9	10万円未満	16.5	15.6
10～15万円	8.2	8.5	9.9	10～15万円	8.2	8.4
15～20万円	7.9	7.5	8.4	15～20万円	7.4	7.5
20～25万円	8.3	7.7	8.6	20～25万円	7.4	7.4
25～30万円	8.2	8.1	8.6	25～30万円	7.5	7.5
30～40万円	8.6	8.7	8.8	30～40万円	8.1	7.6
40～50万円	9.8	9.5	9.3	40～50万円	8.3	8.2
50万円以上	10.7	11.1	10.1	50～70万円	9.0	9.2
				70万円以上	9.4	8.8
平　　均	9.2	8.9	9.3	平　　均	7.7	7.9

〔備考〕 前掲資料より作成，負担率とは$\frac{\text{租税公課諸負担額}}{\text{農家総所得額}}$である。

きくしたのであるが、農林省の同報告書はこれに関して次のように述べている。

「……国税の軽減テンポは上層農家ほど大きく、地方税、公課諸負担の増大テンポは、逆に下層農家ほど大きくなっている。これは国税の軽減は零細所得なるが故に、もともと所得税を課されないか、また賦課されても少額な場合は、その絶大な恩典も、その影響は零細所得階層農家には少なく、他方、増徴された地方税等は、人頭割あるいは、物件課税を主とし、所得の大小に関係が少ないことから、零細所得階層農家ほど、その影響は大であるからである。このことは農家の階層別租税公課諸負担における負担率に端的に反映している。……この傾向は三二年度、三三年度においても著明であり。そして三三年度は最低階層の一〇万円未満農家は一五・六%、上層農家層の五〇～七〇万円層農家では九・二%となり、中間層は各階層とも殆んど差のない負担率をしめし七・五%前後にとどまりもっとも低位となっている。これらを要するに、農家の租税公課諸負担は、現行税制における国税の後退と地方税の増加傾向が、より強まれば強まるほど、農家の階層別は不均衡な負担を課することを意味しており、三三年度においてもこの傾向は依然として変りはなく、零細所得階層農家に相対的に重い負担を課しているといえよう」（前掲報告書三一ページ）。

果、農家の所得税負担は相当に軽減され、その後の税制改正もその線にそって行なわれた。一方、これと同時に行なわれた地方公共団体、特に市町村の財源拡充により農家の地方税負担は急激に増大し、特に一九五三年以降、市町村税と公課諸負担が増加した。このことは農家の階層間の負担率の格差を大

第四節　農民の栄養摂取状況

農民の栄養摂取量　農林省の実施している「農民栄養調査」（注）によって、一九五八年度の農民栄養状態をしるすことにする。

（注）　農民栄養調査の結果は、農林省統計調査部編『農林水産月報』に毎月発表されている。ここでは、(1)農民栄養摂取量月別比較、(2)世帯員数と主要食品消費量、(3)食品群別摂取栄養量および価額の三つの統計がかかげられる。このほか、一ヵ年分を集計整理して、年一回ずつ同じ統計調査部から報告書が刊行されている。また、一九五八年度の調査結果の解説としては、我

第135表　農民の摂取栄養量（全国平均1人1日当たり）

区分＼栄養素	熱量 Cal	蛋白質 g	脂肪 g	カルシウム mg	食塩 g	ビタミンA I. U.	ビタミンB_1 mg	ビタミンB_2 mg	ビタミンC mg
植物性食品	2,152.0	52.97	12.37	288	18.58	2,758	1.12	0.57	91.38
動物性食品	87.6	12.78	4.15	70	0.58	155	0.08	0.14	0.69
合計	2,239.6	65.75	16.52	358	19.16	2,913	1.20	0.71	92.07
参考 日本人平均栄養基準量	2,180.0	73.00	30.00	1,000	13.00	3,700	1.20	1.20	60.00
参考 同上に対する割合	102.7	90.1	55.1	35.8	147.4	78.7	100.0	59.2	153.5

〔備考〕　農林省「農民栄養調査」による。以下の表も同じ。

孫子亮一「農民栄養の現状と問題点」（時事通信『農林経済版』一九六〇年五月一一日発行、第四三五五号）がある。以下の記述はこれらの資料、解説を利用した。

日本人平均栄養基準量に比べ、農民の栄養摂取はどの程度のものかをみると（第135表）、ビタミンC、食塩は農民のほうが相当に多量にとっているが、熱量とビタミンB_1は基準量とほぼ同量である。これ以外の栄養素の摂取量はすべて農民のほうが少なく、ことに、カルシウム、脂肪、ビタミンB_2はきわめて少ない。蛋白質も基準量より一〇%ほど少なく、その内容をみても、動物蛋白の基準比率は全蛋白中の三〇%とされているのに、農家の場合それは一九・四%にすぎない。このような傾向は今年に限ったことではなく、農民の食事が主穀偏重で動物性蛋白、脂肪、カルシウム等の摂取に著しく不足していることを示している。これを次に食品群別にみよう。

食品群別栄養摂取量　第136表によっても明瞭なように、農民の消費する食料はまず第一に穀類、次に野菜類といも類で、これらの自給性の濃い農産物から、熱量、植物性蛋白質、脂肪、ビタミン類を摂取していることがわかる。食塩はやはり野菜の漬物と味噌醤油等の調味料からとっている。動物蛋白と脂肪の給源である肉、卵、乳や魚貝類の摂取量は、数年前に比べるとやや増加する傾向にある

第136表　農民の食品群別年度別消費数量
（全国平均1人1日当たり）

（単位　グラム）

食品群＼年度別	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年
穀類	552	551	550	529	529
いも類	125	130	128	111	117
豆類	12	12	17	11	11
緑黄色野菜類	55	57	59	56	56
その他野菜，漬物類	254	255	248	250	239
果実類	30	37	43	38	42
海草，乾物類	3	2	2	3	2
魚貝類	49	49	46	55	53
肉，卵，乳類	23	27	30	27	34
加工食品類	13	14	16	17	22
調味料	83	83	83	85	87
嗜好品類	24	25	27	30	30

第137表　農民と市民の摂取栄養量の比較（全国平均1人1日当たり）

栄養素区分 ＼ 年度	熱量		蛋白質		脂肪		参考 動物性蛋白質		参考 動物性蛋白質の割合	
	農民 (Cal)	市民 (Cal)	農民 (g)	市民 (g)	農民 (g)	市民 (g)	農民 (g)	市民 (g)	農民 (%)	市民 (%)
1954年度	2,253.8	2,010.0	64.61	69.00	15.47	23.60	10.08	24.40	15.6	35.4
1955 〃	2,222.5	2,025.0	65.54	70.20	16.03	22.80	10.49	25.30	16.0	36.0
1956 〃	2,309.0	2,034.3	66.30	69.80	16.34	24.30	10.84	25.40	16.3	36.4
1957 〃	2,217.8	2,089.0	64.55	69.60	15.94	21.90	12.23	23.20	18.9	33.3
1958 〃	2,239.6	2,118.1	65.75	70.10	16.52	23.70	12.78	23.80	19.4	34.0

〔備考〕　市民の数値は厚生省「国民栄養調査（消費者世帯）」による。

が、また加工食品、嗜好品、調味料なども同様に微増傾向をたどってはいるが、全体としての農民の栄養摂取量中に占めるこれらの給源の比重はなお著しく小さい。

農民の栄養摂取の特徴の一つは季節的な変化である。農業労働過程は、異質的労働が繁閑の季節性をもって継起し、しかもその多くが戸外の重筋労働であることを特徴としている。この労働過程の特徴に応じて栄養摂取が行なわれておれば、労働力の再生産も健全に行なわれるのであるが、月別の栄養摂取状況をみると、実態は必ずしもそうではない。すなわち、五～六月の田植え、一〇～一一月の稲刈り作業を中心とする繁忙期に最も必要とされる熱量と蛋白質は、逆に農閑期の一二月に最も多量に摂取されている。また春季の農繁期においては秋季のそれに比べより多量の労働が投下されるにかかわらず、栄養摂取は逆に秋季のほうが多い。農繁期の婦人労働の過重や農村古来の食習慣が、いまなお労働に応じた合理的食品摂取をさまたげているのである。

農民と市民の栄養摂取比較　次に農民と都会の市民との栄養摂取を比較した第137表をみよう。熱量では農民のほうが都会の市民より多いが、蛋白質と脂肪では市民のほうが多い。ことに動物性蛋白質になると農民は市民のかろうじて半分程度である。この数年、農民の食事内容が質的に向上してきたことは事実としても、なお都市農村間の格差には著しいものがある。